

平成29年9月定例会

総 務 委 員 会

予算決算委員会（総務分科会）

会 議 録

長 崎 県 議 会

目 次

（委員間討議）

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、審査事件	1
4、経過	
《委員会》	
審査内容等に関する委員間討議（協議）	1

（第1日目）

1、開催日時・場所	3
2、出席者	3
3、審査事件	4
4、付託事件	4
5、経過	
《委員会（警察本部審査）》	
警務部長総括事項説明	5
議案に対する質疑	6
議案に対する討論	7
決議に基づく提出資料の説明	7
陳情審査	7
議案外所管事項に対する質問	10
《委員会（出納局・各種委員会事務局審査）》	
人事委員会事務局長所管事項説明	27
労働委員会事務局長所管事項説明	27
決議に基づく提出資料の説明	27
議案外所管事項に対する質問	28

（第2日目）

1、開催日時・場所	31
2、出席者	31
3、経過	
《分科会（文化観光国際部審査）》	
文化観光国際部長予算議案説明	31
文化振興課長補足説明	32
国際観光振興室長補足説明	33
予算議案に対する質疑	33
予算議案に対する討論	47
《委員会（文化観光国際部審査）》	
文化観光国際部長総括説明	48
議案に対する質疑	50
議案に対する討論	52
決議に基づく提出資料の説明	53

陳 情 審 査	5 3
議案外所管事項に対する質問	5 4
長崎県端島の歴史認識に関する意見書審査	7 7
核兵器禁止条約への参加を求める意見書審査	7 9
《分科会（危機管理監審査）》	
危機管理監予算議案説明	8 1
危機管理課長補足説明	8 2
予算議案に対する質疑	8 4
予算議案に対する討論	8 6
《委員会（危機管理監審査）》	
危機管理監所管事項説明	8 6
決議に基づく提出資料の説明	8 7
陳 情 審 査	8 8
議案外所管事項に対する質問	8 8

（第3日目）

1、開催日時・場所	9 9
2、出席者	9 9
3、経過	
《分科会（企画振興部審査）》	
企画振興部長予算議案説明	1 0 0
予算議案に対する質疑	1 0 0
予算議案に対する討論	1 0 0
《委員会（企画振興部審査）》	
企画振興部長総括説明	1 0 0
議案に対する質疑	1 0 3
議案に対する討論	1 0 4
決議に基づく提出資料の説明	1 0 4
政策企画課企画監補足説明	1 0 4
まちづくり推進室長補足説明	1 0 6
陳 情 審 査	1 0 8
議案外所管事項に対する質問	1 0 9
九州新幹線西九州ルートの整備促進に関する意見書審査	1 5 1
参議院議員選挙制度改革に関する意見書審査	1 5 2
《分科会（総務部審査）》	
総務部長予算議案説明	1 5 3
予算議案に対する質疑	1 5 3
予算議案に対する討論	1 5 3
《委員会（総務部審査）》	
総務部長総括説明	1 5 3
税務課長補足説明	1 5 5
管財課企画監補足説明	1 5 6
条例・事件議案に対する質疑	1 5 7
条例・事件議案に対する討論	1 5 7
総務部長諮問議案説明	1 5 7
人事課長補足説明	1 5 7

諮問第1号に対する質疑	160
諮問第2号に対する質疑	160
諮問議案に対する討論	161

(第4日目)

1、開催日時・場所	163
2、出席者	163
3、経過	
《分科会（企画振興部審査（衆議院議員選挙等関係補正予算））》	
企画振興部長予算議案説明	163
市町村課長補足説明	164
予算議案に対する質疑	165
予算議案に対する討論	173
《委員会（総務部審査）》	
決議に基づく提出資料の説明	174
管財課企画監補足説明	174
陳情審査	175
議案外所管事項に対する質問	175
審査内容報告及び委員会運営に関する委員間協議	190
4、審査結果報告書	191

(配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料（追加1）
- ・委員会関係議案説明資料（追加2）
- ・委員会関係議案説明資料（追加3）
- ・委員会関係議案説明資料（追加4）

委員間討議

1、開催年月日時刻及び場所

平成29年9月12日

自 午前11時16分

至 午前11時24分

於 第1別館第1会議室

2、出席委員の氏名

委員長	吉村 洋 君
副委員長	大場 博文 君
委員	田中 愛国 君
〃	小林 克敏 君
〃	徳永 達也 君
〃	山田 朋子 君
〃	川崎 祥司 君
〃	前田 哲也 君
〃	友田 吉泰 君
〃	山本 啓介 君
〃	坂本 浩 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、審査の経過次のとおり

— 午前11時16分 開会 —

【吉村(洋)委員長】ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、小林委員、坂本浩委員のご両人をお願いいたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたします。

本日の委員会は、平成29年9月定例会における本委員会の審査内容を決定するための委員間討議であります。

それでは、審査方法について、お諮りをいたします。審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまより、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時18分 休憩 —

— 午前11時23分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者に正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって本日の総務委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

— 午前11時24分 閉会 —

第 1 目 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成29年 9月26日

自 午前10時 1分
至 午後 1時43分
於 第1別館第1会議室

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	吉村 洋 君
副委員長(副会長)	大場 博文 君
委 員	田中 愛国 君
〃	小林 克敏 君
〃	徳永 達也 君
〃	山田 朋子 君
〃	川崎 祥司 君
〃	前田 哲也 君
〃	友田 吉泰 君
〃	山本 啓介 君
〃	坂本 浩 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

警 務 部 長	壺岐 恭秀 君
首 席 監 察 官	池田 秀明 君
総 務 課 長	荒木 秀 君
広 報 相 談 課 長	田川 佳幸 君
会 計 課 長	井手 孝志 君
警 務 課 長	田尻 弘久 君
装 備 施 設 課 長	平戸 雄一 君
監 察 課 長	杉町 孝 君

教 養 課 長	近藤 邦生 君
厚 生 課 長	山上 信弘 君
留 置 管 理 課 長	塚本 松一 君
生 活 安 全 部 長	羽田 敏雄 君
生活安全企画課長	北村 秀明 君
地 域 課 長	松岡 隆 君
少 年 課 長	川口 利也 君
生 活 環 境 課 長	志岐 俊介 君
刑 事 部 長	駒田 敏郎 君
刑 事 総 務 課 長	宮崎 光法 君
捜 査 第 一 課 長	山口 善之 君
捜 査 第 二 課 長	森 広美 君
次 席 調 査 官	
組織犯罪対策課長	細田 茂則 君
交 通 部 長	秋泉 尚寿 君
交通企画課長	佐々 靖弘 君
交通指導課長	杉本 正彦 君
交通規制課長	香田 和郎 君
運転免許管理課長	式場 龍明 君
警 備 部 長	西浦 泰治 君
公 安 課 長	城下 茂 君
警 備 課 長	吉永 靖 君
外 事 課 長	川本 浩二 君

会 計 管 理 者	野嶋 克哉 君
会 計 課 長	馬場 直英 君
物 品 管 理 室 長	吉野ゆき子 君
出 納 室 長	櫻井 毅 君

監 査 事 務 局 長	辻 亮二 君
監 査 課 長	友田 卓志 君

人事委員会事務局長	寺田 勝嘉 君
職 員 課 長	松尾 康弘 君

労働委員会事務局長(併任) 寺田 勝嘉 君
調整審査課長 山田 健 君

議会事務局長 山田 芳則 君
総務課長 高見 浩 君
議事課長 篠原みゆき 君
政務調査課長 本田 和人 君

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（総務分科会）

第71号議案

平成29年度長崎県一般会計補正予算（第2号）（関係分）

第82号議案

平成29年度長崎県一般会計補正予算（第3号）

7、付託事件の件名

○総務委員会

（1）議案

第72号議案

長崎県税条例の一部を改正する条例

第73号議案

長崎県県有財産の交換、譲渡等に関する条例の一部を改正する条例

第74号議案

長崎県庁の位置を定める条例

第75号議案

長崎県手数料条例の一部を改正する条例（関係分）

第78号議案

契約の締結の一部変更について

第79号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

第80号議案

契約の締結について

諮問第1号

退職手当支給制限処分に係る審査請求に関する諮問について

諮問第2号

退職手当支給制限処分に係る審査請求に関する諮問について

（2）請願

なし

（3）陳情

- ・平成三十年度離島振興の促進に関する要望等の実現について
- ・要望書（平戸市立病院（市民病院及び生月病院）の医師確保に関する支援について 外）
- ・平成29年度要望書（長崎県の施策に関する要望について）
- ・諫早市特別要望（諫早駅周辺整備への協力と支援について）
- ・諫早市政策要望（九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の着実な整備について 外）
- ・平成29年度 長崎県の施策に関する要望・提案書
- ・要望書（幹線道路網の整備促進について 外）
- ・要望書（地域高規格道路「西彼杵道路」における長崎方面への延伸ルートの具現化について 外）
- ・県の施策に関する要望書
- ・市政に関する要望について（「長崎の夜景」の魅力向上を図る県の取組の推進について 外）
- ・北朝鮮の弾道ミサイル発射に伴う万全の措置を求める陳情書
- ・身体障害者福祉の充実に関する要望書
- ・世界遺産「軍艦島」の尊厳を護ることを求める陳情書
- ・接待飲食等営業の営業時間緩和地域の広域化

に関する要望書

8、審査の経過次のとおり

— 午前10時 1分 開会 —

【吉村(洋)委員長】 おはようございます。

ただいまから、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を開会いたします。

なお、小林委員から所用により、本委員会に出席が遅れる旨、連絡がっておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第72号議案「長崎県税条例の一部を改正する条例」ほか8件であります。

そのほか、陳情14件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を総務分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第71号議案「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部局ごとに、お手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

次に、審査内容について協議いたします。

お手元に審査内容（案）を配付いたしておりますが、各委員からの自由なご意見を賜りたく、委員会を協議会に切り替えて行うこととしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午前10時 3分 休憩 —

— 午前10時 5分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

以上をもちまして、審査内容に関する協議を終了いたします。

ほかに何かご意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ほかにないようですので、これをもちまして、委員間討議を終了いたします。

引き続き、警察本部関係の審査を行います。

これより、警察本部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、中村捜査第二課長から、本委員会を欠席し、森捜査第二課次席調査官を代理出席させる旨の届が出ておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、これより審査に入ります。

議案を議題といたします。

警務部長より総括説明をお願いいたします。

【壱岐警務部長】 おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

まず、警察本部関係の議案についてご説明をいたします前に、警察職員に対し、9月1日付けで懲戒処分を実施しております。そのご報告とお詫びを申し上げたいというふうに思います。

この事案につきましては、警察署に勤務する20代の男性事務職員が平成29年6月23日、諫早市内において、酒気を帯びた状態で自家用車を

運転する友人の車両に同乗したもので、停職6カ月といたしました。

この行動は、警察職員として言語道断でありまして、県議会をはじめ、県民の皆様に深くお詫び申し上げます。

今後、各所属長等に対する指示をさらに徹底するとともに、これまで以上に職員の信条把握、指導の徹底を図り、再発防止と県民の信頼回復に努めてまいります。

それでは、警察本部関係の議案について、ご説明をいたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第80号議案「契約の締結について」であります。

資料は、横長の総務委員会説明資料、警察本部の1ページ目をお開き願います。

これは、長崎市尾上町に整備する「新長崎警察署（仮称）」の建設工事に係る請負契約を締結しようとするものであります。

次に、議案外の報告事項について、ご説明いたします。

同じく資料の2ページ目をお開き願います。

これは、公用車による交通事故について和解が成立いたしました9件の合計182万1,293円を支払うため、8月22日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

この損害賠償金は全額保険から支払われることになっております。

また、公用車による交通事故を減少させるため、事故の発生が多い若手職員に対する新たな対策としまして、今年から警察学校の学生に対する交通事故防止研修会を実施するとともに、警察署等におきましても安全運転指導員による運転未熟者への教養や訓練を強化し、事故防止に取り組んでおります。

今後も引き続き、交通事故をはじめとする損

害賠償事案を起こすことがないように、指導を徹底してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

このほか、犯罪の一般概況について、ストーカー及び配偶者等暴力事案の認知状況について、特殊詐欺の被害防止対策について、暴力団対策について、少年非行の概況について、生活経済事犯の取締り状況について、交通事故の発生状況についてにつきまして、縦長の総務委員会関係議案説明資料に記載したとおりとなっております。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【吉村(洋)委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【川崎委員】 1点だけ、県庁舎の整備と同じことですが、地元の事業者をとにかく一生懸命使っていただいて、地元で経済効果をとということは努力を図っていただきたいと思います。数字的なことでよく承知をしておりますけれども、いわゆるWTOにかかわるような案件なのか、そうじゃなければ、いろいろ縛りが可能かと思いますが、ご所見を賜りたいと思います。

【平戸装備施設課長】 新長崎警察署の建設工事につきまして、WTOの対象工事か否かというお尋ねでございます。予定価格24億7,000万円以上の契約になりますので、WTOの対象工事でございます。

【川崎委員】 そうしますと、新県庁舎の時も随分この辺は悩ましい問題だったんです。いわゆる縛りがなかなかかけづらいというようなことです。これは受注者に対して、お願いレベ

ルかとは思いますが、そういう取組については、いかがでしょうか。

【平戸装備施設課長】当該工事は県の建築課に委任をしているわけでございますが、元請の工事受注者に対しまして、県内企業の活用を最大限図るようという要請を行うものと承知しております。

【川崎委員】要請を行うだけではですね。この総務委員会でも、この件は新庁舎のところでは随分議論をしたんです。数字もきちんと報告が来ています。県内事業者がどれだけ受注をされたのかという件数やパーセンテージ、その辺をしっかりと押さえていただいて、建築課に任されているのかもわかりませんが、情報は入手をしていただいて、この比率をいかに高めていくかということについては、しっかりと努力を最大限、最後までやっていただきたいと思いますので、これは要望にかえたいと思います。よろしくお願いします。

【吉村(洋)委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第80号議案は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】ご異議なしと認めます。

よって、第80号議案は原案のとおり、可決す

べきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【壱岐警務部長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本委員会に提出いたしました警察本部関係の資料について、ご説明をいたします。

1,000万円以上の契約状況につきましては、6月から8月までの実績は、資料に記載のとおり16件となっております。このうち、長崎県警察本部通信指令システム等用地図データベース使用許諾契約の1件を随意契約しているところであります。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【吉村(洋)委員長】以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。陳情番号30番と34番。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【前田委員】陳情書の34番について質問させていただきます。6月定例県議会でも一部質問をさせていただいたのですが、去年の風営法の改正に伴っての措置として、県警も適時、しっかり取り組んでいると思うんですけども、県内において時間の延長の許可が出ているところが長崎の銅座地区と佐世保の京町地区の2か所ということの中で、今回の陳情に上がっているように、料飲業の生活衛生同業組合、各地域のところから、その延長、営業時間の緩和につい

て声が上がっております。その際、6月定例県議会の中で私も質問させていただいたのですが、国のほうと協議をしたいというようなお考えを示されたわけですが、その後、正式にこういう陳情が上がる中で、これからの県警の取組として、この要望に関して、どういう形で対応できるのか、その考え方や、もしその対応をするということであつたら、そのタイムスケジュール等も含めて説明を求めたいと思います。よろしく願いいたします。

【志岐生活環境課長】ご質問の件につきましては、まず清浄な風俗環境の保持という点も含めまして、風営法等の関係法令の基準を満たせば、営業時間延長の許容地域の指定の拡大を図りたいという考えのもとに、現在、もう既に検討と調査に入っております。

具体的には、前回の総務委員会の時にも触れましたけれども、1平方キロメートル当たり、風俗営業とか深夜酒類提供飲食店あるいは興行場営業とか、そういったものが概ね300店舗以上あるところなんですけれども、それでは、これより狭い地域についてはどうなのか、例えば0.5キロメートル掛ける0.5キロメートルの面積で言えば0.25平方キロメートルはどうかということで、警察庁にも質疑をしましたところ、密度さえ変わらなければ狭くなくても構わないという見解をいただきました。そういった見解を踏まえて、現在、県内の主要な市を中心に調査をかけているところでございます。

今後のやり方といいますか、まずそういった広さの基準、密度の基準を満たすところがあるのかどうかといったところの結果を踏まえて、例えば、その地域が、単に飲食店だけがあるのではなくて、一つの歓楽街的な体をなしている地域かどうか、そういった点を検討、判断して

いきたいと考えております。それに加えて、当然、時間を延長することによって、営業に伴う喧騒、例えば営業所から出る騒音とか、あるいはお客が騒ぎ立てる声、こういったことによって周辺の地域に及ぼす影響があるのかないのか、あるいは青少年の健全育成上、何か悪影響がないのかどうか、こういったことも検討しなければなりません。そのためには、地域の住民の方々等の意見を聞きながら、総合的に判断をしていきたいと考えております。

タイムスケジュール的な部分につきましては、そういった点をよく判断しなければいけませんので、できるだけ早くやりたいと思いますけれども、慎重にやっていきたいと思っておりますので、すぐすぐということはなかなか難しい面もあると思いますけれども、早くやるよう努力してまいりたいと思います。

【前田委員】中央との交渉も含めて前向きに取り組んでいただいているということで、ぜひそういう調査を、料飲業の方々も協力する姿勢はあると思うので、お互い連携しながら進めていただいて、できましたら来年度、これは条例ですから、地区を追加するということになるのでしょうか、新年度、そういう手続がとれるようにしていただきたいと思っています。

ただ一方、お願いするばかりじゃなくて、生活衛生同業組合、業界のほうも、しっかりと改正法にのっとって、接待を伴うような業に対しては、申請をきちんとやってもらうということも大事だと思っていますので、そこは業界のほうも、当然求めるだけじゃなくて、しっかり責務を果たすような指導をしてもらいたいと思いますし、過去において、本来だったら、病院とか周辺地区で風営法に基づく接待業ができないところもやっている実態が多分あると思うんで

す。そういうところを今後どういうふうに適正に指導していくかということについても、業界のほうと相談をしながら、指導しながら、きちんとした申請をしていただきたいと思いますのですが、以前お話しした、申請件数がまだまだ出ていないので、申請に対する事務の対応というのは、しっかりできているというふうな理解をしていいですか。何か月も待たせるとかいうことはないような形でやっているという理解をしていいかどうか、そこだけ一言だけ。

【志岐生活環境課長】 ご質問の申請の関係につきましては、従来同様、遅れがないように、きちんとやっております。また、それに伴って、例えば、許可が遅かったとか、そういった苦情とかも、今のところ把握はしておりません。

【吉村(洋)委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【川崎委員】 30番の5ページですけれども、14の(1)と(3)について、お尋ねをいたします。

(1)は、音響式信号機が設置されていない横断歩道にも視覚障害者の皆様に資するエスコートゾーンの設置ができるようご配慮くださいという要望があります。県警の方針では、設置をしないということが記述されておりますが、まず見解をいただきたいのと、このご要望にどう対応されていくのか、お尋ねしたいと思います。

そして、続けて申し上げますが、(3)の「横断が困難な信号機の見直しについて」ということについては、音響式信号機、音響のお知らせをする装置の設置をして安全を高めていただきたいというご要望でしたが、この点についてもあわせてお尋ねをいたします。

【香田交通規制課長】 県警では、高齢者等の交

通弱者の方の交通事故防止の対策として、音響式信号機の整備というのを進めております。その関係で、音響式信号機とエスコートゾーンといいます横断歩道を安全に横断できるようなでこぼこした形ですけれども、それにつきましては現在、県警本部としては、音響式信号機とエスコートゾーンというのは別々に考えるものではないと考えておりますので、順次、そういうご要望があるところからそれぞれ整備を進めてまいる考えでおります。

エスコートゾーンの整備につきましては、今申し上げたとおり、信号機と点字ブロックとのつながりがございますので、その辺も踏まえて整備をするようにしております。

【川崎委員】 わかりました。まず1は、音響式信号機が設置されているのとエスコートゾーンはセットであるというのが県警の考え方と。今ないということであれば、それはセットで整備をする、そういった方針であると。じゃ、随時チェックをいただいて、ご要望のところがあれば対応をお願いしたいと思います。

3は、繰り返し質問いたしますが、これは音響式信号機じゃないところに音響装置を設置してほしいというご要望です。特に、歩車分離式信号機というご要望ですが、この点についてのご見解を賜りたいと思います。

【香田交通規制課長】 歩車分離の信号機につきましては、現在、歩行者の交通量とかを勘案しまして整備を進めているところでございます。例えば、この近くの夢彩都の前なんかが一番分かりやすい例だと思いますけれども、余りにも交差点が大きなところにつきましては、なかなかエスコートゾーンをつけるというのは道路環境的に厳しいような情勢になっております。といいますのが、交通量の流れとかによって傷み

も激しくなりますし、逆に、なかなか整備することが厳しいような情勢でございます。ですから、歩車分離の信号機というのは、あくまでも歩車分離されまして、その時には安全に歩行者の方が渡られるという状態を確保しておりますので、その点につきましては、歩車分離式の信号機とエスコートゾーンというのは整備をしにくいような状況になっているというふうに説明をしたいと思います。

【川崎委員】 このご要望は、色の判別がしづらい方が求められていることなんです。セットで設置するということについては先ほど説明がありましたが、要するに、信号が判別できないので、音で補助していただきたいということなんです。だから、エスコートゾーンのところまで及んでいなくて、それをサポートして安全に渡りたいということです。

【香田交通規制課長】 音響式につきましては、今、私が申しました以外に、耳の不自由な方、目の不自由な方、さまざまな交通弱者の方がおられます。それに対応するためには、委員が言われたとおり、目の不自由な弱者の方には音響式というのは横断するのに安全を確保するものに必要だと思いますので、随時、そういうことであれば、その場所場所ごとに対応して、適宜整備を進めていきたいと考えております。

【川崎委員】 1にしても3にしてもそうですけれども、具体的に、ここにという要望が届いていると認識をしているのですが、個々に検証しながら、例えば、設置計画を持って進めて、以前も私は同じ質問をしたことがあるんです。随時やっていますよということでしたけれども、ご要望に向けて前向きに対応されているのか。実績、例えば、何件ご要望が来て、何件対応しましたというのが分かれば、分からなければ、

後ほどでも結構ですけれども、ご連絡いただければと思います。

【香田交通規制課長】 確かに県警本部のほうには、そういうふうな要望も承っておりますので、それにつきまして要望内容や現場の状況を踏えて順次整備をしていきたいと考えております。ただ、今、手元にございませんで、後ほど、具体的にお示しをしたいと考えております。

【吉村(洋)委員長】 ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくこととします。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【坂本(浩)委員】 和解及び損害賠償の額の決定ということで、今回、9件、182万円余ということで専決処分しております。この9件というのが、説明を受けた時に、ちょっと今回多いのかなというふうな感じがしたんですけれども、そこら辺の認識はいかがなんでしょうか。

【杉町監察課長】 前回の6月定例県議会で6件、今回9件ということで、例年より若干多いのかなと感じております。

【坂本(浩)委員】 交通事故ですから、故意、そういうものじゃなくてあるんだろうと思うんです。それで、今後の対策として、今年から警察学校の学生に対する交通事故防止の研修会を実

施するということなんですけれども、今まで、こういったことがあったのかなかったのか、今年からと書いていますから、なかったのでしょうか。

【杉町監察課長】 これまで警察学校での教養はやっておりませんでした。今年度が初めてであります。先週、実施をしております。

【坂本(浩)委員】 ということは、6月定例県議会で6件、今回9件ということで、これまでは、そんなになかったというふうなことなんですか。だから対策がなかったというふうな理解でよろしいのでしょうか。

【杉町監察課長】 今回、警察学校で実施をしました教養につきましては、警察学校の生徒を対象に実施しております。警察学校は、早い段階から公用車の事故防止に対する意識を植え付ける、注意喚起しておくというふうな趣旨で開始をしております。

【坂本(浩)委員】 今までは、警察学校じゃなくて、例えば警察署とかそういうところでやってきたということで理解していいんですか。

【杉町監察課長】 そのとおりでございます。

【坂本(浩)委員】 わかりました。

不測の事態というか、出会い頭とか、そういうふうなやむを得ない部分もあるんだと思いますけれども、ぜひ警察学校の若い時から事故防止の研修会をまたさらに強化していただきたいという要望をお願いいたします。

【山田(朋)委員】 同じ内容ですけれども、今回9件事故が起きているということであります。決して少ないという認識は私は持っていないことを冒頭申し上げたいと思います。

その上で、これを全部見ると、過失が100%ばかり9件あるかと思います。普通、動いている車だと9・1だったり8・2だったりすると

思うんですけれども、その中で、大学敷地内、駐車場内が4件で、残りは道路だと思われるんですけれども、100%ということは、どういった内容が多かったのか、その辺を教えていただけますか。

【杉町監察課長】 今回9件の事故のうち、7件が捜査中または駐車中の事案であります。この7件につきましては、交通事故それから犯罪被害等で、早く現場に臨場して早急に処理しなければならないといった気持ちが裏目に出て、焦りや緊張から、結果的に損害賠償事案を発生させたというふうなことで、県民の皆さんには大変申し訳なく思っております。

昨日も大村のほうで、今回事故を起こした者など13名を集めて教養を実施したばかりです。今後も、再発防止に向けまして教養それから指導をやっていきたいと考えております。

【山田(朋)委員】 捜査中が7件ということでありました。急いで現場に行かなければいけないという、今おっしゃったとおりかと思います。私も経験がないから分かりませんが、相当焦っていらっしゃるんだと思いますけれども、結果、これによって捜査に行く時間が遅くなりますよね。ですので、いろいろと各種取組をいただいていることはよく存じ上げております。どうしても事故を繰り返す方が多いという傾向にあるということと、あと、朝、パソコンを起動したら、過去の事故の危険な画像が流れたりして警告というか、注意喚起を促す取組もしていただいていることもわかっております。あと、もちろん車に乗る時間が多いこと、機会が多いことと言うと、警察とか、バス事業者、タクシーとかは事故率が多くなるということも理解をしておりますが、保険で相手方の分は賄えたということで理解していいですか。公用車も一部

修理代がかかっている分は、県費が出されたと理解していいでしょうか。であれば、9番に関しては大きな額も一部あるようですので、こういうところは、警察が事故をするという、一般の県民の方も余りイメージが湧かないことかなと思いますので、いろいろと緊急で急いだりする部分というのも多くあると思いますけれども、ぜひ注意をいただいて、この件数が少なくなることを本当にお願ひしたいと思います。

【吉村(洋)委員長】 ほかにございませんか。

【友田委員】 道路使用許可の件でお尋ねをしたいと思います。一般的に、道路の街路樹だとかを業者の方が剪定したりする時には、道路使用許可を出して、そして誘導員等をつけてやられていると思いますけれども、近年、県道は、なかなか県が、そういう事業をやらないでくださいと言うんですけれども、それぞれの市町において市道などについては、住民の皆さんの協力をいただきながら清掃活動などをやっているところがあります。つい最近、そういった場合についても道路使用許可が必要じゃないかというような声が一部にあったようで、市等においても、自治会等でやる場合についても道路使用許可を出してくださいというようなことを指導していると伺っています。そういった時に、従来であれば、印紙で道路使用許可の使用料を払うのですが、この件についてお尋ねをしていたら、今年度になって、そういったボランティアについては免除をしているということをお伺いしたんですけれども、どういったケースであれば、その適用が受けられるのか、このあたりについてお知らせをいただけませんか。

【香田交通規制課長】 ただいまご質問のありました道路における美化清掃の関係でございますけれども、ご説明のあった美化清掃自体につき

ましては、道路使用許可の対象となります。ただし、今おっしゃられたような自治会とか、子ども会、そういう地域の単位の団体がボランティアだとか、健全育成の目的で美化清掃活動を行う場合につきましては、道路使用許可の手数料2,400円については免除となっております。また、県内では、複数の地域でボランティアによる道路の美化清掃を行う場合、市とか町が取りまとめをして道路使用の手続をされている自治体もございます。ですから、こういう場合は、まず所轄のほうに相談をしていただければ、いろんなアドバイスができると考えております。

【友田委員】 そうすると、今、そういった美化活動を行政ではなかなか担えないものですから、おっしゃるとおり、それぞれの自治会やボランティア団体に委ねている部分があるわけですね。そういった時の、例えば重機を使って、その重機のリース料だとか、オペレーターの費用、こういったことについては行政が補助金を出して、その分は行政が見ますと。あと具体的な作業については、皆さんのボランティアでお願いしますというケースがあるんですけれども、こういった行政が一部補助金を出しているケースにおいても、主体がボランティア団体であれば、この免除の適用を受けられるという認識でよろしいですか。

【香田交通規制課長】 そのとおりでございます。あくまでもボランティア、社会的な奉仕活動とか、健全育成、そういうふうな目的でございましたら、包括的に免除規定に該当します。なかなか道路使用許可というのは、初めての方は手続が難しいものですから、できれば市とか専門的な方のアドバイスとかいうものがあれば、警察とのやりとりもスムーズにいくのではないかと考えております。

【友田委員】 分かりました。では、是非それぞれの自治体、市町に対して、こういった適用を受けていますということを十分周知していただきたいと思います。そのあたりが若干まだ担当者ベースでは周知できていなかったことを伺いましたので、ぜひ今後、県下それぞれ21市町に対して、こういったボランティアについては免除がありますので、道路使用許可をまずとってくださいと、そして、こうなりますからということの手のやり方だとか、今おっしゃったとおり、必要なことについては所轄の警察署と十分話し合っほしいというようなことを周知していただきたいと思います。要望しておきます。

【吉村(洋)委員長】 ほかにございませんか。

【川崎委員】 特殊詐欺への対応について、お尋ねします。説明では、対前年から増加傾向にあるというふうにお話がありました。特殊詐欺について、最近、新聞報道もあっている中で、以前から何度も取組について確認をしておりますが、録音をする電話機950台を無償配付して取り組んでいると。実績は、今のところ被害はないという報道があっていました。まず、そこについての見解を問いたいのと、これだけ効果があるということであれば、もっともっと普及に向けての取組を加速度的にやっていくべきだと思いますが、ご所見を賜りたいと思います。

【北村生活安全企画課長】 委員からご質問がありました件は、警告電話、いわゆる撃退器ということで話をしますが、特殊詐欺のうち、特にオレオレ詐欺、還付金詐欺につきましては電話を利用することがございます。その電話を利用させないことが犯罪被害防止という面からは非常に有効ではないかと考えておりまして、この撃退器の普及に努めているところであります。

す。

先ほど委員がおっしゃいました950台につきましては、現在、貸し出しをやっておりまして、本年1月に、そのうちの150世帯を抽出いたしましてアンケートをとらせていただいたところ、98%の方が満足をしているということで回答がございましたので、使った方々についても、非常に有効だろうということで現在も貸し出しを進めております。

県警としましても、できるだけ多く運用をしまいたいと考えておりますが、これにつきましては自助努力をしていただいて、この貸し出しをしている期間に有効性を実感していただければ、自ら購入をしていただくという方向で検討をお願いしているところであります。

ただ、我々としましても、できるだけその経験をしていただくというところで、県警のみならず、各自治体等に働き掛けを行っておりまして、自治体の中には、機器の購入費の補助をしているところも出てきておりますし、また、企業の中には、防犯CSR活動、いわゆる地域貢献活動として機器を購入していただいて、地区の防犯協会に寄贈をして活用させていただいている事例もございますし、県におきましても、購入していただいて、各市町で活用していただくということを現在進めておられるということを知っておりますので、そういったところも含めましてやっていきたい。また、最近、実際どんなものかというところを報道機関等にご紹介して、有効性を伝え、それからどんな機械なんだというところの広報啓発に努めているところでございます。

【川崎委員】 市町の補助の取組とかということも徐々に出てきているということは非常に歓迎すべきことです。

設置しても随分期間がたって、いまだ被害ゼロと、効果てきめんということなので、これに力を入れていただきたいと思います。例えば、敬老会とかで、こういったものが非常に効果的ですとお話をしますが、正直、ご存じない。申し上げたいのは、PRに力を入れていますよ、入れていきますよということでしたけれども、いまだになかなかそういったことが伝わっていないということから考えて、もっとこういう水際対策の効果をよりきちんと皆様にお知らせする方法は、もう少し手法を変えてやらないといけないと考えます。PRをどういうふうに強化していくかということは真摯にご検討いただきたいと思います。

あと、出前とかいう表現なのでしょうか、時々皆さん、出張して劇をやりながら取り組まれています。小さな単位かも知れませんが、例えば、敬老会の時に足を運んで、おもしろおかしく実演をしながら、具体的に「ああ、そうなんだな」と納得いただけるような取組とか、そういったものを是非ご検討いただきたいと思います。

【北村生活安全企画課長】委員ご指摘の件につきましては、我々としましても、先般、被害者の方のアンケートをとらせていただいた中で、自分はだまされないんだと思っておられる方が8割以上を占めておられるというようなアンケート結果も踏まえまして、危機感をお持ちではない方にアピールをするとしても、なかなか効果が上がらないところもございますので、先般、敬老の日がございましたけれども、この機器を紹介いたしまして、子どもさんとかお孫さんに対して、おじいちゃん、おばあちゃんへのプレゼントにどうですかとか、高齢者に限らず、高齢者を取り巻く方々、またご家族以外にも、

そこでケアをされている方々にも、こういったものがございますよというご紹介をするとか、そういったところで少し方向性を変えて今後ともやっていかなければいけないということで、分析、検討を今後とも進めまして、対策を進めてまいりたいと考えております。

【川崎委員】是非よろしくお願いします。

被害が発生し、皆様がそれを取り締まるとか、犯人を見つけるということにかかわるコストと、例えば、未然に防止するためのPRに力を入れているコスト、そういった角度から見合わせていけば、恐らく、未然防止に取り組むほうが費用対効果は非常に高いと思いますので、これは一回やればおしまいということではなく、高齢化が進んでいますから、より一層力を入れていただきたいと要望いたします。

次に、インバウンド対策です。先般、クルーズ船の客が覚醒剤を所持していたという報道を見ました。今年度、この調子でいくと訪日客が2,800万人に上るといふふうに激増していて、この激変に対しては、さまざまな課題も出てきているのは事実かと思えます。こういうふうに犯罪が際立ってくると、せっかく観光で経済を活性化しようという時に、水を差すようなことになってくるかと思えます。そういった意味でも、皆様方には、引き続きこういった対策を強化していかなければいけないかと思えます。少し総じた形のご所見をいただきたいのですが、増加するインバウンド対策として、県警としてどう取り組んでいこうとされているのか、お尋ねをいたします。

【川本外事課長】委員ご指摘のとおり、クルーズ船の寄港等で外国人の来県が非常に増加傾向にあります。警察といたしましては、入国管理局、税関、海上保安庁などの関係機関と連携

の上、所要の対応を行っております。クルーズ船につきましては、乗客に紛れて、大きく言えばテロリストもしくは犯罪者等の入港の可能性もあることから、そういった人物の入国を阻止するために、水際対策を積極的に推進させていただいているところであります。また、関係機関と連携いたしまして、不審者発見に向けた情報収集、情報の共有、また住民の皆さんに対する通報協力依頼を積極的に行っているところでございます。

【吉村(洋)委員長】 ほかにございませんか。

【山本(啓)委員】 おはようございます。

6月定例県議会の一般質問において、犯罪被害者条例等についての質疑をさせていただきました。振り返れば、その中のやりとりは、全国的に見て、国の基本法に伴う各自治体における計画または窓口等相談の場所の設置等々、そういった内容については、それぞれの自治体は当然取り組んでいるけれども、しかしながら、条例というものに力を感じ、その被害者支援の充実とスピード感、そういったものを求める被害者の方々、都道府県も含め各自治体、そういう方々からの条例化の求めが多いですよという話をしました。

本県においては、この計画はもちろん策定され、10年以上に及ぶ取組がなされ、先頃も3次計画というものがなされています。しかしながら、新聞報道またはニュース等々でも、県内における被害者の方々の声は、やはり支援の内容についての充実はもとより、発生時における心のケアというよりも生活のケアとか、さらには激変する生活環境や県民、市民からのいろいろな目、そういったものに対する対応、さらには時間がたった後は、物心両面における支援、さらには寄り添い続けていただける専門家による

支援。犯罪被害者の内容というのはさまざまでございますので、求められるものもさまざまありますが、しかしながら、共通して印象を受けるのは、足りていないというものでありました。

そこで、私は知事に対して、現在の計画に定める内容を履行しているということであるけれども、それが足りていないという実情があるんじゃないかと、次のステップに上がっていくためにも、ぜひ条例化というものを進めることによって、県民そして県下全域が一体となって、各自治体も連携をしてやっていく必要があるという訴えをしました。しかしながら、答弁は、計画の内容で足りているということであったので、その中身を少し、基本的には環境生活委員会が所管する県民生活部のほうであろうかと思いますが、直接被害者の方々に接していらっしゃる警察関係者の方々に少しお尋ねをしたいと思います。

今までのやりとりの中で、条例化における必要性というものは置いておいても、現行の計画の中での取組において、現場でさまざまな被害者の声というのは今も上がってきているとは思いますが、まず、警察が今、そういったご意見をお受けしている方法について、説明をいただきたいと思います。

【田尻警務課長】 委員がご質問の被害者の方々からどういう形で要望とかご意見を収集しているかということでございますが、犯罪被害者の方の心情に配慮しますと、統一的な形で一斉にやるというのはなかなか難しいところがあるかと思います。ある意味、二次被害が発生する可能性もあります。警察としましては、先ほど委員の話にもありましたように、被害者の方にはまず最初に最も身近なところで支援を行う、こ

れは警察の仕事と思っております。実際に被害者の方とお話ししていく中で、先ほど委員がお話しされたとおり、まず、被害者の方の身体的な負担を軽くしてほしい、続いて精神的な部分の負担を軽減していただきたい、そして経済的な面での負担も担っていただきたいというのが大きな意見でございます。

【山本(啓)委員】 まさしく今お話しいただいたとおり、大きな何かしらの箱の中に、多くの被害者の方々に入っていただいて一斉に聞き取るとか、そういったことは全くもってできないものであります。その中において、個別にしっかりと話を聞いていく姿勢というもの、または個別にしっかりと支援をしていく姿勢というものがそこに環境としてなければ、被害者の方々が求めるものというのは、なかなかお応えできないんだろうなということは理解できる話です。さらには、身近に寄り添って対応していかなければ困難だと。

しかしながら、行政においてもそうですし、警察行政においてもそうだと思います。担当者というのは異動を繰り返しますね。引き継ぎはされていても、次の方はこの方ですから、というのは非常に困難なところがある。そこに継続的に、そして永続的には難しいのかもしれませんが、長い期間、落ちついて対応いただく専門的な知識を持った人材というのは必要なのかなと思いますが、その専門的な知識、心のカウンセラーとか、身体的なものも含めてですが、そういった部分の対応というのは、現状どのようになっていますか。

【田尻警務課長】 委員ご指摘の、いわゆる長期間のケアをどうしていくかということでございますが、先ほど申されましたように、警察職員にありましては、やはり一定の中での異動等が

ありますので、それについては確実な引き継ぎを行って、被害者の方々の心情に配慮した支援を継続していつているのが現状でございます。先ほど、特に心のケアの問題だと思いますけれども、カウンセリングを公費負担で実施しております。これは犯罪被害者支援センターの中で臨床心理士を紹介していただくというところになりますし、警察部内でもカウンセリングができる人物がおります。必要により、被害者の心情に配慮しながら、部外の臨床心理士、医師、あるいは部内のカウンセリングができる担当者において、カウンセリングを継続的に実施しているところでございます。

【山本(啓)委員】 ありがとうございます。

2016年4月に第3次の長崎県犯罪被害者等支援計画というものを新しくされました。その中で定められている4つの項目について、お尋ねをいたします。1つ目が、自治体の窓口の設置・充実、2つ目に、専門職の活用と連携、そして3つ目が、地域住民への周知、4つ目、自治体間での連携協力の促進、これら4つをさらに強化そして充実させるために3次計画を策定したというような説明を先般もいただきました。

まず1番目の自治体の窓口の設置・充実、そして2番目の専門職の活用と連携、今の説明の中にもあったわけですが、これらが各21市町に徹底がされているかどうか。県の計画は県が定めるものですので、各自治体はそれぞれが独立しているという認識で説明をいただきましたが、最後には、自治体間での連携、協力の促進とあるんです。やはりそこはひとつ県がしっかりとリーダーシップを発揮して、この1番、2番の窓口の設置や充実、専門職の活用と連携等々はしていく必要があると思いますが、把握されている範囲で結構です、窓口の設置・

充実や専門職の活用と連携、県下の状況はどのようなになっていますか。

【田尻警務課長】窓口の設置、あるいは自治体との関係ということでございますが、警察においては、各警察署において、被害者支援に携われる機関とか団体をメンバーとしてのネットワークを活用しております。その中で、自治体の方も当然参加されておりますし、医療関係者等も参加しておられます。そういうネットワークを活用して、そういう窓口の適切な設置、あるいは医療関係者との連携について強化を進めているところでございます。詳しい数字は、持ちがございませんのでお答えできないところでございます。

【山本(啓)委員】確認をさせていただきますが、今の説明の窓口の設置等々は、警察においてということですね。警察の各自治体の中で、全部が100%そうされているかどうかについては把握されていないということですか。

そこで、1つ問題なのが、今の計画の中においては、そういった取組の徹底というのが果たされていないんじゃないかという疑問を私自身が持つんです。県下全域において、県がリーダーシップを発揮して、それぞれの市町において、被害者の窓口はここですよ、被害者支援についての専門家は配置していますよ、こういった相談については、こういう対応をしますよという部分が発揮されていない。そして、先ほどの4本の柱の中の3つ目の地域住民への周知についても、このような状況であれば、徹底されていない状況というのがあるのかなと。

2016年4月に新たな3次計画がスタートしていますが、実は、これはもうさかのぼること13年前から国の基本計画と基本法というのは定められて、13年たった後の3次計画ですから、

問題意識が提示された後に、県の取組というのが13年間においても、まだその部分で果たされていない現状というものを確認できたのかなと思うんですけれども、いかがですか。

【田尻警務課長】先ほど委員も説明になりましたが、既に3次計画ということで、もう十数年来取り組んできております。県警といたしましても、特にさっき申しましたが、犯罪被害者の方とか遺族の方に最初に接触して、そして被害者支援を継続的にやっている、そういう立場でございます。より多くの県民の方に被害者支援のあり方、あるいは理解を深めていくということについては、県警としても、今以上に取り組んでいく必要があろうかと思っております。

【山本(啓)委員】やはり条例によってどうこうというよりも、犯罪被害者支援は、誰が対象かといえば、一義的には被害を受けられた方であろうかと思いますが、しかしながら、全体を見ると、我々県民や多くの国民がいつそのような状況になるかわからないわけですから、もとよりこの犯罪被害者の対象は我々全員だと思うんです。それらに対して現場からすぐに対応できるのは警察関係者の方々ですから、多くの報道においては、警察関係者の方が長年にわたって被害者に対して寄り添って対応されてきたという記事も目に触れることが多くあります。さらには、現在、犯罪被害者支援センター等々の組織関係においても、やはり警察OBの方とか、関係者の方々が引き続き、その業務に当たられているということも理解します。しかし、これは県警のみの話ではなくて、長崎県全体が県下の県民に対して、どのような被害者支援を行っていくかという姿勢であろうかと思しますので、ぜひ県の当局とも連携を果たしつつ、3次計画まで来られましたが、その中身の足らざる部分

を、さらに力をつけて動力を増すためにも、今後の検討をしていただきたいと。私たちは、条例化についての取組を進めていきたい、勉強していきたいと思っておりますので、ご指導いただきたいをお願いをして、終わりたいと思います。

【吉村(洋)委員長】 ほかにありませんか。

【前田委員】 私たちの会派から今回、「介護事業等に伴う送迎中の交通事故防止対策の推進を求める意見書(案)」を提出しております。この審査は文教厚生委員会でするので、同僚県議から、なぜこれを提出するに至ったか、その背景を含めたところで趣旨説明はあると思うんですが、中身は交通事故防止対策ですので、この際、県警に対しても、認識と確認、少し要望等を含めてさせていただきたいと思っています。

先だって、長崎市内にあって移送中の事故があり、お1人の方が亡くなりました。大変残念に思っております。

そうした中で、自分たちの周囲を見渡す中で、介護事業者の移送を頻繁に見る中で、接触事故とか、死亡に至らないまでも、警察官が立ち会ったりしながら事故等のあれをやっているケースは結構見ます。そうした時に、死亡事故等を防止しなければいけないという話の中で、まずもってお聞きしたいのは、本県における介護事業等に伴う送迎中の交通事故で、死亡という案件が過去どのくらいあったのか、ご承知だと思いますので、まずそこからご答弁いただきたいと思います。

【佐々交通企画課長】 過去における福祉施設送迎車両の乗車中の利用者が亡くなった死亡事故の関係ですけれども、過去数年を調べてみますと、平成24年中に2件、それから昨平成28年に1件、今年は2件という死亡事故が発生し

ています。

【前田委員】 件数としては、そういう件数だと思うんですが、そのことが多いとか少ないとかいう話じゃなくて、私が思っているのは、他県等でもこういうことは当然起こっているわけで、その防止に向けて、どういうことをしているかということ、まずは死亡事故やほかの事故も含めたところで、発生状況において、どんな特徴があったのかということを警察のほうで確認していく、多分そういう作業が必要だと思うんですが、お聞きしたところ、今ご答弁になったように、平成24年に死亡事故があつてから、介護に関しての死亡事故が起こった場合は、そこをしっかりとピックアップしておこうということで留意しているから、平成28年、平成29年の件数も出ているということなんですが、一般的な介護事業等の送迎に伴う交通事故というのは、あまたたくさんある交通事故の中で、そこだけはピックアップというか、注視して統計とかはとれていないということなんですが、しかし、今後のことを考えた時に、やはり高齢者が乗車するケースがほとんどですので、当然、事故が一旦あつた時に、死亡する確率も高いと私は思っていて、そういうことを考えた時には、交通事故がどういう状況、例えば、運行経路とか、道路がどういう環境であつたか、もしくは運転手はどのような方がやっていたか、運転状況とか、そういうサンプルと言ったらおかしいですけども、事故があつた時の検証を一定これからとっていく必要があると。この作業というのは所轄においては非常に大変かもしれませんが、そういうことを統計立てて情報をそれぞれ共有していくということが、そのことから防止についてどう努めるかということが大切だと思うんですが、こういうことをやりませんかということ

を含めて、今現在、県警として、送迎中の交通事故防止に対して、どのような取組をされているのか、ご答弁をいただきたいと思います。

【佐々交通企画課長】福祉施設事業者に対する安全教育の関係ですけれども、これは各警察署におきまして、それぞれの事業者あるいは勤めている運転手の方に、交通安全教育を推進してきたところです。

また、法律におきましては、乗車人員11名以上の車を1台以上、あるいはその他の車であれば5台以上を所有している事業所につきましては、安全運転管理者選任事業所として届出をしていただいて、その方たちに安全運転管理者に対する安全講習もやってきているところです。

また、情報発信としまして、いろんな機会を通じまして、交通事故の発生状況等を広報しています。

今回の事故を受けまして、県警としましては、各警察署に文書発出をしまして、こういった福祉施設の事業者に対する注意喚起、あるいは安全教育をさらに徹底するように指示をしています。また、県の長寿社会課が所管していることですので、こちらのほうとも連携をいたしまして、現在、注意喚起をしていただくような依頼を長寿社会課のほうにもしています。

引き続き、県警といたしましては、高齢者の方は加齢に伴う体の不自由なところもありまして身体的弱者ということから、こういった方を送迎しているんだという意識、心構えを持っていただくこと、ゆとりを持って安全運転に努めていただきたいということ、それから後部座席に乗車中の方でも、当然シートベルトをしっかり着用するという徹底意識、こういったものを守っていただくように注意喚起や指導をしていきたいと思いますし、安全教育にもまた取り

組んでいきたいと考えております。

【前田委員】広島県においては、平成26年に、半年で3件の死亡事故が起きたということを踏まえて対応をとっているような事例がありました。それによると、今おっしゃったような、県警として、事業者に対する依頼文とかを出しているとか、今のような再発防止のことをやっているというのは重々理解をしています。

ただ、その上で、今おっしゃったように、県警と、長崎県でいえば長寿社会課、それから交通政策にもかかわる話だと思っていて、広島県においては、そういった横の連携をとりながら、運輸支局や県の該当する所管、県警、そして市や老人福祉の連盟、交通安全協会などに呼び掛けて、連絡会議等を開催設置したりしている事例もあります。その中で、発生状況の情報の共有であったり、諸対策の推進をしているということでもあります。また、交通指導については、県警とか事業者だけではなくて、他県においては、NPOで交通事故予防センター等も含めて、そういうことに当たっているということです。これから高齢者を取り巻く移送のニーズというのは、さらに高まってくると思いますので、是非この際に、今後のことも含めて、横の連携をとりながら、そういった協議会等も設置を呼び掛けて、再発防止に向けて取り組んでほしいことを要望しておきたいと思います。

【小林委員】遅くなりましたことを、まずお詫び申し上げたいと思います。

テロ等準備罪について、お尋ねをいたしたいと思います。テロ等準備罪の趣旨を含んだ改正組織犯罪処罰法が7月11日に施行されています。今回のこの組織犯罪処罰法の改正の最大の特徴は何かと申し上げます時に、日本の刑法を考えてみれば、これまでは犯罪実行後の処罰

が原則であったと思います。しかしながら、今回の犯罪法は、277 に及ぶ犯罪の種類に抵触する者については、実行前の段階で、いわゆる計画段階で立証することができれば、これを処罰することができるという、これが最大の特徴ではないかと私は考えているわけであります。

実行前の計画段階から処罰をするという対象になってまいりますと、正しい情報をいかにして立証するかと、こういうようなことが率直に言って、言うはやすく、なかなか大変ではないかと、こういうような認識を持っております。その大変さが、世間に言われているところ、あるいは報道の一部がいろいろとやゆしているかもしれませんが、いわゆる捜査の行き過ぎにつながるのではないかと、捜査権の乱用になるのではないかと、あるいは監視する社会になってしまうのではないかと、こういうような非常に市民生活を脅かすような話が話題になっているということは、ご案内のことだと思うんです。

また、今回の組織犯罪処罰法につきましては、いわゆるテロ等の準備罪というようなことを言われているわけであります。テロは起こってからでは遅いのであります。言うまでもないことであります。国民の多くは、そのことは十分理解しているものの、しかしながら、当局においてこの組織犯罪処罰法をどのように現実運用していくのかと、これをそれなりに懸念しているのではないかと、こういうように捉えていいと思うのであります。

今回、組織犯罪処罰法ということについては、言うまでもなくこれは国で決定をしたことでありまして、正直に言えば、警察庁あるいは法務省等の所管でありまして、県警が決めたわけではございません。しかしながら、県民の暮らしあるいは市民の暮らしをしっかりと支えていただ

いている県警の姿でありますので、これをどのような形の中でいわゆる実用に移されるのか。先ほど言いますように、これを懸念もあり、また大きな関心を持っていると、こういうことなのであります。

そこで、今回新たにこういう共謀罪の趣旨を含む改正組織犯罪処罰法が何ゆえに改めてできたのかと。これについては先ほども言いますように、テロ等準備罪と、こういうような形でも言われておりますが、その改正をしなければならぬ今の状態は一体どういうことだったのか、まずその点について、お尋ねをいたしたいと思っております。

【宮崎刑事総務課長】委員がおっしゃいました、いわゆるテロ等準備罪の新設を含む改正組織犯罪処罰法制定の趣旨と理解いたしましてお答えします。改正組織犯罪処罰法の制定の趣旨につきましては、近年における犯罪の国際化及び組織化の状況を踏まえ、また国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結に伴い、テロ集団その他組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画等の行為についての処罰規定、犯罪収益規制に関する規定、その他所要の規定を整備するものと承知しております。

【小林委員】今言いますように、法務省とか国の警察庁の所管でありまして、どうしてこれできたのかということについては、大体今ご答弁いただいたようなことでありまして、県警でそこに注釈を加えるというようなことはできないのではないかと考えております。

そこで、例えば、どういう時にテロ等準備罪というもので処罰されるのかというようなことでございまして、そこは3つの大きな答えがいろいろ物の本を読んだり、新聞を読めば、きちんと書いてあります。ですから、テロ等準備罪

のどういう行為に及んだ時に処罰をされるのかということについては、聞くまでもなく、大体読めばわかるということでございます。

ただ、私が一番申し上げたいことは、組織犯罪集団の構成員というのは2人以上ということになっております。構成員が2人以上であって、そのうちの1人が現場の下見や資金調達など準備行為をした時に処罰されると。つまり、このポイントは、構成員が2人以上と。同時に、その2人のうちの少なくとも1人が下見をする、資金調達を行う等々の準備行為をした時、これは処罰の対象となると、こういうふうに言われているわけです。

このところについてはよく理解をしているつもりであります。当然、2人以上という時に、おのずからこちらとして考えることは、1人の場合は一体どうなっていくのかと、こんなようなことは考えなくてもいいのかと。単独の行動、こういうようなこともテロ等においてまあるのではないかと思います。いわゆる一匹オオカミで行動をとる、1人でそういう犯行を実行しようとする、こういった1人の場合においては、今回の組織犯罪処罰法に適用されないのかどうか、もしお分かりであれば、教えてもらいたいと思います。

【宮崎刑事総務課長】この処罰規定に関しましては、組織的犯罪集団ということになっております。団体のうち、その結合関係の基礎として、共同の目的が、ある一定の罪を実行することにある者ということであります。また、具体的な先ほどから出ているテロ集団、暴力団、麻薬密売組織等々でありますけれども、先ほど委員がおっしゃいました1人ということになりますと、この構成要件に該当しないものと判断されます。

【小林委員】ここがポイントですね。2人以上

ということになっていて、それはいわゆる組織の犯罪だと。だから、単独犯であったとしても今回の適用を受けないと。それはしかし、別の法律があるわけでありますので、そこで十分対応は可能だと私は思っております。今回までは、あくまでも2人以上と、1人の場合については現行法で十分やっていけると、こういうようなことではないかと思っております。だから、1人でやる分については対象にならないからと思っている人はいないと思いますが、そういう人には、きちんと伝えておかなければいけないと、こんなようなこともこの際、申し上げておきたいと、こういうようなことでございます。

そうすると、要するに、いろいろと懸念されている中において、組織犯罪の構成員というのは、例えば、テロの組織とか、あるいは暴力団の組織、その他組織された方々が対象となるということは常識的にわかるわけでありますけれども、先ほどから指摘をしておりますように、いわゆる事前の計画段階を把握し、これを正しく立件していく、あるいは立証していくと、この立証の段階において、一般の我々で言うところの国民、県民、市民、こういう人たちがそこに巻き込まれることがあるのかないのかと、こういうことも1つ大きな関心事で、この点については、いろんな見解が出ているところでございます。

要するに、普通の暮らしを行っている一般人の方々が、テロ組織あるいは暴力団だとか、そういう犯罪を犯すところの集団にかかわることなどは全く考えられないと、こういうような趣旨に立っていけば、一般の方々が今回の組織犯罪処罰法に抵触するということは考えられないというようなことになろうかと思いますが、ただし、一般人だからといって何も起こさないと

いうわけにはいかないところもあるのではないかと。例えば、いろいろ本を読んでも、問題は、一般人と言われている人でも、犯罪集団に参与しているのではないかと疑われる、この疑われた人を一般人として見るべきか否かということで、何らかの疑いがかけられたその段階で、その人は一般人ではなくなるのではないかと、こういうような考え方があると思いますが、そここのところについてはお尋ねしたいところですが、これは法務省、検察庁の仕事ではないかと理解をいたしますが、要するに、一般人の方がこういうことで巻き込まれるというおそれ、一般国民が処罰されるというようなことについては絶対ないのかどうか、この辺のところについて、お尋ねをしておきたいと思います。

【宮崎刑事総務課長】テロ等準備罪により国民生活が広く監視される等があるのではないかと、というご質問と理解してお答えします。テロ等準備罪を捜査する場合も、その他の犯罪の捜査と同様、刑事訴訟法に基づいた相当と認められる範囲で適正に行うことになっております。また、逮捕や搜索、差押えなどの強制捜査をする場合には、当然、裁判官の審査を経ることになります。

警察本部としましては、関係機関と十分に連携をとりながら、制定された法律に基づきまして適正に捜査するものでありますので、その該当、否かについては、適正に判断したいと考えております。

【小林委員】そういうようなご答弁をいただきまして、非常に安心をいたしているところであります。

いろいろ皆さん方も適正な捜査の必要性和、また裁判所にそれぞれ許可をいただかなければいけないというような仕組みになっているので

はないかと思います。したがって、そういう一つの歯止めについてはしっかりあるんだと。したがって、一般の市民について、そういうような関係のない人がそれらに巻き込まれることは絶対ないよと、こういうようなご答弁ではなかったかと思います。十分ひとつその辺のところをよろしくお尋ねしたいと思います。

それから、先ほどから言っているように、事前の計画段階から取り締まることができる、処罰をすることができるということが最大の特徴だと言いましたので、当然のことながら、捜査をする上において、いろんな立証をするために最大の努力を行わなければいけないと思います。その最大の捜査の努力の中に、例えば、電話を盗聴するとか、あるいはお互いの室内の会話をテープにおさめるとか、そういうところのメールとかLINEに至るまで事前に把握をしたいと、捜査を熱心におやりいただくということの前提に立てば、そういうことは是非ともひとつ捜査の段階でその拡大を願うということは分からないわけでもないし、そのことについては理解を一部いたすところであります。

しかしながら、法律で定められた盗聴とか、事前のメールあるいはLINEとか、そういうようなことについては、こういう場合にのみというように、たしか今までは4つの項目、あるいは新たに9つの項目、それ以外は全くもってこの対象にならないというようなことにおいて、市民生活が脅かされるということは断じてあり得ないと、こんなようなことになっているのではないかと思います。要するに、盗聴する、あるいは会話を盗聴、録音する、またメールとかLINE、そういうものまで無差別にやるような話は、今申し上げるように、まさに歯止めがかかっていない、ちょっと考えにくいよ

うなことであるけれども、そういうようなことに拡大をして言う方、そして、あたかも密告社会とか、そういう何か周りを気にしなければならない、家族も何か疑いをかけるとか、あるいは市民が市民による疑いが持たれるとか、そういうような社会になったら、これはとてもじゃないけれども安心して市民生活、暮らしはできないということになります。

この辺の今回の法律の、盗聴とか、LINE、メールとか、そういうようなことを無差別にやるというようなことは断じてあり得ないと、こういうふうに考えていいんじゃないかと思いますが、ここについてのご答弁はいかがでございますか。

【宮崎刑事総務課長】盗聴等通信傍受のことについてのお尋ねと思いますが、テロ等準備罪は、通信傍受の対象犯罪とはなっておりません。また、メール等の捜査につきましては、通常の犯罪捜査と同様に、刑事訴訟法に基づいて適正に捜査を行うこととしております。

【小林委員】また同時に、今回のテロ等準備罪の中で話題になっているのは、心のうちを取り締まるのではないかと、要するに、内心を疑って取り締まるのではないかと、こんなようなこともまた指摘をされているのも事実であります。日本の憲法は、何ととっても、心の中では何を考えても許されるという、いわゆる内心の自由というものがあることは、ご存じのとおりであります。憲法は、心の中では何を考えても許されると、内心の自由というものは保障されているわけであります。しかしながら、事前の計画ということについて、広くそれなりに受け止め方をしていきますと、何ととっても、まず思って、計画をして、そして実行すると、こういうようなことになるものだから、人の心のうちを捜査

の対象にするのではないかというようなことが指摘を受けておりますが、それに対して、何かお答えはございますか。

【宮崎刑事総務課長】ご質問の趣旨は、内心でも処罰されるのではないかということと理解してお答えします。テロ等準備罪につきましては、組織的犯罪集団が関与する犯罪について、犯罪の実行の計画に加え、この計画に基づく実行準備が行われて初めて成立するということに、厳格に、明確に定められておりますので、内心を処罰するものではないと承知しております。

【小林委員】それでは、今おっしゃるように、いろいろと懸念されている内容について、明確に県民の暮らし、市民の暮らしに悪い影響を与えるものではないと、むしろ、今回のテロ等準備罪を含んだところの改正組織犯罪処罰法については、先ほど、今どうして必要かということについてのご答弁があったように、まず1番目には、世界187カ国の国と地域が締結するTOC条約、国際組織犯罪の防止、これを条約できちんとここに入るといことがいかに大事かということ。2020年に東京オリンピック・パラリンピック等々を控えている中において、日本というのがテロに以前から相当狙われているのではないかと、こんなようなことがいろいろ指摘されております。ここに対する大きな対処、こういうようなことを考えた時に、TOC条約に加盟をするということ、オリンピック・パラリンピックの事前のテロ対策、こういう点からしてみても、私たちは今回のこの組織犯罪処罰法については、国民、県民、市民の暮らしを守っていただくということにおいて、是非正しく運用して、それを事前に防止するようなことができれば、国民の皆様方、我々を含めて県民、市民は大きな拍手を送るだろうと思います。

かつて、防犯カメラは、広く監視社会になって、生活は全部見られるかのごとく、そういうような指摘がございました。しかしながら、今、我々の県民、市民生活の暮らしの中において、防犯カメラがまさに現実のものとして我々は必要としていると。また、これによっていろんな犯罪が阻止されたとか、こういうようなことにつながっているわけであります。

重ねて私は、今回の新たなテロ等準備罪を含む組織犯罪処罰法は、是非とも県民の皆様方に安心と安全を今までより以上に与えることにつながる、こういうようなことでひとつ正しく運用していただきながら、よろしく願いをしたいと。以上で私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

【吉村(洋)委員長】 ほかにございませんか。

【山田(朋)委員】 2点ほどお伺いをしたいと思います。

先ほどからお話がありました犯罪被害者支援センターの中に、昨年の4月に、性暴力被害者支援「サポートながさき」を開設いただき、県警OBの女性の方2名、相談員として配置をいただいております。寄り添い支援をいただいておりますことに、まず感謝を申し上げたいと思っております。

犯罪被害者支援センターの時には、多くの犯罪の中の1つとして性被害が扱われていたために十数件しか相談がなかったけれども、もう、1年で300件を超えるような結果となっております。そこで、そのセンターから警察につながった事案として、どれくらいあるのかをまず教えてください。

【吉村(洋)委員長】 暫時休憩いたします。

— 午前11時38分 休憩 —

— 午前11時38分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 再開いたします。

【田尻警務課長】 センターから警察への情報提供件数については手持ちがございません。ちなみに、警察から被害者等の同意を得てセンターのほうへ提供した数が、昨年が7件、今年が8月末で11件となっております。

【山田(朋)委員】 警察からセンターのほうが昨年在7件で、今年が11件ということでありですね。わかりました。

これは言わずと知れたことですが、現行法の中では親告罪となっているために、親告率が20%未満というような状況にあります。その中で多くの方が、これは私が議会で提案をして実現したことではありますが、センターを作ったことによって、今まで相談することができていなかった方々が多くいらっしゃるということがこれではっきりとしているというふうに思っております。

そこで、徳島県警においては、性犯罪証拠採取セットを医療機関に配備されております。これは遺留物を採取してもらって、その時にはまだ警察に届け出することをちゅうちょされている方がいる場合でも、強姦罪の時効が10年ありますので、その間、少し落ちついてから警察に訴えてという方に対して、その保管をしたりという取組をしているようであります。私は以前、性被害の関係で長崎県の産科医の先生方とお話をした際に、長崎県でも同じようなことはしていると聞きはしていたんですけれども、県警として、この採取キットの配備等をどのような形で行っているのかどうかをお聞かせいただけますでしょうか。

【山口捜査第一課長】委員のお話にありました性犯罪証拠採取キットの話の前に、性犯罪について若干お話をしたいと思います。性犯罪につきましては、今年、刑法の改正が行われました。それで、簡単に言いますと、従来「強姦罪」と言われていたものが「強制性交等罪」となりました。強姦というのは、申し上げるまでもなくて、皆さんがイメージしているとおりで、強制性交となりましたのはどういうことかといいますと、性的な交わり、口腔性交、それと男女間の肛門性交も含まれるようになったこと、そしてもう一つ挙げますと、親告罪でなくなりました。そういったことのほかに、あと2点ほどあるんですけれども、これが今年の7月13日から改正で施行になったことを前もってお話ししておきます。

委員のお話にありました性犯罪証拠採取キットにつきましては、徳島県警のものは、恐らく、警察庁が予算をとって平成26年から取り組んでいる事業の中の一つだと思います。これにつきましては現在まで全国で14の都道府県に配付されております。長崎につきましては、現在のところ、その手当てがありませんので、長崎はその国費での配付はないというのが実態です。県費で配付しているかと言いますと、それもあります。委員がおっしゃられた部分は、県警は23警察署があります。23警察署それぞれで管内の1つから2つぐらいの産婦人科医に、性犯罪被害があった時の診察をしてもらえますかということで囑託をしております。警察が被害を認知しますと、そちらに被害者を案内して、証拠試料採取等とともにお願いするというふうなことをしていますので、恐らく、そういった連携がしっかりなされているというふうな形の趣旨でおっしゃったのではないかと認識します。

結論としまして、長崎では性犯罪証拠採取キットを配付はしておりません。

【山田(朋)委員】 分かりました。

そうすると、国のほうで今、何カ所かだけを国費によってやっているということでもあります。それは順次広がっていくのか、希望を出したら予算をくれるのかどうかはあるかと思いますが、今のお話だと、23警察署管内で1〜2カ所、性被害が起きた場合、多分、ちょっとたってからの対応、警察に相談があつてからの対応、時間がかかってからの対応になるかもしれないけれども、そういうものは既に今、整備をされているということ。私が聞いたのは、産科の先生に、そういうものをやっているという話をお聞きしたんですけれども、今のご答弁だと、まだまだその箇所というものは少なくて、例えば、緊急に被害に遭った方が対応してもらおうと思っても、なかなかすぐに証拠を採取することが現状では十分にはできないのかなと思っておりますので、是非国費でのこの採取キットの整備を求めていただくことと、国費が難しいのであれば、県民生活部が所管になるのかもしれませんが、県費においてもそういったものを整備いただき、各産科のほうと連携をいただくことが大事かと思っております。

今、性被害に関しては、離島部においては、議会のほうで提案をして、離島の保健所で対応いただくようにしております。そういった形で県内、離島・半島、どこにおいても、万が一、こういったことが起きたら、早期に対応ができる仕組みというものは作っていきたいと思っておりますので、是非ご協力のほどをいただきたいと思います。

それと、犯罪の種類が増えたことによって、皆様方、性暴力被害者支援「サポートながさき」

においても、相談する件数、内容等増えてくると思いますし、警察がその犯罪にかかわる件数も増えてくると思っております。一生涯心と体に消えないような傷を得るような犯罪でありますので、是非寄り添い支援、そして再発防止のために犯人を必ず検挙いただくようなことを本当に心からお願いをして、この件に関しては終わりたいと思います。

そしてもう一点、今議会におきまして、私の同僚議員であります深堀県議が質問の中で、特殊詐欺対策ということで、喚起を呼びかけるための電話をしていたと思います。今まで期間限定で行っていたけれども、警察本部長のご答弁によりますと、今後はできるだけ通年対応をしていきたいというお話だったかと思えます。この電話をかけている方々は、恐らく、アルバイト、そういう方なのかなと思いますが、そういう方の人員確保が可能なのかどうかと、あと以前お聞きをしましたが、この名簿は、過去に同じような犯罪に遭った方のリストがあるのかなとかちょっとお聞きしたことがあるんですけども、そういう方を対象にしているのか、どういう方を対象にしているのかを教えてください。

【北村生活安全企画課長】委員ご質問の件につきましては、当県におきまして、現在、特殊詐欺・悪質商法被害防止コールセンター事業というものを県と連携させていただきましてやっております。これについては本年は6月1日から来年平成30年2月28日までの9カ月間を実施予定として行っております。実施事業者につきましては、一般競争入札をやりまして落札していただいた業者、ただし、これにつきましては過去の実績等もございまして、我々のほうから教養といいますか、そういったものを事前にさ

せていただいております。現在、責任者の方を置いて、それからコールをしていただく方を配置して従事していただいております。

それから、こういった方に電話をかけているかということでございますけれども、1つは、警察が把握をしました名簿、いわゆる強制捜査で捜索差押えをやりますけれども、そういった中で、悪質業者が、こういった人に電話をかければいいよというような名簿を作っていたり、それから全国的には、名簿屋ということで名簿を売り買いするところがございますので、そういったところから入手したものを持っていたりというのがありますので、警察の捜査でそういったものを入手した場合は、警察庁を通じて全国警察に情報としてまいりますので、そういったものの活用をやっているということ、それから例えば、最近ですと、ある高校のOB名簿が漏れて、不審電話がかかってきているんじゃないかというような情報を分析いたしまして、電話を集中的にかける、またコンビニエンスストア等を利用しまして、今、電子マネーの被害が非常に増えておりますので、そういった被害が集中した場合につきましては、コンビニに直接お電話を差し上げて、こういうものが今、その地区に発生をしていますので、電子マネーを買われる方が来られたら注意をしてくださいというような電話をかけてみたり、被害になられる方のみならず、業者の方に対してもコールセンターからお電話をかけさせていただいて、被害防止を図っているというところでございます。

【吉村(洋)委員長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】ほかに質問がないようですので、警察本部関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時49分 休憩 —

— 午前11時49分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

これをもって、警察本部関係の審査を終了いたします。

午前中の審査はこれにてとどめ、午後は出納局及び各種委員会事務局の審査を行います。

しばらく休憩し、午後1時30分に再開します。

— 午前11時50分 休憩 —

— 午後 1時31分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

これより、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を行います。

出納局及び各種委員会事務局は、分科会付託議案及び委員会付託議案がないことから、委員会による審査とし、関係局長より所管事項についての説明、及び提出資料に関する説明を受けた後、所管事項についての質問を行うことといたします。

人事委員会事務局長より、所管事項説明をお願いいたします。

【寺田人事委員会事務局長】 人事委員会事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

総務委員会関係議案説明資料の出納局・各種委員会事務局1ページ目と、同資料（追加2）の出納局・各種委員会事務局1ページをあわせてお開きください。

（平成29年度県職員採用試験について）

大学卒業程度の「行政」など15職種にかかる試験及び警察官Ⅰ類（男性・女性）の試験それぞれ実施し、最終合格者を発表いたしました。

また、短大卒業程度試験、高校卒業程度試験

の実施については、記載のとおりです。

なお、警察官Ⅰ類（男性・一般）〔第2回〕の試験については、台風18号の接近に伴い試験日程を変更し、警察官Ⅲ類（男性・女性）と同じ試験日程で実施することとしております。

以上をもって、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

【吉村(洋)委員長】 次に、労働委員会事務局長より、所管事項説明をお願いいたします。

【寺田労働委員会事務局長】 労働委員会事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

同じく2ページと、同資料（追加1）の出納局・各種委員会事務局の1ページをお開きください。（調整事件について）

前回説明以降、新たに申請があった事件は3件であり、この間、調整事件5件中2件は解決により終結しており、現在調整中の事件は3件であります。

（審査事件について）

前回説明以降、新たに申し立てられた不当労働行為事件は1件であり、現在審査中の事件は4件であります。

以上をもって、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

【吉村(洋)委員長】 次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【馬場会計課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本委員会に提出いたしました出納局・各種委員会事務局の資料について、ご説明申し上げます。

資料の1ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約について、本年6月から8月の実績は、記載のとおり5件となっております

す。以上でございます。

【吉村(洋)委員長】 以上で説明が終わりましたので、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 次に、所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【山田(朋)委員】 議会事務局に伺いたいと思います。私が以前、業務継続計画（BCP）の作成について県議会で一般質問をして、その後、作成をされたと聞いておりますが、議会事務局におけるBCPというのは、どのようになっているのかをお聞かせいただけますでしょうか。恐らく、災害が起きたら、第一に我々議員の安否確認等を行ったりするのかなと思うんですけれども、その後の流れ等を把握しているようであれば、教えてください。

【高見総務課長】 議会事務局におきましては、業務継続計画は作成しておりません。

【山田(朋)委員】 していなかったということですが、一般的に、窓口業務だったり、県民にかかわる部署においては間違いなく業務継続計画をつくっておかないと対応ができないということはあるかと思うんですけれども、今後は、議会として提案をすべきこととは思っていますが、私個人的な考えですが、今、各県議会においても、議会におけるBCPをしっかり策定しているところも多くなっております。近年、災害も増えてきておりますので、議会事務局において、必要性がないということで、所管部局と話をしつくっていなかったのかもしれませんが、今後、私も議会のほうにご相談さ

せていただいて、そういうものをつくりたいという気持ちがあるので、ぜひ一緒になってつくったほうが、何より、熊本の話も聞きました、大分、福岡の話も聞きましたが、災害時の議員の役割というものも大きくあるようです。議員各自がそれぞれに担当部局にわあわあ言うとか混乱をして、一番やらなければいけないことが遅れてしまったりするもので、窓口となるのは事務局になると思いますので、その辺のことを今後検討する余地があるのかどうか、考え方をお聞かせください。

【高見総務課長】 本県議会におきましても、そういった必要性はあろうかと存じますので、今後、議会のほうともご相談しながら、努力してまいりたいと存じます。

【前田委員】 全国的に公務員の獣医師不足が世間をにぎわわせておりますが、本県の獣医師は、しっかり採用できている、募集に対する採用はしているというんですが、どこもそうなんですが、辞退者が出ているという話の中で、今年の状況と直近の状況をお尋ねしたいということと、定数に対して今どんな状況になっているのかをまずご答弁いただきたいと思います。

【松尾職員課長】 獣医師の採用についてでございますけれども、知事部局で今年度、1回採用試験がなされております。13名の募集をして、11名が確保できたということで、それでも2名足りない状況ですので、再度募集をする予定と伺っております。

現在の欠員の状況としましては、4月現在で7名あると聞いております。

【前田委員】 各県、獣医師の確保について大変苦労をされていて、それぞれの県でいろんな対策を組まれております。例えば、本県の初任給調整手当の見直し等、そういうものは他県と比

べて先駆けてやっているし、貸付金も含めて濃い内容だから、長崎県としては非常に努力していると思うんですが、そういった状況の中でも欠員が出ているということ、それから将来の人材確保を含めた時に、業界団体が以前から要望しているように、一時的な初任給とか貸付金だけではなくて、本給の見直しをしてほしいという要望が出ていると思います。その時その時の判断の中で、そこまでに及ばないということで、今まで答申というか、出ていると思うんですが、やっぱり改めて全国の状況、また本県の状況を見た時に、その見直しについて勧告というか、そこはもう一度、検討すべき時期じゃないかと思っていますが、そのことについては、どのような認識をお持ちでしょうか。

【松尾職員課長】 公務員の獣医師の不足は、委員ご指摘のとおり、全国的な問題となっております。確かに他県におきましては、本県が採用しております医療職二表以外の給料表を適用している団体も一部ございますけれども、もともと本県も含めて全国的に医療職二表を適用しているといいますが、以前、自治方からの指導の中で、公務員の獣医師に関しては医療二表を適用することというふうな通知があっておりまして、全国的にそういう状況になっているということで、ただ、この件に関しましては、人事委員会の中でも、獣医師不足というのは委員さんも課題に思っていると思いますので、先ほど申されました初任給調整手当も含めたところで、現在、委員会の中で協議もしていただいているという状況でございます。

【前田委員】 他県も、先進的な取組をしている、自分たちの県よりも手厚くしている県を見ながら、そういう条件の見直し等も多分検討をしていると思うので、本県においては、要望

も出ていますし、ただ、これは獣医師会と医師会の中での話し合いもつかなきゃいけないと思っているので、国を含めたところでの調整になると思いますけれども、今の努力は是としながらも、ぜひここにとどまらずに、改めて他県の状況も調査しながら、もう一步踏み込んだ支援のあり方を検討していただくことを要望して、終わります。

【吉村(洋)委員長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ほかに質問がないようですので、出納局及び各種委員会事務局関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 1時42分 休憩 —

— 午後 1時42分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前10時から委員会を再開し、文化観光国際部関係の審査を行いたいと思います。

なお、この後、新県庁舎の建設状況について現地調査を行いますので、2時20分までに県庁玄関前にご集合ください。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 1時43分 散会 —

第 2 目 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成29年 9月27日

自 午前10時 3分
至 午後 4時30分
於 第1別館第1会議室

国際観光振興室長
（参事監）

土井口章博 君

物産ブランド推進課長

永橋 勝巳 君

国際課長

大安 哲也 君

国際課企画監
（アジア・国際戦略担当）

佐々野一義 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 吉村 洋 君

副委員長(副会長) 大場 博文 君

委 員 田中 愛国 君

〃 小林 克敏 君

〃 徳永 達也 君

〃 山田 朋子 君

〃 川崎 祥司 君

〃 前田 哲也 君

〃 友田 吉泰 君

〃 山本 啓介 君

〃 坂本 浩 君

危機管理監

豊永 孝文 君

危機管理課長

陣野 和弘 君

消防保安室長

宮崎 良一 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

文化観光国際部長 松川 久和 君

文化観光国際部政策監
（国際戦略担当） 田代 秀則 君

文化観光国際部次長 岩田 正嗣 君

文化振興課長 本多 敏博 君

世界遺産登録推進課長 村田 利博 君

観光振興課長 浦 真樹 君

観光振興課企画監
（観光基本計画・
県観光施設担当） 松田 武文 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 3分 開議 —

【吉村(洋)委員長】 皆さん、おはようございます。

委員会及び分科会を再開いたします。

これより、文化観光国際部関係の審査を行います。

【吉村(洋)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

文化観光国際部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【松川文化観光国際部長】 おはようございます。

文化観光国際部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の文化観光国際部をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第71号議案「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分であり、その概要をご説明いたします。

文化観光国際部所管の補正予算額は、歳出予算2,290万8,000円の増であります。

歳出予算の主な内容は、明治150年記念事業

費の増、国際定期航空路線維持・拡大事業の増であります。

（債務負担行為について）

次に平成30年度以降の債務負担を行うものについてご説明いたします。

「肥前さが幕末維新博覧会」への出展経費に係る平成30年度までの債務負担行為として、1,047万9,000円を計上いたしております。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【吉村(洋)分科会長】 次に、文化振興課長及び国際観光振興室長より補足説明を求めます。

【本多文化振興課長】 第71号議案「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち、明治150年記念事業費について、補足してご説明いたします。

「予算決算委員会総務分科会補足説明資料」をご覧くださいと思います。

資料の2ページ目をお開きください。

まず初めに、事業化に至った経緯や背景についてご説明いたします。

平成30年は、明治元年から数えて満150年の年に当たります。この明治150年をきっかけとして、明治以降の歩みを次世代に残すとともに、明治の精神に学び、日本の強みを再認識し、現代に生かすことを目的として、国をはじめ各自治体においてさまざまな取組が、現在検討されているところでございます。

このような中、佐賀県におきましては、明治150年を記念として、幕末維新期における佐賀の先人の活躍と偉業を検証し、その志を未来に継承することを目的として、「肥前さが幕末維新博覧会」を開催することとしております。

一方、本県と佐賀県は、平成27年8月に地方創生にかかる連携協定を締結し、両県が連携・協力して取り組むことによって、効果的な施策の展開と両県の一体的な発展・振興を図ることとしております。

今年3月に、長崎・佐賀両県知事による意見交換が行われましたが、その中で、佐賀県が開催するこの博覧会に本県も参加する方向で検討することについて、合意がなされました。

これを受けまして、佐賀県とも協議を行った結果、当該博覧会において、本県が展示館を設置することとし、このことを通じて、明治維新や産業の近代化に果たした本県の役割や佐賀県との歴史的なつながりを紹介するとともに、本県の魅力を広く発信することにより、両県への誘客を促進しようとするものでございます。

総事業費は2,592万円、佐賀の博覧会が平成30年3月から平成31年1月までの期間で開催されますことから、平成29年度は長崎館の設置・運営費として、歳出予算1,544万1,000円を計上し、あわせて、平成30年度の運営費として1,047万9,000円を限度額とした債務負担行為を設定するものでございます。

今回設置しようとする長崎館は、幕末維新期の長崎と佐賀を展示テーマとし、明治維新において活躍した志士たちが、当時の最先端の知識・技術・思想を学んだのが、ここ長崎の地であり、鎖国の時代にその長崎を警護した佐賀藩との関係や、日本の近代化を支えた産業革命遺産などを紹介してまいりたいと考えております。

展示に当たっては古写真を活用し、デジタル技術等を駆使した映像により、幕末維新期の長崎を疑似体験できるコーナーや説明パネルを設置するとともに、長崎の観光や物産のPRもあわせて行ってまいりたいと考えております。

なお、明治150年を記念した本県内での取組といたしましては、このほか、来年度に、長崎歴史文化博物館におきまして、幕末明治期の長崎にスポットを当てた特集展示や、写真発祥の地である長崎を紹介する企画展の開催などについて、現在検討しているところでございます。

これらの実施に当たっては、佐賀の博覧会とも連動したものとし、相互の人の流れが活発となり、相乗効果が得られるような内容にしていきたいと思いますと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【土井口国際観光振興室長】 それでは、私のほうから、9月補正予算案として上程させていただきました航空対策費について、ご説明したいと思います。

資料は、「予算決算委員会総務委員会補足説明資料」、3ページをご覧ください。

本事業につきましては、ラオス国営航空が予定しておりますビエンチャン～成田線の就航を見据え、まだ最終決定はなされておりませんが、日本発の経由地として決定された場合、速やかに対応できるよう、長崎空港における着陸料の支援及び就航に当たってのプロモーションにかかる経費といたしまして、予算額746万7,000円を計上いたしております。

具体的な内容でございますが、着陸料の支援につきましては、12月に就航することを想定し、来年3月までの4カ月間、国が実施する着陸料の2分の1支援に合わせて、残り2分の1を支援するものであります。

また、プロモーション等にかかる経費といたしましては、就航関連セレモニー経費、就航のチラシ等による告知にかかる経費に加えまして、就航後は、アウトバウンド商品造成を旅行業者

と一体となって図り、長崎はもとより、長崎から近く、比較的大きな市場であります福岡等からの集客も図っていくことが重要かと考えておりますので、その広告等所要経費の一部を支援するものでございます。

簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【吉村(洋)分科会長】 以上、説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

ご質問等あられる方はお願いいたします。

【徳永委員】 「肥前さが幕末維新博覧会」は、るる説明を聞きましたけれども、1点ちょっと確認したいのは、これは地方創生の事業ということで、佐賀県と連携してやったとありますけれども、明治維新と言え、佐賀もそうでしょうけども、やっぱり本県の長崎というのが一番、日本の中で坂本龍馬等いろいろ志士を輩出し、そしてまた、影響を与えた地であるのに、佐賀と連携するということに私は、それはそれでいいと思うんですけど、まず、佐賀で連携してやる、佐賀県のほうで一緒にやるというこの経緯をもう一度説明していただけないか。

【本多文化振興課長】 先ほども若干ご説明いたしましたけれども、この事業は佐賀県との連携事業ということで、佐賀県との協定に基づいて実施するというところでございますけれども、明治150年記念事業につきましては、この事業だけではなくて、先ほども申し上げましたように、長崎県としてこの記念事業に取り組んでいこうということは、実は佐賀県との連携事業を検討する前から検討してきていたところでございます。

具体的には、明治150年記念というのが、目的としましては、「明治の精神に学んで日本の強みを再認識し、現代に活かすきっかけとする」ということで、その手段として、明治期に活躍した若者や女性、それから外国人を掘り起こして光を当てるということがございますので、本県といたしましては、長崎歴史文化博物館のほうで、長崎というのが、明治維新においていろんな活躍した人物が学ぶ場所になったという点を発信してまいりたいと考えております。

【徳永委員】 私が言いたいのは、長崎県がもっとね、観光にもこれは非常に大きくあるんですよ。佐賀県は、やっぱり山口知事は先に先に仕掛けていきますよ。薩長土肥の観光のあれもやっていますよね。だから、もっと長崎県も、逆に長崎県でやろうというぐらいの、なぜその気持ちというか、その企画をやらなかったのかというのが、私は私なりの疑問だったんですよ、これ、説明に来た時もね。乗っかるだけじゃないですか、そこがやるからやりますと、長崎歴史文化博物館でやりますと。

それはそれでいいんですけども、やっぱり長崎は150年、次は200年なんですよ、明治維新からね。そんなちょこちょこあるわけじゃないわけですよ。なぜそこを積極的にやらなかったのかということが、私は今回、このことについて疑問なんですよ。その辺どうなんですか、部長。

【松川文化観光国際部長】 先ほど文化振興課長がご説明いたしましたように、私どもも明治150年に合わせました事業というのは独自に検討を進めていたわけでございます。

そうした中に、本来、私どもは来年度の予算として要求する予定で考えておりましたが、今年の3月に中村知事と山口知事の間で意見交換が持たれた中で、佐賀でも急遽らしいんですが、

こういう維新博をやるという話が起きて、それに協力してほしいというお話が中村知事にございましたので、知事も、できるだけ協力をして、両県で一緒になってお客様を呼ぶようにしましょうと。そして、長崎と佐賀がそれぞれ相互に発信することで力を合わせていきましょうというお話がございましたので、我々としても、今回補正をさせていただきまして、これにしっかりと取り組んでいきたいということでございます。我々の事業は、来年度事業としてしっかりと組み立てをさせていただければと思っております。

【徳永委員】 来年の企画というのは、先ほどの博物館、さっき説明した分だけですか。

【松川文化観光国際部長】 来年度予算につきましては、今検討を進めているところでございますが、現段階で、文化観光国際部として、歴史文化博物館を中心に、全国にアピールできる事業を展開できればというふうに検討しているところでございます。

【徳永委員】 新幹線に遠慮しているのかどうかわかりませんが、それはそれで協力はいいでしょうけれども、しかし、それはそれでね、長崎県は、明治維新イコール長崎県というイメージをもっともっと発信をして、来年、この「肥前さが幕末維新博覧会」に負けないような取組をやるということで、我々はそういう理解でいいんですね。そうであれば、私はいんですよ。だから、規模、そしてまた発信力、それを期待しますので、よろしくお願いします。

【松川文化観光国際部長】 今回の佐賀県の開催規模は、かなりの規模でやられております。気持的にはそういう勢いではありますが、予算規模とかそういったものがかなり佐賀県とは違いがあります。今、20億円ぐらいというような予

算規模でやられています。本県としては、できる範囲内でしっかりやりたいと思います。

【徳永委員】 できる範囲とか、何回も言うように、長崎県は観光は第一番の基幹産業ですよ。そこを言っているんですよ、私は。金は使うんだったら使って、後は50年後なんですよ。50年後はいませんよ、私たちはもう。この時期にきた時、我々が取り組まなきゃいけないのに、消極的なのか、やる気がないのかとしか私には見えません。乗っかるのもいいんでしょうけども、乗っかるような、うちの県の明治維新150年というのは、うちはそういう立ち位置じゃないんですよ。逆に言えば、うちが主導してよそこから乗っかってくるような、そういう政策をやるべきなのに、なんでこうなのかと言っているんです。

だから、私は、さっき部長、課長がおっしゃったような、来年やりますと言うから、そのことをしっかり確認をさせていただいて、また次の質問を来年させていただきますので、よろしくお願いします。

【吉村(洋)分科会長】 ほかにご質問等は。

【山田(朋)委員】 航空対策費で予算が計上されています。この件について伺いたいと思います。

成田～長崎～ラオスということで、今回このような形でなっているというふうに思いますが、その中で、給油が主な目的というふうに聞いておりますが、給油以外、例えば長崎県の物産品を乗せるとか、これはアウトバウンドとも書いてありますので、人が、成田から飛んだ分に長崎からも乗る。でも、帰りはラオス～長崎なのかなと思うんですけど、そのあたりも教えてください。

【土井口国際観光振興室長】 山田(朋)委員のご質問にお答えいたします。

今、路線が計画されておりますのが、まず、ラオス～成田というのが基本でございます。実は機材の関係で、帰りが偏西風の影響で、どうしても燃料を余計に消費することから、どこかで給油をしなければいけないということで、その給油地として長崎が浮上してきたと、そういう流れでございます。

ですから、給油で長崎を経由していただきますので、それであれば、乗降もできるような形でお願いをして、そのこと自体は可能なんです。最終的にまだ決定には至っていないというところでございます。

流れからすると、ビエンチャン～成田・成田～長崎・長崎～ビエンチャンという形になります。ですから、長崎からは4時間半ぐらいで行きますけれども、帰りはビエンチャンから成田経由で長崎に帰ってくると、そういった流れでございます。物流についても、今後その辺も検討しながら考えているところでございます。

まずは、今、そういった経由として決定いただく旨をお願いしているところでございます。

【山田(朋)委員】 わかりました。まだ、人が乗降できることも最終確認はできてないという話ですよ、今の答弁だと。

【土井口国際観光振興室長】 経由地が決定した暁には、乗降が可能ということでございます。

（「決定しとらんと？」と呼ぶ者あり）まだ最終決定はいたしておりません。そういう状況でございます。

【山田(朋)委員】 最終決定はしてないということであります。それで、例えば私がラオスに行くのに長崎から乗るけど、帰りは成田まで行って、成田～長崎便、今予定されていますかね。計画があるのかな。計画があるやにもちょっと聞いた気もしますが、わざわざと言ったらあれ

ですけど、長崎からは行けるけど、帰りは成田経由で帰ってきてよという話ですよ。

あわせて、県産品を載せたりということも、物流に関しても、給油だけではなく、人も物も乗せられるようにしっかりと働きかけてほしいと思います。

【土井口国際観光振興室長】 帰りの便のお尋ねでございますが、成田まで行って別の便に乗り換えるということではございません。その便には、成田で新たなお客さんが乗ってまいります。長崎で降りる方はそのまま駐機場でしばらく待っていて、また同じ飛行機に乗って長崎で降りるということでございます。

新たに別の便に乗り換えるのではなくて、同じ飛行機で長崎まで戻ってこられるというのが、今回の計画でございます。

【山田(朋)委員】 帰りはラオスから成田に着いて、成田でいろいろ掃除をしたり、いろいろな手続をしたりするから、多分相当な時間を待っておかないといけないですよ、その便に乗るには。一回降りてから、多分乗り込む感じですよ。もう一回乗り込んで長崎で降りられるよという話ですよ。行きは4時間半だけど、帰りはどれだけかかるかわからないくらいかかるよというような話というふうに理解していいですか。

【土井口国際観光振興室長】 今、ラオス国営航空のほうからお聞きしている情報によりますと、成田空港で駐機する時間は約2.5時間ということでございます。

ですから、2.5時間の間に飛行機の中の掃除とか、当然成田で降りられるお客さんもありますので、出入国というのが生じます。長崎まで戻られる方は出入国手続はせずに、成田空港で待機していただいて、また、掃除が終わった後乗

り込んでいただいて長崎まで戻っていただくと、そういったことでございます。

【山田(朋)委員】 多分ですよ、行きは4時間半で長崎からラオスまでだから、航空運賃もそう高くないのかなというイメージがありますけど、帰りはラオスから成田まで飛んで、また成田から長崎だから、航空運賃がかなり高くなるのかなと、往復割引じゃないですけど、往復でセットで考えているのかもしれませんが、どれくらいの価格設定を考えていて、乗降見込みがどれくらいあるのか。こういうふうに予算を立てて取り組むことなので、当然試算されていると思いますけど、その辺を。

【土井口国際観光振興室長】 まず、乗降についてでございますが、今数字的に、実際、今ラオスにも観光客のほうは行かれています。ただ、直行便はございませんので、成田からタイもしくはベトナム等を経由してラオスに行かれているのが、おおむね2万～3万人くらいかなというふうに聞いてはおりますけども、もし直行便ができたとしても、そのすべての方が乗られるとは限りませんので、そういうのを差っ引いても、九州から少なくとも1,000人くらいはいらっしゃるのかなとは思っております。

通常、新しい路線ができると、直行便効果というのがあるというふうにお聞きいたしております。市場の倍ぐらいいは伸びるという話も聞いておりますので、2,000人ぐらいいは何とか九州で需要があるのではないかと見込んでいるところでございます。

【山田(朋)委員】 最後にしたいと思いますが、今回は746万7,000円という予算でありますけれども、これが本決定をした場合というのは、また予算が上がっていく。今後、この予算だけだよと。

結局ですね、今の答弁だと、九州から1,000人ぐらい、うまくいったら2,000人ぐらい見込めるかもという話みたいです。九州全体からは2～3万人行っているということですよ。（「日本全国からです」と呼ぶ者あり）日本全国から2～3万人で、九州から1,000人ぐらい、うまくいったら2,000人ぐらいかもしれないという話だったかと思います。

ただ、やっぱり不便さも大きくあると思います。その中で、せっかくこのようなことで国際定期航空路を結ぶということであれば、当然旅行会社とかとも商品パッケージをつくったりして、人をどんどん、アウトバウンドに取り組む予定を既に組んでいると思いますけど、そういったことはどういうふうにしているのかも、ごめんなさい、最後にならなかったですね。それで最後にしたいと思います。

【土井口国際観光振興室長】 当然、まだできておりませんので、我々といしましては、今回お願いいたしております予算、就航記念旅行商品にかかる広告等、旅行社の皆様と一緒に、まずこの路線があるということを九州全体でPRすること、そして、その商品をご利用いただくことというのに全力を傾けていきたいというふうに考えております。

既にJATAの長崎支部のメンバーの皆様にも、こういった暁には、ぜひ旅行商品の造成についてご協力をお願いしますという形のご依頼は、会議の席で申し上げて、会議といういろんな場所で申し上げているところでございます。

【小林委員】 山田(朋)委員に関連をしますけれども、これは正式に、つまり長崎空港が、今、上海便とソウル便があるわけけれども、ラオス便が新規就航したということになると、国際航空定期路線が3路線になったということで、

正式に1路線加わると、こういう認識で、長崎空港は今、上海、ソウルだけの2路線だとなっておったのを、3路線になったと、こういう位置づけでよろしいんですか。

【土井口国際観光振興室長】 まだ最終決定はいたしておりませんので、現段階は2路線でございますが、これが最終決定をしていただいて就航ということになれば、当然、委員ご説明のとおり、3路線だということでございます。

【小林委員】 最終決定はいつごろになって、何をもって最終決定と言うのか、そこをもう一回。

【土井口国際観光振興室長】 我々ももう4月の段階から、今か、今かという形で通知を待っているところでございます。ラオス国営航空でございますので、この運航に関してはラオス政府の予算等もかかってくるということで、ラオス政府においても、最終的にはまだ協議がなされている段階でございます。

実は、6月にラオスのトンルン首相がお見えになって、その時に、「年内には飛ばしたい」という発言がありましたので、今回このような形での計上をさせていただいたところでございます。

いずれにいたしましても、正式決定については、間に入っている方、ラオス国営航空の日本地区代表もでございますので、そちらとの連携をしっかりと保ちながら、そこら辺の回答を待っているところでございます。

【小林委員】 年内に就航することができればと、そういうことを当て込んでいると、年内ということですね。

それから、これは大体週に何便とか、どういうふうな路線になるのか、どうですか。

【土井口国際観光振興室長】 これもあくまでもラオス国営航空日本地区代表のほうからの情報

ということでございます。これは大体今のところ、週3便を目指しているということでございます。先ほど申しましたように、ビエンチャン～成田・成田～長崎・長崎～ビエンチャンといった経路でございます。

【小林委員】 週3便で、路線が年内のうちに決定すると、承認いただくということになれば、これは大いに長崎空港の一つのはずみとして、我々は受け止めておきたいと思うわけです。

したがって、年内といっても、あとそんなに長い月ではないわけだね。やっぱりラオス便が就航するということによって、長崎県にどれくらいの経済効果というか、要するにプラス面、長崎県においてこの就航がプラスになるのかと。ただ交流人口が増えるというだけにとどまらず、その辺のところをもう少し、売り出すためにも、長崎県にとってラオスの新路線がどれだけのいい影響を与えるかというようなことぐらいについては、きちんとした県としての考え方を持って、これを県民の皆さん方に、そして、いろいろとまた、九州はもちろんのこと、全国的に売り出していかなければいけないと思いますから、その辺のところの準備も、ぜひよろしく願いしておきたいと思います。

【山本(啓)委員】 戻りますけど、冒頭、徳永委員のほうから質問がありました博物館運営費について、もう少しだけ掘り下げたいと思うのですが、そもそも150年が平成31年になるんですか。ということは、それよりも前に149年で佐賀県が動き出したと。我がほうは、150年ちょうどでやろうと企画をしていたと、検討していたという答弁だったと思うんですけれども、今回これだけ大きな事業費をかけて長崎館を設置するわけですから、連携という形でお話はありましたけれども、そもそも「肥前さが幕末維新

博覧会」というものの自体がどのような規模で、どのような内容なのかは全くお示しがされていないので、その部分について少し説明をいただきたいと思います。

【本多文化振興課長】 佐賀県で予定されております「幕末維新博覧会」でございますけれども、目的としましては、明治150年を記念して、「その時、日本は佐賀を見ていた。佐賀は世界を見ていた。」ということのスローガンに、幕末維新期に活躍した佐賀の偉人とか偉業を顕彰して、それを志として未来につないでいくという目的で実施するという事でお聞きしております。

会期といたしましては、平成30年3月17日から平成31年1月14日までの10カ月間ということで、会場といたしましては、県庁周辺の佐賀市城内エリア一帯で、新たにメインパビリオンとして「幕末維新記念館」というものを設置しまして、その周辺に、昔の銀行の建物を活用したり、あと古民家を活用しまして「葉隠みらい館」ですとか、あと、大隈重信とか江藤新平等多くの人物を輩出した佐賀藩の藩校である弘道館を再現したパビリオンといったものを設置いたしますとともに、その佐賀市城内エリアに佐賀城本丸歴史館とか、美術館、博物館等文化施設がございますので、そちらのほうでもテーマに沿った展示を実施するという事で、そういった施設を歩いて見て回っていただくようなまち歩き型の博覧会を考えているということです。長崎で言うところの「旅博」とか「さるく博」をイメージしているということでございます。

それとあわせて、佐賀市内だけでなく、唐津とか鳥栖にもサテライト館を設置して、県全体として取り組むということでございます。

【山本(啓)委員】 大きな規模で行われるイベン

トだということは理解しましたが、その中に、今後も常設として残るようなものもあるんですかね。

そういった部分についてと、今ご説明いただいた中のどこに長崎館が置かれる予定なのか。

あわせて、他県の絡みはどうか、ご説明いただきたいと思います。

【本多文化振興課長】佐賀県で設置されるパビリオンにつきましては、先ほども申し上げましたように、既存の施設を活用してされるということで、恐らく期間中だけの設置になるということで、開催期間が終了した後は撤去されるという形になると思います。

それから、長崎館につきましては、今、佐賀県と調整中でございますけれども、佐賀市城内エリアの中の一画に百貨店の玉屋がございますけど、玉屋の催事場をお借りして長崎館を設置したいというふうに考えております。

それと、他県との関係ですけれども、佐賀県のほうは、私ども長崎県との連携のほかに、佐賀県とゆかりのある、県内ですと諫早市とか、そちらのほうにも何か声をかけるというお話もお聞きしております、全体として、ほかの県とも連携した形で、相乗効果が出るような形で実施したいというお話はお聞きしております。

【山本(啓)委員】設置箇所等とも、総事業費が合うのかなと思って聞いていましたが、まず催事場ということで、いきなりピントが狭くなったような気がしたんですけれども、どれぐらいの広さなんですか。予算の話なので、実際はそういった部分の設置箇所とか、設置規模とか、そういったものを示した資料があっただけかなと思うんですけれども、あわせて、今、諫早市しか出てこなかったんですけれども、その後は他県とおっしゃったんですが、他県と

の絡みは、改めてあるんでしょうか。

【本多文化振興課長】本県が設置します長崎館の展示スペースにつきましては、玉屋の催事場ということで、広さ的には145平米、坪にしますと約44坪ということになります。

それから、佐賀県のほうの他県との連携した取組につきましては、まだ詳細についてはお聞きしていないところでございます。

【山本(啓)委員】内容について確認できるのは、紙がないので、これ以上は難しいんでしょうけれども、議案外でも決定のあり方についてお尋ねしたいと思いますが、少し長い期間をかけて佐賀県が取り組みになられている案件が、トップ同士の話の中で突如として、双方ともに行っている分なので、連携できる場所はしましうというような話なのかなというふうな認識をしましたが、これだけ多くの予算を充てるわけですから、その審査には少し資料が足りてないのかなというところもありますし、経緯についての部分が、庁内においてどのような検討がなされて、どのような決定に至ったのかという部分を、後ほど議案外で質問したいというふうに思います。

【吉村(洋)分科会長】資料がないんですか。催事場の見取図とか、全くまだないままでの予算ですか。

暫時休憩します。

— 午前10時39分 休憩 —

— 午前10時40分 再開 —

【吉村(洋)分科会長】分科会を再開します。

ほかにご質問等はございませんか。

【友田委員】午後から、その資料が出てから少ししなきゃいけないという気がするんですけど、今の件なんですけど、玉屋の催事場でしょう。

玉屋ですよ。県庁のあの通りの玉屋ですよ。

佐賀県が150年に向けて取り組んでおられることわかるんですよ。だって、佐賀県で明治維新の偉人というのは、昔からずっと言われている人たちだから、この人たちをクローズアップして、県民の意識も立ち上げてやろうというのはわかるんですよ。それに長崎県が乗るに当たっては、私が聞いてびっくりしたのは、玉屋の催事場ですかという話なんですよ。知っていますか、あのデパート。もちろん有名な佐賀県のデパートだけど、県庁の通りにはあるけど、駐車場もそんなに近くにいっぱいあるわけでもないし、まち歩きというなら、せめてその城内の、私はこの資料だけ見る時には、例えば本丸博物館の辺だとか、あの辺に何かブースを設けるのかなと思ったけれども、結局、全体の催事場の中に長崎県のブースがぽつとあると。そこを見に来て、果たしてそこを訪れた人が、長崎まで、さあもう一回行ってみようという気になるのかどうかというところなんですよ。国費が770万円入っているとはいえ、一財で700万円は出さんですよ。その効果として、果たして県民にちゃんと説明できるのかという気がするんですよ。このあたりはどうですか。

来年、平成30年度の予算で、長崎県は歴史文化博物館でやるというんだけど、来年は長崎県は世界遺産登録で真っ黒でしょう。それを一生懸命やる時に明治維新もやりますよと、本当にできますか。これが本当に、700万円使って、本当に長崎県に誘客効果がどのくらいあって、それをどのくらい見込んでいて、それは来年の長崎県がやる明治150年の問題について、こんな相乗効果があって、だからこれをやるんだと、何かそういった分析はできていますか。今の説明を聞いているだけでは、何かトップ同士で話

してきたから、やりましょうよという話になってやりますから、予算をつけてくださいと言っているようにしか聞こえないんですよ。大丈夫ですかね、どうですか。

【本多文化振興課長】 場所につきましては、催事場と申し上げましたけれども、玉屋の建物の横に事務所がありまして、そこに隣接する場所になっていまして、その場所というのが、ちょうどバス停がすぐ目の前にありまして、佐賀の駅から県庁に向かって行くメイン通りに面していまして、それで、場所的には、人が回遊する場所なので、佐賀県全体のパビリオンとかの配置計画の中にも、エリアの一面に長崎館があるというところをきちんと示していただいた上で、そこを歩いていただくようなモデルコースみたいなものも設定していただいたりとか、あと、巡回バスとかも予定されているようでございまして、巡回バスの沿線にもなっておりますので、一定の集客は見込めるのではないかと思います。

その集客を、長崎館を見ていただいた上で、いかにそういった方々にまた長崎県まで来ていただくかというところにつきましては、パンフレットを作成する際に、長崎のゆかりのある観光地とかも紹介しつつ、そういった施設にパンフレットを持参してこられた方には割引の特典をつけるとか、そういった工夫をして、佐賀県と長崎県とが相互に観光客の行き来が活発になるような形、そういう仕掛けをあわせて考えていきたいというふうに思っております。

【友田委員】 いずれにしても、資料を見せていただかないと議論は深まらないので、これでとどめますけど、全般的に、やっぱり予算を計上するに当たって、我々に示される資料の中身というのはあまりにも薄いですよ。もうちょっ

と、こういった背景があって、県はどういうものを目指していて、だからこれだけの予算を使うんだというのがないと、これまで我々もそういうのを認めてきたところがあるんでしょうけれども、しかし、やっぱり他県で開催するわけだから、少なくとも長崎県内でやって、それを実際に我々も見ることが多いところでやるのであれば、一定その辺でもいいのかもしいけれども、少なくとも長崎県の予算を使って佐賀県に設置しますというのであれば、もう少し丁寧な説明を、資料を出していただいて、その上で県の考え方も明確に示していただきたいと思いますので、そのあたりの資料を出していただいてから、もう少し議論したいと思います。

【吉村(洋)分科会長】 資料はすぐ出ますかね。コピーしてくればいいだろう。すぐ出してください。それがないと、議論ができないということですから。

【前田委員】 博物館の件は、私も資料が出てから質疑させてもらいたいと思いますが、そもそも徳永委員もおっしゃっていましたが、やっぱり長崎県の150年記念事業に対するコンセプトとか全体の構想があって、その中に今回の予算の事業をどう位置づけるのかというのがないと、なかなかそこは難しいんだろうなと思っています。それは後ほど質疑します。

ラオスの航空対策費ですが、すみません、私だけが、多分わかってないと思うのですが、そもそもとして、ご説明では、ラオスから成田に行くのは直接行きますよと。しかし、帰りが、偏西風の関係で、一度着陸して燃料を補給しなければいけないという話だったんですが、それは長崎が手を挙げたんですかね。

よくわからないのは、給油で着陸するのに、どうして着陸料の支援というか、長崎県がお金

を出すのかがわからないです。すみません、そもそものことです。

【土井口国際観光振興室長】 今、委員ご指摘の経由地として給油については、ラオス航空が偏西風の関係でどこかに着陸しなければいけないということで、給油地を探していたところですが、たまたまラオス国営航空の日本地区の代表の方が長崎県出身ということもございまして、そういう関係で我々と協議をされていて、給油地が必要であればぜひ長崎でと、給油だけじゃなくて乗降も可能なようにしてくださいということでございます。

給油だけであれば、着陸料というのは我々は負担はいたしません、そこでお客様の乗り降りができるようにということで、着陸料の支援をするというふうなことでございます。

【前田委員】 長崎県出身の方を介した中で、要は長崎県として乗降ができることを前提として、長崎に着陸してほしいということで交渉した中で、この着陸料を払うという理解でいいんですか。4カ月分で計上しているので、これはこれから先、就航となれば、この3倍予算が発生すると理解していいんですかね。

【土井口国際観光振興室長】 あくまでも今年度分というようなことでございます。ですから、12月に就航したと仮定して4カ月ということでございます。ですから、あと残りは新年度予算でのお願いという形になろうかと思っております。

【前田委員】 乗降させてほしいということでの着陸ということになったんでしょうから、であるならば、今後についてですけれども、ラオスの交流人口というか、さっきおっしゃったような、どうやって人の行き来をさせるかとか、長崎の物産を売り込むかとか、そういうものを立

ていただかないと、長崎に降りるのは向こう側のリクエストじゃないということでしょうから、長崎として、さっき小林委員もおっしゃっていたようなプラスの効果を見込んでやるのであれば、来年度の予算を計上するまでの間に、もう少ししっかりした構想というものを立ててもらわないと、なかなかそれは認めがたいなという気がします。

なぜなら、帰りが結局、長崎から乗るということを出発点とした場合、帰りは成田経由でしか帰れないということは、どのくらい利用者がいるのかなというのは、私もちょっと見えませんし、今のお話で言えば、人口規模も少ない国ですから、交流といっても、乗り換えで今、2万人というお話でしたよね。ということ考えた時に、観光の市場としてどれくらい魅力があるのかということに対しては、ラオス単独じゃ難しいと思っていて、ならば、これからアウトバウンドの商品をつくり上げるんだったら、むしろ長崎からラオスに入って、ラオスから、長崎がこれから力を入れようとしているベトナムとかタイとかに、2国間にわたって福岡に帰ってくるぐらいのものだったら、長崎の方も利用するのかなと思いますけれども、成田経由で帰ってこいと、その間2.5時間待ちなさいというのは、どれくらい長崎県民が乗るのかなと、それに対して税金を使うということ考えた時に、きちんとした計画がないと難しいなと思っています。

それと、今現在、ラオスはこういう形でつき合いが出るとことは私はプラスだと思っているので、そういう意味で言えば、海外戦略としてラオスの国の位置づけというのは、多分、今は全くしてないですよ、直行便もなかったんだから。これは、この後どんなふうを考えているのかということと、長崎県の中で、今現在、

民間におけるラオスとの交流というか、友好的なおつき合いをしているような団体等があれば、その概要とか活動も含めてお知らせいただきたいと思います。

【土井口国際観光振興室長】今後のラオスとの交流でございますが、当然、まず観光、我々は観光担当でございますので、今後インバウンドという形のPRを行ってまいります。まだまだラオスは発展途上国でございますのでインバウンド客は少のうございますが、将来を見込んで、就航の暁には、我々長崎のアピールを現地でもしていきたいと思っておりますし、あと、教育分野、留学生の受け入れといった部分とか、あと、山間地域が多くて農業も盛んでございますので、そういった分野の交流とか、また、発展途上国でございますので、医療的にはまだ後進の部分もあると聞き及んでおりますので、そういった部分の交流とか、そういった部分も今後進めていく必要があろうかなと思っています。

また、ラオスと交流の協会でございますが、長崎ラオス友好協会というのが長崎にございまして、九州では、長崎と福岡と熊本にあるというふうに聞き及んでおります。定期的でございますが、何度かラオスをご訪問されて交流も行われていると聞き及んでいるところでございます。

そういった協会とも連携を密にしながら、この便を活用して、長崎県とラオスの交流、ひいてはそれが経済効果につながるような形で展開を図っていければと考えているところでございます。

【前田委員】経済交流だけでなく、そういう意味では、まだ後進的な国ですので、今おっしゃったような農業の指導とか、教育の支援とかいろいろあると思うので、せっかくですから、

長崎県がそこを率先してやれるような計画を立ててほしいと思うのと、先ほどの山田(朋)委員の質問の中で、九州各県から1,000人ぐらい見込めるんじゃないかということでしたけれども、それをもってしても、帰りが成田ですので、成田から、じゃまた長崎に来て、そこから福岡に帰ったり、熊本に帰ったりという話になるんでしょうから、そこは成田から、多分LCCとかいろんな直行便を使って帰るという手もあるのかもしれませんが、やっぱり見込みというか、しっかりした計画を立てながら、一旦こういう形で受けたわけですから、直行便がある限りは、長崎で乗降、なかなか利用者がいないからやめたいという話にはならないでしょうから、ぜひこれから、少し中長期的な視点を持って、ラオスの国とどうやって長崎県が接していくかという戦略も立てながら、確実に進めていただきたいということを要望しておきます。

【小林委員】 ラオス便の着陸料の760万円ちょっとぐらいの予算について、いろいろご意見がっております。先ほど私も申し上げたとおり、もうちょっと国際戦略という形の中で、長崎県のメリットをどういう形の中で明らかにしていくかということについては、ただ人的交流だけではどうですかということを申し上げました。ここのところはご理解をいただいていると思うんです。

私が一番言いたいことは、例えば今回のラオス便が、ラオスの路線が新たに参入すること、どれだけ大きなものであるかということ、こら辺の説明が、あなたも控え目におっしゃっているのか、あれだけでも、少し風呂敷を広げて、いいですか、今、長崎空港で国際の定期航空路線を1便、何か風の関係でできたのか、何かの関係でできたのかと、あまり大きな努力

もしない状況の中で、この一つの路線が、さっきも言ったように、2つしかないものが3路線、これによってできるんだと、3路線になるんだということは、政策監、非常に大きなことだと思うんだよ。これは、長崎県にとって。

今、長崎県としては、24時間空港をはじめとして、それは何のためにやるかということは、海外との、特にアジアとの関係の中において、国際定期航空路線をどうしても2便から3便、4便、5便と、こういうような形の中で路線拡大を図りながら、長崎県の最大の経済基盤であるこの空港を生かした、長崎県のプラスというものを考えていこうではないかと、こういうようなことをいつもこうやって基本的に述べておし、また県の姿勢でもあるわけだよ。

だから、もう一回言っておきたいことは、この長崎空港に、今回、ラオスの新たな路線が、帰りが成田に行かなくちゃいかんとかいうことで、その不便がまだあるけれども、まずこれは突破口なんだよ。

だから、そういう突破口として、まずこうやって路線が定期航空路線としてきちんと開設されると、新路線として参入すると、これだけでもどれぐらいの、本来ならば相当な活動費とかその他のもろもろなことをやって、相当な努力をしなければならんところが、こういう形の中で新規路線というものができるんだということをもっと本当に素晴らしいことだとして、もっとアピールして、ああ、こうですかと、来年4月まで、この760万円ぐらいでよかとですかと、次はしっかり長崎県のプラスを考えながら、また予算の計上というのをひとつお願いしたいというぐらいの、それぐらいの話に結びつかないと、どうしても何かしみたれて、降って湧いたような話をするから、だめなんだよ。

こういうところはすばらしいんだということをもっと我々に訴えていただきたい。そして、みんながこぞってラオスの新規路線というものが、将来においてどんな大きな希望につながるかと、こんなようなことをもうちょっと言ってもらわないといかんと思うから、これは室長、今までのことを全く、あなたは中国で大分袋を広げとったじゃないか。どこに行ったのか、その袋は。もうちょっとやれよ、そういうことで。頼みますよ。

【土井口国際観光振興室長】 現在、長崎空港には、昭和54年に上海便が就航いたしました。そして、昭和63年にソウル便が就航し、以来約30年間、まだまだ新しい国際航空路線は就航いたしておりません。約30年ぶりの国際航空路線の就航の実現となりますので、我々もこの機をとらまえて、さらなる国際航空路線の活性化に向けて努力してまいりたいと考えております。

【吉村(洋)分科会長】 資料はできましたか。
暫時休憩いたします。

— 午前10時59分 休憩 —

— 午前11時 1分 再開 —

【吉村(洋)分科会長】 分科会を再開します。

引き続き質疑を続けたいと思います。

資料が出ましたので、これをご覧いただきたいと思います。

【友田委員】 佐賀玉屋の位置は、私自身はよくわかっていたんですけど、全体にこういうのがあるというのがやっとこれでわかったわけですよ。ね。県立博物館とか、美術館とかいろいろあるんだけど、こういうのも、さっき部長がおっしゃるとおり、コンセプトがわからないので、ちょっと全体像をつかみかねるところがあるんですけど、そういうところが、いろんなイベン

トがある中で、先ほどおっしゃった佐賀玉屋の1階ですよということなんだけど、長崎県としては本当にそれでよしとしたのかということなんですよ。

向こう側といろいろ面談したり協議する上で、いやいやもうちょっと、せっかく長崎と佐賀のそういった関係を出すのであれば、一番のメイン会場のところあたりにとかという話にならなかったのかなと思うんですよ。先ほどおっしゃった、新しいパビリオンをつくる、そういう中にあるのであれば、まだ皆さん、この「幕末維新博覧会」に訪れた方は間違いなく行くでしょう、メインなら。でも、この玉屋の一面にこういうのがありますよと言われても、本当に行きたい人たちがちゃんと行ってくれるのかという心配がどうしてもあるんです。メイン会場はやはりこの幕末維新記念館とか、ユージアム・サガとか、そういうところになるんだろうと思うんですよ。こういうところには、もう最初から、佐賀県としては置く考えはなかったんですか。向こうからやりとりする中で、長崎県さんはここに置いてもらいますからということで話が進んできたんですか、どうなんですか。

【本多文化振興課長】 当初、佐賀県と協議する中で、幕末維新記念館のメインパビリオンのほうでスペースをいただけないかというお話もしたんですけども、この幕末維新記念館のつくりと申しますか、コンセプトが、佐賀の偉業や偉人を最新の映像技術とかを使って、体験型のパビリオンみたいな形にするということで、そういうストーリーがあって、その流れに沿って観光客の方に見ていただくという形になっているものですから、その中に長崎の展示を組み込むということは非常に難しいというお話がございまして、それ以外の場所で確保できるところ

をということで協議しました結果、佐賀玉屋でどうかということになっております。

【友田委員】 そうということなんですか。何か佐賀県のほうから、一緒にやりましょうという働きかけがあった割には、あまり重視されていないような気がするんですね。

さっき私が言った質問の関係なんですけど、ですから、ここに訪れた人たちをどう長崎に導くのか、そして、その人たちがどのくらいお越しになるだろうという試算をしているのか、それによる経済波及効果はこのくらいあるというふうにされているのか、そのあたりも県はどう考えたのかというのは、さっきお答えいただけなかったので、答えていただきたいんですけど。

150年をやるという来年は、さっきちょっと言いましたが、長崎県は世界遺産登録の年なんです。本当にその時に、この150年のここでやってきたことと、佐賀県のこの記念事業で長崎館を出したことが、来年に本当につながっていくのかというところですよ。150年、できないんじゃないですか。長崎県はもう世界遺産で真っ黒でしょう、来年。その時に、本当にこれが相乗効果で上回ってくるんですかね。そのあたりについてどのように考えているのか、明確にお答えいただきたいと思います。

【本多文化振興課長】 歴史文化博物館での来年度の企画展につきましては、当然、世界遺産の登録ということもございますけれども、その情報発信もあわせて、この明治150年についても展示を、常設で今、既に幕末・明治期の展示というのはしているんですけども、さらにそこを明治150年ということで充実させた形で、特集展示という形でやっていきたいということと、企画展のほうも、全体の企画展の計画の中で、これもきちんと位置づけてしていくということ

で、その件につきましては、もうかなり早い段階から検討を進めておりまして、その検討を進める中で、佐賀との連携した、佐賀の博覧会に出展するというお話も出てきたものですから、長崎で明治150年でやろうとしていることをさらに取組を広げる形で、佐賀の維新博との連携というのを位置づけてやっていきたいというふうに思っています。

佐賀県の博覧会のほうから、長崎に誘客がどのくらい見込めるかということにつきましては、なかなか細かいデータとかがないんですけども、先ほども申し上げましたように、佐賀の博覧会の場で、長崎の明治150年のゆかりの観光地なども積極的にPRして、佐賀と長崎の歴史文化博物館で実施しておりますことを結びつけるような形にしたいと思っていまして、誘客の一つの考え方として、スタンプラリーみたいなことを実施するとか、そういった仕掛けも考えて相乗効果が発揮できるような形で実施していきたいというふうに思っております。

それと、佐賀玉屋の場所につきましては、県庁から大体600メートルのところなんですけれども、この図面でもお示ししていますように、先ほど申し上げたリアル弘道館とか、葉隠みらい館というのが、佐賀がメインパビリオン以外に設置する新たなパビリオンなんですけれども、そこと比べましても、そこまで離れておりませんし、佐賀県としてはこの一帯をまち歩きという形で、恐らく将来的には周遊ルートなんかもモデルコースみたいなのをつくった形でやっていくということでお考えのようですので、そういったルートの中にも、こちらで設置する長崎館を組み込んでいただいて、多くの方に来館をしていただくことを考えていきたいというふうに思っております。

【徳永委員】長崎の取組、先ほど私言いましたけど、ちょっと私は消極的というか、150年の認識があまりないと。

ところで、他県の取組は調べていますか。その資料とかはありますか。今、言えますか。

【本多文化振興課長】国のほうが他県とか市町の検討状況を取りまとめたものがございまして、それを見ますと、それぞれ検討されているところとそうでないところとありはするんですけれども、やはり、いわゆる薩長土肥ですね、鹿児島、山口、高知、佐賀と薩長土肥を引き継いだ県におきましては、佐賀県と同じような形で博覧会を大規模に実施するという計画がありますけれども、その他の県につきましては、そういう明治150年にちなんだいろんな展覧会ですとか、イベント関係を今のところ予定されているということで、まだまだ他県においても検討中のところもございます。現時点で把握している範囲では、そういった状況でございます。

【徳永委員】例えば神奈川県は、私の知るところでは、伊藤博文の旧邸とかそういうところを、市なのか、大磯かな、そこを改修して観光客を呼び込むというようなことをやっていますよ。それに関連するところですよ、神奈川もね、薩長土肥じゃなくても。

だから、我々もそういうニュースを見ていますし、そういう認識もあるんですよ。長崎県なんかわかるように、長崎県は一番じゃないですか。明治維新というのは長崎からでしょう。そういう中でそういうことも全然、今の答弁を聞けば、薩長土肥だけだとか、何回も言うように意識のなさ、そういうところ、場所ですよ。さっき友田委員から話があったように、答弁、佐賀県から趣旨が、長崎県はだめだから向こうに行ってくれとかね、何ですか、それは。それで、

はい、はいなんですか。そして行ったところが佐賀玉屋、これはちょっとね。

佐賀県は、正直言って、長崎県がここに来ればやっぱり影響があるんですよ、これは。だから、なるべくそれは、ここで言っているのかどうか分かりませんが、そういうふうにやっぱりね、長崎県側もしっかりとした認識をやってやらないと、150周年で、ただ、ただそこに乗っかっていった。もう正直言って、出だしが遅れているんですよ。佐賀が先にやった、それにもう乗っからざるを得ないというような感覚にしか、我々は受け止められないわけなんですよ。

これ、ちょっとね、やはり約1,500万円、半分は国の予算だからどうのこうのと言っていますが、これは予算ですからね、これもやはり大事ですけども、そこに行くまでのプロセスとこの認識の持ち方が、今回はやはり、ちょっと我々も理解しがたいし、そして、事前の説明もそうないし、ただぼんと予算を上げて、資料出せと言われて今出しているというような状況でありますよ。もう少ししっかりと説明をして、そして、どうしても佐賀玉屋なのか、そしてまた、これ以上、県の考えとして、もう少しここにどうだということができないのか、それはどうなんですか。

【本多文化振興課長】まず、県としての考え方は、確かに薩長土肥と比べますと、明治維新期に活躍した本県出身の人物というのはそんなに多くはないんですけれども、そういった明治維新に活躍した他藩の人物のほとんどが長崎県で学んだりとか、長崎で最先端の技術に触れて、それを持ち帰って各藩でそういった活躍をされたということで、そういう意味で、長崎県は非常に重要な役割を果たしたというふうに

考えておりますので、そういった考え方に基きまして、長崎が果たした役割とか、あと、いろんな人物につながるというものを広く情報発信していきたいという趣旨で、そういった歴史文化博物館での展覧会などを検討したところでございまして、その一環として、佐賀県との連携というところもありまして、特に佐賀県は長崎県と幕末維新期の関係というのが深くありますので、そういった佐賀とのつながりなんかもアピールしながら、さらに広くPRをしていきたいと、それで誘客に結びつけていきたいというふうに考えたところでございます。

佐賀玉屋の場所につきましては、ここに佐賀県と話して決定するに当たっては、ほかの場所も、先ほども申し上げましたように、いろいろ検討はしたんですけれども、さらに遠い場所しかなかったりとか、スペースの問題とか、そういった点で佐賀玉屋の場所が最適ではないかということで、今考えているところでございます。

【徳永委員】説明が、とにかく苦しい説明で大変でしょうけども、ないからそこに行けと言われて、それでいいというふうなことじゃだめなんですよ。そしてPRをする。だから、効果を出さなくちゃいけないんですよ、これ、しっかりと。

長崎県には有名な人はいませんと、そういうことでどうするんですか。全部それは長崎県から出ていったわけですよ。三菱もそうじゃないですか、岩崎弥太郎も、後藤象二郎もそうだし。そういう歴史をしっかりと我々が発信するのを、小学生、中学生、高校生にも、確かに社会でも習っているでしょうけれども、こういった時にまたいろいろと発信をするのも、こういう機会なんですよ。何をあなたは言っているんですか。明治維新の長崎というのを、ここの位置づけと

いうのをやっぱり県全体でしっかりやらなきゃ。もう質問してもあれなんですけど、最後に部長、しっかりとそこをやらないと、なかなか難しいですよ、これ。

【松川文化観光国際部長】明治維新150年、私どもとしても事業を組み立てているわけですが、その中でこういう事業の提案というか、お話がありまして、こちらに約110万人からのお客様を遠方から呼ぼうという計画というふうに伺いましたので、そのお客様の幾らかでも私ども長崎県に呼び込みたいということもありまして、かつ、長い期間長崎県もアピールできますことから、この事業を我々も実施しようというふうに考えた次第でございます。

いずれにしても、私ども長崎県としては、長崎の明治維新に果たした役割をしっかりと発信して、そして、かつ実利も、お客様をこちらにも呼び込むということをしていくために、佐賀の本丸博物館と私どもの歴史文化博物館が協働していくような提案も今させていただいています。そういった形で、私どもは実務をやってまいりたいと思っているところでございます。

【吉村(洋)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第71号議案のうち関係部分は、原案のとおり、

可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

【吉村(洋)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

文化観光国際部長より総括説明をお願いいたします。

【松川文化観光国際部長】 文化観光国際部関係の議案及び所管事項についてご説明いたします。

「総務委員会関係議案説明資料」及び同資料（追加2）をお開き願います。

まず、議案についてご説明いたします。

資料のうち、文化観光国際部の1ページをご覧願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第75号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」のうち関係部分であります。

この条例は、通訳案内士法及び旅行業法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、文化の振興について、世界遺産登録の推進、観光振興について、県産品のブランド化と販路拡大について、県産品の輸出促進について、国際交流の推進について、日中国交正常化45周年記念事業について、長崎県・福建省友好県省締結35周年記念事業についてでございます。

そのうち、新たな動きなどについてご説明いたします。資料のうち1ページをご覧願います。

まず、文化の振興についてでございます。

この秋、出島表門橋が完成する歴史的な機会を迎えるにあたり、11月23日には、本県や長崎市、オランダ国大使館、長崎日蘭協会をはじめとする民間団体等で構成する実行委員会の主催により、世界最高峰のオーケストラ「ロイヤル・コンセルトヘボウ管弦楽団」による長崎公演を開催いたします。この記念事業を契機として、引き続き本県とオランダとの文化交流に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、世界遺産登録の推進についてでございます。資料のうち3ページをお開き願います。

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、主に保全体制等を確認する国際記念物遺跡会議（イコモス）の現地調査が9月4日から14日まで11日間の日程で実施されました。

本調査は、県内と熊本県天草市にある12資産において行われ、国、県及び関係市町が一体となって対応に当たったところであります。

イコモスにおいては、今後、既に提出されている推薦書並びに今回の調査結果をもとに、来年5月頃を目途にユネスコに対し、世界遺産登録に関する勧告を実施する予定であり、県としては引き続き、イコモスからの追加情報の提出要請等には速やかに対応するなど、万全を期してまいります。

また、海外に向けて「潜伏キリシタン関連遺産」の価値を幅広く発信するため、去る9月4日から8日までパリのユネスコ本部で行われた「日本へのクリエイティブな旅」展に参加し、各国のユネスコ関係者をはじめパリ市民の方々などにご来場いただきました。

今後とも、国内外に広く「潜伏キリシタン関連遺産」についてアピールするとともに、平成30年世界遺産登録実現へ向けて、引き続き関係者の皆様のご支援とご協力を賜りながら、全力

を傾注してまいります。

次に、観光の振興についてでございます。資料のうち3ページと説明資料追加2の1ページをお開き願います。

本県の観光動向について、県内の主要な宿泊施設・観光施設を対象として四半期ごとに取りまとめている「県観光動向調査」によりますと、直近の4月から6月の3カ月間の延べ宿泊者数は、対前年同期比で23.6%増となっており、熊本地震の影響を受けた昨年から着実に持ち直しております。外国人宿泊につきましても、対前年同期比18%増と一年ぶりに対前年増となり、特に韓国からの観光客が、対馬・長崎地域を中心に増加しております。

国境離島地域における滞在型観光の促進につきましては、“しま”にもう1泊していただけるよう旅行会社との連携による誘客や、各種メディアを活用した魅力発信に取り組んでいるところであります。具体的には、8月末現在、19の旅行会社において、様々な滞在プランを組み込んだお得な旅行商品の販売によって、目標の3万4,000人泊を上回る約4万6,000人泊分の送客が見込まれております。

さらに、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録を見据え、滞在・周遊を促進する着地型旅行商品の開発・販売を推進する民間組織として、県内旅行会社や交通事業者、観光関係団体等44の法人が参画した「長崎めぐり旅ビューロー」が去る8月31日に設立されました。今後は県としても、本組織と連携し、引き続き滞在型観光の推進に力を注いでまいります。

また、長崎空港国際航空路線の利用につきましては、定期路線である上海線・ソウル線を利用した8月から12月までの長崎空港を発着とす

る旅行商品が販売されております。これは、一般社団法人日本旅行業協会（JATA）長崎支部加盟の旅行会社13社が共同で企画・販売するものであり、全国的にも例が少なく、県内では初の取組であります。さらに、11月にはシルクエアの運航による本県とシンガポール間のチャーターが実施される予定であります。シンガポールからの国際チャーター便は平成27年12月以来、およそ2年ぶりの運航であり、インバウンドとアウトバウンドの双方による初めてのツーウェイ・チャーターが実現することとなっております。今後も、国際航空路線を活用した海外との交流人口の拡大を図ってまいります。

次に、県産品のブランド化と販路拡大についてでございます。資料のうち4ページと説明資料（追加2）の1ページをお開き願います。

これまで首都圏・関西圏を中心とした県外において、県産品を取り扱う販売店及び料飲店を「食べてみんな！長崎県産品応援店」として認定してまいりましたが、この度応援店制度を拡充し、更に県産品の認知度向上・利用拡大、観光等の情報発信に努めていただける料飲店を「^{きわみ}極」として認定することといたしました。これまでに7店舗を認定しており、引き続き応援店と連携しながら本県及び県産品の魅力発信に取り組んでまいります。

また、関西地域においては、9月から3カ月間、伊丹空港南ターミナル制限エリア内において映像やパネルを利用した観光・世界遺産等のPRを行うとともに、10月の各週末には、県内の酒造メーカーと連携し、全日空ラウンジにおいて県産酒の提供とPRを実施することにしております。

今後も市町、関係団体や関係部局とも連携しながら、引き続き、本県の文化・観光・物産の

魅力の総合的な発信に努めてまいります。

次に、国際交流の推進についてでございます。
資料のうち6ページをお開き願います。

去る7月28日から30日までベトナム・ダナン市において、ダナン市人民委員会外務局主催で開催された「ダナン越日文化交流フェスティバル」に昨年度に引き続き参加いたしました。

また、去る8月23日から27日まで、知事が、今後本県への巡礼ツアー等の観光客誘致が期待されるフィリピン共和国を訪問いたしました。

今回の訪問では、フィリピン・マニラ大司教区のタグレ枢機卿とお会いし、世界遺産登録を契機とした交流の活性化について協力を求めるとともに、フィリピン航空のアルバレス上席副社長と面会し、国際チャーター便等の誘致活動等を行ってまいりました。

これらの取組とその成果を活かし、今後の本県と海外との一層の関係強化に努め、経済的実利の創出に結び付けてまいりたいと考えております。

次に、日中国交正常化45周年事業についてでございます。資料のうち8ページをお開き願います。

今年は、日中国交正常化45周年に当たることから、各種記念事業が実施されております。

また、去る9月7日から9日まで、中国人民対外友好協会及び中国日本友好協会からのお招きにより、知事が八江県議会議長とともに日中国交正常化45周年記念レセプションに出席いたしました。日本国内の数ある地方自治体の中から本県が招待されましたのは、これまでの本県の友好交流の取組を高く評価されたものと考えております。

今回の45周年記念事業を契機として、引き続き中国との友好交流に努めてまいります。

次に、長崎県・福建省友好県省締結35周年記念事業についてでございます。説明資料（追加2）の2ページをお開き願います。

今年は、本県と福建省との友好県省締結35周年に当たることから、更なる交流拡大を図るため、様々な記念事業を実施しているところであります。

去る9月18日から21日まで福建省廈門市で開催されました廈門国際投資貿易商談会（C I F I T）に、これまでで最大規模の長崎県ブースを出展し、長崎県の観光、県産品等のPRのほか、県内企業も参加して商談会を行いました。

一方、来月中旬には、県議会、市町、経済界、友好団体等の皆様とともに福建省を訪問し、福建省から長崎へ渡り日本の食材や生活、文化に多大な影響をもたらした隠元禅師の足跡をたどる黄檗文化交流等の記念事業を実施することとしております。

今回の35周年記念事業を契機として、今後も、福建省内の市などと友好関係にある県内の5つの市をはじめ、関係団体の皆様とも連携を図りながら、文化、観光、物産など様々な分野において、歴史的に本県との関わりが最も深い福建省との交流拡大に努めてまいります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【吉村(洋)委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【友田委員】 この通訳案内士との関係ですけれども、現在、全国通訳案内士、地域通訳案内士に変更されているわけですが、こういった方々が、今県内ではそれぞれどのような、何人程度いら

っしゃるのか、そして、この制度が改正されることによって、今県が誘致しているクルーズ船等の旅行者に対する通訳だとかそういうことについて、さらに間口が広がっていくのかどうか、このあたりを教えてください。

【土井口国際観光振興室長】通訳案内士の数等についてのお尋ねでございます。

まず、通訳案内士は、平成29年9月1日現在でございますが、92名となっております。また、地域限定通訳案内士につきましては44名、それともう一つ、九州アジア観光アイランド特区ガイド、これは九州アジア観光アイランド総合特区が国の認定を受けまして、国家試験を受けることなく、九州7県が実施いたします通訳案内に関する独自の研修を終了し、福岡県知事の登録を受けることで、有償で外国語を用いた通訳案内ができる、こういった制度がございまして、その方が12名、トータルで148名が、現在有償で通訳案内を業としてすることができるような形になっております。

今回の改正によりまして、具体的には、これまで有資格者以外は当該業務に従事することを禁じる、いわゆる業務独占から、有資格者以外は当該資格の名称とか、類似の名称を用いることを禁じる、いわゆる名称独占へと規制が見直されたわけでございます。

よって、これまで、繰り返しになりますが、有資格者だけしか報酬を受けて通訳案内ができなかったものが、資格がなくても報酬を受けて通訳ができるようになったということでございます。

名称につきましても、今回同時に、「通訳案内士」を「全国通訳案内士」、それと「地域限定通訳案内士」を「地域通訳案内士」に改めることになった次第でございます。

よって、これまで意欲はあってもこの資格がなかった。そういうことで通訳案内業ができなかったという方もかなりいらっしゃるかと思います。また、レベルは高くても持っていないばかりに、そういった業として活かすことができなかった。そういう方々もこの業を報酬を受けてなされるということになりますので、今後、そういった意味では、長崎の国際化には大きく寄与していただける制度の改正だと思っておるところでございます。

【友田委員】そういうことであれば、やはり英会話ができ、資格は持っていないけども、そういうことを活かして何かやりたいという方については、非常に大きなチャンスになると思うので、そういったニーズがあるのであれば、広く県民に知らせて、そういった意欲のある方々がこういった業務に携われるような、そういった機会をぜひしっかりつくっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【山本(啓)委員】今と同じですけれども、あわせて人材育成の場の構築ですけれども、今回よりも前に、もちろんインバウンドの取組をしてきたわけでありますから、これまでどのような人材育成、いわゆる人材の確保が大事ですよね。ですから、育成するのか、確保するのかという話でしょうけども、これまでどういう取組をしてきて、今回こういった形の変更を機に、新たにどういった対応をされるのか、そこまで少し説明いただけますか。

【土井口国際観光振興室長】これまで通訳案内士につきましては、当初、全国レベルの通訳案内士という資格しかなかったんですけれども、平成18年だったと記憶しておりますけれども、新たに地域限定通訳案内士の制度ができまして、私ども長崎県も手を挙げて、地域を活性化させ

るということで、そういった取組を行ってきたところでございます。

また、今回の改正に伴いまして、全国通訳士につきましては、3年から5年に定期的な研修というのも義務づけられることとなります。私もいたしましたし、この研修に有資格者以外の皆様にもご参加いただけるような形で、今後この研修の受講を呼びかけて、意欲があればレベルアップも可能なような体制に整えていきたいというふうに考えているところでございます。

【山本(啓)委員】 社会資源というか、長崎県内にそういった方がいらっしゃるということが望まれるわけで、そういった分野のたけた人材を県としてインバウンドを進める本県の施策の一つとしてしっかりと確保するとか、育てるとか、そういった観点は、まだまだ今の説明では薄いように感じましたね。そういう捉えでよろしいんですか。

本県として、そういう人材を多く保有するか、例えばクルーズ船が来た時に、そういった方々と連携を密にとりながら、誘客・誘致の時点から強みとしてやっていくとか、そういった部分にはまだ食い込むほどのものではないという認識ですか。

【土井口国際観光振興室長】 もう既に国際クルーズ船も数多く入っておりますし、本県の特徴といたしましては、欧米のクルーズ船もかなり前から入っております。そういった意味では、ボランティアガイドとも連携を取りながらこの業務に携わってまいりましたけれども、今後は、今申しましたボランティアガイドさんにも報酬ということが可能になりますので、そこはしっかりと連携をとって進めていくつもりでございます。

まだまだこれからこのところでございますが、

そこら辺は視野に入れながら検討を進めているところでございます。

【山本(啓)委員】 私が確認したいのは、これは上位法が変更になったので条例も変えたという話になるんですかね。国の制度が変わったから、本県の条例も変えたということでしょうけれども、確認したいのは、ほかの地域よりも多くの外国からのお客さんを受け入れるがための環境整備とか、本県の強みとして、それが人材育成とかそういった部分において、他地区よりもたけた、そういった通訳ガイドを多く持っているというところを目指すべく準備をされるのかどうか。それとも、これまでどおり、この制度が変わったことによって中身を変えていくだけなのか、その部分をお尋ねします。

【土井口国際観光振興室長】 答弁が誤りで申しわけございませんでした。

当然、本県、これからの交流人口の拡大を目指す上では、海外からの誘客というのは、今も力を入れていますし、今後もさらに力を入れていくべき分野だと思っております。そういった意味では、通訳が果たす役割というのは非常に大きい存在でございますので、委員おっしゃられたような、それが強みとなるような形で通訳の育成等に、今後展開をしていきたいと考えております。

【吉村(洋)委員長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第75号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第75号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【本多文化振興課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出いたしております文化観光国際部関係の資料について、ご説明申し上げます。

資料は、いずれも今年6月から8月までの実績について記載しております。

資料の1ページをお開きください。

補助金の内示について、県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町並びに直接・間接の補助事業者に対し内示を行った補助金につきまして、2ページまでに記載しております。

直接補助金につきましては、長崎県DMO育成支援補助金等で計3件、間接補助金につきましては、文化・芸術によるしまのにぎわい創出事業費補助金等で計3件でございます。

次に、資料の3ページをお開きください。

1,000万円以上の契約案件でございます。資料に記載のとおり5件ございまして、うち一般競争入札2件の結果は、それぞれ4ページ、5ページのとおりでございます。

次に、資料の6ページをお開きください。

知事及び部局長等に対する陳情・要望でございます。県議会議長宛にも同様の要望が行われ

たものは、長崎県町村会からの要望等5件でございます。要望内容に対する県の対応につきましては、記載のとおりでございます。

最後に、資料の16ページをお開きください。

附属機関等会議結果報告でございます。8月8日に開催した観光審議会の1件ございまして、その会議結果につきましては、資料に記載のとおりでございます。

以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【吉村(洋)委員長】 以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、14、16、21、24、26、28、29、33でございます。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【山本(啓)委員】 陳情書26番についてお尋ねいたします。

その6ページに大型旅客船の誘致についての陳情がございます。この新上五島町に限らず、本県における離島には、観光としての魅力や資源がたくさんあるわけですが、そのことから、あわせて本県のクルーズ船受入実績や、そういった外国からの大型船を受け入れる長崎県のイメージから、多くの外国のそういった船社からリクエストや、外国の方々からの求めがあっているんだというふうに理解しています。

その一つとして、ぜひ離島においても、そういった大型旅客船の誘致を果たしていただくような、そういった流れをつくっていただきたいというのは、ここ新上五島町に限らずある要望であろうかと思いますが、一つは、もちろん技

術的な部分においては、土木とかそちらのほうになるんだと思いますけれども、そういった環境整備は置いておいて、まず観光の戦略として、離島におけるこういった大型クルーズ船という部分についての今の認識と、今後の展開の可能性についてお尋ねしたいと思います。

【土井口国際観光振興室長】離島におけるクルーズ船の誘致についてのお尋ねでございますが、今回、新上五島町からも陳情いただいております、ドイツの船社への共同訪問で、平成30年10月に青方港への入港が決定をいたしましたところでございます。

離島へのクルーズ船の誘致につきましては、かねてより我々も船社に働きかけをしております。ただ、環境整備その他、いきなり外国の船となりますと、通訳の問題、あと嗜好の問題、いろいろと大きな壁というか、まずクリアすべきところがあるかと思えます。まずは国内のクルーズ船を離島に誘致いたしまして、徐々に慣れていただきまして、それから外国のクルーズ船の誘致という方向に結びつけるのが理想的かなと思っております。

あと、どうしても離島の場合は、そこだけとなるとあれですので、長崎と離島というセットで、まず長崎に入港していただき、外国船の場合はそこで出入国をしていただきまして、次、離島路線と、そういった流れが理想的かなと思っておりますので、そういったルートの流れも含めて、あと、地域の魅力も含めてですけれども、地元市町とも一緒になって、その辺を船社のほうには働きかけをしていきたいというふうに思っているところでございます。

【山本(啓)委員】陳情審査ですから、掘り下げませんが、最後に一つだけ。

冒頭、技術的な部分、環境整備の部分は分け

てと言いましたけれども、結局それがないと果たせないんですよね、人材も含めて。環境整備がないと受け入れられない。その準備は、外国船というよりも、まずは国内船でということで今お話があった。結局、受け入れるとなれば、規模感の話であって、国内船も外国船も環境整備は、人材の部分、通訳はありますけど、あまり変わらない部分があるかと思えます。

だから、私としてここでお尋ねしたいのは、本県のクルーズ船でインバウンドを活性化していくというこの戦略において、離島も含まれるのかどうかというところを陳情の趣旨としてお尋ねしたいと思います。それを最後にしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【土井口国際観光振興室長】委員ご指摘のインバウンド対策として、海外のクルーズ船を離島へ、これも含まれているのかどうか、一応我々の認識の中では、離島へのクルーズ船の誘致もインバウンド対策という形で認識をいたしているところでございます。

【吉村(洋)委員長】ほかにご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【川崎委員】補助金内示一覧表ですが、DMOの育成支援補助金を3件内示されております。

DMOにつきましては、これまでたびたび質問させていただいております、その重要性は

認識をしております。委員会でもいろいろ視察に行きながら、先進事例も確認をしているところですが、まず、本県におけるDMOの進捗状況です。認定事業者は長崎と佐世保、この2者というふうに伺っておりますが、今回は、こちらに島原、波佐見が計上されているようでございます。全般、まず進捗についてお尋ねいたします。

【浦観光振興課長】DMOに関するお尋ねでございます。

まず、現在の本県の状況でございますけれども、国におきまして、平成27年11月に地方創生を進めていく上で、観光による地方創生という位置づけの中で、このDMOというのが重点施策として打ち出されたということで、国のほうで候補法人の登録制度ができたところでございます。

先ほど委員からご紹介がありましたように、長崎市、佐世保・小値賀の観光圏、こちらが既に候補法人として登録をして取組を進めている状況でございます。

県としましては、その他の団体におきまして、そういった地域でしっかり稼いでいくための取組として、このDMO化を進めていこうと考えておりまして、その候補法人の登録に向けていろんな準備を進める団体に、県が単独で支援をしていこうということで、この補助金を設けているところでございます。

平成29年度につきましては、資料に記載のとおり、島原半島観光連盟それから波佐見町において申請があり、現在内示をしているという状況でございます。島原半島観光連盟につきましては、今回2年目の支援ということになります。上限3年の支援制度を考えておりまして、島原観光連盟におきましては、人材の雇用、全

体をコーディネートできる人材の雇用、あるいはDMOを進めていく上で必要になる、多様な関係者を巻き込んでいく、そのためのいろんなセミナーの開催、そういった経費について支援をするということになっております。

また、波佐見町につきましては、今回初めての補助申請ということになりまして、まずは波佐見町におきまして、観光まちづくりの協議会を立ち上げていくということで伺っております。その協議会におきまして、今後波佐見町がどういう形で観光のまちづくりを進めていくのか、その戦略づくりを今年度取り組んでいくということで、そのための調査事業等に当たる経費ということで、今回この補助金を内示いたしているところでございます。

そのほかにも、平戸等でもDMO化に向けた動きというのは出てきておりますので、できるだけ県内、そういった取組を広げていきながら、この事業を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

【川崎委員】県内の動きは確認をさせていただきました。成立しました、こう動き出しました、こう動き出しますよというのが、正直伝わってきてないのが実情なんですね。

先般はせとうちDMO、瀬戸内の資源を生かした、かなり広大な規模での取組を視察させていただきました。コーディネートさんは大変だったろうなというふうに思いますが、生い立ちを考えてみると、やはりそれぞれ足らざる観光資源をお互い補っていきながら広域でやっていくという非常にすばらしい理念が合致して、しかも民間を巻き込んだ取組ということでありまして、すばらしいことかなと思っておりました。

そう考えていきますと、この長崎県も、確かに長崎市というのは観光都市でありまして、資

源は多うございましょう。また、世界遺産も今から目指していく中では、資源もあるわけではあります、やはりもう少し、何でしょうね、形を早急に見えていくようにしないといけないということと、少しずつ動き出してきたということについては評価をするものの、一方では、またばらばらになりはしないかというようなことも危惧をしているわけで、長崎県全体の観光振興を所管する部門として、このDMOをどう育てていき、そして長崎県という広域でもって、いわゆる観光で、わかりやすく言えば「稼ぐ」ということを目指していこうとされているのか、いま一度お考えをお願いいたします。

【浦観光振興課長】観光でしっかり稼いでいくという意味におきましては、やはり地元のまちづくり、これが非常に大事になるんだと思います。そのまちづくりに際しましては、従来の行政、あるいは観光関係団体だけではなくて、地域のいろんな事業者の方、関係者を巻き込んでいく必要があるということで、このDMOが打ち出されてきたわけでございます。

今、考え方といたしましては、県内のそれぞれの地域で、複数の市町にまたがるエリア、あるいは市町単独のエリアで、こういったDMOを一つの核というか、機能としてまちづくりを進めていく。それを線・面でつないでいく。その全体の観光のプロモーション等もまた必要になっていくんだと思います。まずは、それぞれのエリアでしっかりこういったDMOを機能させてまちづくりを進めていく、それを県全体としてうまく結んでいく、つないでいく、そういった取組が今後求められるんだろうというふうに思います。

現在、県の観光連盟は県全体のいろんなプロモーション等もやっているところでございます

けれども、観光連盟におきまして、そういったDMO化に関する検討も進めているところでございますし、九州全体におきましては、九州観光推進機構も、現在DMOに向けた検討もされているところでございますので、各エリアでのまちづくりをしっかりとやりながら、それを全体として、面として広がりを持たせ、対外的にアピールをしていくということが必要になってくるんだと思っております。

【川崎委員】方向性としては、今までも確認したことではあるんですが、一つは、スケジュール感を持って、いつまでにそれを成立させて、そして訴求していくのか。

例えば新幹線なんていうのは、一つの大きなゴール点としてあるのかなと、その前のオリンピックというようなこともあるのかなというふうに思いますが、そういったところの目指すところは、イメージはあるんでしょうが、いわゆる時間軸というのが明確じゃないし、そういったポンチ絵でもいいですけど、県が目指すところについてはしっかりと議会に示すと。それについて、我々は県のレベルでどうなのかということを議論していく必要があろうかなと思いますが、ぜひそういった形で、次の議会でも結構ですので、お示しをいただきたい。より具体的にお示しをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【浦観光振興課長】全体の考え方、県も取組状況、考え方、少し整理をさせていただきたいと思っております。

【前田委員】1,000万円以上の契約の一般競争入札で今回報告された2件ですけれども、どちらも業務委託ですから、業務委託も入札なので、要は要綱というか仕様書をつくって、希望するところは手を挙げて、一番安いところが契約し

たということになっていると思うんですが、そもそもこの業務委託の内容と、それから当初の予算が幾ら計上していたのかということ。

それと、そういうことであれば、どちらもそうなんですけれども、一方のほうはJTB九州長崎支店のみ、もう一方は電通九州とプラネットとって2者しかなくて、その2者も大きく金額が離れているんですけれども、もう少し競争が働いてもよかったのかなと思っているんですが、どうしてこういう結果になったのか、その分析も含めて、少し内容をお知らせいただきたいと思います。

【浦観光振興課長】 まず、1点、ホテルコンシェルジュの事業委託でございます。

この事業は、平成27年度の9月補正予算でスタートいたした事業でございまして、事業内容、特に今年度の業務委託の内容といたしましては、県内の宿泊施設で、いわゆるホテルコンシェルジュ、質の高いサービスを提供できる人材を育成しようということで、その育成したコンシェルジュを、外部委員に評価して頂き、県としてコンシェルジュの認定をします。

その成果として、コンシェルジュとして、サービスを提供するにはいろんな県内の関係者とのネットワーク構築が必要になります。そういったネットワークであるとか、コンシェルジュのスキルであるとか、県の観光情報であるとか、そういったものを一つのコンシェルジュブックという成果品として取りまとめをして、それを今後、コンシェルジュが配置されていないホテル、宿泊施設にも横展開をしながら、長崎における独自の宿泊施設でサービスが提供できるコンシェルジュを広げていく、長崎はそういうサービスができる宿泊施設がたくさんあるということを将来的に目指していくことで、一つの長

崎の売りにもしていきたいということで考えている事業でございまして、事業内容としましては、コンシェルジュの研修費用、それは座学もあり、外部のホテルでの実務研修等々もございします。あるいは、県内の関係者とのネットワーク構築を図るためのマッチング、こういったものを、全体をコーディネートしてもらうための事業委託ということでございます。

1者だけの応札になっている部分に関しましては、もともと平成27年当初は競争があったんですけれども、当初、平成27年度からこのJTB九州が受けていることから、やはり継続しているという部分もございまして、ほかの業者さんがなかなか入札に参加ができなかったというところはあろうかと思いますが、継続して事業に取り組んでいる結果かなというふうに認識しているところでございます。

【永橋物産ブランド推進課長】 もう1件の「長崎は、美味しい。」食のPR事業でございます。

こちらのほうの事業の中身は、首都圏、関西圏を中心に長崎の県産品のおいしさを伝えていくという事業でございまして、内容としましては、県産品の情報発信事業、マスメディアやSNSを使った情報発信、それと販路拡大対策ということでバイヤー招へいであったり、店頭プロモーションの実施、それと、マッチング対策ということで、県内事業者の営業力を高めるために経営セミナーの開催などを行う事業となっております。

応札のほうは2者ということになっておりますけれども、実は、昨年までは4者の方に入札をいただいております。1者は、長崎支店が廃止になったということで、要件に該当しないということで今年は落ちておりますけれども、もう1者は、昨年応札があったところでござい

ましたので、入札が終わった後でございますが、本年度応札がなかった理由というのをお聞きしましたところ、業務を受けたかったけれども、今受けている業務と今回の業務量を見て、対応ができなかったということでお聞きしております。

それともう一つ、数字がかなり大きく離れておりますけれども、落札された事業者のほう、実は事業自体の予算額といたしましては5,400万円の予算を組んでおります。落札額は3,400万円ということで、これはうちの予算額イコール予定価格ではございませんで、予算額の中で予定価格を組んで応札して落札をいただいております。

一方の、今回落札されていないところにつきましては、数字が大きくオーバーしておりますけれども、県の予算額もオーバーしているというのもありますし、実は、昨年もこの業者は応札いただいておりますが、今年度、業務の中身を少し見直してスリム化したにもかかわらず、昨年を超える応札額であったということで、このような結果になった次第でございます。

【吉村(洋)委員長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般についての質問に移るところですが、時間がもうまいっておりますので、午前中の審査をこれにてとどめ、午後1時半より審査を再開したいと思います。

お疲れさまでございます。

— 午前 11時59分 休憩 —

— 午後 1時32分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

次に、議案外所管事務一般についての質問に

移らせていただきたいと思います。

ご質問等られる方はお願いいたします。

【友田委員】 午前中は明治維新150年で相当いろんな議論がありましたけれど、「肥前やきもの圏」が日本遺産になって、百花繚乱何とかでしたね。すみません、うろ覚えで。ですよね。これは県北振興局に一度行って経過は聞いたんですが、「肥前やきもの圏」には、長崎県内であれば三川内、平戸が含まれていると思うんですけど、佐賀県側のほうで「やきもの圏」内の5つの市町が大茶会を開くと。これは、同じ「やきもの圏」の一つのエリアなんだけれども、佐賀県だけの開催なんですよ。

それで、私が聞いたところによると、最初、一緒にやろうとしたけど、長崎県側が何か手を引いたみたいなことを言われていたもので、よくよく聞いてみると、佐賀県が先走ってやって、そして、後で長崎県も、全部でやりましょうという話になったら、予算規模があまりにも大き過ぎて、各市の負担金の範囲内ではできないので、一つのイベントでやってしまうと、ほかのことができないからということで、長崎県としては乗らなかったという事情を聞きました。それはそれで一つの事情だと思うんですね。

しかしながら、日本遺産として登録をしてやっているにもかかわらず、佐賀県はどんとやってしまう。それなりに集客を、またこれで呼ぶでしょう。さっきの明治維新150年と同じような形なんですよ。佐賀県がだ一んと企画をして、そして、両県にまたがっているにもかかわらず、それに長崎県は、結果的に乗ってない。

これは、事情はよくわかっているんですよ。佐賀県発案で、さっきも申し上げたとおり、それを一発イベントでやってしまうとほかのことができないから、長崎県としては負担金を上げ

るわけにもいかず、できなかったというのはよくわかります。

わかるんだけども、せっかく日本遺産に登録をして、これからそれを起爆剤として交流人口を拡大していこうという時に、それに長崎県が乗れなかったということについては、やはり企画の段階から、もう少し十分なすり合わせが必要だったんじゃないか、そういう気がするんですよね。こういった点については、担当部局としてはどのようにお考えなのか、お知らせをいただきたいと思います。

【本多文化振興課長】 委員ご指摘のとおり、日本遺産の取組につきましては、「肥前窯業圏」活性化推進協議会という協議会が中心になって進めているところでございます。当然、連携をした上で、全体としての取組を進めていくべきだと思っています。

委員からお話のあった、佐賀県が先行してということについては、申しわけございません。私、詳細を把握してなかったんですけれども、基本的には、そういう推進協議会の中で十分な議論をして、全体として効果のある事業を、予算の面も含めて企画して検討していくべきだというふうに私も思っております。

【友田委員】 課長としては問題点はわかっておられるので、これを深く追及する気持ちは全くないんですけれども、せっかく両県にまたがって日本遺産の登録をして認定を受けているわけですよね。イベントをするのであれば、やはり少なくともそのエリア内全体にちゃんとネットワークが組めるようなやり方をしないと、何のために広域的にこういった日本遺産に申請をしてやったのかという話になるんですよ。そのブランドを一部のエリアだけで使ってしまうと、本来のブランド力というのが弱まってしまうと

いう気がするものですから。あえて委員会での詳細なやりとりは避けますけど、この辺は、やはり企画の段階から、この日本遺産の登録をどのように活用するか、活用する時には、これはどこかが、一部だけがやるとかということがないように、少なくとも佐賀県と長崎県の関係する自治体すべてが合意してちゃんといけるような仕組みをつくってもらわないと、登録した意味がないと思うし、その辺については、今後これからの活動の中でそういった点に十分留意しながら、対応していただきたいと思います。

これについて、再度明確な答弁をいただきたいと思います。

【本多文化振興課長】 佐賀県と長崎県の関係市町、県が入って、そういった推進協議会という形で実施しておりますので、その企画の段階で十分な議論をした上で進めていただくよう、私どものほうからも、県北振興局を通じてお伝えをして、そういった形でやっていただくようお願いをしていきたいというふうに思っております。

【吉村(洋)委員長】 ほかにございませんか。

【山本(啓)委員】 まず、説明をいただきました県産品のブランド化と販路拡大について、部局だけの話ではなくて、県庁横断的な話を少し質問したいと思います。

この取組は、東京に拠点を置きながらと、その拠点とは何かといえば、やはり情報発信の拠点であって、さらには次のビジネスにつながる窓口としてのものをというような意味合いもあつての取組であろうかと思っています。ですから、これは観光物産分野のみならず、本県のさまざまなチャンスの入り口になるということを担当されているんだろうなということは理解します。

あわせて、国境離島新法を活用した取組の中においても、各離島の地域商社という展開がございます。これは、本来それぞれの地元で行われてきたこれまでの産業の能力をもう少し上の部分、クオリティーの高い部分を求めて、これらを新たなビジネスのラインに乗せると、そういったことを設置された地域商社が展開していくものだというふうに理解しています。

しかしながら、民間に位置づけるには官の人間も入っていますし、行政であると言え、いや、行政の仕事ではないと。これは恐らく県庁内においても捉えがいろいろあって、国境離島新法の内容を担当するのが地域づくり推進課であって、しかしながら、物産ブランドについてはこちらのほうの部局でやってと、そこを我が部署の仕事にあらずという取組にはならないと思いますが、しかしながら、現在、現状においてそういった部分も出ています。

例えば商品開発をしていく時に、成分分析等々する場合、産業振興のほうであるんだと思いますが、国境離島のほうから出てくると、その辺の連携というのが、市町のレベルではよくわからないんですね。

要するに、何が言いたい、市町の担当者がもっとスムーズに、もっと県の能力も活用しながら、機能も活用しながら、いわば活用というよりも、県と連携しながら、本県の魅力あるものを売っていく、その取組をしていく必要があると思うんですが、今の現状では縦割りで、その辺の弊害が出ているというふうに私は認識したんですが、まず全体的な捉えと、部長のほうに答弁いただければありがたいんですが、それと、物産ブランドに特化した部署がございますので、今後の連携のあり方について質問したいと思います。

【松川文化観光国際部長】県全体の流通対策の総合調整につきましては文化観光国際部物産ブランド推進課のほうで、農林部、水産部、それから産業労働部の関係部と毎月、事業の調整をするためのミーティングを持っております。

その中で、今回、国境離島新法でできました地域商社の支援につきましても、もちろん市町が中心になるのかもしれませんが、県としてもそれぞれの役割分担の中で、商品化活動部分については農林・水産・産労、そして、首都圏での販路開拓部分については物産ブランド推進課が担うということで、そういう大きな役割分担は、しっかりと私どもはできていると思っております。

ただ、委員から、まだわかりにくいというご指摘がありましたので、その際十分、私どもも事情、どういうことがあったのかまた把握しまして、そういった縦割りと言われることがないように進めてまいりたいと思っております。

【永橋物産ブランド推進課長】委員ご指摘のとおり、役割といたしますか、県の行政部署は分かれています。ただ、地域商社の立ち上げの段階から、地域づくり推進課が所管ということで動いておりますけれども、例えばアドバイザーを選ぶ時とか、どこに拠点を置くかとか、そういった話をする時には、物産ブランド推進課だけではなくて、水産部、農林部、産業労働部も一緒になって協議を進めてきておりますし、実際、東京四谷にまず拠点を置いて、東京の営業を進めていくという中にあっては、観光物産センターも一体的に営業に取り組んでいこうということで動いております。

先ほど部長のほうから答弁がありましたとおり、いろんなことを進めるに当たりましては、関係団体と市町との連携は必要不可欠でございます。

ますので、これについて地域づくり推進課、それと市町、各離島の地域商社も含めて検討を行っております。

具体的な例でいきますと、私のほうでも地域商社のほうを訪ねたりとか、地域商社が行ったところと一緒にフォローしたりとか、我々が営業をかけていく時に、地域商社にこういった商品がありますよということで、バイヤーに島のほうに足を運んでいただきまして、実際の案内は地域商社の方にやっていただいておりますけれども、そういった連携というのはやっておりますし、これについては、引き続き密接な連携をやってまいりたいと思っております。

【山本(啓)委員】 時間をあまりとるあれはないんですが、本質と役割が共有されているかどうかだと思えますよ。役割だけが伝達されれば、本質はわからないものだから、何かうちの部署じゃありませんみたいな、たらい回しになってしまっている。恐らく県と市町が連携をしていくというのは、まさしく本質と役割が共有されているかどうかだと思えますよね。長崎県の物を売っていくという部分というのが目的で、誰もが捉えているわけですから、その時の役割はじゃあどうなんだとか、その部分をうまく連携をしていただきたいというふうに申し上げたいと思います。

あわせてですけれども、自治体における戦略でなきゃいけないと思うんです、この地域商社というのは。民間の取組ではなくて。それは、集まりが本県の力となるのであれば、長崎県庁としてもそれを戦略としてしっかり見ていただきたいなということを申し上げたいと思います。

次に、会派のほうから意見書として提出がされておりますので、ちょうど趣旨説明等々があ

ろうかと思っておりますので、その内容について少し質問をさせていただきたいと思います。

これは一般質問においても、浅田議員と知事とのやりとりがございました。長崎県端島、端島炭坑にかかる歴史認識についての意見書でございます。

私のほうから質問させていただきたいのは、産業革命遺産の登録時に世界遺産委員会から、どの構成資産においても、歴史全体について理解できる展示戦略にすることと。その展示戦略の中身、ベースとなるのは、日本が発したステートメントに留意すると。一番初めに日本が発した歴史認識、これをベースにしてやっていきなさいよというふうにしてきた。要するに、もともとの歴史認識というのが、世界的にはちゃんと評価された上で、その上にしっかりとした表示に取り組んでいきなさいと。今年の12月1日までにその進捗状況を報告するようになっています。

歴史認識については、やはり国が2つ以上あれば平行線をたどるというのは、誰もが理解できることであります。しかしながら、我が国の歴史はこうであると、我が国としてはこのような認識を持っているという、まず一つの、1本の道があるからこそ、他国との違いが明確になって、我が国が訴えるべき主張が確立されていくんだと私は思うし、確立されていく前のベースというのは、揺るぎない真実であろうかというふうに思います。

しかしながら、それを我が国は、自らが探究し、そしてその見出した筋一本の情報発信を積極的にしていかない限りは、それよりも強い情報発信のほうに勝ってしまうわけですね。その部分で、これは国に対して、その姿勢を崩さずをお願いしますよというものを、本県にある

世界遺産の一つである端島炭坑について述べた意見書になっているというふうに理解しているんですが、まず長崎市はどのようにしているかというやりとりがありました。そして、長崎県はどのように思っているかというやりとりが一般質問でもありました。今後、世界遺産がこれから観光の一つとしてもそうありますが、インバウンド、核となっていく上で、長崎県としてはこの歴史認識、表示物としての文章とかそういう部分について、まず、国とどのような連携をとっていかれるのか、国との連携の状況についてお尋ねします。

【村田世界遺産登録推進課長】端島の歴史的背景に関するご質問だと思いますが、現在、政府におきましては、今委員ご指摘がありましたとおり、世界遺産委員会の勧告に基づきまして、歴史全体が理解できるような展示戦略というものを策定されております。

その中におきまして、朝鮮半島出身者に関する説明についても盛り込むということが検討されておきまして、このことにつきましては、真摯に誠意を持って取り組んでいくというふうなことで、私どもも伺っております。

この検討に当たりましては、内閣官房が所管をしておりますけれども、国との協議の場というのはございます。その中で進捗状況等をお伺いする機会というのはあるのですが、現状においては、まだまだ検討中であるというふうなことで、今後は会議の中で、そういったことが明らかになってくるのかなというふうに思っております。私どもといたしましては、そういった展示戦略に基づいた情報発信を進めていくことになるというふうに考えております。

【山本(啓)委員】 ありのままをとらまえて、それをそのままに残していくというのが、世界遺

産で最もスムーズな展開であろうかと思いますが、しかしながら、遠いようで近くて、近いようで遠い、つい昔の話ですから、不明確な部分も多々あるかと思いますが、国の仕組み自体がどうであったかというのは、実はいろいろとひも解いてみなければわからないところがたくさんあるんだと思います。

しかしながら、既にそのしまに暮らしていた方々が、「真実の歴史を追及する端島島民の会」等々をつくられて、島民の証言等々をまとめながら、恐らく自らのふるさとに誇りを持ってやられている部分もあろうかと思います。当然のことながら、「キリスト教関連遺産」等々においては、信徒さんの思いとか、これまでにかかわってきた方々の思いとかを大事にしながら進めていく必要があるということも伺いました。この「産業革命遺産」においても、やはりかわりのある方々の歴史認識や歴史というものが歪められることのない、またはその思いというものが、真っすぐ整えた形で世界に発信される情報発信のもとになりますことを、ご努力をお願いしたいと思うのですが、部長に最後おまとめをいただいて終わりたいと思います。

【松川文化観光国際部長】 この件に関しましては、本会議で知事も答弁いたしましたように、長崎市におきまして、現在、島民の方々から事情、または当時の史実、歴史に基づいたものの聞き取りを行っているというふうに聞いております。

県としましては、先ほど世界遺産登録推進課長が答弁しましたように、官房においても説明の準備を進めておりますし、国と長崎市と歩調を合わせて情報発信をしてまいりたいと、ということで歴史に即した事実を発信してまいりたいと考えております。

【吉村(洋)委員長】 ほかにございませんか。

【川崎委員】 まず、クルーズ船のことについてお尋ねをします。

前回の議会で、激増するクルーズ船のお客様の、いわゆる経済効果を地元で高めていくという角度で、その誘客の仕組みから、さらに課題について議論をさせていただきました。以降、どういったことを県として取り組んでいかれて、いわゆる地元における経済効果を高めていこうとされているのか、お尋ねをいたします。

【土井口国際観光振興室長】 クルーズに関して、前議会で経済効果を高めていく議論をしたが、その後どのような状況かというお尋ねでございます。

7月の委員会以降、経済的な効果を高めるために、いろんな取組をいたしております。

まず、周遊性の向上対策といたしまして、ランドオペレーターのほうへの情報提供、また、今月、つい先日でございますが、中国の廈門市で開催されました中国国際投資貿易商談会におきまして、雲仙市や平戸市などと共同で出展をいたしまして、長崎港、佐世保港からの広域周遊をPRしてきたところでございます。

あわせて、観光施設と旅行会社のマッチングなども行っておりまして、ご相談をお受けした観光施設のご意向に沿いまして、適当と思われる旅行社を紹介して、観光施設の担当者によります直接の営業活動を行っていただいたところでございます。

そのほか、県産品の販路拡大の対策といたしまして、クルーズ船の船内で県産品を販売する仕組みの構築を目指してきたところでございましたが、この7月からでございますが、3つの客船内で販売が開始されたところでございます。7月と8月の2カ月間でございますが、地元の企

業の取引額が約100万円あったというふうな情報も聞き及んでおります。今後は、我々は商品数の拡大とか、あと、船内での試食会などに取り組んでいきながら、ますますその規模を増やしていく必要があるかと思っております。

また、地元食材を船に提供することに関しましても、先月の8月でございますが、中国を訪問いたしまして、船会社の担当者と長崎港での食材の積み込みに関する意見交換を実施してまいりました。今後は、船会社と、既存の取引先でございます食材納入業者を通じた地元食材の船への供給に向けた協議を進めていくことにしておるところでございます。

今後も、これらの取組を積極的に推進していくことで、クルーズにおける経済的な効果を高める努力をしていきたいと考えているところでございます。

【川崎委員】 短い期間でしたけども、随分ぐっと前に進んでいただいているようで、感謝を申し上げます。

特に県産品の販路拡大では、船内で販売するということが実績として出てきたということでございました。額は、まあまあ、今からなんだろうが、こういったことを積み重ねていながら、地元の皆様が実感できる経済効果、そうすることによって、いわゆるおもてなしという気持ちも当然上がっていかうかと思ひますし、多くの事業者の皆様に参加をさせていただきながら、よりたくさん、品数も広げていながら、取組をしていただければというふうに思っております。

確認は、ランドオペレーターの訪問をされているということでございました。陸に上がったからのハンドリングは大体ランドオペレーターの役割と認識をしております。したがって、

先ほどの船内における県産品販路もさることながら、地域を見ていただく、そして地元の食を楽しんでいただく、また、いわゆる観光地を視察・見学いただくということの役割を担っているということかと思います。そういった意味で、一歩前進した取組が今後期待できるのか、お尋ねいたします。

【土井口国際観光振興室長】ランド社に対するセールスにつきましては、7月から、福岡にございます業者を雲仙市と一緒に訪問いたしております。

また、県北振興局の取組といたしましても、8月は福岡市内のランドオペレーター6社を、そして9月には、商店街を対象としたジャパン・ショッピング・クルーズ協会による研修会を開催したりとか、そういったのも実施いたしているところでございます。

そういった効果は一朝一夕、すぐにはあらわれませんが、こういったことを積み重ねることによって成果が出てくるものと認識いたしておりますので、今後も引き続き、このような活動を続けていきたいと考えているところでございます。

【川崎委員】ぜひ頑張っていただいて、地元の方々とも連携を図っていただきながら、取組を補足的にやっていただきたいと思います。

次に、富裕層の誘致のことについてお尋ねです。

これも県の計画として、もう数年これの取組をやられていると思いますが、富裕層がこういった形でこの長崎に訪れられて、また繰り返になります、経済効果を高めていっているのかということが、なかなか見えてないというのが実情かと思います。いま一度、富裕層への取組についての県の進捗状況をお尋ねいたします。

【土井口国際観光振興室長】海外の富裕層の誘致に対する取組についてのお尋ねでございます。

訪日客の長期滞在、また消費拡大を図り、地方創生につなげていくという上では、富裕層の誘客の取組は非常に大事でございまして、我々も中国、そして欧米のターゲットを中心として富裕層の誘致を図っているところでございます。

以前もお答えしたと思いますけど、中国市場の富裕層につきましては、世界的な高級ブランド社のオーナー等で構成する会員クラブ等へのアプローチ、また、高額商品を取り扱う旅行社等へのセールスを実施しているところであります。

現段階までの成果といたしましては、まだまだ数は少のうございますが、実は昨年6月に、中国フェラーリクラブのキーパーソンの皆様を招へいいたしたところでございますが、6月に招へいいたしまして、その2カ月後、8月にはグループツアー20名にご来県をいただいたところです。また、そのメンバーはこの8月にも、ちょっと人数は少のうございますが6名、南島原市を訪問されたという実績を持っております。

あと、高級ツアーを取り扱う旅行社のセールスにつきましても、高級旅館とか、日本食、あとゴルフなど富裕層に訴求する本県の観光素材の情報を提供してまいっておりますけれども、今後、酒蔵体験など、その土地ならではのそういった食、歴史・文化の商品造成に向けた取組を実施していきたいというふうに考えているところでございます。

【川崎委員】数的にはまだたくさんお見えになっていないということで、もうちょっと目に見えた成果については期待をしたいところですが、先ほど「訪問された」という表現がありました、宿泊をされているのかどうかですね。やは

り宿泊をすることが、経済に大きな影響を与えてくるというふうに思います。

そうなってくると、そういった層の人たちがお泊まりになられるような宿泊施設がどうなのかと。最近、森トラストさんだったですかね、長崎の南山手にラグジュアリーホテルを整備すると、こういったことの動きも出てきていますので、やっぱり受け皿もないと宿泊に結びつかないと。

宿泊だけあればいいのか、やっぱりきちんとした食材でおもてなしをする、お食事を提供するというようなこと、すべてがハイレベルになっていかないと、なかなかこれは結びついていかないのではないかとということから考えると、総じて、この受入体制をきちんと整備していくということが大変重要な課題かというふうに思っておりますので、そういった意味でいけば、関係する事業者の皆様はしっかりと、できれば外資じゃなくて地元の皆さんに頑張っていたきたいところなんですけど、そういった角度でのお取組もぜひお願いしたいというふうに思います。

先般、私も1点提案させていただいていたのが、大きなクルーザー、通常メガヨットというクルーザーで、ぽっと長崎にお見えになるというケースが、数は少ないですけどありました。よくよく聞いてみると、行きたいんだけど、実は泊めるところがないんだというところが大きな原因だったんですね。あれば、行くんだよと。ないから、アピールもできないと。つまりインフラ整備をしないと、なかなか誘致運動にも動けないということかというふうに思います。

わずか1隻でもいいので、こういったお客様に答えるべく港湾整備を行うべきかというふうに思いますが、関係機関と協議等進めていただ

いているところでしょうか、確認をいたします。

【土井口国際観光振興室長】 巨大クルーザー、メガヨットの対応につきましては、川崎委員ご指摘のとおり、泊めるところがない。結局そういった意味では、寄港もままならないというのが現状でございます。

多分このヨットを所有されている方々というのはほとんどが富裕層の皆様方だと思います。そういった意味では、富裕層対策としては非常に功を奏するものだと思います。

ただ、いかんせん、施設につきましては、土木部のほうが所管をいたしておりますので、今、川崎委員のご指摘の内容等についても、土木部にもしっかりお伝えして、今後の対策について模索していきたいというふうに考えているところでございます。

【川崎委員】 港湾の方とは、実は協議はしています。必ず安全性がどうなのかとか、もうそこ、あるじゃないですかと、護岸はあるんでしょうけど。要は、数十億円という船なんですね。そういった船を泊めるのにふさわしい護岸整備ができてないんですが、なかなかその辺の価値観といいますか、認識が伴ってないというのが当局なんですね。この類のハード、ソフト両面から整備して進めていくということが大事かと思っています。わずか1隻ですよ。1隻だけでも整備をしていって、すると、それが認識として広まっていこうかと思っておりますので、ぜひそういったことも一生懸命取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、ユニバーサルツーリズムについてお尋ねをいたします。

これも観光振興等対策特別委員会で視察をさせていただきました。神戸のユニバーサルツー

リズムの取組を、委員全員が感心して聞いておられまして、非常によかったかなというふうに思います。特に高齢者、障がいをお持ちの方、そういったことを考えますと、やはり福祉的なサポートがないと、なかなかこれが実現できないというのがユニバーサルツーリズム、課題かというふうに思います。

これまでさまざまな支援に取り組んでいっているということは、国はしておりますが、やはりまだまだ十分とは言えない状況。そういった中で、旅行者というのはよそから来られるわけで、よそから来られる時に、要するに介助をする人が一緒に帯同してくること、それによってコストがかさむので、そういったものを担う方が、いわゆる着地先にいらっしゃるところが大きなポイントだったというふうに思います。そう考えていきますと、ネットワークをしっかりと構築して行って、送り出し側、受け手側、そういった日本全国にネットワークが張りめぐらされた時に、初めていい形ができるのかなというふうに思っております。

そう考えていきますと、そういったレベルまで長崎も引き上げていかないと、こういった方、旅行したいけどなかなかしづらいという方々にお応えすることはできないんじゃないかと、観光地長崎としてのステータスも保てないんじゃないかというふうに思います。

そういった意味で、しかるべく受け皿となる団体の育成、いつまでも支援、支援だけではよろしくないと思っております、やっぱり自立をしていくというようなところが目的になろうかと思っております。そういった意味での県の所見を確認したいと思います。

【浦観光振興課長】ユニバーサルツーリズムの今後の展開でございますけれども、現状、今、

委員のほうからお話がございましたように、県でバリアフリーネットワークという、これは民間の任意団体でございますが、こちらのほうが積極的にユニバーサルツーリズムについても、自らがワンストップの窓口としてやっていきたいというご意向を持っております、これまでは県内の各地の観光施設のバリアフリー情報、これはがんばらんば大会を一つの契機としてマップをつくり、それをウェブ上で発信するようになったというのが一つございます。

さらには、旅行に来られた障がいをお持ちの方への車いす等の貸出業務をやったりとか、少しずつそういった取組が進んでおりまして、県もそのような取組に対して、これまで支援をしてきたということでございます。

今後につきましては、今委員おっしゃいましたように、障がいをお持ちの方、そしてまた、ともに来られる家族の方等々、こういった皆さんがともに観光で長崎に来て、満足いく旅をしていただくというためには、おっしゃいますように、きめ細かなサービス、これはソフト、ハード、両方必要になってこようかと思っております。そのために、ソフト面では神戸のように、私も視察をさせていただきましたけれども、やはり核となるところが、各地域の福祉事業者の方と連携をしてサービスの提供をされる。そこでコーディネート料をいただいたり、ヘルパーさんの派遣にあたっての手数料をいただいたりという形で収入を確保しながら事業を展開しているということも、参考としてお聞きをさせていただきました。

現在、長崎県内で、こういったユニバーサルツーリズムをビジネスとして成り立たせていくという意識は、恐らくまだ十分起きてないんだというふうに思います。特に、福祉の現場で

はですね。まずはそういった事業者の方々にも、こういったユニバーサルツーリズム等の取組が、ソーシャルビジネスとしても成り立つというような意識醸成をしていかないといけないと思っていますので、まずはそういったところは、やはり県としてもしっかり取り組んでいく必要があるんだろうなというふうに思います。

あわせて、核となる場所のネットワークづくり、こういったところにまた、こういった形で県としてかかわっていけるのか、しっかり検討させていただきたいと思っております。

【川崎委員】 県としても「観光振興基本計画」が、改定された時、それ以前は本当に1行しか書いてなかったのを、今後充実させて取り組む方針も、いわゆる意気込みも確認をいたしました。形として、これが見えてくるように、引き続きよろしく願いいたします。

それと、意見・要望ですが、先ほど来、明治維新150年の事業の件については、多くの委員の皆様からご意見があっていますが、全く同感でございまして、一歩先をやられているのかどうかかわりませんけれども、幕末、そして明治維新で表舞台だったのは長崎なんですよ。例えば既存の施設でちょっと展示をやるとかというような、そういった決して寂しいような状況にならないように。

2010年に「龍馬伝」があって、あの時に福山雅治さんに主演を演じていただきましたが、かなり経済効果、いわゆる観光のお客様、とにかく多かったと記憶をしております。大河ドラマというメディアの力をかりたのも事実かと思いますが、やはり幕末、そして明治という非常に、おもしろいという表現はどうかと思いますが、非常に象徴的な舞台が長崎であったわけで、そういったチャンスを、150年という節目に逃す

手はないわけで、しっかりと施策を講じていただいて、いい形で明治維新150年がこの長崎で迎えられるように展開をお願いしたいと思いますが、そうしたら、部長お願いします。

【松川文化観光国際部長】 明治維新150年の事業についてお尋ねです。

今日、答弁の中で、私どもの歴史文化博物館を活用していろんな展示会をやりたいと考えておりますと。と申しますのは、明治150年という、この明治の精神を現代にどう生かしていくかという視点で、私は県内の青少年、特に生徒児童、そういった皆さんに明治150年の意義を知っていただきたい。そして現代に、また、次の世代の方にそれを引き継いでいただくという教育的視点が大事じゃないかと思ひまして、歴史文化博物館での展示ですとか、またセミナーの開催とか、そういったものを考えておりましたが、今日、各委員から、佐賀県に負けないようにと、しっかり取り組んでほしいというお話をいただきまして、確かに今、国土交通省、観光庁におきましても、幕末、また明治維新の施設を回るような旅のツアーの開発とか、いろんな施策を考えておりますので、長崎県としましても、文化に限らず、例えば土木のインフラ資産もありますし、「明治日本の産業革命遺産」もあります。いろんな由来の地がございますので、そういったところをめぐる旅の創出とか、総合的な形で明治維新150年に取り組んでまいりたいと、改めて決意をさせていただいた次第でございます。

【吉村(洋)委員長】 ほかにございませんか。

【前田委員】 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録は、登録に向けて頑張ってもらっているのは評価をしております。ただ、本来だったら今年だったのが来年に延び

た中で、当時話していたのは、残念だったということもですが、しかし、受け入れとかいろんなことを考えた時に、いろんな課題が、準備期間が1年プラスになったじゃないかという意味で、プラスにとろうよという話もあっていたと思います。

そうする中で、今登録に向けては、イコモスの調査団等にアテンドしながらしっかり前進していると思うのですが、当時言っていた、じゃ、いろんな課題というものに対してどのように取り組んできているのか、その課題の認識と、その進捗というのがなかなか議会のほうに報告もあってない状況ですし、予算的にもどういう使い方をされているのかが、ちょっと私、個人的にはつかみ切れてません。それで、このまま来年登録になった時に、果たして本当に多くの方をきちんと受け入れることができるのか、もしくは満足していただけるのかということについては、アクセス等も含めてまだまだ課題があると思うのですが、その辺は部もまたがってくる中で、どこでどうやって課題認識と取組、もしくは予算や事業としてやろうとしているのかをご答弁いただきたいと思いますし、来年、あと1年の話ですから、今後、来年の予算化に向けてどのような課題があるのか、全体的でいいですから、ご答弁をいただきたいと思います。

【浦観光振興課長】世界遺産登録の効果をいかに県内に取り込むかという話になってこようかと思います。

大きくは観光のほうでの取組が中心になろうかと思いますけれども、本会議でも少しやりとりがございましたけれども、世界遺産登録の効果をいかに県内に取り込むかということにおきましては、やはりまずはしっかり来られたお客さんに情報を発信する、歴史的な価値をしか

りお伝えをするということ。それから、いかに長い時間滞在いただいて周遊いただくかと、そういう点では、やはり委員ご指摘の二次交通、アクセスをどうするかということ。それから、お金を落としていただく仕組みとしては、やはり地元ならではの食あるいは土産品、こういったものをやはり充実をさせていくということが必要になってこようかと思います。あるいは、宿泊施設の整備もまだまだ必要ですし、土産品の開発等も出てこようかと思います。

そういった課題につきましては、一つは庁内では、ご指摘のように横断的な取組になりますので、観光振興課のほうで事務局となって庁内の連携会議を開きまして、課題について各課それぞれの取組の進捗を把握しながら問題点を共有していくというのが一つございます。

それから、あと、県内の市町あるいは民間の事業者の方との連携も当然必要になってまいりますので、県、それから関係市町、そして交通事業者、こういった方々に参加いただいて受入推進協議会というものを立ち上げまして、定期的に会合を開いて、課題に対する取組状況等の情報の共有ということもさせていただいております。

そういう取組を進めてきた中で、例えば情報発信交流拠点となるような施設につきましては、それぞれの地域でガイドンス施設、黒島でウェルカムハウスができたりとか、今後、久賀島等でも既存の施設を活用したりとか、まずハード面での整備も一定進んできているところでございます。

また、飲食につきましても、地元の食材を活用した昼食メニューといったものの開発、あるいは土産品につきましても、例えば南島原のそうめんなどを活かしたもの等の、取組も進んで

きております。

一方、二次交通につきましては、まだまだやはり課題はあろうかと思えます。ただ、そういう中で、民間事業者におきましても新たな航路の開設もできてきております。福江と佐世保を結ぶ航路、あるいは長崎と有川を結ぶ航路、さらには平戸—小値賀—新上五島を結ぶ航路の検討もされております。そういった2次交通につきましても、事業者を中心に、現在検討されているところがございますので、しっかりその辺の課題の認識、その対応策につきましては、お互いに情報を共有しながら、県として支援できるところは支援をしながら、それぞれの役割に基づいてやっていきたいというふうに思っております。

【前田委員】世界遺産登録が最終の目標じゃなくて、最終はやっぱりその地域の活性化ですから、さっき「市町との連携」という言葉もありましたけれども、どう地域の方が主体的にかかわっていくのか、また、これからいこうとしているのかについては、まだまだその辺の連携が足りてないのかなと思いますし、地元の取組というのがなかなか伝わってこないなと思っていますので、委員長もしよければ、もう来年の夏の話ですので、次の議会ぐらいで、一度構成資産ごとに整理したような資料も出してもらおうようなこともご配慮いただければなと思います。

この質問はこの程度にとどめますが、一つだけ、小さなことですが、天草地方が加わった中で、今、社会実験として、週末長崎から船が出ていて、次長も私と、ちょうど同日だったと思いますが、モニターツアーに行ったじゃないですか。私も長崎県民として、なかなか崎津のほうに行っていなかったのも、新たな発見をしたというか、やっぱりそういう連携の効果が出てく

るんだろうなと思っているのですが、実際問題、今、週末の社会実験をやっていますけれども、あの成果いかんによって、社会実験が通常のあれに切り替わると思うのですが、世界遺産を熊本と一緒に取り組んでいくという意味では、この航路というのはしっかり残すべきですし、そこにまたきちんとした商品等もつくっていくべきだと思うのですが、今どんな推移というか、乗客の乗船状況とか、これのPRをどうするのかということを含めて、少し応援があつていいのかなと思っているんですけど、その現状についてご報告ください。

【浦観光振興課長】長崎—崎津航路の利用ですが、7月、8月の利用状況で申し上げますと、7月がトータル12日間の運航がございます。利用者数がトータルで307名とお聞きをしております。また8月は、お盆時に上五島の航路が増便になった関係で、こちらのほうが一部運航できなかったということでございまして、トータル6日間の運航で140名の利用があつたというふうにお聞きをしております。

長崎—崎津航路の利用促進につきましては、県といたしましても、就航時に情報発信といたしまして、県のホームページ等でも紹介をさせていただきまし、ブログ等でも紹介をさせていただきました。

また、各旅行会社に対して観光素材の説明会を春・秋やっておりますけれども、この中でも、この航路の就航について、旅行会社に紹介をさせていただいて、旅行商品の造成等に活かしていただきたいというお願いもさせていただきました。実際今、日帰りあるいは宿泊を伴う旅行商品というのでも造成をされてきております。

これから販売し、どれだけ売れていくかということでございますけれども、そういう形で今、

取り組んでおるところでございますので、引き続き県としては、利用促進に向けての情報発信、あるいは旅行会社への働きかけ、そういったことはしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

【前田委員】これは、社会実験が終わった後というもの、あくまでこれは民間の収支の中でやっていくということになるんですかね。まず、そのところを。

【浦観光振興課長】今のところ、行政で引き継いでということは考えておりません。

【前田委員】そういうことなんでしょうけども、ただ、航路として、そこに行くに当たっては、長崎港から行くか、茂木のほうから渡るか、ほかにもルートがあるのかな。いずれにしても、崎津教会と連動した流れで人が流れるように、県としても支援については、今後も検討してほしいと思います。

それと、最後に一つだけ、昨年観光のほうはデスティネーションキャンペーンに力を入れておられて、その結果については、プラスの効果と、少し思ったよりもなかなか芳しくなかったというようなことも含めて報告はあっていますが、中でもやっぱりJRと連動する中で、いい企画があったとあっていて、私は、課長にお伝えしましたが、千綿駅から降りてのウォークラリーとかは、佐賀のほうからもお客さんが来ていたし、JRを使ってああいうふうな、駅で降りてずっと歩いて行って、地元の方が協力し合いながら県産品というか地元のものを売ったりする、もしくは地元をPRするというのは非常にいいことだなと思っていました。

さっき友田委員からも出ましたけれども、そういう意味では、有田とかもウォークラリーがあっていたし、佐賀と一緒に、県域を超

えた、小さな旅行商品の企画というのは、これからもあるといいと思うのですが、どうもその後、単発で消えているような感じですが、一旦やった成果を検証して、よかったと思ったら、改めてそこはまたやっていいと思っているんですが、そのあたりについてはどんなようにお考えですか。

【浦観光振興課長】DCの際に、今委員からご指摘があったようなJRのウォークラリーとか、もちろん今までもやっていたんですが、その中で新たにメニューができたりとか、そのほかにもDCを契機として、例えば雲仙のプレミアムナイトツアーであるとか、新たな着地の旅行商品もできてきたところがございます。

確かに、ご指摘のように、JRのウォークラリーのほうは、こちらフォローができてなかった部分はございますので、当然成果につきましては、主催者にもよく確認するとか、せっかくできた商品が継続していけるように、我々も当然支援していかないとはいけませんので、今後しっかりフォローはしていきたいと思っています。

【吉村(洋)委員長】ほかにございませんか。

【小林委員】説明の中にもあっておりましたけれども、長崎空港発着のいわゆる国際路線、上海便とソウル行き、そういう上海向け、あるいはソウル向け、こういうところを日本旅行業協会の長崎支部、この加盟店の13社において、上海便とソウル便と共同で企画をして、共同で商品を開発すると、これを売るというようなことで、少し話題性があるのではないかと。ということで、13社で共同開発すること、商品をつくってそれを販売すること、こういう取組は、実は珍しいわけです。

今、我々が長崎空港の国際路線について、本

当にソウル行きについても、あるいは上海行きについても、行政の皆さん方がその路線を堅持、維持するために大変ご苦労いただいているわけです。

いろんな手だてをやってまいりましたが、要するに、お客様を外国から長崎県のほうに連れてくる、長崎県のほうからもそれぞれの外国に行かなければいけないと、そういうお互いの相互交通をしっかりとやっていかなければ、路線というものが持ちこたえられないということはおわっていると思うわけです。

だから、そういう点でいろんな便宜を図ってこられたけれども、やはり何といたっても商品を企画し、開発し、共同で販売をすると、こういう試みは、そうやって13社が一堂に会してやるわけだから、これは特記すべきことだと思っているんです。

こういう取組になった経過、その背景にはどういうことがあるのか。あなた方の働きかけがどのように功を奏したのか、それとも、見るに見かねて13社が、ひとつ力をかしてあげようと、こういうふうになっているのかどうか、その辺のところはどうなっているのか、お尋ねをします。

【土井口国際観光振興室長】今回の共同商品の経緯についてのお尋ねでございますが、国際航空路線の維持のためには、インバウンドはもとよりアウトバウンドというのも非常に重要でございます。そういった人的交流の確保というのが非常に肝要かと思っているところでございます。

実は、昨年まではインバウンドは、私どもの観光振興課の中にありました海外振興班というところが担当しておりました。アウトバウンドにつきましては、企画振興部の新幹線・総合交

通対策課で実施しておりまして、このインバウンドとアウトバウンドというのは双方向の交流でございますので、やはり同じセクションが持つべきだということで、今年度、国際観光振興室が新設されまして、私どもが所管をしているところでございます。

実際、現状といたしましては、過去も答弁させていただいたことでございますが、上海線につきましては日本人が3、海外から7という3対7という状況でございます。ソウルに至っては、日本人が1、外国人が9という状況のもと、やはり長崎の人に多く乗ってもらわないと、向こうにお願いするだけじゃなくて、長崎からもしっかり乗ってもらうため、JATAの皆様に集まっていたきまして、アウトバウンドの商品を何とか組んでいただけないかという形でお願いをした次第でございます。そういうことであればということで、各社も快く引き受けていただきまして、8月から12月までの間でございますが、共同商品の販売が成立したと、そういった経緯でございます。

【小林委員】 まず、あなた方の長崎県側から、何とか手だてをという形の中で、共同で商品を開発していただき、そしてそれを共同で販売していただく。こういう、何度も言う、全国的にも珍しいやり方が、しかも今のご答弁では、あなた方のほうから働きかけてそれが実現をしたんだと、ここに一つの評価をしなければいけないと思います。

要は、なんでもそうだけれども、結果なんだけれども、これを8月から12月までの5カ月ですか、限定というか、こういうように8月から12月までのこの時期に限定されているということ。しかも、8月、9月、10月、11月、12月、5カ月間、この5カ月間の期間というところ、このこ

とは何か意味があるのか、そこら辺のところはどうですか。

【土井口国際観光振興室長】 実は、この企画の最初の会議自体が6月1日でございました。そこからの動き出しでございますので、早くて8月からというのが目標にしておったところで、本当は夏休み前に発売できればよかったんですが、なかなか時間的に間に合わずに、8月からということなんです。

12月というのは、一応今年の区切りということで、12月までをとりあえずやっていこうということで、その間、当然結果としてどういう結果になるのか、我々も期待をしているところでございますが、何せ初めての試みでございます。いろんな反省点とかも生じてくるかと思えますので、私どもといたしまして、この1弾だけで終わるつもりではございません。第2弾、第3弾という形で続けていく必要があらうかと思えますので、この結果を見て、反省すべき点は反省し、真摯に受け止め、そういったのを改善しながら次に進めていくということを考えているところでございます。12月というのは、とりあえず今年までというのを一応めどにしたところでございます。

【小林委員】 もう既に反省すべき点を反省しということで、今始まったばかりで、よい結果を知らせていただこうと思っているにもかかわらず、根が正直なんだから、あまり正直過ぎて、そのところが、もう何か反省しなければならないような課題が出てきているのかと。

さっきの話では、夏休みぐらいから、一番商品が売れる時期、こういうのを若干外したというようなところが反省すべき点なのか、それとも運営上何か大きな失策があったのか、この辺のところはよくわからないんだけど、要す

るにどういう成果を狙っていらっしゃるかというと、我々は一番期待もし、また関心事なんです。

だから、結局、今おっしゃったように、9対1だとか、あるいは7対3だとか、インとアウトのバランスがあまりにも問題があると。私は、前回の委員会で、中国の領事が、自分たちのほうからは長崎県にたくさん来ているけれども、長崎県から全然来ないではないかと、そんなような話があって、そういうところの取組の中に、今回の旅行代理店の13社が一堂に会して共同で協力をしていただくと、こういうようなことになって、結果がいい結果につながっていかねばいけないと。

この間も45周年か何かありまして、残念ながら、私はどうしても行けずに、また皆さん方から、あいつは言うばかりで来てないじゃないかと、そんなようなことにもなるかなと思って心配しておったんですが、どうしても行けなかったんだけど、長崎県の中国の領事館の領事がそういうようなことを指摘するということ、一方的ではないかと、こんなことを言っているわけですね。

だから、それだけのことをせんといかんということで、やっぱりアウトをどうするかと。このアウトバウンドをどうするかというところが、それなりの人数が、旅行客が、ソウル便についても、上海便についても結果として出てこなくちゃいかんと思うんです。この5カ月間の、今、8月、9月が終わろうとしているけれども、この2カ月が終わらんとしている状況の中で、この13社が共同で、いわゆる商品の開発・販売していただく、ここのところはもう既に成果が出ておりますか。そういうところでまだ反省することばかりということで、反省が何なのかよくわ

かりませんが、そのところはどうか、今の段階で。

【土井口国際観光振興室長】 8月から販売をいたしておりまして、昨日までの状況でございますが、上海を利用した商品につきましては、これは予約も含みますが45名という結果でございます。

ただ、ソウル線を利用した商品が、やっぱりこの国際情勢等もございまして、なかなか売れ行きが伸びませんで、今のところまだ2しかございません。（「2って、2人？」と呼ぶ者あり）はい。私も先週ですけれども、旅行社を回りまして、いま一度、この販売の促進のお願いをしてきたところでございます。

今回の企画の大きな目的としては、県民の皆様旅行に行ってもらいたいという旅行マインドの改善というのが一つございます。もう一つは、旅行社の皆様に対して旅行造成をしていただくというそういった意識の向上、旅行造成の改善という大きな2つの目標を掲げておりまして、そういった意味で、中国は45までいっておりますが、ソウルのほうがなかなか伸び悩む、ここはもう一つ改善をすべき点かなと、今の段階では思っておるところでございます。

【小林委員】改善すべきではないかというところは、県として、県が何か改善をしなければいけない課題があるのか、13社が共同開発をされた今回の商品、やっぱりこれは旅行会社が13社東になっていただくということは、何度も言っている、珍しいこと。これはすごい結果を当然期待しがちだと思います。また、皆さん方も、その13社に相当な期待をされておったのではないかと思いますけれども、今、ソウル便の2名ということと、上海便の45名というところの現時点での実績を予約も含めて聞いておるとこ

ろでございますが、ここのところは相当期待されておったから、大体上海便においても、ソウル便においてもこのくらいいけるのではないかと、こういうようなことで8月から12月までのトータル的なこちらの想定する思い、何名ぐらいと、これで起死回生につながればと、こんなような期待をかけられておったのかどうか。まず、とにかくやってみようということになったのか知りませんが、この13社が一堂に会してなかなか伸びなかったとすれば、これは非常に大きな課題に、やっぱりこの路線を維持することは果たして大丈夫かどうかと、こんな危機感というか、危惧の念が出てくるわけですよ。

その辺のところ、皆様方が部として、単なる国際観光振興室みたいなところだけじゃなくて、松川さんもあなたたちも、こんな大物の2人がおって、体じゃなくて実力者がおって、それを持って、なかなかそのところは遅々として成果が上がらないと。

午前中の論議の中で、ラオス便を1便加えるということ、これは長崎空港にとってどれだけの大きな成果につながるかということは、これはもう、例えどういう経過であれ、1便、いわゆる国際定期航空路線が加わるということは並大抵じゃないわけだよ。だから、それだけの成果をかざしながら、だからといって、この上海便とかソウル便が全くもってうだつが上がらんような状態になるということはいかんともしがたい。ここをやっぱり旅行会社のご協力をいただけるということと同時に、何かのつてがもつとないのかと。

私はちょっと新聞記事で読ませていただきましたが、中村知事が、市町の皆様方とスクラムミーティングというんですか、あれをやって、長崎県の置かれている立場の中におけるアジ

ア・国際戦略はとても大事なことで。とにかく空港の路線についても、すべてのことを含めてアジアとの関係、人と人の交流、そういうようなことが大事だということを極めてきちんとおっしゃっている。

それに対して、新聞の記事だけでちょっと申しわけないが、あまり反応がなかったというふうなことが書かれておったんです。これは部長でも、岩田さんでもいいんだけど、実際そうだったのかどうか、話がそっちのほうに行きよるけれども、室長のほうからは大体、今の2名と40何名を聞いたから、そういうようなことで、もうちょっと県内挙げて、市町も協力をしていただかなければいけないし、皆様方もそれに対して応えられるような体制をおとりになっていかなければ、アジア・国際戦略と言いながら、この辺のところですっくけておったら、いかんともしがたいと思うんだが、どうですか。

【田代文化観光国際部政策監】スクラムミーティングの件でございますけれども、確かに知事のほうから、各市町の皆様方、首長の皆様方に、この国際交流、アウトバウンドを中心とした利用促進ということでご提案をしましたところ、その時につきましては、あまり活発な意見は確かに出なかったというのは事実でございます。

私どもから各市町も積極的に取り組んでいただきたいという話をしましたところ、幾つかの市では広報誌にこういったソウル線、上海線、県民の皆様方のソウル線、上海線の認知度がまだまだ足りてないというのが現実でございます。アンケートをとりましても、まだ半数近くの方が知られてないというふうな状況もございまして、まずそのところも取り組んでいくべきだということで、広報誌等への掲載もお願いをしましたところ、3つか4つの市町で掲載をまずし

ていただいたというところでございます。

県のほうといたしましても、そういった広報誌であるとか、CM、それから県の県政番組等で認知度向上につきましては努めているところでございます。

【小林委員】そういう認知度が足りないぐらいの、今のこの時期で、何年たっているのか。さっき言ったように、上海線、ソウル線ができて30年間、全く新たな定期航空路線が国際的にはできなかったんだと。だから、相当な年数がたっているわけよ。にもかかわらず、今ごろから認知度みたいな話をされても、ええっというような感じがするわけよ。しかし、それくらい問題点が大きいと思うんだよ。

これは、部長とか次長、私は思いますけれども、例えば人口減少の問題についても、あるいは対アジア・国際戦略は、もう絶対にこれは避けて通ることができないと。どこの県もやっているし、もうこれから少子高齢化社会とか、人口減少とかいうことで、国内のパイはもうずっと縮小されているわけよ。とにかくパイの大きいアジアに向けて戦略を練るということは、それぞれ行政の経営的な手腕として、また、やらなければならないことだと思うわけです。みんな、どこもそんな取組をしているわけですよ。

しかし、いつも思うことは、県だけがそうやって太鼓をたたいても、全然市町にそれは危機感として届いてないのではないかと。失礼けれども、対策としても窓口をつくっているところ、窓口をつくっていないところ、ただ単にそうやって形だけやっているとかということで、私は、今ほど県の力というか、行政の縦の線、国から言われたら、県はさっと動く、県から言われたら市町はさっと動く、こういう一つの行政のシステムがあると思うんだよ。

だから、もうちょっと厳しく事の重大性をやっぱり伝えていただき、長崎県というのは21の市町があって長崎県なんだよ。だから、その辺の県だけで一人動くというところで、どこまで成果につながるかということ。これはもう率直に言って、市町が同じ気持ちの中で、同じ目線で、同じ目的で危機意識を持ってやっていただかなければ、どんなに長崎県だけでやっても成果は生まれてこないと思います。

もう何度も言う人口減少しかり、今回のこういう対国際戦略のアジア戦略についても、スクラムミーティングで知事が言っていると。子育てだとかそういうようなところについては、市町の方々も勉強されていて、かなりの意見等も、あるいは要望等もあるというようなことを聞き及んでいるけれども、こういうアジアの対策とか、国際戦略とか、そういう点については、もう市町に、ひとつよかったら、国際戦略のチームをつくってくれ、そして、この路線を維持しなければいけないということの重要性、ここら辺のところももっとお願いをされて、やっぱり市町で同じようなレベルで取組をしていかなければ、これはどうにもならないと思うんだよ。

私は、田代さんが政策監として今回ご就任をいただいたけれども、もう長くやっておられる松川部長も岩田次長も一緒になって皆さん方で市町を一回集められて、本気になってそういうお話をされて、そして、特に領事館があるわけだから、どんなことがあってもそれに見合うだけの結果を残さないと、長崎県は口だけだと。言うことは言うけれども、しかし、結果につながらない。ましてや、市町は全く動いていないと、こんなようなことでは困るわけです。ここについて、ひとつ部長でも、次長でも、あるいは田代さんのそういう立場かどうか知らんが、

きちんとした一つの方針を、今日ここできちんと申し上げていただいて、そして、その申し上げられたことをちゃんと市町に伝えながら行動し、そして、よい行動がよい結果につながるようにしていただきたいと思うけれども、いかがですか。

【松川文化観光国際部長】 アジア・国際戦略の推進に当たりましては、知事も常々申し上げているんですが、県、市町、そして民間、この3つの交流が相まって初めて実績が出てくるというふうに言っております。

そういった意味で、私どもは先般のスクラムミーティングでも知事がこのことを話題にし、この路線の維持存続のためにも、皆さんも一緒に取り組んでいきましょうという話をしたわけでございます。

その中で、今、小林委員からご指摘がありましたように、もちろん熱心に海外交流、また、団を組んで海外に行かれる、民間交流、市町からの交流、盛んにされている自治体は当然ございますが、先ほど山本(啓)委員からもご指摘がありましたけど、目的と役割が十分共有されていない部分があって、そのような低調な議論になったのではなかったのかと感じているところでございます。

委員おっしゃいましたように、我々のアジア・国際戦略が目的としているところの意義の共有がもっとできますように、私どもは市町の関係の方にもお集まりいただいて、十分理解していただくような取組をしっかりとやっていただきたいと思います。

【小林委員】そういうような答弁はいつも聞いているわけだよ。何ととっても、やっぱり結果を出してもらわんといかんということだよ。だから、要するに、市町が本当に県の取り組む姿

勢、また、県が真面目な、熱心な、本当に日ごろからの情熱、何とか長崎県をしなくちゃいかんと。それが、すなわち市町の、または地域の発展にもつながっていくわけなんですよ。

だから、予算の流し方とか、いろんな事業とかいうことで予算をつけて市町が元気になることが、長崎県がよくなることなんだということで、いろんな部、局、課、県の最高の対策を市町に流していただいているわけだよ。なぜかこういう問題については、市町の取組が弱いと思うところがあるんです。だから、こういう結果にしかになってないわけだよ。もう少し県の権威というものをしっかり考えながら、市町に協力を求めて、きちんと結果が出るようにやっていただかなければ、今の状態の中では、この旅行代理店の13社が束になってかかっていたとしても、ソウル便がたった2人と。こういうようなことは、一体どういうことかということになりますよ。これは、旅行代理店が13社束になるなんていうことはまずあり得ないよ。あり得ないことが、しかし、結果としてこんな、申しわけない、こんな数字しか出てこないわけだ。これはやっぱりどこかがおかしいと思うぞ。何か手だてが、やっぱりおかしいと思うぞ。

毎日皆さん方も忙しくて、飛び回っておられるけれども、どこかにやっぱり1点集中しながら、何か対策を考えていただかなければ、総花になり過ぎて、要するに、あれもこれものの中で、結局どれも一つも物にならんというようなことでは困るし、果たして予算的にどうなのか。いわゆる職員の配置の数がどうなのか、もうちょっとそういうところも含めて、知事部局等々とよく話をして、そして体制をつくってやらなければ、本当に名折れになってしまいますよ。

私は、政策監ができたり、またそうやって国

際観光振興室長ができたり、いろんな形の中で一人で浦君が頑張っておられましたが、いろいろこういうような形の中で、体制を大きく拡大されたけれども、何としても国際線はしっかりやっていただきたいと思います。

そして、浦課長に質問をいたしますけれども、今、長崎県の観光客数は3,300万人ですか、大体実績で。消費金額は3,700億円となっていますよね。これだけの金額は、観光というものをまさに長崎県の基幹産業として位置づけることを私はきちんとやっていただくことができるような、それだけの、県庁挙げて、この観光行政はまさに基幹産業であり、観光産業として全分野に及んでおりますので、それだけの取組につながるようにやっていただきたいと思いますけれども、この観光産業は、基幹産業として長崎県で位置づけられているのか、一過性だけで終わるようなものなのか、ここはどうでしょうか。

【浦観光振興課長】本県におきます観光振興でございますけれども、まさに委員言われましたように、従来、県内では造船業をはじめとした製造業が主でありましたけれども、やはりこれから持続的に県勢が発展をしていくという中においては、この観光産業というのは大きな核になると私どもは自負をしております。

そのために、各種取組をやって、これまでは数を増やしていくということが主たる観光の戦略でございましたけれども、数を増やすだけではなくて、やはりしっかり地域にお金が落ちていく、消費を高める。そのためには、観光の質を上げていかないといけない。その質を上げるためには、行政や関係団体だけではなくて、すそ野の広い産業でございますので、関連する事業者の方々それぞれがかかわっていただいて、サービスの質を高め、付加価値を高め、消費額

を上げていくという取組を持続させていくということが、やっぱり必要だというふうに思っております。

そのための観光まちづくりもしっかり地域で取り組んでいかないとけないと思っておりますので、まさにこれからは長崎県にとっては、観光というのは大きな一つの産業の核になっていくものと私どもは考えておるところでございます。

【小林委員】基幹産業の位置づけということについては、今我々の議論も、また、観光を語る時に、どれくらいの数が来たか、どれくらいの消費金額であったかと、正直言ってそこだけで議論が終わっているような感じ。また、観光のお客様が来られるような環境整備、また、おっしゃるようにしっかりお金を落としていただくような仕掛け、1泊多く泊まっていただくとか、お土産もいろんな工夫をしながら、いわゆる財布のひもをほどいて長崎県にお金を落としていただくと。こういうようなことの議論が、正直に言って、すべてあわせて言えば、環境整備のことが多かったと思うんです。

これから本当に基幹産業として、産業としての位置づけをやっていくとすれば、正直に言って、観光によってどれだけの直接の、あるいは間接の効果があったかと。この経済効果をもっと明らかにすると同時に、当然観光産業のすそ野が広いから、それによる雇用が直接、間接どのくらいあったとか、そして、税収がどのくらい上がったとか、市町に分類したらどういふふうになっていくのかとか、私はもうちょっとそこを細かく出していただくことによって、その数字が、また市町の皆様方の意欲と結果につながることであればと、こんなようなことも考えます。

これからの観光産業を語る時に、ただ何名来た、どれくらいの消費金額であったと、ただそれだけの議論で済ませることがないように、もう少し基幹産業としての位置づけで、もっと気高く観光行政のあり方を考えていただき、観光によって人を呼んで栄える長崎県という形の中で名実ともにやっていただくことを特に希望しておきたいと思っておりますので、先ほどのこともあわせて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【吉村(洋)委員長】ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】ほかに質問もないようでございますので、これにて議案外所管事務一般についての質問を終了いたします。

次に、意見書の審査を行いたいと思ひます。

今回、自由民主党から「長崎県端島の歴史認識に関する意見書」及び改革21から「核兵器禁止条約への参加を求める意見書」提出の提案があつております。

まず初めに、「長崎県端島の歴史認識に関する意見書（案）」について審査を行いたいと思ひます。

ここで、改めまして、前田委員より、意見書提出についての趣旨説明をお願いいたします。

【前田委員】先ほど議案外で山本(啓)委員が質疑を交わしたので、ほぼその内容ですので、私から改めて詳しく言うことはないんですが、簡潔的に、重なる部分もあると思ひますが、お許しください。

今回のこの意見書に対しまして、先ほど山本(啓)委員からも説明があつたように、きっかけとしては、映画の「軍艦島」ですが、これは官房長官もこの件については、創作された話であると述べております。また、このことも含めて、私たちは、この映画並びに歴史認識に対して抗

議をするという姿勢ではありません。先ほど山本(啓)委員からもありましたように、第39回世界遺産委員会において、日本の代表団について、「各サイトの歴史全体についても理解できる展示戦略にすること」、「日本が発したステートメントに留意する」ということで、今そのことについて、鋭意国において取組をしておるわけでございます。その取組というのは、正しい歴史認識をしっかりととらまえて、世界遺産の構成資産のミッションではありますが、その中でしっかりと作成した歴史認識というものを世界に対して正しい形で情報発信をしてほしいということでもありますので、その作業を求められている中で、私たちは、今回のことも機としながら、そして、構成資産を有する県として、国に対して改めて、その作業にしっかりと取り組んでくれることを求めるような意見書となっております。

どうぞよろしくお願いいたします。

【吉村(洋)委員長】 ただいま説明がありました「長崎県端島の歴史認識に関する意見書(案)」について、ご質問・ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 しばらく休憩いたします。

— 午後 2時55分 休憩 —

— 午後 3時 0分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。ほかに質問・ご意見がないようですので、これより討論に入りたいと思います。

討論はありますか。

【坂本(浩)委員】 この意見書についてでありますけれども、世界遺産の構成資産として、日本の工業化の原動力というふうなことで、この端島がきちんと整備をされて、交流人口の拡大等

につながってほしいというふうなことで、私も議員の一人として、今後も頑張りたいと思っておるんですけども、ただ、この端島の歴史認識に関しますところで、やはり日本の工業化の原動力という光のところで、それから、私は、14歳でこの島に朝鮮半島から連れてこられた方、もう15～16年前に亡くなられましたけれども、その方ともよく話をする機会がありました。端島炭坑で働いた後、三菱造船所に行って被爆をするという、日本に来て非常に過酷な人生を歩まれた方で、長崎で亡くなられたんですけれども、そういう方の話を聞くと、やっぱりこの歴史認識に関してもう少し複雑な思いがありまして、それで、この意見書の趣旨は、下のところから8行目ぐらいですかね、先ほど前田委員のほうからもありました、いわゆる「軍艦島」という韓国でつくられた映画、これが世界に発信をされて、端島にゆかりを持つ人々の記憶と心に影を落としているというふうなことであります。それを受けまして、日本も、中段にある、立場を明確に情報発信させることを望むということであります。

私は、一つは、やはりこの歴史認識のところで、例えば文面にある、「違法な強制労働があったと認めるものではない」、確かに、この問題をめぐる韓国とのやりとりの中で、日本は「労働を強いられた人々」というふうな表現を使いまして、韓国のほうもそれを認めたというふうなことであるんですけれども、なかなかそういった問題を含めて、日本が出している歴史認識というのと、先ほどありますように、平行線をずうっとたどっているんですけれども、そのところは、「島民の会」の皆さん方が出された声明、「日韓両国の友好関係を築き、ともに協力して正しい記録を後世に残していく」という

ふうなことをやはり日本政府もとるべきじゃないのかなというふうな問題意識がありますので、この意見書の最後のほうにあります、「我が国の立場を明確に情報発信されることを望む」という部分について賛同できないということもありますので、この意見書については反対をさせていただきます。

【吉村(洋)委員長】 今、反対の討論がなされましたが、賛成の討論はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 それでは、これにて討論を終了いたします。

反対の討論がございましたので、起立により採決を行いたいと存じます。

「長崎県端島の歴史認識に関する意見書」を提出することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

【吉村(洋)委員長】 ありがとうございます。

起立多数でございます。よって、「長崎県端島の歴史認識に関する意見書」については、提出することに決定をされました。

なお、文案の作成等については、いかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 それでは、正副委員長にご一任願います。

次に、「核兵器禁止条約への参加を求める意見書」提出の提案について審査を行います。

ここで、改めまして、坂本 浩委員より、意見書提出についての趣旨説明をお願いいたします。

【坂本(浩)委員】 お手元に配付しております「核兵器禁止条約への参加を求める意見書（案）」につきまして、提案の趣旨を説明させていただきます。

ご承知のとおり、9月20日から、この条約につきましては、各国での署名批准が開始をされました。新聞報道等によりますと、既に50カ国近くというふうなことで当日なっていたようでもありますけれども、50カ国が批准した時点から、90日後に発効するというふうなことで、ほぼ発効は確実だというふうに認識をしているところであります。

そういう状況の中で、今後は、下のほうに書いてありますけれども、「核兵器国の参加を得て、条約が実効性をもつ」、このことが非常に大きな課題になるわけでもありますけれども、非常に困難も予想されているところであります。

8月9日の平和記念式典におきまして、長崎県知事、長崎市長、被爆県知事、被爆市長ともこの条約に言及をいたしまして、核兵器のない世界の実現を呼びかけました。特に日本政府に対しては、唯一の戦争被爆国として主体的な役割を果たしてほしいということと、それから、一日も早いこの条約への参加を訴えられたところであります。

ぜひこうした被爆県知事、被爆市長の訴えを踏まえまして、被爆県の議会としても賛同をお願いする次第であります。

意見書は2点であります。「核兵器禁止条約に参加すること」、2つ目は、「それまでの間は、オブザーバーとして締約国会合および再検討会に参加すること」、以上であります。

委員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

【吉村(洋)委員長】 ただいま説明がございました「核兵器禁止条約への参加を求める意見書（案）」について、ご質問・ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ご質問・ご意見がないようですので、暫時休憩をいたします。

— 午後 3時 8分 休憩 —

— 午後 3時 9分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。
これより、討論に入りたいと思います。
討論はありませんか。

【川崎委員】 ただいま提案がありました「核兵器禁止条約の参加を求める意見書（案）」に反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、冒頭申し上げたいのは、核兵器の廃絶は全人類の願いでありまして、向かっている方向性は全く同じでございます。

今回、条約が成立をしたことについては、我々公明党も高く評価をしているところです。

しかし、この意見書の中ほどに書かれています、「日本は核保有国と非保有国が協力する中で核兵器のない世界を目指している。この条約交渉は、そうした姿で行われたものではない」と、署名をしないということで政府の意見があります。次ですね、「確かに核兵器国の参加を得て、条約が実効性をもつには困難が予想される」というふうに、くしくもおっしゃっておられるように、このままの状態ではなかなか先に進まないというのが我々の認識でありまして、やみくもに条約の参加を求めるのではなく、より具体的に、より前に進めていくということが大事でありまして、この保有国と非保有国の深まった溝をいかに埋めていくか、橋渡し役としてやっていくのが日本の立場であろうというふうに思っています。

我々公明党も主張いたしまして、ご承知かと思いますがけれども、「賢人会議」の成立が決定をしまして、11月の下旬には、被爆地の広島で

開催をされます。このメンバーが16名で構成をされていますが、座長は日本人の方です。白石隆、前政策研究大学院大学学長、そして、被爆者の代表として、長崎から朝長万左男、日赤長崎原爆病院名誉院長ほか4名の皆様で合計6名、そして、核保有国のアメリカからは2名、ロシア、中国、フランス、そして非保有国のオーストラリア、ドイツ、カナダ、さらに、核兵器禁止条約に賛成をしたエジプト、ニュージーランドからも参画をされるということについては、もうご承知のとおりかと思います。

そして、こちらでまとめられる提言は、来年の4月に開催をされる2020年のNPT（核拡散防止条約）の運用検討会議の準備会合に提出をするという予定になっております。

したがって、条約への参加を求めるということについて、これはもう難しいことからより1歩も2歩も、既に賢人会議の設置等で前に進んでいるというのが我々の認識でございまして、これを確実なものにしていくということを求めることがさらに肝要かなというふうに思っております。ご提案の意見書だけでは不十分じゃないかと、そういう立場で反対の意見とさせていただきます。

委員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

【吉村(洋)委員長】 ほかに、討論はありませんか。

【山本(啓)委員】 私のほうからも、会派の反対の立場で、本意見書の討論をさせていただきたいと思います。

昨年の12月の議会にも同様の趣旨の条約前の意見書が提出されたかと思いますが、やはり我が国は軍縮・核不拡散の取組の中において、それらの外交を通じて積極的に展開してきた、

まさしく核をなくそうとする、世界のビジョンは同じでありまして、アプローチの違いであろうかというふうに、今もなお認識をしております。

その上で、核不拡散（NPT）、CTBTに代表されるそれらの取組においては、かつて米ソが非常に緊迫した時期においては、6万も7万もあったと言われる核については、現在、1万とも1万5,000とも言われている。まさしく世界というものは、核を中心とした軍縮に向かって、動いている状況下にあります。

その中において、我が国は、やはり唯一の被爆国としてそのリーダーシップを発揮しながら、核を持つ国々とともに、その取組を世界に発信をしている代表する国であろうかというふうに思います。

ゆえに、この意見書の趣旨を確認いたしますと、やはりそれらの取組を否定しているわけでありまして、我々は、今回の意見書の内容に書かれている核兵器禁止条約までの道のり、関係者の方々の努力に心から敬意を表するものの、我が国の安全保障においての取組、さらには、核不拡散・軍縮に向けての取組、これらについての賛意を表明して、本意見書については反対という立場をとらせていただきたいと思います。

【吉村(洋)委員長】 ほかに討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ほかに討論もないようでございますので、これで討論を打ち切りたいと思います。

反対の討論がございましたので、採決については起立採決といたしたいと思います。

「核兵器禁止条約への参加を求める意見書」を提出することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

【吉村(洋)委員長】 ありがとうございます。

起立少数でございます。よって、「核兵器禁止条約への参加を求める意見書」については、提出しないことに決定されました。

以上で、意見書の審査を終了いたします。

それでは、文化観光国際部関係の審査結果について整理をいたしたいと思います。

しばらく休憩をいたします。

— 午後 3時15分 休憩 —

— 午後 3時15分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、文化観光国際部関係の審査を終了いたします。

引き続き、危機管理監関係の審査を行います。
しばらく休憩します。

3時30分より再開いたします。

— 午後 3時16分 休憩 —

— 午後 3時31分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

これより、危機管理監関係の審査を行います。

【吉村(洋)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

危機管理監より、予算議案説明をお願いいたします。

【豊永危機管理監】 危機管理監関係の議案について、ご説明いたします。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」の危機管理監の1ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第71号議案「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分であります。

歳出予算は、防災指導費3,310万円の増となっ

ております。

この補正予算の内容は、長崎県防災行政無線高度再整備事業の工事請負契約におきまして、国等関係機関との協議に伴う機器変更等内容変更による増工のための経費として、3,310万円を計上いたしております。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【吉村(洋)分科会長】次に、危機管理課長より、補足説明を求めます。

【陣野危機管理課長】今、危機管理監からご説明いたしましたけれども、今回、9月補正予算で計上させていただいております、防災行政無線の高度再整備事業の追加工事について、補足で説明をさせていただきます。

お手元にお配りしております「平成29年度9月補正予算の概要について（防災行政無線移設更新費）」というA4縦の3枚ものの資料をご覧ください。

今回、3,310万円の増工を予定しております県防災行政無線の高度再整備事業につきましては、老朽化しております防災行政無線につきまして、新県庁舎の建設と合わせまして更新しようというものでございまして、昨年の9月定例会に69億4,400万円ほどの契約の議案を可決いただきまして、来年の3月までの工期で整備を進めておりました。なお、工期自体は来年の3月でございしますが、新県庁舎の移転に合わせまして業務ができるように、1月の初めからは、通常の災害警戒業務ができるような進捗で業務を進めておりました。この中で追加項目が発生いたしましたので、今回補正をお願いしているところでございます。

内容につきましては、1ページの中ほどに主な変更項目と書いておりますが、まず1番目でございます。A R I B関係で350万円ほどとなっておりますが、防災行政無線につきましては、県内の各地に中継局を整備しておきまして、これらの機器の更新を現在行っているところでございますが、この中で金比羅中継所、これは佐世保市の小佐々町にございます。もう一つ江古ノ辻中継所、これは平戸市の的大山島に設置しておりますが、こちらの2基の中継局、アンテナのところでございますが、アンテナの口径を3メートル、これは現行の3メートルと同じものということで予定しておりましたけれども、このアンテナにつきまして、A R I B（一般社団法人電波産業会）というところが、現地で実際にその周波数等に対応できるかどうかという判定を行うんですが、現地で判定を行ったところ、3メートルでは不十分ではないかと、4メートルが必要だという判定が出たものですから、今回、4メートルへの変更をしようというものでございます。このA R I Bの判定結果がオーケーになれば、九州総合通信局の免許更新がおりないということもございましたので、今回、4メートルへ変更ということでございます。これが1点。

2点目といたしましては、マルチメディア振興センター関係ということで910万円と書いておりますけれども、これは新たに導入しようとしておりますLアラートシステムに関係するものでございます。

恐れ入ります資料の2ページをご覧ください。

まず、Lアラートについてご説明いたします。Lアラートにつきましては、2ページの上段に記載ございますけれども、総務省が推進する災害情報の共有システム、具体的には自治体とマ

スメディア、報道関係の皆様とが共通のプラットフォームで情報を共有しようとするものでございます。

イメージ図は下段のところに書いておりますが、どういったものかと申しますと、通常自治体が、2ページの中ほどに書いておりますけれども、避難勧告であったりとか、避難所の設置をするという情報を報道機関の皆様に発表いたします。その際には、通常、これまではファクス等で情報を流しておりました。また、ファクス以外にも個別のマスコミの問い合わせに対してもそれにお答えしているんですけれども、どうしてもそういった問い合わせ等に対応するとなりますと、自治体のほうで業務に負担が生じまして、災害対策の業務に支障が来すという点が1点。

また、マスコミの皆様も自治体に個別に問い合わせるということで業務が多量になるということで、災害に関する情報が一般の県民の皆様等に伝達するのが遅くなるというデメリットもございました。こうしたことを改善するために、あらかじめ共通のシステムで共有することによりまして、自治体のほうもマスコミの皆様への提供の事務が省かれるとともに、マスコミの皆様もそういった手間暇も少なくなると。あわせて、迅速な情報伝達ができるということで、最終的には、住民の皆様にも多様なマスメディアの媒体を使いまして情報が伝達ができるというスキームでございます。

こういったLアラートシステムを今回の防災行政無線の整備で新しく導入しようと考えておりましたが、2ページの中ほどにございますが、今年になりまして、Lアラートのシステムで追加項目が発生しました。変更項目でございますけれども、避難勧告とかを出す時に、どういっ

た理由で出すのか、どういった避難行動してほしいのかという項目を追加するという点が1点と、避難情報につきましても、避難所を開設しただけではなくて、どういった人数とか、どういったことができますよという特記事項を追加するというような内容、こういった、るるの情報が追加されましたことから、追加項目が発生しましたので、それに伴い対応しようとするものでございます。

1ページにお戻りいただきまして、3点目と4点目につきましては、熊本地震に伴いまして国から指導を受けた内容でございます。

3点目につきましては、九州総合通信局から、熊本地震におきまして防災行政無線の中継所がかなり損傷したという状態が発生したとお伺いしております。その中で、どういった中継所が損壊したのかというのが、県庁本部の災害対策本部でわからないという実態が生じたと。ということで、防災無線がどういった回線がつながるのかというのが、実態がよくわからない事態が発生したということから、国のほうからは、そういった事態がありましたので、無線回線がどういったところが故障したりとか、どういったところがつながっていないかというのが監視できるような機能を追加しなさいという指導を受けましたので、それに必要な機器を導入しようとするものでございます。

4点目でございます。こちらは、資料の3ページをご覧ください。

防災行政無線につきましては、通信機器を多く設置しようとするものでございます。3ページの下段のところに、わかりにくい図になって恐縮でございますが、さまざまなシステムを県庁の本館に置くこととなります。具体的に8階に防災無線機器室を設置することにしておりま

すが、こういった機器につままして設置しようということで、具体的には耐震化を十分考慮した上で、床面に固定ということで考えておりましたが、実は熊本地震におきまして、熊本県庁でこの通信機器が地震によりまして倒れたという状態が発生しまして、それでケーブル等必要な回線を切断したという事態も発生したとお伺いしております。

こうしましたことから、国のほうからは、床面固定だけでなく、より耐震化を補強しなさいという指導がありましたものですから、今回新しく補強鋼材（ストラクチャー）、上の赤の図で示しておりますが、補強鋼材を新たに設置しまして、四角の格子状になっておりますが、それを設置して、床面の固定だけではなくて、上からも固定して、両方から固定して耐震化を図ることとしております。こういった関係で1,000万円ほど予定しております。

以上、4項目を新たに追加しましたことから、今回、3,300万円ほどの補正の追加となっております。

なお、先ほど申し上げましたとおり、工期は3月まででございますが、新県庁舎移転を来年の1月に控えておりますので、今議会でこの補正予算をご議決いただきましたら、契約につきましては、その後、専決処分において直ちに契約させていただき、事業を執行したいと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【吉村(洋)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

ご質問はございませんか。

【山田(朋)委員】 Lアラートシステムについて

伺いたいと思います。

放送事業者等に、今までは県からファクスを送っていたけれども、早く、スピーディーに地域住民に届くということで、非常に効果があるかと期待をするところです。

そこで、放送事業者というくくりの中で、より地域に密着したところと言うと、ケーブルテレビとか、各テレビ局が多くあるかと思っておりますけれども、こういったところまでを対象としているのか、あと、費用負担とかはどうなっているのか、教えてください。

【陣野危機管理課長】 Lアラートシステムにつきましては、今回新たに導入しようということで、実は7月に市町の皆様、あわせて報道機関の皆様に説明会を開催させていただきました。

そうした中で、まず放送事業者につまましては、テレビの事業者、県内にあります5社、いわゆるNHK、NBC、KTN、NCC、NIBの5社のほかに、地域のケーブルテレビの皆様を8社お呼びしております。また、FM放送の事業者を3社と、そのほか新聞・通信報道事業者を10社お呼びいたしまして、そういった形で説明を、こういったシステムを導入しようという話をさせていただいております。

また、費用につきましては、こちらは総務省の外郭団体のマルチメディア振興センターが所管しておりますことから、実は2パターン導入の仕方がございまして、一つは、無償のツールをインストールしていただきまして無償で使えるパターンがございまして、それにつきましては、データがそのままそれぞれの事業者に行くという形でございますが、もう一つのパターンが、事業者の皆様が自らのシステムを改修して、私どもが提供したデータをそのまま、例えばテレビの画面にそのまま出したりとか、そういう改

修をするというパターンと2つございます。その2パターンがございますので、それぞれの事業者の皆様のご都合に応じて、まずは導入していただきたい。ですから、基本的には、無償でも導入できるという形になっております。

【前田委員】 内容自体については、特段異論も何もないんですけれども、ただ、こうやってきめ細かに、そして、より早く情報を発信したとしても、受け手側のほうが、要は、今までのいろんな情報を通じた中で、受け手側が深刻さを感じて次の行動をとらないと意味がないわけで、例えば一般県民の方も情報慣れしてしまっているとか、そういう話も聞きますし、特に一番心配なのは、老健等の施設等で過去において被害があっても、その後いろんなことを見直しても、その施設の方々も避難情報そのものの深刻さとか、その内容の違いというものを理解してないというような話も報道等であっておりますが、そういう意味においては、もっともっと受け手側のほうに対する啓蒙とか、周知というものを市町と連携してやっていかなきゃ、こういうことをどんどん進めても、その効果が十分じゃないと思うのですが、そのあたりについては、今実態がどうなっているのかということと、そのことについて問題意識を持っているのかどうか、今後の取組について質問させていただきたいと思います。

【陣野危機管理課長】 今、前田委員からございましたように、要は、今回のシステムの導入の一番の目的は、住民の皆様とにかく迅速にかつ正確な情報を伝えるか、そういう意味では、情報がどういった大事な情報かというのを県民の皆様知らせるとするのは、非常に大事な視点だと考えております。

実はこれまでも、例えば昨年、東北のほうで

避難勧告が出されましたけれども、それを理解できないまま、老人ホームの避難が遅れて、結果として尊い命が失われたという事態もございました。これは、そもそもこういった行政から出される情報がどう理解されているのか、まさに理解されてないがために不幸な事案があったと考えております。

そうしましたことから、例えば避難準備情報につきましても、国のほうで「避難準備情報・高齢者避難開始」ということで、準備の情報の名前を変えたりしております。そういった形で、やはり住民の皆様には行政がどういった形で、事態がこういう形だからこう避難してほしいというところは正確に伝えていかなければならないと考えております。

そうしましたことから、県といたしましても、このLアラートシステムの導入につきましては、事業者と市町の皆様もお集まりいただいて、このシステムはあくまでもツールでございますので、これをどう活用しながら正確な情報を伝えていかなければならないか。そういう意味では、例えば今回の改修におきましても特記事項等が入っておりますので、ぜひそういった特記事項等を活用しながら、正確にこういった形を、現在の事態がこうだからこういった形で避難をしてくださいと活用することも考えたいと思います。

いずれにいたしましても、私どもも住民の皆様はどう伝えるのかというのは非常に重要な課題と考えておりますので、今後市町の皆様、また放送事業者の皆様等にご協力いただかなければならないと考えておりますので、そういったことは、一回説明会をいたしましたけれども、今後導入までに数度説明会等を開催したいと思いますので、そこは議論しながら検討してい

たいと考えております。

【吉村(洋)分科会長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了します。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第71号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

【吉村(洋)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

危機管理監は、委員会付託議案がないことから、危機管理監より所管事項説明をお願いいたします。

【豊永危機管理監】危機管理監関係の所管事項についてご説明いたします。

「総務委員会関係議案説明資料」及び「総務委員会関係議案説明資料（追加1）」の危機管理監部分をお開き願います。

今回、ご報告いたしますのは、防災推進員養成講座の開催について、国民保護訓練の開催延期について、平成29年7月九州北部豪雨に係る緊急消防援助隊の派遣について、原子力防災訓練の実施についてでございます。

説明資料、危機管理監の1ページ並びに説明資料（追加1）、危機管理監の1ページをご覧ください。

ださい。

防災推進員養成講座の開催についてでございますが、説明資料1ページに記載しておりましたが、委員の皆様へ配付した後に、今年度実施予定のすべての講座が修了いたしましたので、説明資料（追加1）、1ページのとおり、時点修正させていただいております。

地域防災力の向上を図る取組として、県におきましては、平成21年度から毎年県内2箇所防災推進員養成講座を開催しており、平成28年度までの8年間で、1,018名が講座を修了されております。

平成29年度におきましては、この取組の更なる充実を図るため、関係箇所を3箇所に増やして開催し、3箇所で参加者134名のうち122名の方が修了証を手に入れました。

今後とも、地域防災力の向上のため、地域や職場の防災の担い手となる防災推進員の養成に取り組んでまいります。

次に、説明資料1ページ下段をご覧ください。

国民保護訓練の開催延期についてでございますが、国民保護訓練につきましては、今年度は、国並びに雲仙市との共同により武力攻撃事態想定のもと、7月20日に実施する予定でありましたが、7月上旬に発生した九州北部豪雨災害への関係機関の対応を優先すべきとの判断のもと、7月11日に延期の決定をしたところです。

この間、延期後の開催日程につきまして、関係機関との調整を進めてまいりましたが、今般、11月22日（水）に実施することと決定いたしました。

今後とも、関係機関と連携し、県民の安全・安心を守るため、国民保護体制の充実・強化に努めてまいります。

次に、説明資料2ページをお開きください。

平成29年7月九州北部豪雨に係る緊急消防援助隊の派遣についてでございますが、去る7月5日から6日にかけて降り続いた豪雨により、福岡県及び大分県を中心に甚大な被害が発生し、2カ月を経た現在でも多くの被災者の方々が不自由な生活を余儀なくされております。

今回の豪雨災害の発生に伴い、消防庁長官から長崎県知事へ緊急消防援助隊の出動要請があり、県内の消防本部から19日間にわたって、延べ459隊1,513名の隊員が、福岡県東峰村（とうほうむら）及び朝倉市において人命救助・捜索活動及び被災地での傷病者対応に当たりました。

現在、本災害への派遣対応・活動内容等について検証を行っているところでありますが、多発する大規模災害等に対し迅速かつ適切に人命救助活動等を実施できるよう、さらに関係機関と連携して、支援体制の強化に取り組んでまいります。

最後に、説明資料（追加1）の1ページ下段をご覧ください。

原子力防災訓練の実施についてでございますが、去る9月3～4日、玄海原子力発電所での事故発生を想定した原子力防災訓練を国、佐賀県及び福岡県と実施いたしました。今回の訓練は避難対象範囲を原発から30km圏内に拡大して以降、本県では初めての国との共同訓練となりました。

訓練には、自衛隊、海保、警察、消防など118機関が参加し、松浦市、佐世保市、平戸市及び壱岐市の住民の方々約290人が、長崎県地域防災計画に基づき、30km圏外の避難所等に避難していただくとともに、情報伝達訓練、緊急時モニタリング訓練及び緊急被ばく医療訓練などを関係機関と連携して実施いたしました。

今後、今回の訓練を十分に検証し、その結果

を地域防災計画と防災対策に反映させてまいります。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【吉村(洋)委員長】 次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【陣野危機管理課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出いたしました危機管理監関係の本年6月から8月までの実績に関する資料についてご説明いたします。

県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町並びに直接・間接の補助事業者に対して内示を行った補助金につきましては、該当ございません。

1,000万円以上の契約案件につきましても、該当ございません。

決議・意見書に対する書類状況につきましても、該当ございません。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、本年6月から8月に県議会議長宛にも同様の要望が行われたものにつきましては、平戸市からの要望が1件、島原市からの要望が1件となっており、それに対する県の取り扱いは、資料1ページから3ページに記載のとおりでございます。

附属機関等会議結果報告につきましては、本年6月から8月に行った会議の結果報告といたしまして、長崎県防災会議の1件となっており、その内容につきましては、資料4ページから5ページに記載のとおりでございます。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を

終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【吉村(洋)委員長】 以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。審査対象の陳情番号は14番、15番、24番、26番、29番、30番です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくこととします。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

【山田(朋)委員】 4ページの県の防災会議について伺いたいと思います。

こちらのほうに、防災会議の出席者名簿を添付いただいております。私は以前、一般質問の中で、法が改正されまして、新たに自治体が自由にある程度加えることができるというふうになった折に、助産師会、栄養士会、そして女性の団体を加えてくださいということをお願いして、それはかなっておりますが、災害時において一番の要援護者となり得る障害者の団体だったり、高齢者の団体も入れてくださいとお願いをしておりましたが、それはいまだかなってないように思います。

そういった方々の防災会議への参加については検討をいただいてないのか、こういったことが難しいと思っているのか、そのあたりを教えてください。

【陣野危機管理課長】 災害時における要援護者の対策というのは非常に重要な視点と考えております。

防災会議のメンバーの部分につきましては、これまでも委員からお話がありましたように、追加等も考えながらやってきたところでございます。

お話がございました団体につきましては、今のところまだ入っておりませんが、すみません、私自身も引き継ぎ等でそこまで受けていなかったという点もございますので、改めて、関係団体の皆様とよく相談した上で、災害時の要援護者の対策というのは非常に重要な視点と考えております。

これにつきましては、一定社会福祉協議会等も入っていることから、そういったところの皆様ともご相談はしておりますけれども、また、個別の団体とは、私も自ら足を運んでいろいろご相談させていただいておりますが、確かに防災会議のメンバーに入っておりませんので、その点につきましては、改めて検討させていただきたいと存じます。

【吉村(洋)委員長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【友田委員】 9月3日・4日の原子力防災訓練に、私も地元ですから両日行って、現場の状況を見てきました。そこで感じたことを少し問題提起をしたいと思います。

まず初日は、鷹島の黒島に行きました。黒島は、マスコミ報道等は27名参加とか、20名参加とか言っていましたけど、島内におられる方の8割以上は参加されている状況で、マスコミ報

道以上の方が1次避難所に来て対応なさっていました。

そこで感じたのは、1次避難所の中身はまだまだ不備なんです。ルートのには、まずスクリーニングをするために、建物に入ったらスクリーニングをします。スクリーニングをして陽性反応があったらシャワーを浴びなきゃいけないんです。シャワー室の中には、基本的に持ち込みは、何も持ってくるなど、体一つで来なさいと。そこで衣服は全部、汚染されているわけですから、衣服は全部ここに置きなさい、シャワーを浴びなさいと。浴びたら、中に入っているんですよ。そこには常備してあるのは、男性・女性それぞれの使い捨て下着はあるんですよ。それ以外はないんですよ、それ以外は。ガウンもない。タオルとかはあるんですよ。あるんですけど、それ以外はないんですよ。それで、実際に施設の中に1次的に逃げなさい、行きなさいと言ったって、幾ら高齢者といえども、シャツとパンツですよ。それに毛布か何かかけた状態でここにいなさいと言われたって入れるわけじゃないんですよ。でも、現在装備してあるのはそういうものです。あと、水とか食料とかそういうのは一応装備はしてあります。

これで1次避難所が十分機能しているかというと、全くもっておかしいでしょう。装備しなければいけないものは、まだまだあるわけです。こういった装備は一体どこがするのかという話ですよ。

先ほど危機管理監がおっしゃるように、今回の訓練で得たいろんなものを今後に生かすということなんだけど、これは本来であれば、国の責任において十分してもらわなきゃいけない、そろえてもらわなきゃいけない。じゃ、そういったものがどういった手続を経て国に伝わって、

そしてちゃんとそれが適用されるのか、このあたりのことについて、まず教えていただきたいと思います。

【陣野危機管理課長】原子力の避難所に関する装備品等につきましては、これまでの流れを申し上げますと、まずは避難所自体、市町の避難所になっておりますことから、市町から要望を伺いまして、基本的には原子力の交付金で100%面倒が見られる仕組みになっております。

ただ、今回委員からお話がありましたように、これがまだまだ、十分なのかというところもございます。今回、訓練で改めてそもそも必要なものがあるのかどうか、特に屋内退避施設、黒島の場合は離島でございまして、避難に時間がかかる場合は屋内退避施設に避難しなければならないというところもございます。委員からご指摘がありましたように、下着類はありますけれども、当然、1年間通して、春・夏・秋・冬ございますので、季節によっては防寒着等も必要になるという指摘でございますので、そこは十分想定しなければならない案件ではないかと思っています。

基本的な流れとしては、市町からのご要望に応じて装備しているところもございますが、今ご意見があった点については、市とも十分協議していきたいと考えております。

【友田委員】わかりました。それは地元伝えて、しっかりその要望をするように伝えたいと思います。

次に、訓練をなさっている方々の認識なんですけど、今どういった事態に原子炉があるのか、この訓練で、自分たちが訓練しているその時期というか、それは一体発電所の事故のどんな時期を想定してやっているのかということが、参加者のほとんどがわかってない。だから、黒島

に行って、黒島は避難所がありますけど、避難所は集落から若干離れた、地元の皆さんが言うのは、玄海原発のほうに向かった側にあるんですよ。向かった側に、集落から。玄海原発に近づく方向にあるんですよ。

そこに自分たちが来て、そしてそこに入るのは、屋内退避の命令が出たらみんなその1次避難所に行くんですよ。そうしたら、スクリーニングの機械は鷹島本土にあるんですよ、支所にあるんですよ。そこから、担当者がそれを持って船に乗って黒島に着いて、黒島の港から上まで上がってきて初めてスクリーニングできるんですよ。そうすると、それまで、ルール上は、来た皆さんは建物の中に、1次避難所に入れない。そこで皆さんがおっしゃったのは、「担当者が来るまでここにおったら、放射能をかぶってしまうよね」と皆さんおっしゃる。「入る前にかぶってしまうたい、ここにおったら」と。でも、今のルールは、屋内退避の命令が出たら、黒島の人はみんなそこに来いなんですよ。ルールが間違っていますよね。だから、現地に着いて、初めて来てください。それまでは自宅にいてくださいなんですけど、この辺がおかしいのもあるんですけども、一方で皆さんは、もうここに自分たちが来る時は、原子力発電所で放射性物質がもう放出されている状態なんだという認識なんです。これは違うんですよね。

だから、その辺をちゃんと訓練している方々に、今どういう事態にあることを想定していますよということを言わなきゃいけないし、何よりも説得力があるのは、私は3.11の東日本大震災で福島第1原発が被災して全電源喪失して以降のその時系列にちゃんと合わせて、今この訓練は、東日本大震災で言うと、この時点の訓練ですと、そのあたりをちゃんと皆さんがそれぞ

れわかった上で訓練に参加しないと、誤った認識なんですよ。何度訓練しても、それを押さえてやらないとわからない。せつかく年に一回やるのであれば、本当ならやらなくていいほうが一番いいですよ。しかし、やらなきゃいけないわけだから。やるのであれば、それぞれの訓練の事態が、東日本大震災のこの時系列におけるこの時点です。この時点は、全電源喪失しているけれども、原子炉はまだ爆発してない。この時点は爆発しました。東日本大震災になぞらえれば、翌日の24時間後ぐらいに1号機が水素爆発していますから、少なくとも24時間近くは、全電源喪失して爆発するまでには時間があるじゃないですか。だから、この事態で逃げまじうと。全電源喪失しても、福島第1原発でいけば、24時間のタイムリミットがあるんだと、だから、一斉にどんと行かなくても、みんなが秩序よく行ったほうがかえっていいんですよということを言わないとわからないんですよ。この辺の訓練が全くできてない。これでは、何度訓練をやっても一緒ですよ。これは。だから、国がこの原子力発電所の避難訓練をやれというのなら、まさしくそのシミュレーションをして、そこに照らしてここだということをしないといけないと思うんですよ。

玄海原発の場合は、一体どんな事故が起きるのか。九電とか、原子力規制庁とかに話しに行くと、玄海の場合は11メートルの高さにあって、あそこを襲う津波は6メートルぐらいだから、津波による全電源喪失はないと言うじゃないですか。じゃ、どうなるのと。そのあたりがきちんと整理された上で参加者に、こういう状態での訓練ですよということを理解してもらわないといけないし、実際に避難所では保健師さんが来て、なぜ安定ヨウ素剤を飲むのかという説明

があります。これはすばらしい説明です。しっかりわかるように説明をしてくれています。

あわせて、やはりあわせて、そこに参加する方々に、今私が申し上げたようなことをちゃんと説明していかないと、その積み重ねによって、24時間タイムリミットがあるのであれば、慌てて逃げないようにしようと、みんなが慌てているようなことで事故を起こしたら大変だねというようなことを、みんなそれぞれに理解してもらうことが積み重なって行ってこそ、訓練の意味があると思うんですよ。

ですから、そういった、いわゆる環境整備をしっかりと図るべきだと思ったんですが、このあたりについて、危機管理監としてどのようにお考えですか。

【陣野危機管理課長】 今、友田委員からお話があったけれども、まさに住民の皆様はどう理解していただくのか、訓練のそもそもの趣旨をどう理解していただくのかというのは、非常に重要な視点だと考えております。

そもそもの訓練の目的は、もちろん関係機関の連携もございますが、何よりも避難対策について住民の皆様に普及するということが主要な目的となっております。今回の訓練、なかなか時間の都合もございましてできなかった点もございます。そこは私どもの反省として考えております。この3月にも住民説明会を各地域で開催させていただきましたが、やはり住民の皆様は非常に不安を覚えていらっしゃると思います。原子力発電所で事故が起きたらどうするんだろう、放射能が出たらどうするんだろう、場合によっては、事故が起きたら直ちに避難しなければならないという、非常にご不安の点は、私も住民説明会に出席して感じたところでございます。

これにつきましては、友田委員から話がござ

いましたように、福島の実地が実際どうやって起きたのか。実は、今の避難対策、避難指示もそれを踏まえた上で、段階に応じて避難をするということになっております。全電源が喪失した時にまず1次避難して、その次に冷却機能を失った時に次の段階の避難という形での避難対策になっておりますが、そういった意味を理解しないと、実際の訓練の中でも理解しないままですと、やはりそこはそもそもの目的が達成できないという指摘はまさにごもっともだと思います。

こうしましたことから、私どもも、今委員からお話がありましたように、福島での事例を踏まえながら、なぜこのタイミングで避難をするのかという話とあわせて、玄海原子力発電所につきましても、九州電力におきましては、福島の実地を踏まえた新たな指針に基づきまして津波対策であったりとか、電源の確保であったりとか、さまざまな対策を行っております。

そういったこともあわせて、訓練の参加者の皆様には、訓練終了時に、先ほどお話がありましたように、保健所の保健師から健康対策のこともございますが、あわせて、そういった講座という形で、私どものほうもそういった形で説明をしていきたいと思っておりますし、先日の訓練につきましても、今関係機関と参加者の皆様に改善点とか反省の項目をピックアップしていただいております。これは私どもも県内の市町参加者をお願いしておりますが、今回、国との合同訓練でございましたので、国に対しても私どものほうから改善点とか、気づきというのを出すことになっておりますので、委員のご指摘につきましても、私どもからも国に対して申し上げていきたいと考えております。

【友田委員】 先ほども言いましたように、訓練

をしなくていいよというのが一番理想的なんですよ。みんな参加される方はそのことをおっしゃいますよ。ただ、少なくともあそこに原子力発電所がある以上、動こうが、動くまいが、そういったリスクはあるわけで、これを完全に廃炉にしてゼロにした時以外、ずっと訓練はしなきゃいけないんでしょう。そうすると、やっぱりその負担は我々30キロ圏内の住民には課せられているんですよね。ですから、そういった住民がそれだけの負担を課せられているのであれば、そのことについてしっかりとした対応は国はやってもらわないといけないということは、ぜひ機会があれば伝えていただきたいと思います。

次に、消防団と自主防災組織の位置づけについてお尋ねをしたいんですが、自主防災組織が徐々に私の地元でもできてきました。そういった方々の中には、もともと消防署の署員だったり、あるいはそのために、先ほど県がおっしゃった、県の自主防災リーダーの講習を受けた方とかがやられているんですが、一方で、消防団の方にお話を聞くと、自主防災組織ができることで、一定自分たちの地域は自分たちで守るという意識ができたことで、消防団に対して団員に加入するような方々、そういった団員募集に、逆にそれが弊害になっているみたいなお話があるわけですよ。だから、そのあたりを、消防団の方から言われたのは、自主防災組織をどんどん、どんどんつくっていこうという趣旨はわかるんだけど、一方で消防団は、それ以上に地域を広く守っているという意味では、この位置づけも大事なので、消防団と自主防災組織を明確に、役割をどうやって、そしてその上で消防団はどういう位置づけでこっちもいるんだということを示してほしいと。それがないと、なかなか

か消防団に対する理解が進まなくなっているというようなご指摘を受けましたけれども、この点について、担当部局としてどのようにお考えなのか、お答えをいただきたいと思います。

【陣野危機管理課長】 消防団、あわせて自主防災組織、これはどちらも地域の防災の担い手として非常に重要な存在と考えております。

ただ一方で、人口も減少している中で、委員がおっしゃいますように、自主防災組織があるから、消防団はもう要らんねと。逆の話も伺っておりまして、消防団があるから、自主防災組織はもう要らないんじゃないかいうことでございますが、これは私どもの説明も不足しているかと思います。どちらも非常に重要な存在でございます。例えば大災害が起きた時、消防団は常備消防と一緒に災害の現場に行って対応しますので、その間、地域の防災の、例えば避難所の運営とかになりますと、これはやはり自主防災組織のところで、地域の住民の皆様で運営していただかないといけないという場面もありますので、どちらかがあるからどちらかが要らないということではないと思います。

ただ、委員からお話がありましたように、消防団と自主防災組織と非常に似通ったイメージをお持ちかと思いますので、それぞれの役割がどういった役割で、どちらも非常に重要な存在なのでぜひお願いしたいという説明は、私どもも工夫していかなければならないと考えておりますので、今後につきましては、そういったことをまず市町の皆様にもお話ししながら、地域の皆様にも機会を通じて説明していきたいと考えております。

【宮崎消防保安室長】 消防団につきましては毎月訓練をやっておりますし、また、消防学校などでも訓練をやっておりますので、自主防災組

織の皆さんとは、やはり技術・知識などについても、かなり専門的な知識を持って活動しておられますので、今、危機管理課長が申しあげましたように、当然役割が違いますので、そのあたりは各市町の消防団の皆様にも再度ご認識いただいて、勧誘活動等を進めていただきたいと考えております。

【吉村(洋)委員長】 ほかにございませんか。

【前田委員】 先ほど国民保護訓練の開催延期ということで報告がありましたけれども、しかし、今国際情勢を見る中で、有事の際の対応というか、そこが非常に心配される中で、県がそもそもやろうとしていた国民保護訓練というのは、今回は雲仙と共同でやるということですが、本来だったら、やはりそれは各市町が率先してやっていかなきゃいけないことだと思うんですね。しかし、そこまでするのかといういろんな県民の方の声もある中で、なかなか踏み込めてなかったと思うのですが、やはりこれは国としても、県としても、まずは県がやりますけれども、それは本当は全市町でもやってほしいという考えをまず持っているのかというのが一つ。

それと、延期になったので、よくよくわからないですが、雲仙市とやろうとしていた訓練の内容というのは大体どういう内容になっているのか、そこも改めてご説明いただきたいと思います。

【陣野危機管理課長】 国民保護訓練につきましては、もともと自治体におきまして国民保護計画を作成しておりまして、あわせて、自治体は訓練に努めなければならないということが、国民保護法に規定がございます。

こうしましたことから、県といたしましては、各自治体、計画を作成した自治体に対しては訓練を行っていただきたいということで、1年ご

とに団体を変えながら、一回は訓練をやりましょうという形で訓練を、これまで自治体を変えながら、県と県内の自治体の市町とやっておりますので、私どもは、今後、各自治体におかれましても訓練は行っていただきたいということで、県と訓練することで経験を積んで、その後は単独でもやっていただきたいという思いで取り組んできたところでございます。

今回の雲仙での訓練の内容でございますが、今想定しております訓練が、国民保護計画で自治体の役割としてありますのが、避難と救護と災害の対応というのが自治体の役割でございます。こうしましたことから、まず、ミサイル想定でございまして、雲仙で想定しておりますのは、まずJアラートを使いました、ミサイルの飛来に伴いましてどう避難するのか。

Jアラートが、今3段階で鳴ることになっています。まず発射した段階、その次に、例えば長崎でございまして、上空を通過する場合、最後に落下した時という段階で鳴りますので、実際はJアラートの音を使った形と放送を使いますが、そういった形で、実際に流れる予定であります放送を流したところで、住民の皆様の避難の訓練をしたいと考えているのが1点でございます。

もう一つが、実際に雲仙の多比良港にミサイルが落下したということを想定いたしまして、落下した時に負傷者等が発生したということを想定いたしまして、負傷者の救護の訓練を行いたいと思っています。これにつきましては、ミサイルが落下ということもございまして、自衛隊の皆様にもご協力いただいて、自衛隊等が出動して、あわせて警察、消防等がどう救護に当たるのかというところの手順を確認したいと、そういう訓練を行いたいと考えております。

また、実際、ミサイルが発射されるという場合におきましては、私ども県とか市の内部の体制のこともございますので、その図上訓練もあわせて行いたいと考えております。

【前田委員】「国民、各自治体がつくっている国民保護計画の中で訓練に努めるもの」と書いてあるけども、私はそこの認識が薄いんですけども、じゃ、これまで各県内の市町で国民保護計画に基づいた訓練はやっていた実績があるんですか。ないでしょう。あるんですか。

【陣野危機管理課長】市単独ではなくて、県と合同で、平成17年からずっと国民保護訓練を行っておりますので、県と合同での訓練という形で、自治体を変えながらやっているというところでございます。

毎年自治体を変えながらやっておりますので、県内の自治体に一度は国民保護訓練を経験してほしいという趣旨で、実は今年度、雲仙市という形になっております。

【前田委員】わかりました。その上で、結局、県とはやっているけれども、その後単独でやっているという事例はないんでしょう。それはやっているんですか。

経験を積ませて、要はやり方も含めたところで、一旦お互い学びながらやれるということでやっているのは承知しています。しかし、その後、これは毎年努めるものとなっているでしょう。その後やっているというところがないんじゃないのかなと思うんですけど、やっているんですかね。

【陣野危機管理課長】単独で実施したという事例は、私は、正直お聞きしておりません。（「それはいいの、それで」と呼ぶ者あり）ただ、国民保護訓練という位置づけですなのか、例えば、今回、実はミサイルの事案につきましては、佐

世保市等も年明けに住民避難訓練という位置づけで、別の位置づけでやろうということもございますので、そういった意味で、別の取り扱いでやっているという事例はございますが、おっしゃるように、確かに市単独の国民保護訓練というのは、まだ単独では行っていないという状況でございます。

【前田委員】ですから、年数がたつ中で、今こういう情勢にある中で、やっぱり経験したんだから、毎年やるような指導というか、助言はやってほしいなと思います。

それと、さっき、今回雲仙でやろうとしていた内容について少しご説明いただいたわけですが、具体的に避難という場合に、例えばミサイル等を想定した場合、Ｊアラートの避難というのは、堅固な、要は地下ですよ。地下施設への避難を前提としているじゃないですか。ただ単に公民館に逃げようという話じゃないから、それは都市部においてもそうですけれども、この地方においては、正直言って逃げる場がないというのが現実じゃないですか、地下とかね。だから、そこをどう整備していくかというのは、これからの行政の課題だと思うんですが、それは一長一短にすぐつくりますよという話にはならないと思っていて、じゃ、Ｊアラートで言う、いわゆる避難施設というものについて、県としてそれは、訓練は訓練でいいけども、実態としては逃げる場所がないわけで、それについてどう考えているのかということと、仮にそういった地下とかなんとかの逃げるところがない時には、むしろ動かないほうがいいんだというような話も聞く中で、そこも含めて、今回訓練というのは、ないものを想定して訓練するわけですか。そうじゃないでしょう。それはどんなふう to 考えているんですか。

【陣野危機管理課長】 今、前田委員がおっしゃいましたことは、全国的にもかなり指摘がございまして、これまで国のほうから、Jアラートが鳴った時の行動ということで、頑丈な建物または地下に避難してくださいということがございました。実は、8月29日と9月15日に北海道上空をミサイルが通過しました。その折にJアラートが鳴りましたが、同じように頑丈な建物という話がございまして、北海道のほうでも、頑丈な建物はないじゃないか、どうすればいいんだということで、逆に混乱したということがございました。

こうしたことを踏まえて、実は9月14日に国のほうが、このJアラートの放送を変えまして、頑丈な建物ではなくて、「建物または地下に」という形で、「頑丈な」というのをとっております。要は、ミサイル発射から通過するまでは3〜4分しかございませんので、まずは屋内に避難してくださいと。屋外にいる場合は、建物があるところに避難してください。地下があれば、もちろん地下でもいいですよ。屋内にいる時は、窓がない部屋に避難してください。屋外にいて、建物が何もない場合は地面に伏せるとか、物陰に隠れるとかという形での避難をしてくださいという形で、避難の放送内容を変えております。

こうしましたことから、私ども訓練では、そういった形での国から示されております避難の方法、いろいろな場合がありますけれども、そういった内容を周知して訓練で行っていきたいと考えております。

実際、避難施設等にまで、先ほど申し上げましたように、ミサイル発射からミサイル到達まで、先日の場合も2〜3分しかないということでございますので、避難施設まで避難するという

のはなかなか困難ではないかと思っておりますので、先ほど話がありましたように、建物がありましたら建物の中に、地下があればベストですけれども、なかなか長崎県で地下があるところというのはございませんので、屋内に避難するか、屋内にいらっしゃれば窓がない部屋にと。屋外で、特に何もない場合は地面にしゃがんで身を伏せたりとか、物陰に隠れたりということが示されておりますので、訓練ではまさにそういったことを周知していきたいと考えております。

【田中委員】 1点だけ、お聞かせ願いたい。

この防災推進員養成講座、大体概況を聞いたんですけども、やっぱり1割ぐらいの人が修了証をもらえない、難しいんですかね。概要を聞かせてください。

【陣野危機管理課長】 防災推進員養成講座でございますけれども、地震とか風水害、さまざまな防災の専門家の方に講義をしていただいて、それを受講することによって、防災推進員という認証をさせていただいております。

これまで、実は丸々3日間受講して初めて修了証が出るという形でございますが、どうしてもお仕事を持ってらっしゃる方とかは、例えば3日間で幾つか講座があるんですけど、実はそれが一つでも受講できなかったら終了にならないんです。

そういったこともございまして、なかなか受講が難しいということで、実は今回、9月に2日間コースも設定しました。ただ、当日どうしても仕事の関係で途中で抜けなければならなかったとか、ここまでする受講できませんでしたという方がいらっしゃいましたものですから、そういった方々が終了できないという形になっております。基本的には、2日間なり3日間全部受講いただければ終了という形になっております。

【田中委員】 終了すると、次に防災士試験の受験資格が与えられ、そして、防災士試験に821名が合格された。もちろん危機管理監の職員の諸君は全部防災士の免許ぐらい持っているんでしょね。

【陣野危機管理課長】 申しわけございません。私どもは防災推進員を持っているのが、現在3名でございます。

一つは、私どもは主催者でございますので、なかなか受講できないという点もありまして、実は私も、当日業務が入りましてなかなか受講できていないところでございますが、可能な限り業務に支障がない場合は受講していただくという話と、実は、今回9月の講座につきましては、県職員、市の職員も対象に新たに設けたところでございます。

今回、県の職員といたしましては、15名ほど、危機管理監の職員もそうですが、ほかの部局の職員も受けていただいておりますので、今後は、そういった受講を進めていきたいと考えております。

【田中委員】 そうですか。危機管理監の職員全員が持つわけじゃないわけ。それはちょっと先頭を走る皆さんとしては、何かね。地域防災力を今後図っていくという観点からすれば、率先してもらいたいと思うし、もう一つ、こういう事例があるので、ちょっと検討してほしい。我々も検討しなければいけない。

大分県議会の皆さんは、全員防災士の資格を持っている。大分県議会の議員の人たち全員が。だから、ちょっと検討して、長崎県議会も議員が、難しいのかどうなのか。あまり難しいと、ちょっと推薦するわけにもいかんからね。そんな感じで、やはり我々もそういう知識は持たなきゃいかんのかなと、議員をやっているという

立場から見るとね。そういう事例もありますので、検討してみてください。

【陣野危機管理課長】 今、田中委員からお話がありましたように、今回、実は9月に2日間コースを設定いたしましたのは、行政の関係の皆様にご覧いただきたくということで、実は先ほど申し上げました、3日間丸々受けるというのは非常に難しいということで、2日間なら何とかいけるのではないかとということで設定いたしました。9月の講座にも実はご案内は差し上げたんですけれども、ちょっと時期的に少し遅かったという点もございまして、あわせて、私どもの周知が不足していたのかもしれない。今回、県議の皆様も3名ご受講いただきまして、防災士に合格していただいているところでございます。

今後につきましては、受講の案内につきましては、もう少し早めに日程を設定いたしまして、ご案内を早くして、皆様方の受講がしやすいような取組をしていきたいと思っておりますので、いずれにいたしましても、2日間コースはそういった趣旨で設けておりますので、今後とも議員の皆様にはご案内させていただきたいと考えております。

【田中委員】 終わりますが、長崎県議会議員も3人資格を持っている、後で名前を教えてください。どのくらい難しいのか、聞かなきゃいかんのでね。やっぱり難しいか捉えてないかね。よろしく。

【陣野危機管理課長】 防災士の試験につきましては、基本的には、私どもの防災推進員養成講座は、本来防災士の講座というのは、実は5万円ぐらいかかる部分が、私たちの講座は無料で受けられるという話でございます。

試験につきましては、防災士の教本というも

のが事前に配られまして、それに基づいて試験が行われるということになっております。これにつきましては、少し本が厚いので、熟読していただく時間が必要になるかと思いますが、合格率はそんなに低いわけではございませんので、ぜひ受けていただければと私どもも考えております。

いずれにいたしましても、今後とも皆様方には、日程等設定した上でご案内させていただきたいと考えております。

【吉村(洋)委員長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ほかに質問がないようですので、危機管理監関係の審査結果について整理をしたいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 4時29分 休憩 —

— 午後 4時29分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして危機管理監関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前10時から委員会を再開し、企画振興部関係の審査を行います。

暫時休憩します。

— 午後 4時29分 休憩 —

— 午後 4時29分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでございました。

— 午後 4時30分 散会 —

第 3 目 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成29年 9月28日

自 午前10時 0分
至 午後 4時32分
於 第1別館第1会議室

地域づくり推進課企画監
(離島振興対策担当) 福田三千年 君
スポーツ振興課長 井上 和広 君
市町村課長 黒崎 勇 君
土地対策室長 山下 明 君
新幹線・総合交通対策課長 早稲田智仁 君
新幹線・総合交通対策課
企画監(空港活性化担当) 佐倉 隆朗 君
まちづくり推進室長 鳥谷 寿彦 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 吉村 洋 君
副委員長(副会長) 大場 博文 君
委 員 田中 愛国 君
" 小林 克敏 君
" 徳永 達也 君
" 山田 朋子 君
" 川崎 祥司 君
" 前田 哲也 君
" 友田 吉泰 君
" 山本 啓介 君
" 坂本 浩 君

総 務 部 長 吉浜 隆雄 君
総 務 部 次 長 神崎 治 君
総 務 部 参 事 監
(県庁舎担当) 高宮 茂隆 君
総 務 文 書 課 長
(参 事 監) 徳永 一俊 君
県民センター長 田中紀久美 君
秘 書 課 長 伊達 良弘 君
広 報 課 長 佐古 竜二 君
県庁舎建設課長 赤尾 聖示 君
県庁舎建設課建設監 藤川 康博 君
人 事 課 長 松尾 誠司 君
新行政推進室長 大瀬良 潤 君
職 員 厚 生 課 長 三田 徹 君
財 政 課 長 古謝 玄太 君
財 政 課 企 画 監 門池 好晃 君
管 財 課 長 橋口 俊哉 君
管 財 課 企 画 監
(新庁舎管理担当) 荒木 眞二 君
税 務 課 長 萩本 秀人 君
情 報 政 策 課 長 山崎 敏朗 君
総務事務センター長 大串 正文 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

企 画 振 興 部 長 古川 敬三 君
企画振興部政策監
(離島・半島・
過疎対策担当) 柿本 敏晶 君
企画振興部次長 廣畑 健次 君
企画振興部参事監
(まちづくり担当) 高宮 茂隆 君
政 策 企 画 課 長 前川 謙介 君
政策企画課企画監
(I R 担 当) 北嶋 弘記 君
地域づくり推進課長 渡辺 大祐 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【吉村(洋)委員長】 皆さん、おはようございます。

それでは、委員会及び分科会を再開いたしま

す。

これより、企画振興部関係の審査を行います。

【吉村(洋)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

企画振興部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【古川企画振興部長】 おはようございます。

企画振興部関係の議案についてご説明いたします

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第71号議案「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分であります。

補正予算は、歳入予算で、国庫支出金2,772万円の増、合計2,772万円の増を計上いたしております。

この歳入予算の内容については、地方創生推進交付金事業の追加に対応するものであります。

以上をもちまして、企画振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【吉村(洋)分科会長】 以上、説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

ご質問等はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)分科会長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)分科会長】 討論がないようですので、

これをもって討論を終了いたします。予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第71号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定をされました。

【吉村(洋)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

企画振興部長より総括説明をお願いいたします。

【古川企画振興部長】 企画振興部関係の議案についてご説明いたします。

お手元の「総務委員会関係議案説明資料」の企画振興部をお開き願います。

あらかじめおことわりを申し上げますが、今回（追加1）から（追加4）まで、別途お手元にあろうかと思いますが、説明の途中で、その辺のところも追加ご説明させていただきますので、お手をかけますが、よろしくお願いいたします。

まず、お手元の「総務委員会関係議案説明資料」の企画振興部の1ページをお願いいたします。

初めに、事件議案についてご説明いたします。

第79号議案「和解及び損害賠償の額の決定について」。

この議案は、平成28年11月28日、長崎市西山台の市道上において、職員が公用車を運転中、交差点で一時停止後に直進した際、右方向の安全確認不十分により、原動機付自転車と接触した事故について、賠償金148万4,530円として、和解及び損害賠償の額を決定しようとする

るものであります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

（和解及び損害賠償の額の決定について）

これは、公用車による交通事故のうち和解が成立した1件につき、損害賠償金22万6,600円を支払うため、去る8月22日付で専決処分をさせていただいたものであります。

公用車による交通事故防止については、職員に対して安全運転の指導・注意喚起等に取り組んでいるところであり、今後も引き続き、職員の事故防止に努めてまいります。

次に、所管事項についてご説明いたします。

2ページをお願いいたします。

（特定複合観光施設区域整備の推進について）

特定複合観光施設（IR）区域整備の推進については、政府が設置したIR推進会議の取りまとめに係るパブリックコメント等を経て、いわゆるIR実施法案の次期国会への提出を目指して準備が行われているところであります。

この間、本県としては、パブリックコメント等で意見を表明するとともに、関係者がそろって、政府やIR議連の役員等を訪問し、法制度の早期整備や地方都市へのIR導入等を提案・要望してまいりました。

現在、県では、長崎IRの基本構想策定に取り組んでいるところであり、海外のIR事業者やIR事業に関心のある国内事業者など幅広い皆様からご意見を募集し、構想策定を進めるとともに、引き続き、依存症に対する支援体制の整備などを進めてまいります。

ここで（追加3）をお開き願います。

なお、誘致活動等の強化を図るため、平成29年10月1日付で、政策企画課内に「IR推進室」を設置することとしております。

新たな組織体制のもと、庁内や関係団体と連携し、IR導入の実現に向けて、一層の誘致推進に取り組んでまいります。

もとの総務委員会関係議案説明資料の2ページにお戻りください。下段でございます。

（UIターンの促進について）

UIターンの取組については、都市部にお住まいの方を対象に、各種相談会等を開催しております。

また、県内においても、県内の親や祖父母から県外に住む子・孫に対し、本県への移住を呼びかけていただく「子・孫ターン」の取組として、情報発信を行うとともに、お盆の帰省にあわせ、UIターンを呼びかけるチラシ等の配布を行いました。今後とも、UIターンのより一層の促進を図ってまいります。

（国境離島地域の振興について）

国境離島地域の振興については、雇用機会の拡大をはじめ、航路・航空路運賃の低廉化や輸送コストの支援など、国の施策を最大限活用しながら、地域社会の維持に全力で取り組んでいるところであります。

このうち、雇用機会拡充事業については、7月末までに、全体で356名の雇用が見込まれており、今後も市町と一体となって支援しながら、人口減少の抑制や地域経済の活性化につなげてまいります。

航路・航空路の運賃低廉化については、4月から7月の利用者数は、航路は全体で約78万人、航空路は全体で約13万4千人となっており、利用者数全体にかかる前年度との比較においては、航路が7.6%の増、航空路が13.7%の増となっております。

引き続き、各施策を積極的に展開し、国境離島地域の振興を図ってまいります。

（地域商社の取組について）

去る8月3日、4日の2日間、長崎県アンテナショップ「日本橋 長崎館」において、五島市、新上五島町、壱岐市、対馬市の地域商社が産品の取引拡大を目指し、取扱商品の説明や商談を行いました。

また、8月23日から3日間、第19回「ジャパン・インターナショナル・シーフードショー」に合同でブースを設けて出展し、商談を行いました。

2つの商談会では、343件の商談が行われており、商談等で得られた産品の評価については、今後の商品開発や品質、デザインなどの商品力の強化に結びつけ、さらなる販路拡大につなげてまいります。

（追加2）の企画振興部をお開き願います。

（地価動向について）

去る9月20日に、「平成29年長崎県地価調査の結果について」、公表いたしました。

その概要を申し上げますと、県下の地価は、全用途の対前年平均変動率がマイナス1.3%で、前年のマイナス1.8%と比較すると0.5ポイント下落率が縮小しております。

緩やかな景気回復基調が続く中、地価の上昇地点数は前年より増加したものの、全体としては下落傾向が続いております。

「総務委員会関係議案説明資料」の4ページの下段にお戻り願います。

（九州新幹線西九州ルートの整備促進）

九州新幹線西九州ルートに導入予定のフリーゲージトレインの不具合対策について、去る7月14日、国の「軌間可変技術評価委員会」において、摩耗対策については、車軸の交換周期を延伸するための新たな対策を講ずる必要がある。経済性については、一般の新幹線と比較し

て、約1.9倍から2.3倍のコストが見込まれると評価されたところであります。

こうした結果を受け、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」において、営業主であるJR九州は、フリーゲージトレインによる西九州ルートの運営は困難であるとの見解を示されました。

本県としては、こうした事態を重大に受け止めるとともに、西九州ルートにフリーゲージトレインを導入することは、現実的な選択肢として困難な状況になったものと考えております。

本県が西九州ルートに求めるものは、「安全性」はもとより、暫定的な姿である対面乗換方式が固定化することなく、山陽新幹線への直通運行ができる利便性を実現することであります。

こうしたことから、同検討委員会による本県へのヒアリングにおいて、フリーゲージトレイン以外の選択肢による整備についての検討を求めることとし、現在整備中の武雄温泉～長崎間のインフラを十分活用できる最善の選択肢として、多くの県民の皆様の声であるフル規格により西九州ルートを整備することを要請いたしました。

（追加4）をお開き願います。

また、昨日、同検討委員会が開催され、今後の検討方針については、フリーゲージトレインの技術開発は、国土交通省において、車軸のメッキ厚の増加等の新たな摩耗対策を進めること。

西九州ルートの整備のあり方は、フリーゲージトレイン、フル規格、ミニ新幹線の各整備方式に関し、例えば費用、投資効果、収支採算性、工期等の検討項目について、多面的かつ定量的な比較検討作業を行うこととし、また、これらについて、本年度末を目途に、国土交通省から

報告を受け、関係者のヒアリングを行なった上で、できる限り速やかに一定の結論を得るとされたところであります。

もとの企画振興部5ページにお戻り願います。

今後、フル規格の議論については、建設財源の確保をはじめ、新たな地元負担や費用対効果の検証等、様々な課題があることから、国の検討状況を注視するとともに、県議会や関係自治体等と連携を図り、国に対し、早期に西九州ルートの整備の道筋を示していただくよう求めてまいります。

ここで（追加4）をお開き願います。下段になります。

（オリエンタルエアブリッジ（ORC）便の緊急着陸について）

9月27日、長崎18時55分発、対馬行きのORC61便が長崎空港に引き返し、緊急着陸いたしました。当機にご搭乗のお客様や関係者の方々には、多大なご迷惑とご心配をおかけしたところであり、誠に遺憾であります。

原因は、現在調査中ではありますが、乗客の皆様は全員無事とのことであります。

県としては、ORCから直ちに報告を受け、万全な対策を講じるよう求めたところであり、引き続き、航空機の安全運航への支援に努めてまいります。

企画振興部の6ページにお戻り願います。

（オリエンタルエアブリッジ（ORC）の新規路線について）

離島航空路線は、離島住民の移動及び交流人口の拡大のため、重要な高速交通手段であり、オリエンタルエアブリッジ（ORC）では、収支改善に努め、路線維持に取り組んでいるところであります。

このような中、ORCにおいては、今般、10

月29日から、新たに福岡－宮崎間の運航と福岡－五島福江間の増便を行うこととなりました。

県としては、新規路線の円滑な運航を含め、引き続き離島航空路線の維持・安定運航に努めてまいります。

（県庁舎の跡地活用について）

県庁舎の跡地活用については、去る2月定例会において、賑わいを創出する広場と交流・おもてなしの空間を中心に、整備に向けて更に具体的な検討を進めることとし、文化芸術ホールについては、適切な時期に今後の方向性を判断してまいりたいとの考えをお示したところであります。

このため、本年度においては、広場、交流・おもてなしの空間を中心に、県庁舎跡地にふさわしい機能の具体化に向けて、先行して検討を進めております。

このうち広場については、利用目的別の比較をはじめ、整備が考えられる設備ごとに利点や課題などの比較検討を行っており、また、交流・おもてなしの空間についても、他県における類似事例の調査など機能の具体化に向けた検討を進めております。

引き続き、県議会をはじめ関係者の皆様からのご意見をいただきながら、賑わいの創出につながる活用策となるよう取り組んでまいります。

以上をもちまして、企画振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【吉村(洋)委員長】 以上、説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

ご質問等ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 質疑がないようですので、

これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第79号議案は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第79号議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【前川政策企画課長】 それでは、お手元に配付いたしております、この「総務委員会提出資料」と上段に掲げている資料をご覧いただきたいと思います。

「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出しております企画振興部関係の資料について、ご説明いたします。

まず、資料の1ページをお開きください。

実施段階で、県が箇所づけを行っております補助事業につきまして、6月から8月までの間に内示を行った補助金の実績を記載いたしております。長崎県21世紀まちづくり推進総合補助金の2件となっております。

続きまして、2ページをお開きいただきたいと思います。

1,000万円以上の契約案件につきまして、6月から8月までの間の実績は記載のとおり1件で

ございます。

3ページでございます。

陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、6月から8月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われましたものは、長崎県町村会からの要望書など計7件、23項目となっております。それらに対する県の取り扱いは、資料3ページから40ページに記載のとおりでございます。

続きまして41ページをご覧ください。附属機関等の会議結果でございます。

6月から8月までの実績は、長崎県土地利用審査会など7件となっております。

その内容につきましては、資料42ページから49ページまで記載しているとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

【吉村(洋)委員長】 次に、政策企画課企画監及びまちづくり推進室長より補足説明の申し出があつておりますので、これを受けることといたします。

【北嶋政策企画課企画監】 お手元に配付いたしました資料のうちA4横長の「特定複合観光施設（IR）区域整備の推進について ～国のIR推進会議取りまとめ概要～」、これをご覧ください。

この資料につきましては、国のIR推進会議の取りまとめに係る説明・公聴会で配付された資料から抜粋したものを配付したものでございます。この資料に沿って取りまとめの概要を説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

「公共政策としての『日本型IR』とは」とありますけれども、IR区域内にカジノ収益を

活用してMICE、ショーケース、ゲートウェイ、宿泊、この4つの中核施設を整備し、国際競争力の高い滞在型観光を実現して、インバウンドの2030年の目標でございます訪日外国人旅行者数6,000万人、旅行消費額15兆円を目指す等の公共政策の実現を強力に後押しするとされてございます。

2ページでございます。

「日本型IR」に係る根本原則でございますけれども、IRの導入は、単なるカジノ解禁ではなく、世界の人々を引きつけるような新たな観光資源を創造するものでなければならないとされてございます。

この根本原則のもと、制度設計に当たりましては、世界で初めて集客施設とカジノ施設を一体化して法制化すること。魅力ある「日本型IR」によって観光先進国としての日本を実現すること。世界最高水準のカジノ規制とすること。この3つを柱とすることとされてございます。

3ページから具体的な内容になります。

IR施設については、②にありますように、「MICE施設」「宿泊施設」「魅力発信施設」「送客施設」の4つの中核施設が必須とされておりまして、それぞれの各施設が国際競争力を有し、我が国を代表するものであることとされてございます。

IR区域と施設、事業者の対応については、1つのIR区域に1つのIR施設を1つのIR事業者が設置・運営することとされてございます。

IR区域の認定については、都道府県、または政令市がIR事業者を公募・選定した後に区域認定を申請し、主務大臣であります国土交通大臣が、国際的・全国的な見地から様々な懸念事項への対応も含めて、効果の高いものを認定することとされてございます。

当初のIR区域数については、「IR推進法の審議の過程では、2つから3つくらいからスタート」と提案者から答弁されてございます。

4ページでございます。IR実施法成立後の事業実施の流れでございます。

国土交通大臣の基本方針の策定から始まりまず上段のIR区域整備計画の認定に加えまして、下段にありますようにIR事業者がカジノ管理委員会から免許の付与を得てIRを開業できることになります。

区域整備計画も、カジノ免許も更新制とされておりまして、開業後も、国による監督が続く制度となつてございます。

5ページをお願いいたします。

中段にありますIR事業者に対する監督の役割分担でございますけれども、②にありますように、都道府県等は、IR区域整備をIR事業者と共同して実施する立場とされておりまして、その立場からIR事業者を監督することとされてございます。

この監督の手法といたしまして、都道府県等とIR事業者間で「実施協定」を締結し、国土交通大臣の認可を受けることなどの手法が示されてございます。

6ページです。カジノ規制の全体像でございます。

免許等による参入規制、カジノ施設・機器の規制、カジノ事業活動の規制、弊害防止対策について世界最高水準で整備した上で、これらの規制を的確に執行するために、他の行政機関から独立した強い権限を有するカジノ管理委員会を設置して、主務大臣や都道府県等と適切に役割分担することとされてございます。

7ページをお願いいたします。カジノ規制の具体的内容でございます。

中段にありますカジノ面積規制について、具体的に施設全体の何%以内にするのか、また、絶対値の上限を何平米とするかは、海外の事例を参考に定めることとされてございます。

8ページです。

依存防止対策の考え方でございますが、2つの考え方で、万全な対策を構築するとしてございます。

1つ目が、重層的、多段階的に取り組みを整備しようというもので、ゲーミングに触れる機会の限定から相談治療につなげるまでの5段階で取り組みを整備することとされてございます。

2つ目は、公共政策としての制度と事業者責任としての取り組みを適切に組み合わせて依存防止に取り組むとされてございます。

9ページをお願いいたします。依存防止対策・青少年の健全育成に係る具体的な対策でございまして。

入場に係る対策の中で、自国民の入場回数について、1カ月程度の長期間における回数制限に加えて一週間程度の短期間における回数制限を設けるのは、諸外国にはない日本独自の規制でございまして。

具体的な制限値は、長期間における回数制限を設けている諸外国の例も踏まえて定めるところとされてございます。

10ページをお願いいたします。マネー・ローンダリング対策でございまして。

ここでも、諸外国で講じられている緑と青の規制に加えまして赤字の日本独自の規制を講じることとされてございます。

11ページをお願いいたします。

下段の方の箱になりますけれども、公租公課に関しては、カジノ事業に対する納付金として、国の固定経費に充てる定額部分とカジノ事業の

粗収益でありますGGR比例部分とを合わせて徴収することとされてございます。

国と地方の配分関係になりますが、納付金のGGR比例部分と入場料は、国が一括徴収後、その半分以上を認定都道府県等に交付するとされており、立地市町村や周辺自治体に対して、区域整備計画に基づいて、認定都道府県等から納付金の一部を交付できることとされてございます。

12ページでございまして。政府取りまとめに対する本県の意見です。

去る8月31日に、知事や佐世保市長、九経連の石原副会長など関係者が揃って、IR推進本部事務局とかIR議連の役員などに対する要望活動を行って、ここに記載の内容を要望してまいりました。

また、福岡で開催された説明・公聴会とかパブリックコメントに対しても、本県の意見を提出したところでございます。

衆議院解散によって、IR実施法案の国会提出時期が不透明となっているところでございすけれども、区域申請に向け、海外のIR事業者へのPRとか基本構想の策定、地域の合意形成など、現在実施すべきことにはしっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございまして。よろしくをお願いいたします。

【鳥谷まちづくり推進室長】事前にお配りしております左肩に四角囲みで「平成29年9月定例会県議会 総務委員会補足説明資料」、右肩の方に「まちづくり推進室」と記載しておりますA4サイズ、縦長の資料をご覧いただきたいと思います。

県庁舎跡地の整備に向けた検討状況（賑わいを創出する広場）について、説明させていただきます。

まず、1ページ目でございます。

県庁舎跡地活用については、これまで県議会でのご議論や平成26年の懇話会提言などを踏まえ、平成28年2月議会で、多目的広場、交流・おもてなし空間、ホールの3つの主要機能について検討を進めることをお示ししてきたところでございます。

その後、本年2月の議会において、広場、交流・おもてなしの空間を中心に整備に向けた具体的な検討を進め、ホールについては適切な時期に今後の方向性を判断したいとの考えをお示しし、現在その検討を進めております。今回の資料では、そのうち広場についての検討状況をご説明させていただきます。

「2」と書いたところの「多目的広場の具体的な検討」というところでは、これまでの検討を踏まえ、改めて広場を整備する理由・目的、広場整備の考え方、想定する利用者像について整理しております。

2ページをお開きください。

広場の利用目的、備えられている設備などにより、広場の種類を3つの区分に分類して比較しております。どのような広場を県庁舎跡地に整備していくかという判断材料の1つとして整理しております。

表をご覧ください。

左側の方に書いておりますけれども、広場をイベントスペースとして貸し出し、賑わいを創出するイベント開催型、真ん中が、木々やベンチなどを配置し、日常的に利用者に憩いを提供する憩い創出型、そして右側ですけれども、これら2つのタイプの特色を兼ね備えた複合型、この3つに分類しております。

その参考事例として、県外、また長崎市内の広場・公園について、この区分に基づいて分類

を掲載しております。

3ページでございます。

上段の表は、県外事例の広場について、整備されている機能、主なイベントの実施状況などを整理しております。

他県の広場や公園では、広場分類ごとにどのような機能が備わっているのか、また、その広場でどのようなイベントが開催されて、賑わいが生まれているかなどが確認できると思います。

例えば、表の一番上のイベント開催型の福岡市役所西側ふれあい広場ですけれども、まさにこれはイベントを開催することに特化した広場で、電源設備でありますとか、給排水設備など、イベントで使用する様々な機能が備えられております。

一方で、憩い創出型として私どもが整理しております福岡市の警固公園などは、イベント用の機能ではなくて、木々や芝生に囲まれ、ベンチなどの施設を配置した空間となっております。

複合型として整備しております金沢市のしいのき緑地・石の広場や札幌市の北三条広場などは、複合型としてイベント用の機能と憩いの機能との双方を兼ね備えているところでございます。

下段の表は、長崎市内の広場・公園で現在催されているイベントについて、どのような機能がイベント会場に整備されていればよいかというような視点で、イベント運営者への聞き取りなどを行いながら整理したものです。

現在、長崎市内でも様々なイベントが実施されておりますけれども、機能については充足されていないものがある中で、個別に機材等を手配して実施されているというふうな現状になっております。

イベントの種類によって必要と思われる機能

は違いますが、多くのイベントを呼び込むための広場として整理するのであれば、このような機能を一定整備する必要があるのではないかと考えております。

4ページをお開きください。

3つに分類した広場について考えられる利点と課題を整理しております。

イベント開催型の広場の場合、多様なイベントの実施により賑わいを創出し、県内外から人を呼び込めることが期待できますが、イベントがない日はほとんど利用されず、閑散とした状態になることも想定されます。

また、当然ながら、広場を多機能にすればするほど整備・維持費用等は増加していくということになります。

憩い創出型の広場は、憩いやくつろぎを求めて日常的に県民を中心に人々が集まるというふうなものを想定しておりますけれども、大きな賑わいにつながるということがあまり想定できず、また、イベントを開催するとしても設備などが十分でないため、あまり設備が必要でないフリーマーケットなど小規模なイベントになっていくのではないかと考えております。

複合型の広場は、双方の特色を持っておるため、イベント開催時は多くの人が集まって、イベントがない時でも憩いを求めて一定の人々が集まることが期待できます。しかしながら、こちらイベント開催型と同様に整備する機能によって維持管理費用がかかるということが課題となっております。

5ページから7ページには、広場に整備が考えられる機能について、それぞれの利点と課題を整理するとともに、参考として、あくまで参考ですけれども、類似事例の整備費例を記載しております。

整備費については、あくまで参考で、今後の基本設計等で詳細な検討を行うこととしております。

個別機能として、「ア」の電源設備から「ケ」の憩い施設まで記載しておりますが、一つ一つの機能について説明しますと長くなりますので、詳細な説明については省略させていただきます。

8ページをお開きください。

県庁跡地は、本館、第一別館、第二別館、第三別館を合わせて約1万3,000平米ほどですけれども、現時点で考える広場の面積については、広場を跡地活用の中心に据えるという考え方に沿って、最低5,000平米以上で、できる限り面積を広く確保したいと考えております。

参考として、県庁舎跡地周辺の広場・公園の面積と概況を載せております。

9ページ、10ページは、2ページ目に記載している県外の広場の概要を記載しております。

今後、どのような広場を整備し、どのような機能を付加しているか、県議会でのご議論も踏まえて決定していきたいと考えております。

また、交流・おもてなしの空間についても、今後、同様に県議会に検討状況をお示しし、その議論も踏まえ、基本構想の策定に向けて検討の熟度を高めてまいりたいと考えております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【吉村(洋)委員長】 以上、説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象は、14、16、19、21、24、25、26、28、30番です。

質問等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 質問がないようでございますので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ないようですので、次に、議案外所管事務一般についてご質問はございませんでしょうか。

【川崎委員】 県庁舎跡地の整備についてお尋ねします。

今、細かく広場についての説明をいただきました。特にイベントのことについて触れられたところは、イベントがある時はにぎわいがある、ない時はそうじゃない、ごくごく当たり前の話ですが、観光地、すぐ下は出島ですよね。観光の新たなスポットということで注目を浴びると思います。その目の前が県庁舎跡地です。

そういった中で観光客の皆さんが期待されていることは十分考えられるわけです。特に、長崎において今指摘をされている点は、夜間の観光スポット、夜景はもちろんあるんですが、夜景といっても夜遅くまでずっと見続けるわけではございませんで、遅い時間の食事、さまざまな楽しみ方、こういったことは長崎はなかなか不足していますねというお声がたくさんあるんです。

例えば、海外においては大規模な夜市を展開されているところもあります。こういった観光の皆様のご要望に県庁舎跡地が適性なのかどうかを含めて、日常的な夜のにぎわいについてどのようにお考えか、お尋ねいたします。

【鳥谷まちづくり推進室長】 資料にも記載しておりますけれども、県庁舎跡地に整備する広場については、多彩なイベントの開催によって、交流、にぎわいを創出することを考えております。

その中で委員からもご指摘がありましたように、夜のにぎわいといったことも必要ではないかと考えておりまして、6ページに考えられる機能の一つとして照明設備ということに記載させていただいております。こういった機能を広場に整備していくことで夜間のイベントが開催しやすくなるでありますとか、また、今のご意見等も踏まえて夜型のイベントの開催の可能性も踏まえながら広場に整備する機能について検討していきたいと考えているところでございます。

【川崎委員】 例えば、建物をライトアップさせること、あと、ハウステンボスがよくおやりになる「光の王国」とかのイルミネーション、いろんな取組が県内でもあるわけです。ハウステンボスというのは日本屈指のイベントをやられるところでありまして、同じようなことを果たして限られた敷地の中で展開するという点については、果たしてどうなのかということもあります。そして、歴史的、文化的な観光地としての出島がすぐ横にあるということから考えて、これは非常に難しいことを今からチャレンジすることになるかと思うんですが、長崎市ともよくよく連携をとっていただきながら観光客の皆様のこういった声にどうお応えしていくのかということを真摯にご検討いただきたいと思います。

次に、地域交通網の整備についてお尋ねします。

折に触れ、ずっとお尋ねさせていただいております。高齢化が進むに当たって、自宅から買

い物、また、病院というドア・ツー・ドアを地域公共交通を利用して行きたいという高齢者の皆様のお声があるのは十分ご承知のことかと思えます。コミュニティーバスなんていうのは市が取り組むことなのかも知れませんが、総じて高齢化に向けて、いま一度、地域公共交通網をどう整備されるのか、県の方針を伺いたいと思います。

【早稲田新幹線・総合交通対策課長】 高齢化に伴う地域公共交通に関するお尋ねでございますけれども、高齢化が進展する中では、高齢者の方々が地域におきまして買い物や通院など日常生活を不便なく送るために、きめ細かなバスの運行ですとか乗合タクシーなど多様な輸送手段を用いまして地域公共交通の充実を図ることは重要な課題と認識しております。

県としましては、まちづくりと一体となった面的な公共交通ネットワークの形成ということで、市町と連携しながら現在取り組んでおりまして、県内自治体におきましても、地域公共交通網の形成計画の策定などを通じまして持続可能な地域公共交通の構築が進められているところであります。

例えば、昨年度、委員のご指摘もありまして、県の方で呼びかけて設けました長崎地域の「交通連絡会議」におきましては、長崎市、西海市、長与町、時津町が参加しておりますけれども、その動きはございます。

例えば、長崎市では、コンパクトシティーを目指すために「立地適正化計画」ということで、都市再生特別措置法に基づく計画を、今年度、作成予定であります。あわせまして交通事業者などをメンバーとしました長崎市における「公共交通連絡調整会議」におきまして、今後の日常生活に必要な公共交通を将来にわたり維持・確保するために、コンパクト化に連動する公共

交通ネットワークの総合的な計画として、長崎市の「公共交通総合計画」が今年度策定されることとなっております。

その中では、公共交通の現状分析、運行経路、運行状況、市民アンケート、利用実態、利用ニーズの把握、公共交通における現在の課題、そういったものを踏まえまして、基本方針、それから今後の施策の検討ということを取りまとめられることとなっております。

また、西海市におきましても、まちづくりや観光客の誘致など多様化した事案に適用するためということで、平成30年度に向けて地域公共交通網の形成計画の策定に取り組まれようとしております。

今年度におきましては、その前段としまして、コミュニティーの交通計画策定に取りかかれまして、公共交通の実態を把握するための市民アンケート、実証運行などを行う予定とされております。

また、長与町におかれましても、本年9月1日付けで長与町の「地域公共交通会議」を設置されまして、交通不便地域の解消のために乗合タクシーの試験導入などをはじめとした公共交通の改善を検討されることとされております。

時津町におきましては、庁内全体の公共交通の一環として個別の交通不便地域をどうするかということで、バスの乗り入れなどを検討されているところでございます。

地域によりまして、都市計画、それから地域のバス対策、航路などさまざまな対応を要することから、地域の実情に応じて、よりきめ細かく対応できますよう、今後も市町と連携を図りながら現在進めております取組をさらに前進させたいと思っております。

【川崎委員】 ぜひ今このことは資料を整理してお示しいただければと思います。

少し前に進めてみようかと思いますが、高齢化は待ってくれませんのでスピードアップしながらやっていただいて、暮らし続けられる地域をしっかりと守っていただきたいと思います。

そういった中におきましてご所見を賜りたいのが、平成26年度8月に公営企業の経営に当たっての留意事項ということで、総務省の自治財政局から考え方をということで示されているものがあります。「公営企業の経営についての基本的な考え方」と。「各地方公共団体が公営企業の経営健全化等に取り組むに当たっては、その前提として、まず現在、公営企業が行っている事業そのものの意義、提供しているサービス自体の必要性について検証することが必要であり、その結果、事業に意義、必要性がないと判断された場合には速やかに廃止を行うべきである。事業の継続、サービスの提供自体は、必要と判断された場合であっても採算性の判断を行い、完全民営化、民間企業への事業譲渡について検討する必要がある。」こういった総務省の留意事項が示された中において、本年3月に総務省から「公営企業の経営のあり方等に関する研究会報告書」が提出されました。この中に交通の部分が書かれております。

まず、これを県としてどのように捉えておられるか、お尋ねいたします。

【早稲田新幹線・総合交通対策課長】 本年3月に総務省におかれて「公営企業の経営のあり方等に関する研究会報告書」が公表されております。この報告書につきましては、人口減少、それから少子・高齢化など、公営企業全体を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、公営企業がこれまで以上に経営環境の変化に適切に対応して経営改革に取り組む必要があるということで、各地方公共団体が検討を行うに当たりまして経営改革の参考とするよう留意点の整理がなされ

ているものと考えているところでございます。

【川崎委員】 そのまま要約してお伝えいただいたと思いますが、こういったテーマを国としても課題として上げられていく中において、県としても公営企業を抱えているところについて真摯に検討していくべきことだと思います。

9月1日でしたか、大阪市交通局に行ってみました。民営化に向けた動きについて事細かにヒアリングをさせていただきました。非常な危機感を持って労使一体となってこれに取り組むという姿勢でした。決してトップダウンでやれと、やりたくない、ということではなく、こういった非常に厳しい環境の中、どうお互い生き残っていくのかということを本当に双方が前向きに検討していつて来年4月の民営化に向けて動き出しているというのが実情です。

そういったことを鑑みるに、長崎においても、不毛な競争において疲弊するようなことがないように、例えば、地銀さんはそういったことも踏まえて合併といったことも考えておられる中において、いろんな分野で真摯に検討していくべきことかと思います。

今、コメントを求めて答えが出ますでしょうか。

【早稲田新幹線・総合交通対策課長】 総務省の報告にございますとおり、公営企業において絶え間ない経営改革ということでの趣旨を踏まえまして、県営交通事業におきましても、交通基盤の維持、公営企業全体の経営バランス、それから路線の維持という全体を考えながら検討する必要があると思っております。

一方で委員ご指摘のとおり、社会経済情勢の変化、人口減少、少子・高齢化などさまざまな環境の変化にも対応を要しますので、それぞれの、例えば、県営バスでありますと長崎地域、諫早地域、大村地域それぞれの地域の公共交通

のあり方については、市町と連携を図りつつ、地域全体のネットワークのあり方、例えば、幹線網について、より利便性を高めるためにコミュニティバスの運行ですとか乗合バスの運行といったものを含めまして、全体を考えながら公共交通ネットワークの再構築の中で検討を行う必要があるものと考えております。

【川崎委員】今からまた議論をしていきたいと思います。

最後に、新幹線のことについてお尋ねをいたします。

与党PTが開催されて、資料もいただきました。この資料を拝見させていただいて、平成34年の対面乗換方式での開業以降の西九州ルート of 整備のあり方について、この委員会が国土交通省に対して報告を求めたものがあると思います。フリーゲージ、フル規格、ミニ新幹線、さまざまを項目について求めているところですが、この中でフリーゲージとフル規格、これは本年度末をめどに本委員会に報告をさせるということになっております。ミニ新幹線については、そういった期限のことは書いてないんですが、ミニ新幹線は、もう落ちたと思っていいんですか。

【廣畑企画振興部次長】恐らく委員がおっしゃっておられますのは、配付資料の与党PT検討委員会「今後の検討方針（案）」というペーパーの一番最後の部分のことをおっしゃっているのかと思います。「本委員会における検討の材料とするため国土交通省に上記の1、2について、本年度末を目処に、本委員会に報告させることとする」となっております。上記の1、2については、上の1が「フリーゲージトレインの技術開発について」という項目、2が「九州新幹線（西九州ルート）の整備のあり方について」という項目。それら1と2を本年度末に報告させる

ということなので、2の中に丸付き数字としてフリーゲージトレイン、フル規格、ミニ新幹線で整備する場合となっておりますので、2の中でミニ新幹線についての費用だとか投資効果といったことも含まれております。そこで年度末までにミニ新幹線も含めて報告なされると理解しております。

【川崎委員】ありがとうございます。落ちたわけじゃないと。全体の1と2ですね。

我々が期待することは、フル規格を何としても長崎にという思いでございますので、前回は集中的に審査させていただきましたし、県への申し入れもさせていただいたところでございますので、しっかりと力を合わせてこの実現に向けて取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

【吉村(洋)委員長】ほかにご質問等ございませうでしょうか。

【田中委員】2年半ほど質問の機会がなかったものですから、基本的な考え方を2点ほどお聞きいたします。

まず、県庁舎跡地活用の考え方ということでお聞きしますが、県庁舎がようやくできました。20年かかったんですよ。高田知事、金子知事、中村知事の3代にわたって、20年かかって、ようやく完成した。ただ、これは基金を積み立ててやったから、財政にはそうしわ寄せはなかったという理解をして、よかったなと思っています。

それで、県庁舎跡地活用の考え方ということで、わかりますけれども、すぐ事業に入るような考え方だと大丈夫なのかなと。多目的広場機能、これはインフラ整備の範疇で財源はやれるだろうから、そう問題はないなと思っているけれども、他の交流・おもてなし機能とかホール

機能とか、これはやっぱり数年かけて財源を含めて検討しないと長崎県の財政状況からすると、ちょっと大変じゃないのかなと。

企画振興部は財源のことはあんまり考えてないのかな。財源まで考えて動いているのかな。企画振興部だけでどんどん、どんどん進んでいって、お金はどうするんだという話になると、しわ寄せが出てくるわけだから。そういう意味では、多目的広場機能は、これは跡地をこのまましておくわけにはいかんから、やらなければいかんだろうけれども、その後の交流、ホールというのは、そう軽々に結論を出して進むほど長崎県の財政は裕福じゃないんじゃないだろうかという気持ちを持っているんですけれども、その辺の基本的な考え方を部長に聞いておきたい。

【古川企画振興部長】 県庁舎跡地に関して、建設費用、整備費用についての財源ということも含めてのお尋ねであります。

委員ご指摘のとおりでございまして、本県の財政状況というのは非常に厳しいということでございます。県庁舎跡地というのは、これまでも長い形で民間の方々も入っていただいた懇話会を2回も開催し、これまで整備を進めるということでご議論をいただき、また、県議会にもお諮りし、ご議論いただいて、今の形があるわけでございます。

先ほど、広場についてのご説明をしましたが、今後、ほかの2つの方向性も含めまして、その辺の考えをお示しし、ご議論いただくということになります。その際には、当然、財政当局とも建設費用についてはお諮りをし、県庁舎内で整理をしていくことになります。

一方、建設費用が大きくなりますので、できるだけ国の財源等を活用しながら、その辺の整

備は進めていきたいと考えているところでございます。

【田中委員】 一昨日だったかな、県庁舎を見せてもらって感心したのは、県庁舎の前庭の広大なところに立派な公園ができていました、庭というか、公園というか。これは別枠で、補助事業でちゃんとやっているんですよという説明を受けたので、それは結構なことだなと。国のお金を導入して、あれだけ立派な整備ができれば、それはいいわけだ。

だから、この跡地に関しても、広場は間違いなく補助事業の対象で国からも何がしかの方程式でお金がもらえるだろうから、結構立派な広場をつくるべしと。あとの問題は、大体、県単的な要素でやらなきゃいかんのでしょうか、補助事業の対象になるんですかね。今考えている企画振興部としての建物は。まだそこまでいったの、財源的には。

【鳥谷まちづくり推進室長】 具体的な、どういった補助金を活用するかというところまで検討はしていない、何をつくるかということをきちんと明示してないものですから。

ただ、国の補助金の中には、まちの中にぎわいの施設をつくるものについての補助金等がございます。そういったものが活用できないかということについて今後検討していきたいと考えているところでございます。

【田中委員】 従来の補助金というのは個別に、例えば、建物を建てるのに何%とかということと補助金が来ていた。今は社会資本整備とかいろいろ名目を立てて来るけれども、長崎県枠で来るわけだから、県単と一緒にしたいな考え方なのよ。その辺は、これは勝手に長崎県に来たから補助金だみたいな発想はちょっと軽々だと思えます。ここら辺でとどめておきたいと思いま

す。

次に、「特定複合観光施設（ＩＲ）区域整備の推進について」という資料をもらいまして、私もちょっと勉強しなきゃいかんかなと思っているんですけども、想定される場所が私が住んでいる近くなので、1キロも行かないようなところで考えられておるのでね。

このＩＲ実施法案の次期国会への提出、これがなければあんまりイメージはできないのかな。県はいろいろと法案の中身までぐらいの情報は仕入れているんですか。仮の法案、ＩＲ法案でしようけれども、輪郭というか、状況が的確につかめない。しかし、何ととってもこれは県が窓口でやる事業です。今までは佐世保市が、佐世保市がと言っていたけれども、実際は県なんだよね、やるのは、全て。県が窓口。

そういうことからいうと、やっぱり認識をしておかなきゃいかんかなという気持ちでお聞きしますけれども、この実施法案の、ある程度の中身はつかんでいるんですか。例えば、長崎県にどのぐらいのメリットがあるのか。折半となっていて、国と地方で折半する。それから、該当する佐世保市なら佐世保には県の判断で幾らかやるというような流れになっているけれども、そこら辺の入場料と納付金の関係は全部折半で、国と地方でできるのか。そうすると大変な、折半というと50%くれるわけだから、これは大きな魅力だなと思っているんですが、ちょっとお聞かせ願えますか。

【北嶋政策企画課企画監】 ＩＲ実施法の中身でございすけれども、先ほどご説明いたしましたＩＲ推進会議の取りまとめ、基本的には、この取りまとめに沿って、今、ＩＲ実施法案が検討されておると思っております。取りまとめの中でも、全国で何カ所、実際に認定されるのか

とか、入場料とか、ＧＧＲ、納付金の率がどうなるのかとか、回数制限がございすけれども、具体的な回数制限、何回までとか、そういったところがまだ明らかになっていないところでございす。

ただ、今の大きな方向性については見えておりますので、それに沿って長崎県のＩＲについて、今後、こういったものが必要なのか、こういう基本構想をつくってまいりたいと思っております。

【田中委員】 失礼だけれども、あなたが室長ですか、ＩＲの。そうじゃないの。まだ発足していないから室長は出席しておられないのかな、ＩＲ推進室のね。

私は、どちらかというと、どのくらいもうかるのかなと。もうかるというか、入ってくるのかなと。それによって協力しなきゃいかんし、大義を逸したらいかんのでね。若干情報を収集してきたつもりではあるけれども、国にです。

ただ、これによると納付金及び入場料は国が一括徴収して国と県で折半と。そうすると、これは大変な金額になるなど。10億円単位じゃなくて、100億円単位でもないような、もう一つ上の単位までいくような感じがするんだけれども、売り上げを15兆円ほど見込んでいるということだから、それを5カ所で分けても3兆円と。その中でいろいろ納付金、それから入場料となるんだろうけれどもね。

だから、そこら辺はある程度はもう決まっているんでしょ、国の法案の中身というのは。まだまだなんですか。そういう長崎県にとってメリットがあると協力しなきゃいかんだろうし、メリットがないものは、あんまり協力する必要もないしね。そう思っているんだけれども、どうでしょうか。

【吉村(洋)委員長】 具体的に。

【北嶋政策企画課企画監】 県への収入と申しますか、これはＩＲ事業者のカジノ収益がどれぐらいに上るのかといったことに比例してまいります。それと納付金の率、何％、実際にかかるのかといったところが影響してまいります。

この納付金の率については、今、国の方では海外の事例を収集して、その辺の競争力があるような納付金率を設定するという方向で検討が進められておるという状況で、具体的に何％ということの情報はまだいただいていないところでございます。

ただ、先日、8月中旬に「西九州統合型リゾート研究会」の総会があって、この場で講師を呼んで講演があったんですけども、長崎県佐世保市にＩＲが設置された場合の収益見込みのご説明がございました。これによるとカジノ収益は、いろんな条件があるんでしょうけれども、その条件を設定した上で試算したところ、660万人ぐらいの利用が見込めて、収益として1,000億円から1,200億円ぐらいが見込めるというような説明があったところでございます。

【田中委員】 何とかの皮算用かわからんけれども、国と折半しても長崎県の税収の半分ぐらいが一度に出てくるわけだからね、だから大変な規模だなと思うけれどもね。

もう一つは、しかし、8月31日に関係するところにいろいろ陳情が行われたみたいだけれども、ハウステンボスの澤田社長が行っているということだけれども、これはハウステンボスが直接運営するわけではないのでね。土地を提供するということなのかな。そして、相乗効果をねらってやると。カジノ自体は、県がカジノの運営会社を選定して決めるわけでしょう。ハウステンボスは一切関係ない形になるわけね、そ

ういう意味では。ロッテルダムというホテルを建てようとしていた土地が残っているんだけれどもね。その土地に関しては、この前、国は、「あの広さで大丈夫なのか、ちょっと狭いんじゃないか」という話もあっていただけけれども、広さとしては、あれで適切だという判断がなされているのか。

【北嶋政策企画課企画監】 ＩＲのハウステンボス地域への導入を想定しておりますので、ハウステンボス社のかかわりというのは避けられないんですけれども、おっしゃるとおりの土地を所有しておりますので。ただ、ハウステンボス社がＩＲ事業の運営にかかわるのか、かかわらないのか、それは両方考えられます。しかも、今のハウステンボスの既存の施設がありますけれども、この既存の施設をＩＲに組み込むのか、組み込まないのか、これについても2つの考え方がございます。

そういったところは、今後、長崎のＩＲをどういったものにするかを考える中で関係者と意見を交換しながら進めていくということになるうかと思っております。

【田中委員】 ＩＲに関して言うと、輪郭もわからないし、どういう形になるのかもわからんだけれども、ただ1つだけ、660万人が見込めるという話になると、大変な人数です。交通機関はどうするのか、そこら辺の検討等をもう少し。何年ぐらいから始まるのか、まだ余裕があるとは思いますが、まだ2年ぐらいは最低でも準備期間があるという感じがするけれども、一番心配するのは、人が多く来るのはいいことだけれども、地元は迷惑なのよ。今、ハウステンボスが花火をやっているけれども、大変迷惑です。だから、運営をハウステンボスがやるとなると地元は反対します。

だから、そういうシステムがどういう形になるのか知らんけれども、私も距離的には1キロ内に住んでいるので、地元の一人として言いますけれども、今のハウステンボスの運営体制は地元とは一切関係ない。

やっぱりいろいろと、判断の時にはインフラの整備みたいなものは県が責任を持ってやらなければ、県が全ての窓口でしょう。市じゃないんですよ、県が窓口でやるわけだからね。そこら辺はぜひお願いしておかなきゃいかんなと思ってます。

新幹線のことも言いたいけれども、これは最後の辺にまたちょっと時間をもらって議論したいと思います。

【吉村(洋)委員長】 ほかに。

【小林委員】 新幹線でありますけれども、昨日、与党PTが行われたということで、その情報が今日の委員会で発表されたわけでございます。よくよく考えてまいりますと、他の議員の方々はどういう受け止め方をされているかわかりませんが、だんだん、次第に腹が立ってくるような、そんな感じを私は実は抱いているわけです。だって、これはもう経過は言うまでもないことで、整備五線に認定をされて、44年間経過していて、整備五線の中で一番早く着工するであろうと、こう言われておったものが、北海道がちょっと難しいのではないかという話から、北海道は相当遅れるぞと、こういう話であったものが、北海道よりも長崎新幹線が、いまだ混乱状態の中にあるということ。これはもう少し我々長崎県としても国の信頼関係の中において、このフリーゲージトレインそのものを信じて今日まで歩んできた、その経過の中から、この最後の砦であったフリーゲージトレインまでがいよいよだめだと、こういうような一つの結論が出

て、しかも、暫定という、あくまでも暫定の中でリレー方式を受け入れ、しかも、これも3年間だけだよと、ここまで念を押して、長崎県は決してリレー方式をウエルカムとして歓迎していないと。これはもうとにかく3年間の、要するに量産車ができるまでの間なんだと、ここも明確にしながらやってきたわけです。

ところが、何度も言うように、こうやってフリーゲージトレインが、もうJR九州が断念すると。断念と同時に明らかになったことが、山陽新幹線に乗り入れて関西圏からフリーゲージだって長崎にお客様を運んでくることができるんだと、こういうようないわゆるフリーゲージの優位性を明らかにしておきながら、これもまず無理だと。もう何もかも無理だ、無理だと。この信頼関係は一体何だったのか。こういうようなことをしみじみ感じるわけです。

このところについて我々長崎県は、仕方がない、もうとにかく右のびんたはられて、左のびんたはられて、それで黙っておく、まさに首の皮一枚で今日状況の中に置かれているということ。

私は、こういう信頼関係の中で、あくまでも中村知事を初めとした我が県の姿勢は、フリーゲージを最後まで信頼をしておったわけだよ。それがこういう結果になったということ。これを国としてはどう受け止めておられるのかということについては、何かコメントすることができますか。あなた、国土交通省から来ているけれども、本当にこれだけ遅れをとって、これだけ待たせて、しかも、最後にだめだと、こういうことで。しかし、「だめだ」と国土交通省は言っていない、フリーゲージはまだ諦めてないぞと。この20年間、500億円の、それだけの整備をやってきたんだから、そう簡単に諦められな

いというメンツもあるんだろうけれども、しかし、長崎新幹線は、これ以上待てないわけだよ。しかも、待つといっても2〜3カ月じゃない、年単位で待たなければいけないという答えも出てきておるんじゃないか。

そんなようなことを考えていけば、一体我々長崎県は国に対して明らかに抗議をし、そして、もうフル規格しかないではないかと。だから、フル規格については一日も早く実現できるように国の責任のもとでやってもらいたい。こういうようなことを声高に叫びたいわけだけれども、次長、どのような考え方を持っていますか。

【廣畑企画振興部次長】現在の西九州ルート状況については、前回の委員会の集中審議でもお話をしたとおり、フリーゲージの開発で工事計画の認可をいただいておりますけれども、ただ、フリーゲージの開発自体は不透明な状況になっています。昨日のPTでも、フリーゲージトレインの技術開発は開発で行うと言っています。

そういう状況にありながら、ただ、西九州ルートの与党の検討委員会では、開発は開発で行いつつも、今後のあり方については、フリーゲージトレイン以外の方法も含めて数字を出して議論していくという形になっております。

県としましては、7月末のヒアリングの場でも、「フリーゲージについては現実的な選択肢としては困難となったと受け止めている」とはっきり申し上げているところですし、「対面乗換方式で固定しては地元にとっては不利益なので、あってはならないことである」という話も申し上げております。そういう中で、現時点においては、最善の選択肢としてはフル規格での整備を求めるという旨も表明しているところで

あります。

それを受けて昨日の検討委員会になっておりますことから、検討委員会でも長崎県のヒアリングのみならず、JR九州のヒアリングと佐賀県のヒアリングの意見も踏まえて今後の議論を行っていくとのことであります。県としての見解は7月末に述べたとおりでありまして、対面乗換方式の固定化はあってはならないと、最善の選択肢としてはフル規格であるということでもあります。

【小林委員】だから、今そうやってあなたは同じようなことの答弁を繰り返すから、ちょっと申し訳ないが、時間がないからね。

それで、これからのこととして、普通一般論としていけば、先ほども言ったように、国がフリーゲージでやるんだと。しかも、そうやって山陽新幹線への乗り入れは大丈夫だと、こういったことが根幹から崩れ去ったわけです。国が長崎県初め西九州ルートに約束したことが実現できないという方向に進んでいるならば、通常だったら、では、それに見合うものとして、もうフル規格しかないという一つの長崎県のかじ取りができたわけだから、これに対して国としては責任を持って、一刻も早くフル規格は西九州ルートに実現できるようにと、今までできなかった、今まで約束を破ってきた結果として、そういうようなものに責任を感じれば、直ちにフル規格を実現できるような、そういうスタンスにきちんと変えてやっていただかなければいけないのに、まだまだその辺のところについては、与党PTの動きもあったけれども、国が積極的に西九州ルートについては責任を持っていたかなければいけないのではないかと、私はこう考えるわけです。

正直言って、変な言い方で申し訳ないが、昔

の松田九郎さんとか、あるいは久間章生さんとか、そういうワイワイものを言うような人たちがもしおれば、これは机をひっくり返してでも国土交通省に対して抗議ができると。こんな状況の中にあるのではないかと。少し長崎県は、ある意味ではおとなし過ぎて、正直に言って、長崎県はなめられているのではないかと、こんな感じがしてならないわけです。

だから、そういうようなところで、ここの44年間、本当に首の皮一枚でつなぎ合わせたこの長崎の新幹線が、こういう形の中でやっているということ。これに対してはしっかり国に対して、我々県議会も、また県民も、市町も、国土交通省に対して、国に対してしっかりものを言っていかなければいけない、そういう段階にあるということをきちんと明確にもの申しておきたい、こう思います。

そこで、フリーゲージトレインがリレー方式であくまでも3年間ぐらいだと、あくまでも暫定だよということで固定化は絶対しないと今もあなたは言っている。じゃ、固定化しないと言うけれども、やむを得ない固定化になってしまうのではないかと。結局、フル規格をやると言ってもだ、仮にミニ新幹線というようなおかしいものを与えられることについては反対だけれども、フル規格という前提に立った時に、もうこれから4年、10年と、こういう状況、さらに、今まだどうだこうだとやっておけば20年ぐらいかかるかもしれない。固定化しないということと言っても、結局はそれ以外はリレー方式以外にはないわけだから、15年でも20年でもリレー方式になった時に、一体、我々はこうやって波及効果とか経済効果を、今日、フリーゲージで計算しておったものが根幹から崩れてしまうわけだよ。しかも、沿線自治体の長崎市、諫早

市、大村市は、この辺はいろいろあっても最終的にはフリーゲージで開通するんだと、こういうようなことをよりどころとして、それを前提として新幹線を生かしたまちづくりを今日まで営々として頑張ってきたのではないかと。

そのこと自体も崩れてしまうと。こんなような状況になってくれば、知事なり県の幹部は、まず沿線の市長、関係者を呼んで、これからのまちづくりをどうするか。これは国に対してもしっかりものを言わなければいけない。そのくらの、いわゆる県のスタンスで国に沿線の3市の市長を初めとした関係者と一緒になってそれなりに意見を申し上げ、重ねて今日の状況を打破するためをお願いをしなければならないというような、そんな場を県が責任を持ってつくるべきではないかと思うが、いかがですか。

【廣畑企画振興部次長】 沿線自治体の意見、協議ということですが、7月末に県が与党PTに見解を述べる前にも、各市長と知事との協議をして、意見交換をして、今後の県の主張ぶりを協議したところであります。

また、これからも県としてもフル規格の場合の経済波及効果等々、西九州ルートに与える影響、フル規格のメリットというものをこれから勉強していきますけれども、そういったこともあわせながら、沿線市とも十分話し合って今後の道筋を考えていかなければならないと考えております。

【小林委員】 私は、そんな答弁では生ぬるいと思うんだよ。本当にそんな答弁を繰り返しておいて、全然ね、今日までの流れは一体何だったのかという重みが全く伝わってこないし、これからどうするんだというところについては、ただ国とか与党PTの動きだけを黙って見ておかざるを得ない、こんなような形で果たしてどう

なのかと。今すべきは、沿線の市長とか、さっき言ったような関係者の皆さん方と一緒に国に対して、それなりの現状をしっかりと訴えることができるような、そういう動きを県がまずやらなければいけないんじゃないか。

さっき、あなたが言った、知事が沿線の市長たちと話をしたということは、要するに、JRの断念があって、そして、それからフル規格の公式声明を発表する以前に、この話をやったわけだよ。まちづくりについての話は全くできてないわけだよ、これからのことは。要するに、フリーゲージトレインを諦めてフル規格でいくぞと、こういうようなところで3市の市長たちと意見の集約を図ったわけだよ。

では、一番大事な新幹線を生かしたまちづくりについて、国に対してもしかりもの申すぐらいの形でフル規格を一日も早く実現できるように、ちゃんとしたものを言わんばいかん、こういうような機会をつくるべきではないかと、こう言っているわけだよ。それに対してのお答えは。

【吉村(洋)委員長】 簡潔、明瞭に答えてください。

【廣畑企画振興部次長】 7月末の県のヒアリングでも沿線市から意見を聞いて、ヒアリングでも沿線のまちづくりは進んでいるということを国に対して説明してまいりました。

今後も、委員のおっしゃるとおり、県と市は連携をとって国への働きかけ、また、これからの沿線のまちづくりをどうしていくかというのは十分協議を図っていく必要があると考えております。

【小林委員】 どうしてもあなたは国から来ているからそういうような形の中で、これは企画振興部長に聞かなければいけないことかもしれな

いが、また同じぐらいの話かもしれないし。やっぱり取り組む姿勢が弱腰で、何か非常にポイントを外しているような話で、先ほどから言っているように、国の動き、与党PTの動き、ただひたすらにそれを待つだけ。こんなような形で現状を乗り越えることができるかと。なんで長崎県の怒りとか長崎県が今困っている状況を国にきちんとそれなりに伝えることができないのかと。まず、沿線の市長さんたち、長崎県の代表的な人たち、そういうところの中で国に対してきちんと働きかけをやるべきではないかと。こういうことでもっと地元の大変さを国に、あるいは与党PTにわかっていただかなければいけないという、その辺の段取りをやるべきではないかと私は言っているけれども、なかなか抽象的な話ばかりで、そこから先に進まないわけだよ。

では、質問を変えて、これは部長にお尋ねします。固定化を絶対しないと、こういうような形になっているけれども、固定化は断固反対と言っても、現実に今言ったようにフル規格が全面開通するまでには15年から20年ぐらいはどうしてもかかるであろうということは、わかりきっているわけだよ。だから、この15年間、20年間を固定化せず何をするのか。

【古川企画振興部長】 委員おっしゃったように、そもそものこれまでの歴史があり、私どもはずっと待ち望んでいた。それが要するに結果的に予定どおりに進まず、FGTを待ち続けるところが、何度となくその部分が先延ばし、先延ばしになってきたということ。それと、先ほど次長もご答弁申し上げましたが、まちづくりはこういう状況で進んでいるんだと。もうそこはまさに平成34年度の開業、平成36年度、平成37年度に予定された量産化を見越して進んできて

いるんだというふうなことは、7月28日のヒアリングの際に資料として掲げ、そこに思いを私どもとしては持って説明を知事からさせていただいたところでございます。

委員おっしゃいましたように、今後、どういう形で国に申していくのかということは、沿線自治体とも話しながら、その辺の働きかけについては検討していきたいと思っております。

ただ、国は、現在、整備方式で、どういうふうな工期か、どういうふうな事業費か、そういうことも含めて検討するということでございます。

私どもとしては、本会議でもご答弁申し上げましたように、私ども独自でフル規格の優位性をしっかり出していかないと、その部分の佐賀県の説得ということも含めて、なかなか理解を得ることができないということもございまして、今年中に経済波及効果という形の中でお示したいということで、そういうものを材料にしながら国への働きかけというのは進めていきたいと思っております。

ただ、委員おっしゃいましたフル規格を望んだ場合に、簡単ではなく、アセス調査があり、また、実際の工事ということになれば、10年を超えるような形になっていくということが見込まれますが、そこはあくまでも、そこまでの道筋がしっかりできた中でのリレー方式というのは、将来が見渡せるということの中で投資という形の部分を呼ぶこともできるんじゃないかと思っておりますので、そこは一定許容といえますか、そういう意味では耐えないといけないような形ではないかなと思っているところでございます。

【小林委員】 だから、あなたたちが何か奥歯に物が挟まったような、なかなか言いにくいんだ

ろうと思ったりもするし、あるいは考えがないのかと、成り行きを黙って見守るしかないのかと、こんなような形の中でしか受け止めることができないわけですよ。

何度も言うように、フリーゲージトレインで約束をしていただいた。山陽新幹線にも乗り入れますよと、260キロ、270キロ、これでも乗り換えをせずに博多まで行って、長崎県民はフリーゲージを信頼して、これに夢を、希望を託しておったわけだ。その最後の砦がだめになったわけだよ。平成34年に暫定開業するけれども、いずれフリーゲージで全面開通と、そこによりどころを置きながら新幹線を生かしたまちづくりを目指して、それぞれが汗を流しておったわけです。そこが結果的にだめになったわけです。ならばフル規格でいくぞと言って、知事も本当に最後の最後まで国を信頼しながら今日まで来たけれども、それがだめになった。

じゃ、フル規格でやらざるを得ないと、こうなったら、通常、約束しておったことがだめになったんだから、国の責任のもとでフル規格が一日も早くできるような対応を国にお願いすることは、決して言い過ぎでもなければ、何か飛び跳ねたようなお願いの仕方ではないじゃないか、当たり前のことを当たり前をお願いするという、そのところを国にきちんと責任を持っていたかなければいけない。

今、お話があったように、長崎県としてやらなければいけないことは何か。国のいろんなことを黙って指をくわえて見ておくわけにはいかない。だから、長崎県は長崎県なり、特に経済の波及効果、フル規格にした時にどれくらいのメリットがあるのか。そんなようなことをこれから12月、年内をめどにしてまとめるぞと、こういうようなことはわかりますよ。

同時に、佐賀県がああいう財源の問題をもって賛成をいたしかねるみたいな、フル規格に反対はしないけれども、とてもじゃないけれども、800億円みたいな、そういうようなお金は出し得ないと。ならば、こういうフル規格という一つの方針の転換の中で、財源スキームを改めて考えていただきたいと、こういうようなことを国に対して言わざるを得ないではないか。フル規格であるならば佐賀県もお金をということになっているけれども、大体220億円ぐらいの、そういう財源のめどをつけて佐賀県もフリーゲージについては協力をするという姿勢だった。ところが、今言うように、いろんなそういう背景の中でフリーゲージがだめでフル規格になって800億円ということになった。800億円については、とてもじゃないけれども、佐賀県の財源がそれを許さないと。こうするならば、国の責任のもとにおいて財源スキームを見直すぐらいの、それだけの姿勢をとっていただかざるを得ないではないかと。そんな話を長崎県の方からもきちんとお願いをすべきではないかと。だから、佐賀県の方にお願ひに行くとか、あるいは12月をめどにして波及効果等を、このフル規格の優位性を長崎県独自で明らかにしながら、それぞれお願ひに行くというようなことであるけれども、その前に国に対しても財源スキーム等についてしっかりものが言えないのか。どうしてそういうようなところについて何かそこから先の行動がないのか。こんなようなことなんですよ。

だから、そのところについては、これは国会議員の方々も含め、県議会も本当に一緒になって、この辺のところをしなければ、県民の皆様方は、一体何をやっているのかと言われても仕方がないと。こういうようなことにもなりか

ねないのではないかと思います、そういうところについてはどうですか。

【廣畑企画振興部次長】委員がおっしゃるとおり、フル規格にするためには佐賀県の財政負担が非常にネックになってきているのは、佐賀県知事もおっしゃっているところであります。国に対しても、本県がずっと言ってきたような山陽新幹線の直通運行の実現、また、対面乗換方式の固定化の回避、あってはならないという点、そういう点を踏まえてフル規格が望ましい点。それも含めて、あと財源問題がネックになっておりますので、そういうことも含めて国へも訴えかけていきたいと。どうやるかということは今後考えていかなければなりませんけれども、それも含めて、今後、国にも働きかけを行っていく必要があると考えております。

【小林委員】何と言ったのか、「どういうふうになるかわからんけれども」とか。だから、要は、もうちょっと筋をきちっと通そうやと、当たり前のことは当たり前のように。そして、国に対しては国会議員の方を初めとして、公明党の国会議員の先生方にも相当なお力添えをいただいているという経過は、よくわかっているじゃないですか。もう少し、そういう置かれた長崎県の立場をきちんと訴えながら、そこに情けをひとつフル規格に入れてもらってだね、そして、一日も早くやらなければいけないということにならなければいけないと私は思いますので、そういう動きを、今申し上げたようなことをよく検討していただきたいことをお願いしたいと思います。

それから、もう一つ最後に質問したいことは、先ほども言ったように、年内をめどに、特にフル規格の波及効果を長崎県独自で積算していきたいと、出したいと、こういうことであります。

ただ、この波及効果を長崎県独自で出すためには、よほど詳細なデータを、今まで他県の建設の結果を見ながらやっていかなければいかんだろうし、そういう詳細なデータをいろんな関係のところからいただかなければいけない思うんです。

そういう詳細の情報というものをきちんと長崎県が国から、あるいはJR九州から、あるいは昔の鉄建公団とか、そういうようなところからきちんとそのデータをいただくことが可能なのかどうか、どこのデータを使って経済波及効果、フル規格の波及効果というものを出そうとしているのか、そこはどうですか。

【廣畑企画振興部次長】経済波及効果の計算の際には、国でも出されておりますけれども、全国幹線旅客純流動調査、どういうふうに人が動いているかという調査を5年に一遍行われておりまして、その情報をもとに推計をしております。

ただ、その一方で、ミニ新幹線の場合の工事のやり方ですとか工期というものは、まだ県としても十分な知見がありませんので、そういったものはJR九州とか鉄道・運輸機構、また、有識者もあるかもしれませんけれども、相談をしながら情報を入手していきたいと考えております。

【小林委員】フル規格による経済波及効果の数字が年内に出る。そういうものを引っ下げて、どういう動きをしようとしているのか。そして、どういうところにその効果を求めようとしているのか。それがすなわち佐賀県の説得に当たったり、あるいは国に対するとところの一日も早い早期実現に向かわしめると。こういうようなことを狙ってのことなのか。このいわゆる波及効果の結果が12月をめどに、年内をめどに長崎県

独自の試算が出る。その出たものをどういうように効果的に使おうとされているのか、そこを最後にお尋ねしたい。

【廣畑企画振興部次長】経済波及効果によりましてフル規格の優位性というものを数字としてあらわすことができるのではないかと考えております。それを用いて、例えば佐賀県で地元負担があるということがネックになっておられますけれども、それと比較しても経済波及効果は高いという部分とか訴えかけられるのではないかと考えております。

また、県民に対しても新幹線に対する認知度は、フル規格を求める声もあれば、そうではない声も先日のアンケートでも一部出ていましたので、県民に対してもフル規格というものの効果があるという点を訴えかけていきたい。

また、国に対しては、県独自の試算にはなっておりますけれども、フル規格が西九州地域に与える影響、与える効果が大きいということで、そういう数字的な根拠をもって国にも地元の考えを訴えかけていきたいと考えております。

【小林委員】要するに、年内ということは年度だよな。幾らぐらい予算を見ているんですか、それに。いろいろと依頼をするんだろうし、それが大体どのくらいかかって、そのお金はどこから予定しているのか。補正でもやって計上するのか、どれぐらいの予算がかかるのか、どれぐらいのレベルの、信用できる結果なのか、どうですか。

【廣畑企画振興部次長】予算は540万円を見込んでおりまして、長崎新幹線・鉄道利用促進協議会からコンサルに発注を済ませております。

【小林委員】もうやっているんですね、540万円。じゃ、県のお金は要らないんですね。

【廣畑企画振興部次長】そうです。協議会のお

金です。

【吉村(洋)委員長】 ほかにご質問等ございますか。

【坂本(浩)委員】 県庁舎の跡地活用についてお尋ねです。

資料に書いてあるんですけども、タイムスケジュールがどういう感じなのか。去年の2月定例会で出された約5年間の、その段階で想定される基本構想だとか着手だとかあるんですけども、それが全く見えていないということでお尋ねです。

2つ目は、検討状況が出されているんですけど、これまで県庁舎跡地の活用については、2つ、いわゆる再整備検討委員会といいますか、そんなものができて検討してきたから、こういうものが出てきたと思うんですけども、今後は、担当のまちづくり推進室で一定の検討結果を出して、それを委員会なり議会に投げかけて、そのやりとりをしながら進めていくことになるのか。

その辺の2つ、教えてください。

【鳥谷まちづくり推進室長】 まず、1つ目のタイムスケジュールの件ですけども、スケジュールに関しては、県庁舎が実際移転して、移転後、解体に1年程度、その後、埋蔵文化財調査にも1年程度かかるということを見越しまして、今の総合計画の中で平成32年度中の整備の着手ということを目標に掲げております。そのスケジュール感をもって今後も取り組んでいこうと考えているところです。その平成32年度の着手に向けて基本構想でありますとか基本設計、実施設計を実施していきたいと考えているところでございます。

また、今後、県議会にどう示していくかということですけども、来年度以降、基本構想等を策定してまいります。その基本構想を策定す

る段階とか、節目、節目できちんと議会に資料を提出して説明して進めていきたいと考えているところでございます。

【坂本(浩)委員】 平成32年度の工事着手というのは、去年の2月段階での想定ということで、平成28年度、平成29年度、平成30年度、平成31年度、平成32年度の5年間の想定が出されていて、それからすると整備方針の策定、基本構想の検討というのは平成28年度に終わっているんですよ。今年度は基本構想の策定と設計発注、設計、基本設計というところまで書いてあるんですけど、この段階は、まだ前の段階じゃないかと思って、どうなっているのかなと思って聞いたんですけど、今の答弁だと去年の段階と全然変わらないんですけど、それでいいんですかね。

【鳥谷まちづくり推進室長】 平成32年度の着手に向けてやることは、基本構想、基本設計、実施設計等があるんですけど、今回の議会で知事が申しましたように、かなりタイトなスケジュールになってきたということは事実ですけども、現時点では来年度以降の基本構想に向けて、平成32年度の着手に向けて努力をして達成したいと、ぎゅっとスケジュールを詰めてやっていきたいと考えているところでございます。

【坂本(浩)委員】 それはそれでしていかなければいけないんでしょうけれども。

それと、この3つの方向性のうちの1つが、今日、こういった形で示されたわけですけども、県庁の跡地というのは、単に長崎県庁の跡地ということではなくて、長崎発祥の地という、ここに書いてあるように非常に重層的な歴史があって、それをどう発信するかという考え方が示されているわけです。まさに、そのとおりだと思います。

そうした時に、多目的広場の機能というのが

今回出されて、これは屋外の広場ですよ、基本的に屋外の施設だろうと。そのあとの2つは、交流、おもてなし機能と。これはもともと歴史・情報発信ということで、これは屋内と屋外ということを含め備えたのが去年の資料で出されています。もう一つは文化・芸術ホール機能の3つがあります。これでいくと3つがタイムスケジュール的な感覚が、これだけ見ると、これは広場の関係ですよ。

そうすると、3つがばらばらに示されていくようなイメージがある。しかも、この間、ホール機能については議論があったとおりで、今後、適切な時期に判断ということですから。そうすると、先ほどのタイムスケジュール、それから、本当に重層的な歴史をきちんと発信できるということが何となく個別にぼろぼろ出てきているということで、大丈夫なのかなという感じがしていますけれども、その辺の認識はいかがですか。

【鳥谷まちづくり推進室長】 今、重層的な歴史を発信する情報発信とか、そういったものについては、交流・おもてなしの空間という中に情報発信でありますとか、展望エリアでございませうとか、カフェとかレストランとか、そういったいろんなものを考えております。そこについて次回以降の委員会で具体的にどういった機能を備えるべきかということをお示ししていきたいと思っております。

ホールについては、しかるべき時期に判断すると。それまでの間に広場と交流・おもてなし機能について、具体的に基本構想に出せるような形で検討の熟度を高めていきたいと考えているところでございます。

【坂本(浩)委員】 室長の答弁では、ホール機能については恐らく今年いっぱいぐらいにはと、長崎市の動きを踏まえてということも出ていま

したので、次回に残りのところが出てくるんだろうと思います。

ぜひこの3つの機能、方向性は一体的に考えていただきたい。例えば、広場をつくるに当たっては、恐らく、おくんちの踊り場というところも、一部、石畳を入れるということですが、そうすると、石畳のスペースは恐らく500平米ぐらいで、全体が5,000平米ぐらいで10分の1ぐらい。踊り場だけではなくて観客席というのがありますから、どうしてもそういうふうな制限もあると思いますので、これだけたくさん出されていますけど、もう少しきちんとした議論が、これだけでも要るんじゃないかと思しますので、ぜひ一体的な3つの機能、方向性をセットにした形での基本構想をぜひお願いしたいということを申し上げます。

次に、I Rの関係です。

今日、資料を出されておりますけれども、確認です。1ページにありますように、このI Rというのはカジノ収益を活用して整備されるということは以前もありました。要するに、I R施設のエンジンの部分がカジノの、それ以外のところではなかなか収益性が上がらない、カジノが一番上がるんだというふうな、そういう認識は変わりませんか。

【北嶋政策企画課企画監】 今、委員がおっしゃったとおり、今回の国のI R推進会議の中でも、国際競争力のある観光地、観光拠点をつくるに当たって収益性が低いと思われるM I C E施設とかレク施設といったものを、魅力のあるものをつくるにはカジノの収益を活用する必要があるということで、カジノの収益を還元するとか、そういった考え方が基本になっているところでございます。

【坂本(浩)委員】 カジノを導入することについては、さまざま議論があっていることはご承知

だと思います。ですから、2ページに書かれていますように、単なるカジノ解禁ではないと。世界最高水準のカジノ規制をつくっているんだということで示されているわけです。

ただ、先ほどありましたカジノの収益がIR施設のエンジン部分ということになると、私はカジノは行ったことがないのでよくわからないんですけど、カジノの収益が、例えば、その時々の景気とか、そういうことに左右されるんじゃないかと私は思うわけです。

そうした時に、今は景気は回復基調にあるということですが、これが、今、いざなぎ景気を超えたと言われているんですが、これがぐっと景気低迷で入ってきた時に、収益性は、それはそれで上げなければいけませんから、上げるために、このカジノ規制を緩和するという場面というのが、景気低迷で、景気がいい時はいいけれども、どうしてもカジノはそういう性格じゃないかなと私は思うものですから、低迷する時に収益を上げるために規制を緩和しなければならない。そうなった時に、6ページ、7ページに規制の部分がありますけれども、その辺が、この間、議論になっているカジノを解禁するに当たってのいろんな問題点が吹き出してくるんじゃないかという懸念があるんですけれども、そこら辺はどういうふうに認識されていますか。

【北嶋政策企画課企画監】今のIR推進法には、数年後に見直すという評価制度がございますので、その中でIRの運営状況を見て制度的に必要な見直しが行われることになるとは思いますが、おっしゃったような、規制を緩和する方向の見直しについては、今の議論の中では、そういった方向ではまるっきりあっていない状況でございます。

【坂本(浩)委員】わかりました。この規制は緩めるべきではないと考えておりますので、今後、

IRが国レベルでできて、実施法ですか、選挙の関係で若干ずれるのかもしれませんが、できて、それが具体化するわけですから、そのところはぜひ頭に置いておいていただきたいということをお願い申し上げます。

【吉村(洋)委員長】まだ質問はあろうかと思いますが、午前中の会議をこれにて打ち切り、午後の会議を1時30分より開始したいと思います。

午前中の会議を終わります。

お疲れさまでした。

— 午前 11時52分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 それでは、午前中に引き続き質問を続けたいと思います。

議案外所管事務一般についてのご質問があられる方、お願いいたします。

【友田委員】 まず、先日、前田委員もいらっしゃいましたけど、南島原の「とんさか」と、赤い屋根の山口小学校の、小さな拠点を見てきました。地域の中で非常に頑張っておられて、以前もこのことについて、どう県内で横の展開を図っていくかということで一定の答弁をいただいているんですけれども、さらにいろいろ勉強する中で、県内のいろんな自治体がそれぞれにこれからのまちづくりを考えて持続可能なまちづくりということで取組が行われております。特徴的だなと思うのは、平戸市のまちづくり運営協議会の取組ですね。前に離島・半島地域振興特別委員会に所属していた時に度島にも行って取組等について学んできたんですけれども、こういったことも含めて、度島も小さな拠点がスタートだと伺いました。

こういったことをいかに県内に横展開をして

いくつかということは、これから非常に重要なことで、そういう特徴的な取組をやっている自治体を、それをしっかり紹介しながら、県下の同じような課題を抱えている地域に広げるのが、まさに県の役割だと思うし、企画振興部が担っているところだと思うんですね。

こういった点について、これまでどのようにやられてきたのか。一定、スクラムミーティング等で、それぞれの地域の皆さんが首長さんからお話を聞いて、その共有を図られてきたと思うんだけど、その分野について首長さんたちがわかっている、それが本当に横展開して、それぞれの地域までおりてきているかという、まだまだ課題があるように思うものですから、県としては、こういった特徴的な取組を、どのように横展開を図ってこられたのか、まずこの点についてお聞かせください。

【渡辺地域づくり推進課長】「小さな楽園プロジェクト」、集落対策の横展開についてのお尋ねでございます。

県の「小さな楽園プロジェクト」につきましては、平成27年度から取り組んでおりまして、現在のモデル地区としては5地区を指定しております。

平成27年度から特に特徴的な取組として取り組んできたのは、「集落再生塾」ということで、平成27年度は年度末に平戸市の度島の視察を、これは市町の担当者、平成27年度のモデル地区の取組をされている方を現地視察とか、あとはコミュニティーのアドバイザーということで梅元さんのアドバイス、これは度島の方でアドバイスをされた方ですけれども、そういった方々に講演をいただいたりというような活動を行いました。

平成28年度は県外の、大分でまちづくりの、

特にまちづくり協議会で自主財源の確保にご尽力されている宇佐市の取組とか、そういったところを同じような形で、モデル地区4地区の方をお連れして、研修活動とか視察をやったところでございます。

今年度も、先日、9月に奈留地区のモデル地区の活動、それに加えて五島市の奥浦でありますとか田尾地区でもそういう取組が始まっておりますので、そういった地域の方との意見交換でありますとか、これもモデル地区の方や関心のある市町の職員も連れて行きまして、現地視察や意見交換をしたところでございます。

今後も引き続き、こういった取組をしっかりとやっていきたいと思っております。

【友田委員】関心のある市町は確実に広がっているという認識でいいんですか、21市町の。もちろん、長崎市のようにそれぞれに、長崎市の中にだって楽園プロジェクトに乗せなきゃいけない地域もあると思うんですけど、課長の認識では、今、確実に県内に広がっているという認識でよろしいですか。

【渡辺地域づくり推進課長】ご指摘のとおり、21市町に対して、例えば、モデル地区をやっている5市町、それ以外でも平戸でありますとか、対馬でありますとか、そういった動きが出てきているところもございますけれども、まだまだ不十分だと思っております。実際に取り組んでおられるところは、ご視察いただいた南島原市とか、ああいったところは非常に熱心にやっていただいておりますので、我々も今動き出しているところ、それから、今後動こうとしているところにつきましても、市町とも意見交換をしながら横展開をしっかりと図っていきたいと考えております。

【友田委員】取り組むか、取り組まないかとい

うところは、それぞれの自治体の判断もあると思うんですけども、この問題は次につながる思いでお話をしているんですが、それぞれの離島・半島地域の課題は、ものすごく共通していると思うんですよ。地域独特の問題がありながらも共通しているところがあって、そういった特徴的な取組を学びながら、その課題を解決していくことが大事だと思いますから、私も今後ともこの点については興味深く追っていきたいと思いますし、ぜひ県下のそういった意欲ある自治体のみならず、それぞれの地域のまちづくりに関心がある方々も巻き込んで、県が主体的に情報を流しながら、そういう機会もつくりながらやっていただきたいと思います。

次に、我々の委員会では警察本部を所管するものですから、高齢者の運転免許証返納の問題を議論するわけですよ。長崎県警察本部も頑張っているいろいろなやられているんですが、一番ネックになるのは、午前中に川崎委員からも質問がありましたとおり、免許証を返納したら、途端に自分が動く時に困ってしまうんですよね。長崎市だとか、佐世保市だとか、諫早市、大村市みたいに、一定程度、公共交通機関が機能しているところは、そういったところの優遇パスだとか、そういうことを呼び水にして免許証を返納してくださいよということはできても、そもそも地域の交通体系が脆弱になっていて、免許証を返納してしまうと生活に困る、病院にも行けない。こういった方々がいらっしゃるから、危ないと思いながらも、やむなく運転せざるを得ない。

こういったことを警察に何とかしろと言ったって、警察はできないですよ。そうなってくると、まさに新幹線・総合交通対策課の所管になるのかなと思っていて、高齢者が免許証を返納

しても地域で生活できるような環境をつくる。そういったことを、さっき言ったような地域で取り組まれているところと一緒に知恵を出し合いながらやらなきゃいけないと思います。

前段で地域づくりの話を少ししましたが、そういった人たちも含めた総合交通対策というのができてきているのか、この点をお聞かせください。

【早稲田新幹線・総合交通対策課長】 高齢者の支援対策として運転免許証の返納を円滑に進めていくためには、公共交通機関を利用しやすい環境づくりというものが大切でありますので、タクシー、バスの利用券、それから、割引制度などの導入とあわせて公共交通ネットワークの充実を図るなど多面的な対策が非常に重要であると考えております。

先ほどご紹介がありましたとおり、県民生活部、それから県警察本部で、交通安全対策の観点で高齢者の安全確保、免許証返納の促進などに取り組まれておりますけれども、受け皿となる公共交通ネットワークを所管している我々の部局においてもより進めていく必要があると思います。

現在行っておりますのが、今年度に入りまして、公共交通を担う市町の担当部局の責任者を集めて、免許証返納がどういう背景で行われているのかということ、法改正もございます。それから、より利用しやすいネットワークづくりということもございますので、講演をしていたいて、各市町で先進的な取組を行っているところについては、きちんと全体の認識を共有して知識が深められるように取り組んだところでございます。

午前中の答弁でも少しご紹介させていただきましたけれども、公共交通ネットワークの中で

地域公共交通網の形成計画という取組を市町と一体となって我々は進めております。例えば、松浦市におかれましても、昨年度、「公共交通網の形成計画」というのがつくられて、そこで高齢者の免許返納の対策の施策を打ち出されております。そこには地元の警察の方、それから、地元の自治会の関係の方々も入っておられます。今年度におきましては、それをさらに具体的な施策に発展させるための再編の実施計画というものの策定に向けて現在取り組まれているところであります。

県も、そこに参画いたしまして、委員ご指摘のとおり、いろいろな交通事業者の取組、それから、公共交通において、交通不便地域でコミュニティバスがどのように運行されているのか、離島地域で乗合タクシーがどういうふう導入されたのかといったことの事例紹介も担当部署に行いまして、交通不便地域で地理的特性が似通っているようなところでは、施策を学んで発展しやすいような形で県としては進めているところでございます。

【友田委員】前段でまちづくりのことをお聞きしたのは、コミュニティバスだとか、そういった運送業者の方々に担っていただくという側面ももちろんあるんだけど、一方では、地域のコミュニティの中でNPOとかを組織して、そういった方々がお年寄りの配送をサービスで担う、そういったことをやられているところもあります。

だから、総合交通対策という、今、課長がおっしゃったような、そういうネットワークでの範疇になってしまうと思うんです。でも、まちづくり全体で考えて、その地域の皆さんに担っていただける分は担ってもらおうということをやっていくと、もう少し手の届かないとこ

ろにアプローチできると思うんですね。

それは、まさに企画振興部の中でやりとりして問題点を共有していけば、そういった離島・半島地域の、本当に高齢化が進んでいて、運転が危ないといったお年寄りに免許証返納を促すような仕組みにつながっていくんじゃないかと思うものですから、ぜひそういった視点でこの点を取り組んでいただきたいと思います。

本当に高齢化率がどんどん上がっていったら、免許証は返納した方がいいんだろうなと思う人たちが返納することができない状況にあるものですから、こういった点は、県下のそういった特徴的な事例を紹介しながら、きめ細かな対応をお願いしたいと思います。

最後にもう一つです。スポーツ振興課長にお尋ねしたいと思います。

V・ファーレン長崎が非常に頑張っていたと思います。「ジャパネットたかた」の子会社になって、我々も議員のV・ファーレン長崎の推進の方で高田社長の講演を聞いたりして、その熱意はよく感じました。あれだけ熱意を持っていたら、その熱意が多分、選手たちのモチベーションにつながっているのかなと思うんですが、そのモチベーションと今の成績に県民の思いは比例してついていっているのかということを実は感じています。

高田社長からも、私の住む県北地域は、まだまだ弱いというご指摘をいただきました。実際にヤフオクドームに野球を見に行く人はいても、諫早のスタジアムまでサッカーを見に来る人というのは、まだまだ限られている状況です。

J1になる可能性がある中で、そういった環境で本当にいいのかな、このまま頑張ってくれて自動昇格した時に、果たして選手たちの頑張りに応えられるような環境が県に整っているん

だろうかという思いがあるんですけど、このあたりについて担当課としてはどのように考えておられるのかお聞かせいただきたいと思います。

【井上スポーツ振興課長】 V・ファーレン長崎は、今、本当に頑張っていたいております。ただ、なかなか、特に県北方面の集客が思うようにいっていないというようなお話だと思います。先日の試合では、非常に劇的な勝利をおさめたわけですが、なかなか県北方面からは見えられていないということです。

県の集客対策として、特に県北方面に特化したことを今の時点では考えていないところですが、まず、県全体として広報をもっと力を入れてやるべきだと考えております。

従来から県の広報媒体を使った周知、全世帯広報誌とかラジオ・新聞でやっているわけですが、今後については、スタジアム内での集客イベントを、例えば、県内の高校生とか大学生といったところで、商業高校の皆さんとか、いろんな商品を自分たちで部活とかでつくっていらっしゃるようなところがあるというふうにお聞きしていますので、そういった方々に県からお声がけをして学園祭的なものをスタジアムでやれないのか。

そういったことで、V・ファーレン長崎としては、今、どちらかというと小中学生等、低年齢層に向けてサッカー教室などをしてファンの開拓をされているとお聞きしておりますけれども、県としては、県の公共的な位置づけも考えて、学校との仲立ちをしながら、高校生とか大学生といった別の層の集客につなげるような取組ができないかということで、今、V・ファーレン長崎とも協議をやっているところでございます。

あと、これも全般的な話になってしまいます

けれども、県としての広報、集客という意味では、各部局、それから県の関係団体等にもお声かけをして、スタジアムでの電光掲示板等を使ったV・ファーレン長崎のPR、こういったことで県民の皆さんに知っていただくような、県の施策も含めてですけれども、PRをしていくようなことなども考えていきたいなと今考えているところです。

【友田委員】 選手たちの非常な頑張りで、もちろん監督もそうです、V・ファーレン長崎全体での頑張りでこの成績があるものですから、当初、V・ファーレン長崎を県が支援をしてお金を出すという時に県議会でもいろんな議論があったと思うんですよ。なぜサッカーだけなんだと、県内にはいろんなスポーツがあるじゃないかという時に、Jリーグが掲げる地域と一緒にやって地域おこしの役割を担うみたいな、そういったお話があって、県としてもV・ファーレン長崎を支援していくんだということが示されました。

当時は、まさかJ1をうかがえるような成績になるのかどうかと懐疑的なところもあったんですけど、実際に今これだけいい成績が出ていると。そうすると、県が最初に県議会、県民に言った、Jリーグを通じて地域を元気にしていく、県下に広げていくという役割は、県がしっかり担ってやっていかなきゃいけないと思います。実際に結果を残してくれているわけだから。

そういった意味では、どうすれば弱いと言われる県北地域にそういった周知が図れるのか。こういった手法についても十分検討していただいて、彼らの頑張りに県民がしっかり応えられるように、そういった環境については、県としても尽力をいただきたいと思いますので、このことを希望しておきたいと思います。

そのことについてもう一度、考え方をお示し
いただきたいと思います。

【井上スポーツ振興課長】委員おっしゃるとお
り、県が、県北地区も含めて全般的にバックア
ップ、集客についてもバックアップするような
ことも考える必要があるだろうと思っています。

先般、県職員の有志のメンバーで「V・ファ
ーレン長崎を応援する会」というものを立ち上
げまして意見交換をやったり、その中で出た意
見をV・ファーレン長崎といろいろ協議をし
たりとかしているんですけども、そこには県北
地区の職員も多数参加していただいていますの
で、そういった方々とも、佐世保の現状なども
いろいろお聞きしながら、そして、佐世保でV・
ファーレン長崎を広めていくにはどういうやり
方がいいのか、そういったことも議論を今やろ
うとしているところですので、もう少しここは
スピードを上げながら力を入れていきたいと思
っております。

【吉村(洋)委員長】 ほかにご質問はございま
せんか。

【山本(啓)委員】 国境離島新法の実施について
お尋ねいたします。

説明資料にもありますとおり、雇用機会拡充
事業について、7月末までに国から2回の交付決
定がなされ、全体で356名の雇用が見込まれて
おりますということですが、従来、これ
は1次、2次、3次と分けて国へ内容を示し、そ
して、採択されていく、そういう流れであろ
うかと思います。現在、今年の流れの中でどこま
でいって、そして、今後、こういった形で今年
度の締めになるのか、ご説明いただきたいと思います。

【福田地域づくり推進課企画監】 国境離島地域
の交付金を使った雇用拡充の動きでございます

けれども、現在、2次までの採択が終わってお
ります。2次までにつきましては、部長説明で
申し上げましたとおり、356人の雇用を生み出
しているところでございます。これが第1次、
第2次と続いておりまして、第3次につきましては、
9月26日に申請を行ったところでございま
す。国におきまして、明日、9月29日に採択の
予定となっております、今年度につきましては、
計3回の交付決定が予定されていることにな
ります。

来年度につきましては、恐らくではございま
すけれども、今年度は初年度ということであ
る調整がありまして3回になっておりますけ
れども、来年度につきましては2回というこ
とで伺っているところでございます。

【山本(啓)委員】 本年度の3次が9月29日とい
うことではございますが、このことによって、今、本
県が提出している分を入れたとして、本年度予
定されている雇用数に足りるのか。また、全体
の国の事業のうち、総額のどれだけが本県に届
けられる予定になるのか。そのあたりについて
説明を求めたいと思います。

【福田地域づくり推進課企画監】 3次の申請の
状況でございますけれども、10件で、雇用の見
込み人数が25人となっております。その3次の
申請分を加えますと、事業件数でいきますと
123件、雇用の見込み人数はトータルで381人
という予定になっております。

今年策定いたしました国境離島の県計画では、
今年、400人という雇用の目標を掲げておりま
す。現在、この有人国境離島法の交付金に基づ
く雇用の見込み人数は381人ということで、400
人にはわずかに足りないような状況でございま
すけれども、地方創生交付金であったり、企業
誘致であったり、そのような外部から人を呼び

込むような施策とあわせて400人という数字を達成していきたいと考えております。

【山本(啓)委員】 結果、400人に足りなかったということで説明があったと理解します。そして、それらを埋めるためにほかの地方創生等の事業を使ってでも、本年度は国境離島地域において400人の雇用を生みたいという決意もあわせてお話をされた。決意なのか、見通しのある話なのか、ちょっとよくわからなかったんですけども、これはそういった見通しのある見込みの数字なんですか。400人を到達するというのは、見込みのあることを今おっしゃったんでしょうか。

【福田地域づくり推進課企画監】 確定した見通しではありませんけれども、ある一定、その事業が進んでいくと考えておりますので、少し確度の高い見通しだということでございます。

【山本(啓)委員】 初めて聞く言葉でしたが、確度の高い見通しを信じたいと思います。

その上で、381人だったという部分が、従来の雇用創出の取組の中において400人という目標とのギャップが生まれた、その理由は何なんでしょうか。

【福田地域づくり推進課企画監】 実際に386人という雇用の見込み人数になっておりますが、申請の段階では752人という申請が行われております。そのような中で国の50億円という予算の中で、まだ国は3次の分について公表しておりませんので、国のうちのどれくらいが県に来るか、まだ明らかになっておりませんけれども、第2回までに50億円のうち24億円ぐらいが来ております。3次で数億円追加ができると思っておりますので、5割から6割の間で国費を獲得できる見込みとなっております。

ただ、そこまで獲得したとしても、雇用の見

込み人数というのは、一部届かないところがあるのは、一定その事業者のそれぞれの雇用の形態といえますか、思っていたよりも雇用の人数が少なかったとか、そういうところもあるかと思いますが、これらの事業については今後も来年度に向けて掘り起こしを行っていききたいと考えております。

【山本(啓)委員】 381名という数字で正しいんだと思っています。

その上で、少し答弁が根拠を示すことのないやりとりになっているものですから、今後、その400名に足るための取組についてもしっかりと計画性と根拠を示したスケジュールを提出いただければありがたいと思います。

その上で、これは一部地域に国民の税金を当ててでも、その地域を振興する法律の枠組みになっています。大変ありがたいものではありませんが、その中身は民の資する部分があっても、そこに税金を入れてでもやる、雇用を生むという流れになっていますので、県レベル、市レベル、町レベルで雇用を生む仕組みをしっかりと確認したものが採択されなければいけない。その上で非常に厳しいものがあつたんだろうなと。752人から381人まで落ちているわけですから。その審査、厳しさ等も含めて現実的な取組がこのギャップなのかなと理解します。

しかし、来年も再来年もずっとこれは雇用を新しく生み続けていくことこそが、本県の人口減少に対する刺激に一番なるわけです。それをしてしなければならないというやりとりを一般質問で知事とさせていただいたと理解しています。

来年以降、このスケールを維持するのか、それともこれ以上のものを求めていくのか。予算の変動もあろうかと思いますが、見通しも含めて少し根拠のある説明をいただければと思いま

す。

【福田地域づくり推進課企画監】 まず、来年度の新規の雇用の目標でございますけれども、今年度の400名に對しまして250名という形で基本計画に掲上させていただいております。それは一部、今年度の事業を継続して取り組むものも当然ございます。一方で、先ほど申し上げましたような企業誘致や創業などで新しく起業といたしますか、事業を興す方々もいらっしゃいます。そういう方々を掘り起こす手段といたしまして、国のホームページであったり、日本離島振興センターのホームページであったり、もしくは移住サポートセンターでのホームページなどで積極的に情報を発信しながら、なおかつ、地域の商工団体等と協力をしながら掘り起こしに努めて、これらの250人を達成していきたいと考えております。

【山本(啓)委員】 ぜひしっかりした目標を立てた上で。しかしながら、これは各地域に雇用を生もうとする力がなければならないんだと思いますので、今年1年で出てきた752人というのは、採択されていないものも、その潜在能力というのか、潜在しているものもあろうかと理解しますので、それが離れていくことなく、しっかりと磨きを続けながら、来年度にはまた雇用につながるようにお取り組みをいただきたいと思います。

次に、ORCについてお尋ねします。

本日の説明の中にもありましたが、昨日、緊急着陸したということで説明がありました。もう半日はたつわけですが、現在、ORCの方で正式な発表があったのかどうか。

今後の対策は、現状についての説明のみでしたので、今後、更新時期も踏まえて現在の機体についての県としての認識をまずお伺いしたい

と思います。

【佐倉新幹線・総合交通対策課企画監】 昨日のORCの緊急着陸でございますが、午前中の報告では、原因は調査中ということで報告させていただいておりましたが、原因としましては、機内の空調関係、エアサイクルマシンの不具合によりまして緊急着陸に至ったということでございます。

現在は、その原因が判明しまして、午後の便から復旧、本日は4便欠航、6便遅延ということで計画されておりますが、午後からは2機体制で運航を行う予定になっていると聞いております。

今月に入りまして欠航、遅延がたびたび起きているところでございますが、ORCの機材更新の時期は、現在のところ、平成31年度、平成32年度を計画しているところでございます。そういうこともございまして、機材更新時期に近いということと、現在の欠航、不具合の状況の因果関係はわかりませんが、そういった機材の状況等を見ながら機材の更新時期を早めることが必要なのかどうかということとはORCとも協議しながら進めてまいりたいと考えております。

【山本(啓)委員】 空調関係のシステムのトラブルということでありまして、これは故障なんですか。乗客の方が見てわかった話だったんですか。機内で、誰かが「これは」ということで故障となったのか、それともコックピット内にいるパイロットなり誰かがそういったトラブルを確認して戻るという認識になったんですか。要するに、何が言いたいのかというと、機体の故障というものが明確にわかって、これは飛行が困難だということで戻って緊急着陸という宣言をされたのか、その部分がよくわからない

ので、もう一度お願いします。

【佐倉新幹線・総合交通対策課企画監】 その状況につきましては確認がとれておりませんが、客室内にミスト状のものが発生したということで、機長より、長崎空港に緊急着陸をするというような報告を入れたと聞いております。

【山本(啓)委員】 その上で、平成31年、平成32年という更新時期が迫っている中ではありますが、ここ最近、機体のトラブルが非常に多くて欠航等があるのは確かであります。そのことに対して、乗っている人たちはやはり不安を感じるし、スケジュール的にも信頼の部分が欠けていくのかなと思っています。それに対する回答が、平成31年度、平成32年度までに更新しますということですであれば、幾分、説明としては足りてないと思うんですが、まず、県としてはどのような認識を持たれて、また、ORCとどのような、今後、それらのアナウンスの部分で協議なり、お考えを合わせるようなことがあるのか、お尋ねします。

【佐倉新幹線・総合交通対策課企画監】 ORCの運航、航空機の運航につきましては、安全第一、安定運航というものが、お客様のご利用に当たって信頼を得るものだと考えております。現在の欠航状況、遅延状況等につきましては、お客様にご迷惑をおかけしているところでございます。

更新の機材につきましては、やはり安定した運航が整いますよう、万全な整備、現状の機体での安全な、万全な整備というところがまず第一になってこようかと思っております。その後、現状の機材の状況等を踏まえて少しでも前倒しすることが可能なのか、機材の寿命なのかというところを慎重に検討しまして、ORCとも話をしながら機材の更新時期、経営上の仕組み等も

ろもろ考えながら、考えていきたいと思っております。

【山本(啓)委員】 まさしく計画に沿ったものを実行できるのであれば大変ありがたいけれども、しかしながら、機体の更新時期というのは、機体の状況によって、それは変更されてもしようがない話だし、そうしなければ安全を確保できない、信頼を失っていくんだと思います。

その上で、今ご説明いただいたのは、できる限りの前倒しを行ってでも更新をしていきたいという答弁であったかと思っております。

最後に、再生スキームから、現在、維持スキームという流れの中で、新たな更新を平成31年、平成32年に定めた取組の中に今あるんですが、こういったものを前倒しをすることに必要環境というものを整わせることができるというような見通しも含めて今のご答弁をいただいたのか、最後にそのあたりを説明いただきたいと思います。

【佐倉新幹線・総合交通対策課企画監】 機材の更新につきましては、一番問題なのは財源となろうかと思っております。今、現状において機材更新の候補といいますのは、購入するか、リースにするかということも検討しているところでございます。

そうした中で、財源的なものも踏まえて前倒しが可能か、機材の購入時期、リース、発注見通しを見ながら前倒しできるものは前倒ししていくべきではないかということを今考えておまして、ORCにもその点の話を先日もしたところでございます。

【山本(啓)委員】 もうORCと協議しているということを今おっしゃったので、どうしても、もう1回聞きたくなるんですけども、2機あるうちの1機が平成31年ですよね、その次が平成

32年ですから。今、平成29年ですよ。その間でどれぐらいの前倒しが可能だという見通しが立っているんですか。そういったことをいつお決めになるおつもりなんですか。見通しが立っているのか、また、決断の時期がいつ頃なのか、そういった部分について可能であればご答弁いただきたいと思います。

【佐倉新幹線・総合交通対策課企画監】現時点におきましては、今、どこの段階まで前倒しできるか、いつの時期までに決断をしなければいけないかという明確な答えはすることができませんけれども、現状において更新時期というものを、機材の選定を、進めている状況でございます。

【山本(啓)委員】 しつこいですが、最後がよくよく聞こえなかったものですから。いつお決めになるんですか。見通しはわからない。しかしながら、平成31年度はすぐそこです。機体の今の故障の回数もわかっています。その上でしっかりとメンテナンスしながら営業というか、運航を行っているわけです。ですから、平成31年と現在の間で、いつまでに前倒しの時期とか、そういったことを検討するめどというのがあるのかないのか、お尋ねいたします。

【佐倉新幹線・総合交通対策課企画監】現時点でいつまでということは決めておりませんが、平成31年度からの運航となりますと、年度内には一定のめどを立てたいと考えているところでございます。

【吉村(洋)委員長】 ほかに。

【前田委員】 午前中、新幹線の質問が出て、ちょっと確認ですけども、知事が本会議でも、これから経済効果を示しながら、フル規格の訴えというか、浸透を図っていききたいということでしたけれども、これを外部に発注すると言った

んですかね、委託で。一遍、答弁してください。

【廣畑企画振興部次長】 経済波及効果の推計は、外部コンサルに発注をしています。

【前田委員】 そしたら、経済波及効果といっても漠然としていますので、どんな条件、どんな内容でオーダーしているのか、少しお示しをいただけないか。

というのは、もともと経済波及効果については、漠としたものであったと思うんですが、以前、シンクタンクで関西への乗り入れを前提としながら経済波及効果が出ていたと思うんですけれども、それを焼き直しをするということになるんですかね。

結局、フル規格、フリーゲージトレイン、ミニ新幹線みたいな形で経済波及効果を出していくのか。その辺をもう少し、発注を出すのであれば詳しく説明をしてください。

【廣畑企画振興部次長】 経済波及効果の推計ですけれども、まず、需要予測を調査事業として行います。需要予測といいますのは、リレー方式、フル規格、ミニ新幹線、フリーゲージトレインの方法で、整備しない場合等に比べて、それぞれ整備した場合の交通移動がどの程度変わるか、人々の移動の状況がどう変わるかということ推計いたします。

その上で交流人口、新規流入人口がどの程度増えるかということを出した上で、長崎・西九州地域に新たに来訪される方々が、その地域内で消費活動を行います。消費活動を行うことによって経済効果が生まれる、そういうものを推計していくことになります。

以前、算出したのも同じ経済波及効果でありまして、以前はフリーゲージで山陽まで直通運行した時にどの程度需要が増えるか、それによって効果がどの程度上かるか、70億円でしたけ

れども、そういうことを推計しました。それと同じ考え方で新たにフル規格の場合等々について推計をしてまいりたいと考えております。

【前田委員】フリーゲージの時に70億円という数字は私の記憶にありますけれども、ということは、経済波及効果の条件の中で何をもって数字が動くかということ、まずは時間ですよね。ミニ新幹線、フリーゲージ、フル規格にした場合、時間がどれくらい短縮というか、幅がある。それともう一つは、乗り換えが何回になるか、1回なのか、2回なのか。いろんな専門書を読むと、1回の乗り換えで人間の心理としては30分、負担を感じるというようなこともあって、そういうことを考えた時に、新幹線に乗って長崎に行く人が、どのくらい上下するかというようなものというふうに考えていいんですか。そこから出てくる域内の経済効果というのは、それをベースにした形で数字をはじくということになるわけですかね。

【廣畑企画振興部次長】委員のおっしゃるとおりでございます。

【前田委員】ということは、出た数字を待ちたいと思いますけど、なおさらフリーゲージトレインというのは、当然、フリーゲージよりもミニの方が数字が大きくなるし、もっと言えばフルの方が大きくなるというのは想定がつくわけですよね。まあ、数字が出るのを待ちましょう。

それで、ただ、私が心配しているのは、昨日の与党PTで、与党PTでもこれは了承したんでしょうけれども、年度末までに検討の材料とするための3つの数字を出してもらおうと。年度末ということは3月末までなので、随分と時間があって、午前中の質疑でも出ていたように、それまでにすべきことがあるんじゃないかという思いがあるわけですよね。

そう考えた時に、前回は質問したんですが、私自身は、各委員の方、この認識はさまざまだと思うんですが、平成28年3月の六者合意が崩れていると思っているんですよ、六者合意が崩れている。そういう意味においては、長崎県がやっぱりそこはきちんとした声を上げて、六者間の検討会なるものを再度開くべきだと思っていて、それはフリーゲージ云々だけではなくて、肥前山口ー諫早間の上下の分離のこと、肥前山口ー武雄温泉間の全線複線化の六者合意の各項目自体も、年度がずれたり、もしくはできなかったりというケースもあると思うので、そこは六者合意が崩れているということに関しては、佐賀県も同じ認識に立っていると私は思います。

そういうことをもってして、やはり六者間で協議会を設けるということを訴えていくべきだと私は思うんですが、そもそも六者合意に対して、前回は六者合意が崩れたという認識は示されませんでしたけれども、切り口としては、この辺の六者合意について、これはフリーゲージ以外の項目も今言ったようにありますので、もう一遍、六者間で、こういうことも含めて、JR、それから鉄道・運輸機構、国土交通省を含めて開催すべきだと、その開催要請をすべきだと思いますが、その点はいかがですか。そういう考えはありませんか。

【廣畑企画振興部次長】六者合意の捉え方ですが、前回の委員会でも委員から話がありました。ただ、県としましては、六者合意は平成34年度までの開業の道筋をつくったものと理解しております。それ以降の整備の方式というものがまだ決まっていないところですので、その整備方式を議論する、それとあわせて、それ以降の姿を協議する必要があるれば、新たな形

で協議を行っていく必要があると思います。現在の六者合意は、あくまでもそれは今決まっている平成34年度までの姿を保証するものとして存在、位置づけられ続けるものだと考えております。

【前田委員】では、その区切りとなる平成34年度自体が仮にフリーゲージとなっても、ずれ込む話ですよ、今の技術開発のめどからいけばですよ。そういうことを考えれば、上下分離だったり、全線複線化も時期が全部ずれるということになりますし、そもそもこの六者合意事項の中で山陽新幹線の乗り入れなんて合意事項の中に入ってなくて、そういうことを考えた時に、今般、意見書も議会の方で用意していますが、その中で山陽新幹線への直通運行を実現することということも含めて、当時の六者合意の中で、本当は合意項目に入れておってほしいことが抜けているというふうに私は認識していて、改めてそこは確認の意味で問題提起していいんじゃないかと思うんですが、今言ったように平成34年度までの道筋だから、この部分は生きているんだというか、特段、これからの国との交渉の中で、このことは別段に置いておくという話になるんですかね。

ほかにアクションのしようがないんですよ、もう待つ以外に。だから言っているのもあって、本当に待ってただけでいいのかということを含めてお尋ねしたい。その中での六者合意じゃないかなと私は思っているんで、切り口として。違いますかね。違う考えであつたらお示ください。

【廣畑企画振興部次長】現在の六者合意は、繰り返しますが、平成34年度の対面乗換方式の姿を実現したものです。その後の姿を決めていく上では、六者合意と同じような合意協議とい

うものが必要になってくるかもしれません。そうなってくると、また関係六者で集まって、その後の姿を決めていく場が必要になってくる可能性があります。そういう意味では、今の六者合意をなかったものにして新たにつくるというものではないとは思いますが、今後、その整備の方式を決めていく上で協議していく事項が出てくると思っております。

【前田委員】新たにすぐ六者合意をしろという話ではなくて、当時決めた六者合意の、ここここをこれから検討とか、当然これから課題になりますよねという認識を持つためにもやるべきだと私は思っていて、すぐ集まって、すぐ六者合意を破棄して見直してと。

いずれにしても、材料がそろわなければ、どういう方向にするのか決まらないんだから、六者合意はすぐ結べないと思っているので、そこは違う意味で言っているんですけれども、検討してほしいなことだけ要望しておきます。

【前田委員】幸町工場跡地の件をお尋ねしたいと思います。

6月定例会でも質問したと思うんですが、現在の進捗状況は、どういう状況になっているかをまずお尋ねしたいと思います。

【鳥谷まちづくり推進室長】三菱重工の幸町工場跡地の件ですけれども、この跡地につきましては、今年1月に「幸町工場跡地まちづくりコンセプト」というものが公表されまして、その後、三菱の方で事業計画案の募集が行われております。事業計画書の募集が行われて、提案書自体が7月末までに提出されております。これはまだこういった形で事業計画をするということが、複数社から、個別の会社は何社来ているというのは、ちょっと差し障りがあるということで教えていただいてないんですけれども、複

数社から、住宅でありますとか商業施設、また、ほかにスポーツ施設であるとか、いろんなことを複合した形で、今、案が三菱の方に出されているという状況です。

今、三菱の方が、提案があった企業から実現可能性等をヒアリングしておりまして、それを受けまして、今後、10月以降に事業者の募集を改めてされる。その後、年度内ぐらいに優先交渉権者を決定しようというスケジュールで進められていると聞いております。

【前田委員】 私は、もともと県と市がもっと関与すべきだということで意見を言っていたので、今の状況を聞くと、いかんともしがたいのかなと思ったりもしているんですけど。

提案書が7月末に出て、今、ヒアリングをしていて、10月以降に募集をとということで今ご報告がありましたけれども、そもそものコンセプトが県や長崎市も含めて人口が減少するのは明らかなわけで、本当に人口減少社会に対応したようなコンセプトになっているのかというと、少し無理があると私は思っていて、その中でも、要綱の中に長崎県や長崎市が企業誘致をする分に関しては、別途検討するよということだったんですけども、企業誘致を働きかけた状況というのは、どういうふうにお聞きしているんですか。

【鳥谷まちづくり推進室長】 企業誘致についてのお尋ねですけれども、産業振興財団の方で企業への誘致活動を実際行っているというふうに聞いております。ただ、現時点では、幸町工場に立地という形には至ってないと。

理由をちょっとお尋ねしたんですけれども、工場の用地としては地価が高いということで、なかなかあそこへの誘致というのが実現するような形にまでは至っていないと聞いていますとこ

ろでございます。

【前田委員】 地価が高いという話でしたけど、もともと今の都市計画の用途地域でいけば準工業用地になっているんじゃないですかね。準工業用地でしょう。工場しか建たないという話でしょう、工場、それに類するもの。だから、工場と、それに類するものの地価と、今、三菱がコンセプトとして示していて、そのコンセプトに合わせて、最終的に長崎市は都市計画の用途地域を変更すると思うんですけども、その際には、当然、用途が広がるわけだから地価が上がるんじゃないですか。

今おっしゃった地価が高いというのは、現在の準工業用地としての土地の価格が高いと言っているんですか。そうじゃなくて、三菱がその後計画を立てて、先々、将来的に長崎市が用途地域の変更をしてあげますよというか、しましうねという時の地価に準じて高いということ、どちらですか。後段だと当然高くなるから、企業側としてはなかなか手が見つからないと思うんですが、今言っている地価が高いというのは、現在においても高いと。工場用途地域を変更しないという前提で地価が高いということをおっしゃっているんですか。

【鳥谷まちづくり推進室長】 財団が具体的に示した地価が幾らというところまでちょっと確認がとれてないんですけれども、近隣の土地の売買単価とかで私たちが知る限りでもかなりの金額になるので、詳しくは、工業地帯だからというところで確認はしておりません。すみません。

【前田委員】 私自身は、住宅とかができる分は、それはこの長崎の地形を考えた時に否定はしないし、そういうのもあっていいのかなと思うんですけども、あの場所でそれをするということもないなという思いがあります。

それと商業施設については、やはり近隣の商業施設、そして、このまちなか、また、地域の商店街がある中で、人口減少が進む中で、経済のパイが狭くなる、もしくはそもそもの経済のパイが少ないですから、それに対して商業施設をつくるのが果たして、特に大手資本が入った形でやる方がいいのかなと、いいことだとも思っていないので、やはり長崎が人口のダム機能を果たしていない、製造業が弱いという中で言えば、本来は製造業が来るのがベターだと思うんですよ。しかし、そこに地価ということがネックになっているということをおっしゃったから、であるならば、もう少しそこを確認しながら、地価は、どっちの地価を言っているのか。仮に地価が高いということであるならば、その土地を県や市が購入して定期借地するような方法もあると思うので、企業誘致に関しては、別途考えると言っているのです。

ただ、これはトータルで考えれば、三菱が自分のためにやっているんだから、利益が出ないことに対して、どう判断するかということとはなかなか難しいかもしれないけれども、長崎市全体の発展を考えた時には、企業誘致が別項目に立っているんだったら、ぜひ、そこまでのまだ時間の余裕がありますので、確認をしながら、何か方法がないかということは改めて要望しておきたいと思います。

最後にしますが、確認だけですが、まち・ひと・しごとの総合計画は、県も、各自治体も含めて進んでいるんですけれども、長崎県のまち・ひと・しごとの各数値目標のKPIは、中間年度においても順調に進んでいるという報告を受けていますけれども、このKPIについては、以前も確認したと思うんですが、各自治体の同種項目の積み上げの数字をKPIとしてい

るんだったかね。違いますよね。

【前川政策企画課長】県内市町の積み上げの数値にはなっておりません。

【前田委員】それで、私たちは、ずっと精査してほしいと思うんだけど、県が各種数字で占めているKPIも、各市町がつくっているようなKPIも、結構重なるKPI、項目が多くて、それが積み上がったもの、県のKPIというのは、本来は各自治体の積み上げた数字、これはKPIに限らず全てだけれども、その集合体全部が県の数字だと思っているんだけど、県単独で数字が上がるわけないですから、それには各市町がはまっていて、その積み上げがなければ、県の数字の根拠というか、見込みはどうなんですかといった時に、やっぱり各市町の進捗を見ていかなきゃいけないと思っていて、そういう意味においては、確度の低い見通しじゃないかと思うんですが、その点いかがですか。

【前川政策企画課長】確かに、委員おっしゃるような形で計画が策定できれば、それは理想の形だと思っております。

ただ、策定する段階で、特に人口減少の部分につきましては、県においては、当初の5年間で社会減の3割を改善していくという具体的な数値目標を掲げている部分がございますけれども、市町によっては、その部分、数値目標を掲げられてない部分がございます。また、3割の目標に達していない部分もございます。

そういう意味では、市町が目標どおり達成したからといって、県の全体の数値に単純計算でならない部分が出てきますけれども、そこは私ども、各市町と情報交換しながら、市町の状況も見ながら、我々は県の目標値達成ということを考えておりますので、足らざる部分は、目標の達成度合いが低い市町に対して、さらに上乘

せの数値というものをまた投げかけていきというような状況で目標達成に向けてしっかり進めていきたいと思っております。

【前田委員】 課長の答弁は了解としますよ。ですから、K P Iの数値に向かって進む中で進捗管理をする。その数字が、しかし、残念というか、立て方でしょうから、各自治体の積み上げになっていないということは、蓋をあけてみたら数値が随分ずれていたというケースも無きにしもあらずなので、そこは一致しなくてもいいから、各自治体でチェックをしていくという話と、その中で、今おっしゃったのは、本当に足らざるところがあるとするならば、その自治体、自治体に対して応援をしていく。そう考えた時に、このまち・ひと・しごとの目標というか、一つのやらなきゃいけないんじゃないかなと思うことは、県が施策を示して補助制度を県下一律にするのではなくて、自治体ごとの実情に合わせて、自治体ごとの目標に合わせた中で、そして、その自治体の中で何に今力を入れていくかということによって、各市町によって認識が違おうと思うんですね。それに対応できるような県としてのバックアップ体制をとってほしいから。

いわんとすることは、各市町との連携をさらにとる中で、めりはりのきいた支援、長崎市に対しては2分の1かもしれないけれども、その目標があるんだったら諫早市は3分の2でいいですよとか、そういった少しフレキシブルな、オーダーメイド的なメニューというものも、後半に入っていく中では、各自治体のK P I、求めるべき都市像をつくる中ではあっているのかなと思っているので、そういうこともぜひ検討してほしいということを要望したいんですが、いかがですか。

【前川政策企画課長】 それぞれの個別の具体的な取組につきましては、私ども政策企画課で直接所管しているわけではございませんで、それぞれの部局単位で所管しておりますので、今、私の口から、そういった補助率等がある程度柔軟にということをはっきり申し上げることはちょっと難しゅうございますけれども、委員のご指摘は十分理解いたしております。

特に、私どもで、まち・ひと・しごとを進めていく時に財源として一番活用できるのは地方創生交付金だと思っております。その地方創生交付金につきましては、市町がそれぞれどういったプロジェクトを組み立てて、どう国に申請していくかというところで、そのプロジェクトが採択されるのか、されないのかということにかかってまいります。

ですから、できるだけ私どもと連携しながら進めていく事業につきましては、県が考えているプロジェクトの連携事業ということで、市町が独自にプロジェクトを組むことなく、なるべく県のメニューの横展開という格好で市町に乗ってもらおうと、市町単独では採択されないものが、県と連携することで採択されるということもございます。

また、市町が独自で考えている部分につきましては、内閣府の担当者が長崎に視察に来られた時には、市町の計画のブラッシュアップの助言をいただくような場もつくっております。

今度、10月には内閣府の、まさに地方創生交付金の直接の長崎県の担当者をこちらにお招きしまして、市町の担当者も招いて、交付金を活用していく時のポイント、アドバイスなどいただきながら、市町と連携しながらしっかり取り組んでいく場を設けております。そういった内閣府との個別相談ですとか意見交換の場なん

かもつくっておりますので、そういったことも活用しながらしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

【吉村(洋)委員長】 暫時休憩いたします。

再開を2時45分といたします。

— 午後 2時34分 休憩 —

— 午後 2時45分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 休憩前に引き続き、委員会を行いたいと思います。

引き続き、議案外所管事務一般について質問を行います。

【山田(朋)委員】 地域商社の取組について伺います。

部長説明の中で商談会を東京で行っていただき、343件の商談が行われ、実際に商談が成立したのが6件とあります。343件中6件というと、長崎県が持っているおいしいお魚という非常にレベルの高いおいしいものをもってしても、この6件という数字は、やっぱり低いんじゃないかなと私は思っております。あわせて、個別の商談が進められているということですが、なかなか成立にいかない理由、運賃がかかる分、値段が高いとか鮮度の問題、何をもってなかなかうまくいかないのか、その辺もちょっと教えてください。

【福田地域づくり推進課企画監】 8月3日、4日及び8月23日からの「シーフードショー」で商談を行いました。すぐに取引に結びついたものが、ここに書いているとおり6件でございます。その後、個別に商談が進められまして、さらに10件の取引が成立しております。現在、そのほかにも多くの商談が進められております。

すぐに商談に結びつかない背景といたしましては、飲食店ですと、メニューの改定に合わせ

て行ってきたいというところもあったり、あとは1度トライアル的に、特に鮮魚の場合でございますと、実際に自分のところに届いた時の魚を試してみたいというようなお声も多数あります。ですから、すぐさまにはつながっておりませんが、先ほどの6件に続きまして10件の取引が拡大しております。さらに拡大できるように、輸送の方法であったり、確実性であったり、あとは生産者の方でのきちんとした商品の取り扱いであったり、その辺を強化していった取引の拡大に努めてまいりたいと考えております。

【山田(朋)委員】 10件プラスで決まったということであります。私なんか単純に、お刺身とかだったら、そのお魚が宮城県のものだったのが長崎県のものになっても、そう変わらないかなというイメージでしたが、お魚を使ったいろんな創作料理というものは、なかなか難しいのかもしれないんですけど、理由はよくわかりました。

あと、トライアルということですが、私がお店をしていたとしたら、1回無料で来て、鮮度も大丈夫ね、色とかも変色してないねということを確認できたら注文しようかなという気持ちになるかなと思うんですけど、そういったことに対して考えはないのかどうか。何かしらの、生産者の負担になってしまう話だと思うんですけど、少しユーザーの要望に応じて何かしら考える余地があるのかどうか、その辺のことを。

【福田地域づくり推進課企画監】 まず、トライアルですが、通常の料金の概ね7掛けか、もしくは8掛けの料金で出しております。すなわち、その差額の分については、輸送費を圧縮するなどの工夫をいたしまして、生産者にで

きるだけ負担がないような形でトライアルを実施しております。

さらに、私ども、東京に「マーケット支援員」というものを置いております。もしくは各地域商社から営業の方がお店に出張ってまいります。そのような中で向こうのニーズといいますか、要望を十分お聞きしながら、例えば、今回入っていた魚ではなくて、もっと赤い魚が欲しいんだとか、そういうお声を十分聞きながら取引につながるように努めているところでございます。

【山田(朋)委員】 前定例会の時に、さっき言われていましたけど、鮮度保持とか、生産者側の出荷の段階で問題があったということと言われたかと思うんですけど、あれから数カ月たちましたが、その辺の指導も行い、今、そのあたりは問題なく、ぼちぼちなっているよという状況なのかどうなのか教えてください。

【福田地域づくり推進課企画監】 特に、島における鮮度保持につきましては、こちらの長崎の方に「しまの総括支援員」というものを置いております。これは長崎市内に事務所を構えておりまして、随時、各離島の生産者を訪問していくというような形にしております。毎週のように、どちらかの離島に出しておりまして、そういう中で漁協や生産者の方々と協力をしながら、鮮度保持の技術であったり、大切さであったり、そのあたりを伝えておりますので、そこは徐々にではありますが、浸透しているもとを考えております。

【山田(朋)委員】 わかりました。地道な活動があつてこそという形になっていくのかなと思っております。ぜひ長崎県が誇るすばらしい鮮魚が東京等の飲食店に並ぶことを私も心から願うところであります。

次に、移住、U I ターンの促進について伺い

たいと思います。

同僚議員の一般質問の中で移住者が相当数増えているという数字は確認をしたところでありますが、再度、その数字を確認させていただきたいと思います。

その要因として有楽町のふるさと回帰支援センターですかね、人を配置して、最初は一人でスタートしたと思いますが、今、二人体制になってましたかね。そういったことが功を奏しているのか、どういったことが背景にあつて増えてきたと思っているのかをお聞かせください。

【渡辺地域づくり推進課長】 U I ターンの実績とその背景、要因のお尋ねでございます。

平成18年度からU I ターンの取組を県でも行っております。概ね年間130人程度で窓口を開設した当時は移住者が推移しておりましたけど、平成27年度に東京に相談員を一人置いて相談窓口を設けまして、平成27年度が213名となりました。平成28年度はながさき移住サポートセンター、これは県と市町が協働で相談窓口体制を整備したわけでございます。現に、長崎の本部に4名、東京に2名という体制で、平成28年度の実績が454名でございます。平成29年度は、四半期の6月までの実績で199名と昨年を上回るペースで増加しているところでございます。

背景としましては、東京にしっかり相談体制を整備したということ、それから、県と市町協働での移住サポートセンターということで、そこを中心にしながら情報発信の強化でありますとか、相談体制の充実、各市町においても専任相談員の配置でありますとか情報発信を強化しておりますので、そういったところが功を奏しているのではないかと考えております。

【山田(朋)委員】 平成28年度は454名、今年度も四半期で199名ということでございます。平成

18年度から平成27年度の過去の10年間に比べると本当に頑張っていたでいて、成果が上がってきていると思います。

そこで、今、移住者に人気のあるところが新上五島町とか東彼杵町だったかな、私の古い記憶なので若干変わっているかもしれませんが、まず、どういったところが人気があるのかということと、あと、主な移住先ですが、空き家を活用したところだったり、あと、公営住宅を利用しているところがあるかどうか、そこをちょっと教えてください。

【渡辺地域づくり推進課長】実績がかなり増加をしてきておりますけれども、市町ごとにばらつきがございます。特に、平成28年度で申し上げますと、まず、都市部の長崎市、佐世保市は当然人数が多いわけですが、それ以外で申し上げますと、五島市が55名とか、あとは平戸市が59名、新上五島町も26名、東彼杵町が8名という状況でございます。

住宅の状況ですけれども、公営住宅につきましては、公営住宅というより、市町でやっているのはお試し住宅、これは県の使っていない公舎を活用したりとか、市町ご自身で準備されたりという形で、一定期間、お試し住宅を使いながら実際に住まわれるところを探したりというところがございます。

【山田(朋)委員】わかりました。私が不勉強ですみません。お試し住宅で県の空き公舎を活用して21市町のどこかしらはそういう形でやっているということですね。半年とか期限を決めてということですね。わかりました。

そこで、二番煎じになってしまうことは嫌われることかとは存じますが、高知県が二段階移住を促進しております。というのは、東京とか大阪の大都市部の方で、ちょっと五島とかに興

味があるけど、いきなり島の暮らしは不安だから、長崎とか佐世保とか、まち部で暮らして情報収集をしたり、生活に慣れたり、仕事を探したりということ、公営住宅、家具付きの県の公舎を半年間貸し出してそういったことを進めているようであります。先ほどのご答弁の中で、都市部の長崎市とか佐世保市は順調に増えているということでもあります。もちろん、長崎市も、私は佐世保市なので佐世保市も増えていただきたいんですが、過疎地域というか、離島など人口が少なくなっているところがあるので、特にそういったところに行っていただくことが望ましいのかなと思っている中では、そういった二段階移住の考え方はどうなのか、ちょっとお聞かせください。

【渡辺地域づくり推進課長】移住希望者の方が関心が高いのがお仕事と住宅ということで、非常に重要な要素だと思っております。例えば、過疎地域においては空き家バンクという形で市町が中心になって空き家の登録をしております。まだまだ少ない状況ですけれども、平成27年度は13市町で取り組んでいたものが、現在は17市町で空き家バンクの取組をされておまして、成約数も平成27年度が49件だったものが、平成28年度は104件という形で実績も伸びてきております。

ご提案のありました二段階移住というものも、移住希望者の方はいろんなニーズがございまして、特に、Iターンという形であれば土地に馴染みがない方でございますので、そういった形で最初から移住ということではなくて、ハードルを下げたような形での取組も今後検討してまいりたいと考えております。

【山田(朋)委員】ぜひご検討いただきたいと思います。

最後に、UIターンに関して1つお聞きしたいんですけども、多くの方が住まいと仕事を決めて来るとは思うんですが、直近でいうと平成28年度の454名の方は全て、これは家族等も入っての454名でしょうから、主たる世帯主の方の仕事が決まって来たのか、こういった状況なのかをお聞かせいただけますか。

【渡辺地域づくり推進課長】 454名の方、これは県と市町の窓口を通じて移住された方ということで、全てのそういった状況を把握しているわけではございませんけれども、増加した要因というのが、やはり平成28年度の移住サポートセンターを立ち上げた時に、無料職業紹介の届出を行いまして、就職相談員を4名のうち2名置いているということで、就職のマッチングには非常に力を入れております。

現在、県内の企業でも移住サポートセンターに190社ほど登録をいただいて、そういった企業の求人情報も紹介しておりますので、相当そういった割合を占めていると考えております。

【山田(朋)委員】 わかりました。先ほどの答弁で二段階移住について検討いただけるということでしたので、無計画のまま、おいでいただいても長続きしないと思いますので、ハードルを低くして、なおかつ自分に合う仕事をゆっくり見つけてもらう機会にもなるかと思いますので、ぜひご研究をいただきたいと思います。

【吉村(洋)委員長】 ほかにございませんか。

2巡目に入りますので、簡潔、明瞭に趣旨をはっきりして、答弁も簡潔にやってください。

【田中委員】 新幹線関係について部長と討論をしたい、質疑をしたいと思います。

午前中、小林委員から激励があっていましたが、私も激励をしたいと思っております。よろしくお願いします。

まず、部長、日本列島を見た時に、鹿児島から札幌まで新幹線が、西九州ルートは本当は整備五線なんて入れないですよ、普通は。鹿児島から札幌までのルートの中に。その西九州ルートが、久保知事という人は大変な政治力があつた人だなと私は思っております。日本列島の屋台骨から抜けているのは、新潟ルートの田中角栄さんだけなんです、それと西九州ルートだけです。北陸ルートというのは東京と大阪を結ぶだけなんだから。ただ、北陸へ向かって結ぶという。だから、長崎県の財産なんだから、整備五線に西九州ルートが位置づけられているというのはね。今回はようやくけれども、いろいろな紆余曲折があつて、知事がフル規格でやりたいということで全国的に発信をしているわけだから、その思いを部長、企画振興部として受け止めて積極的に動かないと。どうも午前中の議論を聞いていても受け身です。なんでなのかなと。今までが全て受け身だったから今後も受け身というわけにはいかないよ。今回は方針を変更してフル規格でお願いしたいということでやっているわけだから。自慢じゃないけど、議会は先行してフル規格ですっとお願ひして回ってますよ。これは当局と議会の違いで、議会は、やろうと思えばできるから、先行して。私は、先見の明があつたなと思つてますけどね。

そこで、一番の議論になるのは佐賀県対策なんです。佐賀県をどうやって、一緒に土俵で国にお願いに行くかと。やっぱり佐賀県と一緒に行かなければ、この問題は解決しないんですよ。どういう努力をしているのかということをお本会議でも聞いたけれども、時間の関係であまり聞けなかったけれどもね。佐賀県対策は、どうしようと思つているのか、どうしてきたのか、まず聞きたいと思います。

【古川企画振興部長】フル規格を与党PT検討委員会で最善の選択肢ということで本県から要望をしたのは、FGTの検証結果でありますとか、運行主体でありますJRの収支採算性の問題でJR自体がFGTということはなかなか難しいということの判断を受けての話でございます。

そういう中での最善の選択肢としてフルということで私どもは要望をしたわけですので、そこは当然フルということで進んでいかないといけないんですが、大きな問題は佐賀県の負担ということでございます。その部分については、非常に高いハードルだと認識をいたしております。そういう認識の隔たりの中で、そこが最大の課題でございますものですから、何とかそこを佐賀県に理解をしていただく必要がまずはあるものと、その上で一緒になってフルということで要望をしていく道筋が必要だということでございます。

そういうこともございまして、フル規格の優位性をしっかり訴えるために経済波及効果がどれくらいあるのか、その部分を示すことで、逆に言えば負担の問題も程度の問題ということになるかと思えますけれども、その辺の佐賀県の理解も得ることができるのではないかと。そういうところを取っかかりにしてというようなことで私どもとしては考えている次第でございます。

【田中委員】そこら辺が物足りないよ。フル規格の優位性なんかわかってるじゃないの。フル規格がいいということはわかってるし、フル規格で最初からやる予定だったんですよ。佐賀県がだめだから、いろいろな今までの過程があるわけです、25年間も。

平成4年11月、長崎県議会で基本ルートが決

まった時に、佐賀県がうまくオーケーしていたら、もうその時点で全線フル規格で行けたんですよ。佐賀県が「ノー」と言うから。あれから25年間、佐賀県を説得しなければ新幹線問題は解決しないというのは、理の理じゃないの。

私の経験から言うと、鉄道局長よりも与党PTの方が力がある、私の経験から言うと。与党PTにあなたたちは、8人おられるかな、福岡県が2人、佐賀県が2人、長崎県から2人、そして公明党さんから2人の8人。何回かいろいろなお願ひに行った経緯がありますか。私は、全員に最低でも5回は会ってるよ、8人の委員の皆さんに。ほとんどの人が、「フルでいきたい」と言うのと、「そうですもんね、フルがいいですもんね」と言う人ばかりで、フルは反対という人はおられませんよ。松山代議士から、今度はまた山本幸三代議士に代わったけれどもね。前は山本幸三代議士だったけど、大臣になられたので松山代議士になられた。そしてまた、大臣になって交代された。他のメンバーは、入れ代わりはありましたけどね、今村先生なんかの関係でね。しかし、佐賀の二人だって、何も反対じゃないわけだから。その感触が、本当、わかってるのかな。ただ、知事をどうやって説得するかということに関しては、いろいろ佐賀の国會議員さんと意見が分かれたけれどもね。

だから、そういう経験があるのかな、あなたたちに、生のPTの議員の皆さん方に、長崎県の金子代議士、谷川代議士には、もちろん、あなたたちも話に行っているだろうけれども、内々でも、「フルがいいからよろしく願ひします」なんていう話をしたことがあるのか。一貫してフリーゲージ、フリーゲージと。一番やさしいからフリーゲージと言っていれば、それで済むからね。しかし、こういう事態というの

は大体想定できたわけだから。

私は、鉄道局長の前で、「神風が吹いた」と言ったら、びっくりしてましたけどね。「ああ、フリーゲージがだめになってよかったですね」と言ったら、びっくりしてましたけどね。長崎県にとっては、フリーゲージがだめになったということは、神風ですよ、チャンスですよ。そこまで話をしてきたけれどもね。あの手、この手で頑張っているのよ。JR九州だって黙ってはいない。鉄道局長には、いろいろなルートをもって動いているんだから。これはいろいろ問題があるから言わないけれどもね、どういうルートで動いているかは。JR九州だって、ちゃんと鉄道局長とは裏でつながっているぐらいのルートを持っていた。今度代わりましたけどね。

だから、そういうことで動いているのかなと、当局が。フリーゲージありきで、今までやっていないから。だから、知事が「フル規格」と言ったら、あなたたちがさっと動くかといったら、まだPTのいろいろと。それじゃ、PTの委員の皆さんに接触をしなきゃ、やっぱり。「知事がフル規格でいきたいと言っているから、よろしくをお願いします」と。行っただとすれば何らかの反応がありますよ。そのぐらいのことをやらないと、やっぱり動きませんよ。

PTの8人のメンバーと会われたことがあるんですか。

【古川企画振興部長】私どもがフル規格というふうに申し上げたのは7月28日の与党PTの検討委員会でございまして、それ以降に本県選出の国会議員の方々は別として、他県の選出の国会議員の方に、そういう働きかけを私からしたかといったら、その部分はやっておりません。

【田中委員】PTの委員の先生方のところに行って直に長崎県の実情を話してね。それはフル

規格の効果とかなんとか話さんでもわかっておられますよ。何しろ、長崎県はフル規格でという方針に変更しましたから、ぜひその筋でよろしくというような動きをしなれば。私は、どうも残念だけれどもね。2カ月あればできるよ、それは、何回でも。月に1回ぐらい行くのは不可能じゃないんだから。1日かけて一回りすればいいんだから。公明党の江田代議士にも秋野代議士にも大変世話になった。この二人にも本当に頑張っていていただいていますよ。あえて言わせてもらうけど、私もいろいろ仲介の労をとってもらったりなんかして苦勞して、言葉は悪いけど、仲よくさせてもらってますのでね。

だから、あの手この手、いろいろなルートを使って、やっぱり最後のチャンスだと思って頑張らんと。久保知事がせっかく政治力で整備五線に西九州ルートを入れてもらった功績が、ミニ新幹線とかりレー方式じゃ、私は納得できませんよ。整備五線の位置づけがあるわけだから、堂々と整備五線のフル規格でお願いすべきですよ。

ここで部長の心意気を聞いておきたいと思います。

【古川企画振興部長】繰り返しのご答弁になりますけれども、私ども、どうしても大きな財源、800億円というふうに佐賀県はおっしゃっていますが、それは大きな負担でございまして、そこをやっぱり何らかの形で攻める材料といいいますか、その辺のところをやっぱり見出さないと、訴えるにしても、その部分というのはなかなかお聞き届けいただけないといいますか、佐賀県も含めて理解をしていただくということは難しいのではないかとというふうなこともございまして、まずはその部分を材料として見出すために経済波及効果をよりどころにして進めてい

きたいと思っております。

ただ、実際、フルということを私どもは掲げたわけですから、その部分については、いろんな手というの、どういう方法があるのか、委員にもご相談をさせていただきながら、その辺は今後やっていきたいと思っております。

【田中委員】 具体的な話を聞くけど、800億円ということがひとり歩きしてるけど、800億円かかると本当に思ってるの、800億円かかると。あらあらでわかるじゃない、今までやっている過去の数字があるわけだから。もっと言うと、アプローチ線なんか要らなくなるよ、フルでいけば。アプローチ線は何百億円かかるか知らんけれども、例えば、300億円かかるとすれば、それだけでも工事費は減るんじゃないの。もろもろ考えればね、そんなにね、私は600億円ぐらいと思ってるけどね、もっと減る可能性がある。ずっと実績があるじゃないの、今までやってきた実負担の実績が。だから、800億円、800億円って、信用すること自体がナンセンスだと私は思う。もっと分析してみれば、すぐわかるんじゃないか、いろいろとね。

部長をそれ以上責めてもなんだから終わりますが、具体的なことをちょっと聞きますけれどもね、前倒しという議論は、まだ生きてるんですか、長崎ルートの開業時期の前倒しというのは。

【廣畑企画振興部次長】 平成27年に政府・与党で申し合わせた平成34年度からの可能な限りの前倒しというものは、特にその効力が失われることはなくて、今も引き続き存在しております。

【田中委員】 前倒しが生きているならば、もっと急がなきゃいかんね。どのぐらいの前倒しになるのか、ちょっと私ども見当はつかんけれど

も。オープンの、開業時期の前倒しですよ。だから平成34年度じゃなくて、平成33年度にでもできるというのが前倒しだという理解で当時やったんだよ。北陸ルートの前倒しは間違いなく、敦賀まで1年ぐらい前倒しできる可能性もあると聞いているよ、平成34年の同じ開業時期だ。前倒しが生きてるんだよ、北陸ルートは。

だから、新幹線全ての情報をもっと集めないで、西九州ルートだけじゃなくてね。もっと言うと、18都道府県で陳情をやってますでしょう。今年はどこが担当するのかな。年に2回やってれば、また長崎が担当する時期が来るんじゃないの。佐賀県は誰も来ない時期もあったし、部長が来る時期もあったし、議会は誰も来ない時期が続いているけれどもね、西九州ルートの。だから、北陸ルートと北海道と3つの大きな流れでやってますけどね、年に2回。そういう時だって、佐賀県にもうちちょっとお願いしますと、一緒をお願いしますというアプローチもしなければ。そういうことも全然行われてない。前倒しがそういうことなら私も期待しましょう。

そこで、佐賀新聞の資料を私は今日もらいました。佐賀新聞だから佐賀県には影響力があると思って引用するけれどもね。「全線フル規格化やミニ新幹線を含めた議論を始めた」と。それから、「西九州ルートへのフリーゲージの導入は事実上検討から外れる」とまで書いてある。最後に「松山政司委員長が入閣したため、今回から山本幸三前地方創生担当相が委員長に就任した。会合後、取材に応じた山本委員長は、『フル規格の検討ではルートは決め打ちしていない』」と、アセスでいこうとは決めてないよと。佐賀空港を通したらどうかという話もある。私も相当言ってきたけどね、山本大臣に、当時ね。これは佐賀県を刺激しなきゃいかんと、佐賀県

がもう全然動かないから。佐賀空港ルートもいいですよ。古賀誠代議士は、いつも船小屋ルートだったし、鳩山先生は久留米ルート、会えばいつも「田中さん、頼むよ」と私なんかにも言われよったけれどもね。ただ、フル規格化は、衆議院議員は、それは「反対だ」とはっきり言われたけど。佐賀駅を通らない西九州ルートの新幹線は佐賀県として反対だ」と、前知事はそうおっしゃってましたけど。ほかの人は、そう抵抗なかったよ。しかし、山本幸三委員長は、ここまでおっしゃっているわけだ。佐賀空港を通したらどうかという話もあると。こういう問題を検討したいという話まで載っているんだけど、長崎県はこの案についてどう反応しますか、それなら。

だから、あらゆることを想定して動く体制というか、内部の議論を始めなきゃ。なぜ佐賀空港ルートがいいか、わかるでしょう。事業費が短縮できるから、3分の2佐賀県、3分の1福岡県でできるから、大川市を通って。鳩山二郎さんも、「私もがんばります」とまで言ってくれた、新しく今度、衆議院議員になったね。私、「それは親父さんの遺言よ」とまで言ったから。

P Tの委員長はいつも福岡県なのよ、山本さん、松山さん。なんで福岡県が入っているのか。やっぱり福岡ー長崎の新幹線だから。福岡、佐賀、長崎と入っている、公明党さんも。だから福岡県にも働きかけなきゃ。

そういうあらゆるいろいろなことを考えて動く体制ができているのかなと。ただ、知事だけが「フル規格でいきたいと思います」ということだけなような感じが、私は、この前の一般質問の時もしたし、今もってしている。企画振興部長は不思議そうな顔をしているけど。あなたたちが頑張らなきゃ、誰が頑張るのよ。知事も

限界があるよ。

だから、これは久保知事が、せっかく財産を残してくれてるんですよ、大変な財産ですよ、西九州ルートは。「むつ」の念書なんて、その後なんだ。それは他の五線に遅れないようにするということが書かれているだけです。整備五線に入れ込んだのは久保知事の成果です。歴史を調べればわかるでしょう。歴史だ、新幹線の歴史。ぜひ、もう少し真剣というか、目をギラギラした感じでやっぱり取り組んでもらわんと。知事が言っているから知事に任せようなんていうことでは進みませんよ。特に、P Tの皆さんには積極的にアタックしてほしいと思います。見解だけ聞いておきたい。

【古川企画振興部長】フル規格で新幹線を整備したいという思いは、田中委員と私も思いは同じでございます。どういう形の部分で進めればいいのかということをしっかり、あらゆる手を考えろというご意見がございました。その趣旨にのっとってしっかりと対応していきたいと思っております。

【小林委員】先ほど山田朋子委員から長崎県における移住者について質問があり、非常にいい結果が明らかになったということで、新聞などでも大きく報道いただいております。

人口減少問題は、なかなか言うは安く、その対策は並大抵のことではないと。どんなに最善を尽くしても歯止めがかからない。しかも、東京の一極集中は全然おさまる傾向にないと。国がこれだけの対策をやりながらも、全く国の方向とも違うと。

こういう状況の中で、長崎県が人口減少、とにかく減少率は九州でワーストワンだと。それから、社会減の減少率も全国で第5番目ぐらいだと、こんなようなことがいつも報道されてい

る。

そういう点から考えますと、今、それにかわるべき非常に喜ばしい現象が、移住対策は本当に皆様方のご尽力、ご努力のおかげで昨年1年間だけで454名が長崎県に移住してきていただいているということ。長崎県の総合計画では250名が数値目標として上がっている。だから、250名が454名になっているということ、これだけの結果を残していただいているということ。この要因は一体何なのかということを山田(朋)委員がご質問されたわけです。

その中で、移住センターができるとか、あるいは東京のふるさと回帰支援センターに設けられているという状況。特に、長崎県の全市町が協力して移住センターが設けられた。平成28年度ぐらいから、これもよい結果につながっているし、東京も一人から二人のふるさと回帰の、そういう状態でやってもらって、これもよい結果につながっていると。

こういうことで、このことについては担当の皆様方、そして、企画振興部の皆様方にそういうお力添えをいただいたことに重ねてお礼を申し上げます。

そこで、これから大事なことは、私は昨日も申し上げたんだけど、市町の取組が一体どうなっているかということでございます。空港の関連にしましても、国際線にどうしてもアジア・国際戦略を掲げながらも、飛行機に、反対にインは求めてもアウトの方が全くできてない状況の中で、この懸命な取組においても21市町に温度差があると。いわゆる県の方向づけがどこまで市町に届いているかということです。

私は資料をいただきまして、この454名の内訳を見ますと、やっぱり21市町にばらつきがかなりあるわけです。一生懸命取り組んでいただ

いている市町、失礼だが、その数字が全然上がってこない町、市、こういうところについて緊張感がないとか、あるいは取り組む姿勢がどうなのかというようなところで、その辺は県でももうちょっと舵取りをしっかりといただかなければ、県がなめられているということは言わないが、これだけ人口減少が大きな課題になっている状況で、全市町が一丸となってやっていただかなければいかんという時に、ばらつきがあるということは、とても残念な気持ちがあります。

このところについては、一回、ゼロのところとか、対策を、窓口をやっていないようなところとか、こんなところは実際は前任の企画振興部長とか、そういう方々が市町を回られたというようなことは報告を受けておりましたが、現在でも、なお、結果は上回っているけれども、市町の取組に残念ながらまだばらつきがあるということ。この辺の対策について何かお考え方があるかどうかお尋ねします。

【渡辺地域づくり推進課長】U I ターンの各市町の取組についてのお尋ねでございます。

この移住の取組につきましては、私も平成24年度から実際に担当しておりますけれども、例えば、平成26年度ぐらいまでは相談窓口すら置いてないようなところもございまして、平成27年度にようやく21市町に相談窓口を置いていただいたということです。平成28年度に移住のサポートセンターを立ち上げる際にも全市町とはいろいろ協議をしながら、最終的にはご協力をいただきました。確かに、結果はまだ温度差があるんですが、取組自体は、かつてに比べると非常に進んできているところもございます。

例えば、長崎市とか佐世保市も本腰を入れて、ご自身でホームページも立ち上げられたりとか、

専任の相談員を置かれたりということもされております。離島市町の中でも温度差が若干ございましたけれども、五島市が非常に頑張っているって、それに追随するような形で壱岐市や対馬市も取組を強化しているということでございます。

急激に実績が伸びてきている背景としましては、県、市町協働の組織をつくったということで、そこを中心にして各市町もそれぞれ助成制度でありますとか情報発信も強化しております。例えば、東京、大阪、名古屋等で移住相談会をやっておりますけれども、そういったところにも以前に比べると非常に積極的に市町も参加していただいている状況がございます。

ただ、実績はまだ出てきていないところもございいますので、そこは我々も個別に意見交換なりご提案をしながら、全体としてさらなる増加を目指してまいりたいと考えております。

【小林委員】そういうことで、移住については、いい結果を出していただいております。地方創生の終了年度が平成31年度、また、長崎県の総合計画の終了年度が平成32年度、こういうところで2,600名という数字が目標になっているわけありますので、この調子だったら必ずそれをクリアしていただけるのではないかと、こういう期待をいたしております。長崎県に約3,000名ぐらいの方が新たに第一陣として移住して来ていただくということ。こういうようなことをもって今後、長崎県の元気、活力につなげていただくことをお願いしたいと思います。

あわせて、地域おこし協力隊、これはちょっと残念けれども、いまひとつ移住の具体的な成果に比べれば若干少ないのではないかな。こういうようなことで現在頑張っている方が70名と。そして、3年間を経過していっ

しゃる方々が37名だったが、そこから幾らか抜けられてということの中で、具体的に定住が27名ぐらいしか結果が出ていないということになっております。

これも資料を見せていただきますと、全くもってゼロ、ゼロ、我、関せずというところが、正直に言って我が大村市も、人口があんまり減少していないところが何か対策が非常に弱いようなことであって、あとのところはそれなりにやっつけていただいているんだけど、70名ぐらいが現在と。

ここを、こういう制度があって、これは特別交付税ということで本当にお金が入っているのか、入っていないのか。入っていると思うけれども、見えないところに何か頑張りがいがないとか、ここは企画振興部長、国に特別交付税をもっと見えるように、お金の色はついていないけれども、つけるように何か企画振興部長、アイディアを出したらどうかな。

財政の中に、これは要するに移住分ですよ、これは地域おこしの協力隊の分ですよ。こういうような形の中で、この特交というのは、なかなか見えないと言うんだよな。ここのところは総務省あたりがどういうふうを考えておられるのか。これはぜひ国に、我々もある意味では意見書を出すとか、あるいは我々からも総務省に働きかけるとか、何かそういうようなことをしないと、地域がいつも言われるのは、国からの交付税、特に特別交付税というのは、どうも見えないと。これがこうなんだということがわからないというんだな。だから、そういうところで少し動きが鈍いというようなことにもひょっとしたらつながっているかもしれない。こういうところについてもひとつ対策をお願いしておきたいと思います。

時間がありませんから先を急ぎますけれども、24時間空港については、この間からも一般質問で取り上げましたが、どうしても外国便の早朝帯、深夜帯の24時間化は、なかなか現実的に厳しいということですが、一方、国内線は可能性としては外国便よりも高いのではないかなという形の中で、これをどうにかできないかということで、今、15時間だけでも、一気に24時間じゃなくても、18時間とか、要するに東京の最終便とか、あるいは長崎から発つ便を早めるとか、そういうことで仮に東京というようなことにしていくと、東京での滞在時間を十分使うことができる、あるいは泊まる予定を泊まらなくて帰ることができる。

こんなようなことで、この空港の利便性を高めるといことが、まさに人を呼んで栄える長崎県の姿に一番今必要ではないか、こう思いますけれども、2018年度までには24時間化はできないんだと。こんなようなことを議会で古川企画振興部長が答弁したかのようになっているけれども、それは外国便のことだろうと思うし、国内便については、平成31年度、平成32年度ぐらいまでに、こういうような形の中で働きかけるといようなことをしていただくべきではないかと思うし、ぜひやってもらいたいと思いますが、その辺についてのご見解を伺いたい。

【佐倉新幹線・総合交通対策課企画監】 空港24時間化のお尋ねでございます。

委員おっしゃるとおり、国内線、海外路線につきましては、昨年、各航空会社を回りまして、昼間の時間帯も就航がなかなか難しいというような状況がございます。

委員おっしゃるとおり、国内線につきましては、現在、羽田便の最終が7時台でございます。それが長崎空港には9時15分頃届いております。

そういった航空会社、国内線の延長化、1時間延ばしますと、首都圏、東京での滞在があと1時間長くなる、もしくは1時間半長くなる、そういう形で滞在の利便性が高まるということは県としても考えております。

そういうことから、現在、最終便の延長ということを航空会社に対して働きかけを行って、そういうところから攻めてまいりたいと考えております。

【小林委員】 そういうことから考えて、だから働きかけというのは、具体的にどういうふうな働きかけをやるのか。例えば、国土交通省に対して、いろいろと話がまとまって、国土交通省に1年ないし1年半ぐらい、いわゆる許可までの時間がかかるとなっておったんだけど、外国便であるのと、国内便であるのと、国内便だったらもうちょっとスムーズにいくのかどうか。この辺のところで取組を始めて、いつ頃結果を出したいとか。そんなことは今から全く初めてやるのか、いづらか見通しがあるのかないのか、その辺はどうですか。

【佐倉新幹線・総合交通対策課企画監】 国土交通省に対する要望でございますが、海外路線におきましても、国内線につきましても、運航計画というようなことが必要になりますので、その点は国内線、海外路線であつても同じでございます。

ただ、国内線の延長の見通しというのはいつかということ、今から航空会社との協議等が進みますので、いつまでにということは現時点では申し上げられませんけれども、空港の24時間化に向けまして、目標である平成32年度までには要望できるように交渉を進めてまいりたいと思っております。

【小林委員】 とにかくここは期待をして待ちた

と思います。海外の24時間空港はアウトの方が大変で、昨日もやりましたけれども、利用客が少ないんですよ。だから、言うは易く、大変だと思ってくれる、国内便、国内線は可能性としては必ずあると思うんですよ。それを望んでいる人は多いわけだから、もう少し発想を変えて、海外でできなくても国内で24時間化を、あるいは15時間のものを18時間化にしたとか、そういう結果を出して企画振興部長も少し笑顔でいろんなことが対応できるようにバックアップをしてもらいたい。

企画振興部長、ぜひそんなような形でやっていただきたいと思います。どうですか。企画振興部長としての見解が何かありますか。

【古川企画振興部長】 本会議では、そういうような形で整った場合でも手続関係で1年半程度かかるということで、なかなか難しいというお話をさせていただきましたが、今、企画監が言いましたように、何とか平成32年度までに、その辺のめどがつくように努力をしていきたいと思っております。

国内線のお話を小林委員がされましたが、その辺の動きは既に始めておるところでございまして、何とか最終便の時間を遅らせるような形で24時間化に向けて1時間でも運用時間を延長できるように、その辺の努力をしっかりとやっていきたいと思っております。

【吉村(洋)委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ほかにご質問もないようですので、これにて議案外所管事務一般についての質問を終了いたします。

次に、意見書の審査を行いたいと思います。

今回、自由民主党・県民会議から、「九州新幹線西九州ルート

及び「参議院議員選挙制度改革に関する意見書」提出の提案がっております。

まず、「九州新幹線西九州ルート

の整備促進に関する意見書（案）」について審査を行いたいと思います。

ここで、改めまして田中委員より意見書提出についての提案、趣旨説明等をお願いいたします。

【田中委員】 「九州新幹線西九州ルート

の整備促進に関する意見書（案）」を提出させていただきます。

議会としては、今までも何度となくこの意見書案はやっていますけれども、今度は本当にフル規格により西九州ルートを整備することということで議会の意見書（案）を提出させていただきます。

当局との絡みで、「フル規格」という名称は使わないでくれというような過去のいきさつもあって、オブラートに包んだような意見書になっているケースも過去ありましたけれどもね、フリーゲージの時代に。今回は改めてフル規格による西九州ルートを整備してほしいという意見を提出させていただいておりますので、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

【吉村(洋)委員長】 ただいま説明がありました「九州新幹線西九州ルートの整備促進に関する意見書（案）」について、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ご意見、ご質問等がないようでございます。

しばらく休憩いたします。

— 午後 3時43分 休憩 —

— 午後 3時44分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。
意見書の提出について、採決を行います。

提案がありました意見書については、提出することに異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、「九州新幹線西九州ルートの整備促進に関する意見書」については、提出することに決定されました。

なお、文案の作成等については、正副委員長一任でよろしゅうございますか。

〔「異議なし」「フル規格と必ず入れてください」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ありがとうございます。了解しました。それでは、正副委員長にご一任願います。

続きまして、「参議院議員選挙制度改革に関する意見書」提出の案件について、審査を行います。

ここで、改めまして徳永委員より、意見書提出についての趣旨説明等をお願いいたします。

【徳永委員】 それでは、「参議院議員選挙制度改革に関する意見書（案）」について、説明をいたします。

前回の参議院通常選挙において、憲政史上初の、鳥取県・島根県選挙区、そしてまた、徳島県及び高知県選挙区という合区による選挙が実施されました。

本来、都道府県から代表者を選出することが参議院の意義ではなかろうかと思われます。

そういう中で、今後、1票の格差により合区の対象となる県が広がるという懸念があります。

本来、代表というものは、特に地方からの声というものが大きな政治的な役割を持っているわけでありまして、そういった地方の声が届か

ないという声が全国的にも、特に地方からそういう声が出ております。あくまでも代表というものを各都道府県から出すことが本来の都道府県を前提とした国のあり方ということではなかろうかと思っておりますので、どうぞ、皆様方のご理解をよろしくお願いいたします。

【吉村(洋)委員長】 ただいま説明がありました「参議院議員選挙制度改革に関する意見書（案）」について、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ご質問、ご意見がないようですので、しばらく休憩いたします。

— 午後 3時46分 休憩 —

— 午後 3時46分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。
意見書の提出について、採決を行います。

提案がありました意見書については、提出することに異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、「参議院議員選挙制度改革に関する意見書」については、提出することに決定されました。

なお、文案の作成等については、正副委員長一任でよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ありがとうございます。それでは、正副委員長にご一任願います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 3時47分 休憩 —

— 午後 3時47分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、企画振興部関係の審査を終了いたします。

引き続き、総務部関係の審査を行いますので、しばらく休憩の後、午後4時より再開いたします。

— 午後 3時48分 休憩 —

— 午後 4時 0分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 それでは、休憩中の会議を再開いたします。

これより、総務部関係の審査を行います。

【吉村(洋)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

総務部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【吉浜総務部長】 総務部関係の議案につきましてご説明をさせていただきます。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」の総務部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第71号議案「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分でございます。

歳入予算は、合計で3億3,895万2,000円の増となっております。この内訳といたしましては、地方交付税7,805万2,000円の増、県債2億6,090万円の増でございます。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【吉村(洋)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

ご質問等はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)分科会長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第71号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定をされました。

【吉村(洋)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

条例及び事件議案を議題といたします。

総務部長より総括説明をお願いいたします。

【吉浜総務部長】 総務部関係の議案につきましてご説明をさせていただきます。

「総務委員会関係議案説明資料」と「総務委員会関係議案説明資料（追加1）」の総務部をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第72号議案「長崎県税条例の一部を改正する条例」、第73号議案「長崎県県有財産の交換、譲与等に関する条例の一部を改正する条例」、第74号議案「長崎県庁の位置を定める条例」、第78号議案「契約の締結の一部変更について」でございます。

初めに、条例議案につきましてご説明をいたします。

第72号議案「長崎県税条例の一部を改正す

る条例」についてでございます。

この条例は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律及び関係省令が改正されたことに伴い、課税免除に係る県税条例を見直すものでございます。

なお、この件につきましては、後ほど税務課長から補足説明をさせていただきたいと存じます。

次に、第73号議案「長崎県県有財産の交換、譲与等に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。

この条例は、新庁舎駐車場棟の外来者駐車場を有料とするため、行政財産の使用料の額を定める規定について、所要の改正をしようとするものでございます。

なお、用務で来庁された方は、これまでどおり無料で駐車できることとしております。

次に、第74号議案「長崎県庁の位置を定める条例」についてでございます。

この条例は、地方自治法第4条第1項の規定に基づき、長崎県庁の位置を定めようとするものでございます。

なお、これら2件につきましては、後ほど管財課企画監から補足説明をさせていただきたいと存じます。

次に、事件議案についてご説明をさせていただきます。

第78号議案「契約の締結の一部変更について」でございます。

この議案は、平成29年2月定例県議会で報告した長崎県庁舎行政棟新築工事について、請負代金額の変更契約を締結しようとするものであり、その内容については、効率的な施工を行うため、他の工事で当初予定していた一部の工事を本工事で行うこととしたほか、執務室のレ

イアウト変更や現場調整等による工事の追加により、請負代金額を129億596万2,200円から9,923万1,480円増額し、130億519万3,680円に変更しようとするものでございます。

次に、議案外の報告事項につきましてご説明をさせていただきます。

まず、契約の締結の一部変更についてでございます。

これまで、定例県議会でそれぞれ可決された長崎県庁舎行政棟電気工事（通信・情報）ほか2件の工事につきまして、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものであり、その内容については記載のとおりでございます。

次に、議案以外の所管事項につきましてご説明をさせていただきます。

今回、ご報告させていただきますのは、新県庁舎建設工事の進捗状況等について、平成29年7月九州北部豪雨災害について、中期財政見通しについてでございます。

まず、新県庁舎建設工事の進捗状況等についてでございますが、8月末時点において、行政棟建築工事の進捗率は約92%、警察棟建築工事の進捗率は約97%となっております。

本年8月末現在の県内企業の下請の状況については、行政棟及び警察棟建築工事において、約49%となっております。

また、新県庁舎の落成記念行事としまして、12月24日の午前中に落成式を、12月24日の午後と25日の終日、県民見学会を予定しており、現在、式典の開催に向け準備を進めております。

移転につきましては、平成29年末からの移転に向け、引き続き、詳細スケジュールについて検討を行っているところであります。引き続き

き、平成30年1月の開庁に向けて、工事等の進捗を図ってまいります。

次に、平成29年7月九州北部豪雨災害についてであります。去る7月5日からの「平成29年7月九州北部豪雨」により、福岡・大分両県におきましては甚大な被害が発生したところでございます。

このため、九州地方知事会の会長県である大分県からの要請により、副会長県である本県が職務代行として、九州・山口9県被災地支援対策本部を7月7日、庁内に設置するとともに、両県ヘリエゾンを派遣し、被災状況や必要な支援についての情報収集を行いました。

また、今回の被災地である福岡県・大分県などからの人的支援要請に基づき、九州・山口各県や全国知事会に対して職員派遣の依頼を行ったところであり、本県からは9月1日付で4名、9月4日付で1名の派遣を行っております。

今後も、九州・山口9県被災地支援対策本部の業務を代行している立場からも、引き続き被災地の一日も早い復旧・復興に向け、全力を挙げて支援してまいりたいと考えております。

最後に、「総務委員会関係議案説明資料（追加1）」をお開きください。

中期財政見通しについてであります。今後の収支見通しを踏まえた計画的な財政運営を行うため、平成30年度から平成34年度までの5年間の中期財政見通しを策定し、去る9月12日に公表をいたしました。

この中期財政見通しは、平成29年度当初予算を基礎として「長崎県行財政改革推進プラン」に掲げた取組を織り込むとともに、県税や地方交付税など一定の仮定に基づき、試算を行ったものでございます。

その結果、昨年度の試算に比べ、歳入面では、

県税が地方消費税の伸びの鈍化等により減少するとともに、歳出面では、人件費が昨年度の見通し策定時には人事委員会勧告による給与改定を見込んでいないため、平成28年度の給与改定分等が増加したことに加え、扶助費が国の制度拡充に伴い地方負担が増加したこと等から、約100億円の収支が悪化し、財源調整のために基金残高は平成34年度末に103億円となる見通しとなっております。

また、昨年度に引き続き、実質的な公債費の長期シミュレーションを行ったところ、普通建設事業費の抑制等により昨年度の試算に比べ改善傾向にはありますが、平成37年度には平成27年度の水準を超え、依然として高止まりする見込みとなっております。

このため、持続可能な財政運営を目指して、より一層の地方税財源の充実・強化などを国に対して求めていくとともに、平成30年度の予算編成において、財政健全化に向けて、集中的な対策を講じてまいりたいと考えております。

その他、詳細につきましては、記載のとおりであります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いをいたします。

【吉村(洋)委員長】 次に、税務課長及び管財課企画監より補足説明を求めます。

【萩本税務課長】 第72号議案「長崎県税条例の一部を改正する条例」について補足してご説明をいたします。

「総務委員会説明資料」、横長の1ページをお開きください。

いわゆる企業立地促進法とその関連省令が、地域未来投資促進法に名称を改め、内容も大幅

に改正されております。

地域未来投資促進法の目的は、産業集積や観光資源、特産物などの地域の特性を活かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼす地域経済への牽引事業を促進するため、地域の中核企業に対し支援を行おうというものでございます。

従前の企業立地促進法のもと、課税免除を設けておりました本県といたしましても、新たな制度のもと、課税免除を継続するための条例改正を行うものであります。

主な変更点としましては、新たに付加価値額の増加や経済波及効果が要件となりますけれども、対象業種が、製造業、卸売業などに限定されていたものが、業種による制限がなくなるとともに、対象施設の取得価格の要件が2億円超から1億円超へと拡大されておりますので、課税免除額は、これまでの年平均2,000万円から年間約6,000万円まで伸びると見込んでおります。

なお、改正後の課税免除による減収額は、従前どおり地方交付税により75%補てんされます。

現在、事業対象分野などの要件を定めた県の基本計画は、国と協議中でありますけれども、近日中に同意が得られる予定となっております。

以上をもちまして説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願いいたします。

【荒木管財課企画監】引き続き、条例議案について補足説明させていただきます。先ほどの横長の「総務委員会説明資料」の3ページをご覧ください。

今回、上程しております条例議案は、新庁舎の運用に伴う条例案2件でございます。

まず、初めに、第73号議案「長崎県県有財産

の交換、譲与等に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

新庁舎では、県庁に用務がある方の駐車につきましては、現庁舎と同様に無料といたしますが、用務がない方の駐車につきましては、目的外使用として有料化する必要がございますことから、行政財産の使用料の額を定める規定について、所要の改正をしようとするものでございます。

新庁舎の外来者駐車場は、県庁の行政棟、議会棟、警察本部庁舎に用務がある方のための駐車場として整備しておりますが、外来者駐車場が無料であったり、近隣の駐車料金より安価であった場合、県庁に用務がある方以外の駐車が増え、県庁に用務がある方の駐車場所が確保できないこととなります。

また、新庁舎周辺には、民間有料駐車場も多数ございますことから、平成22年の県庁舎特別委員会におきましても、「民業圧迫とならないよう配慮すべき」とのご意見もございました。

以上のことから、県庁に用務がある方の駐車場所を適正に確保するための方法として、県庁に用務がない方の駐車を有料化しようとするものであります。

駐車料金につきましては、新庁舎周辺の民間有料駐車場を調査いたしましたところ、おおむね30分100円から150円で行っていましたことから、民間有料駐車場の経営に配慮した料金として、30分150円に設定しようとするものでございます。あわせて、条文の文言整理を行っております。

施行日につきましては、新庁舎が開庁し、駐車場棟の利用が始まる平成30年1月4日としております。

次に、4ページをお開きください。

第74号議案「長崎県庁の位置を定める条例」
でございます。

県庁の位置につきましては、地方自治法第4条第1項におきまして、事務所の位置は条例で定めなければならないとされておりますが、地方自治法施行規程第1条におきまして、事務所の現にある位置は条例で定めたものと見なすとしており、これまで本県では、条例が制定されておりました。これまで全国では、14都県で条例が制定されておりますが、このうち沖縄県を除く13都県が、新庁舎の建設を機に制定されている状況でございます。

以上のことから、本県におきましても、今回の新庁舎への移転に合わせて、地方自治法の本則にのっとり県庁の位置を長崎市と定める条例を制定しようとするものであります。

なお、事務所の位置につきましては、市町村を表示することをもって足りるとされており、また、他の県有施設条例におきましても、市町までの表示となっておりますことから、今回の位置条例につきましても長崎市と表示するものでございます。

施行日につきましては、新庁舎が開庁し、業務が始まる平成30年1月4日としております。

以上をもちまして、条例議案の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【吉村(洋)委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

ご質問等はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

条例及び事件議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第72号議案乃至第74号議案及び第78号議案は、それぞれ原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、それぞれ原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

次に、諮問第1号及び諮問第2号を議題といたします。

総務部長より、議案説明をお願いいたします。

【吉浜総務部長】 諮問第1号及び第2号につきまして、ご説明させていただきます。

「総務委員会関係議案説明資料（追加2）」の総務部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、諮問第1号及び第2号「退職手当支給制限処分に係る審査請求に関する諮問について」でございます。

この議案は、長崎県教育委員会が行った退職手当支給制限処分について、地方自治法第206条の規定に基づき、長崎県知事に審査請求があったことから諮問するものでございます。

なお、この件につきましては、人事課長から補足説明をさせていただきたいと存じます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【吉村(洋)委員長】 人事課長より補足説明をお願いいたします。

【松尾人事課長】 それでは、私の方から制度の

概要及び審査請求の内容等につきまして補足してご説明いたします。

お手元に、横長の「平成29年9月定例県議会総務委員会資料〔退職手当支給制限処分に係る審査請求に関する諮問について〕」というふうな資料と、あと「資料1」というふうなことで、諮問第1号関係資料、同じく「資料2」というふうなことで諮問第2号関係資料、3つの資料に基づいて説明させていただきたいというふうに思います。

まず、横長の1ページでございます。ここには、この制度の概要について記載をしております。

まず、要旨についてでございます。

長崎県教育委員会が、懲戒免職により退職した元職員に対し行いました退職手当の全部を支給しないこととする処分につきまして、地方自治法第206条第2項の規定に基づく審査請求がありましたので、今回、議会へ諮問することとしているところでございます。

2番目の退職手当支給制限処分についてですが、従来は、懲戒免職処分となった者に対する退職手当は、条例において、一律不支給であることが定められておりましたが、国において、民間企業の例や裁判事例も踏まえまして、平成21年度から非違の性質などを考慮しまして退職手当の全部、または一部を支給しないこととする処分を行うことが可能な制度が創設されまして、その処分に不服がある場合は、審査請求ができるようになりました。

この国の改正を受けまして、本県も国に準じて退職手当条例の改正を行い、平成21年12月25日から施行、運用しているところでございます。

次に、3番目でございます。

議会への諮問についてでございますが、先ほ

ど申し上げました地方自治法第206条の規定により審査請求があった時は、議会へ諮問して、これを決定しなければならないとされております。

また、議会は、諮問のあった日から20日以内に意見を述べなければならないというふうにされております。

続きまして4番目でございます。

諮問事案についてですが、審査請求については、記載のとおりでございます。

また、審査請求の趣旨については、諮問第1号議案、第2号議案ともに審査請求人に対し行いました退職手当の全部を支給しないこととする処分の取り消しを求めたものでございます。

横長の2ページをご覧いただきたいと思えます。

このページには、懲戒免職者に対しまして退職手当の支給を制限する処分を行うに当たっての条例等の根拠規定を記載しております。

表の左側には、退職手当に関する条例第12条第1項を要約して記載しております。これは、懲戒免職処分等になった職員に対し退職手当管理機関、今回の案件では、県の教育委員会が処分するに当たりまして記載しております①から⑦に掲げている事項を勘案して、当該一般の退職手当等の全部、または一部を支給しないこととする処分を行うことができるという規定になっております。

表の右側でございますが、職員の退職手当に関する条例の運用について第12条関係というふうなことで、これは条例を運用するに当たっての人事委員会委員長通知でございまして、国の運用方針に準じた内容となっております。

この第1項においては、非違の発生を抑制するという制度目的に留意し、一般の退職手当等

の全部を支給しないことを原則とすると規定されております。

続きまして第2項において、一部を支給しないこととする処分にとどめることを検討する場合には、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度が①にあるような、停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職等処分とされた場合など、ここに挙げております①から④に該当する場合に限定すると規定されているものでございます。

処分庁は、これらの規定に基づきまして、懲戒免職や失職になった者に対する退職手当の全部、または一部を支給しないこととする処分を行うということが制度上の基本的な考え方でございます。

横長の3ページでございます。

ここには、審査請求から裁決までの流れとその根拠法令を記載しております。

審査請求を受理した知事は、議会からのご意見をいただき、そのご意見を踏まえた上で、審査請求人に対して裁決を行うこととなります。

なお、知事の裁決内容に対してさらに不服がある場合は、請求人は総務大臣に対して再審査請求の提出か、もしくは処分庁を被告に処分の取り消しを求める訴訟を起こすことが可能でございます。

以上が、制度の概要というふうなことでございます。

続きまして、個別の事案の概要についてご説明させていただきたいと思っております。

まず、諮問第1号でございます。資料の1というふうなことで記載しているものの1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、1ページの1の審査請求人、2の事案の概要、3の審査請求書については記載のとおり

でございます。

4の請求人の主な主張でございます。

請求人は、県教育委員会の行った処分は、下記の理由から重きに失するものであり、社会通念上著しく妥当を欠き、裁量権の範囲を逸脱、濫用した違法があるため取り消しを求めています。

その主な理由といたしましては、非違行為に至る動機、不起訴処分になっていることなど、有利な事情を考慮しておらず、運用通知を機械的に適用して処分を下したことは裁量権の濫用であること。

2点目に、本件非違行為は、審査請求人の永年の勤続の功績を抹消するほどの重大な背信行為であるとまではいえず、本件処分は重きに失するものであり、違法な処分であること。

3点目に、退職手当は勤続報償としての性格、賃金の後払いとしての性格、退職後の生活補助としての性格のうちで、賃金の後払い的な意味合いが強いと言えること。

4点目です。退職手当法を改正し、懲戒免職の場合に一部支給制限処分を可能としたものであり、全部不支給を原則としている本県運用通知は、法改正の趣旨に反して行政裁量を濫用していることにほかならないこと。

最後に、本件処分において、処分事由説明書には、処分基準の適用に関わる事実は一切提示されていないため、地方公務員法に違反した違法な処分であることなどでございます。

これに対する処分庁の主な弁明につきまして、2ページをご覧くださいと思います。

本件処分は、教職員の懲戒処分基準に照らしまして、非違行為の内容のみならず、あらゆる事情を総合的に考慮した結果であり、退職手当条例及び運用通知に沿って適正に判断したもの

であり、適法妥当であること。

2点目です。

金庫に保管してあった生徒の航海研修費である公金を無断で持ち去り、自己の債務の返済に充てること自体、到底許されない悪質な行為であり、被害弁償も随時可能であったのに、犯行から4カ月以上も経過して警察に逮捕されるまでなされなかったこと。

3点目に、退職手当は職員が長期間継続勤務して退職する場合の勤続報償としての要素が強いという勤続報償説は、退職手当制度創設以来、政府が一貫としてとってきた考え方であること。

処分者として、退職手当条例及び運用通知に基づき、退職手当の全部を支給しないこととする処分を行ったのであるから、適法であり、裁量権の逸脱または濫用として違法であるとの主張は当たらないこと。

最後に、処分に当たっては、根拠法令の規定内容、処分の性質及び内容、処分の原因となる事実の内容等を記載しました「処分事由説明書」を交付しており、適法であることなどでございます。

なお、このような請求人の主張や教育委員会の弁明の詳細については、3ページ以降に記載しております。

続きまして、諮問第2号についてご説明させていただきますと思います。資料の2につきまして、1ページをお開きいただきたいと思います。

ここでも、1に審査請求人、2に事案の概要、3に審査請求書、3点が記載されております。記載のとおりでございます。

4点目の請求人の主な主張でございますが、請求人は、県教育委員会の行った処分は、裁量権の逸脱・濫用があり、違法・不当であるため

取り消しを求めています。

その主な理由としては、真面目な勤務状況や非違行為前に飲酒運転を回避する努力をしていることなど、勘案すべき事情が多数存在することを考慮すると、請求人の長年の勤続の功績をすべて抹消するほどの重大な非違行為とまでは言えないことなど、記載のとおりでございます。

これに対して次のページでございます。

処分庁の主な弁明につきましては、勤務状況については良好と言えず、また、飲酒運転の回避の努力をしているとも認められない。当該処分は、退職手当条例及び運用通知に基づき、適正に判断したものであることなど、記載のとおりでございます。

このような請求人の主張や教育委員会の弁明の詳細につきましては、3ページ以降に記載しております。

以上で退職手当支給制限処分に係る制度の概要及び審査請求の内容等についての説明を終わります。

よろしくご審議のほど賜りますようお願いいたします。

【吉村(洋)委員長】 以上、説明が終わりましたので、これより諮問議案に対する質疑を行います。

まず、諮問第1号について質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 次に、諮問第2号について質疑はございませんでしょうか。

【大場副委員長】 諮問1、2に共通してお聞きしたいと思いますが、本県がこういった案件で、こういった行政処分を行ったとなっておりまして、こういった行政処分を行ったとなっておりまして、もうどこでも起こり得る案件だと考えておりまして、

他県、もしくは全国的な例として、こういった判例の時に、その処分自体というのはどのような結果で出ておりますでしょうか。

【松尾人事課長】 過去、他県でも同じような内容で審査請求の制度を使つての諮問というのがございまして、他県の状況を申し上げますと、全体で54件の審査請求が出されてまして、結果としては、全て棄却という判断がなされているところでございます。

以上でございます。

【吉村(洋)委員長】 ほかにご質問等ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 最後に両諮問にかかることにつきまして何か質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

しばらく休憩いたします。

— 午後 4時29分 休憩 —

— 午後 4時30分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 それでは委員会を再開いたします。

諮問議案に対する質疑・討論を終了しましたので、採決いたします。

初めに、諮問第1号について採決いたします。

諮問第1号は、棄却すべきとすることにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は、棄却すべきとすることと決定されました。

次に、諮問第2号について採決をいたします。

諮問第2号は、棄却すべきとすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は、棄却すべきとすることと決定されました。

暫時休憩いたします。

— 午後 4時31分 休憩 —

— 午後 4時31分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 休憩中の会議を再開いたします。

あとまだ明日もあるわけですが、明日は午前中より本会議が始まりまして、予算の補正が入ります。それを受けての後に委員会の再開となります。午後3時より委員会を予定しております。5時まで2時間でございしますが、それで今日、多少詰め込ませていただきましたが、これより以降は議案外に入ってまいりますので、明日の3時より行いたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前10時30分から分科会を再開し、衆議院議員総選挙関係補正予算の審査を行います。

また、明日の午後は、本会議終了後3時より委員会を再開し、総務部関係の審査の続きを行いたいと存じます。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでございました。

— 午後 4時32分 散会 —

第 4 目 目

1、開催年月日時刻及び場所

平成29年 9月29日

自 午前10時31分
至 午後 4時18分
於 第1別館第1会議室

県民センター長	田中紀久美 君
秘書課長	伊達 良弘 君
広報課長	佐古 竜二 君
県庁舎建設課長	赤尾 聖示 君
県庁舎建設課建設監	藤川 康博 君
人事課長	松尾 誠司 君
新行政推進室長	大瀬良 潤 君
職員厚生課長	三田 徹 君
財政課長	古謝 玄太 君
財政課企画監	門池 好晃 君
管財課長	橋口 俊哉 君
管財課企画監 （新庁舎管理担当）	荒木 眞二 君
税務課長	萩本 秀人 君
情報政策課長	山崎 敏朗 君
総務事務センター長	大串 正文 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	吉村 洋 君
副委員長(副会長)	大場 博文 君
委 員	田中 愛国 君
〃	小林 克敏 君
〃	徳永 達也 君
〃	山田 朋子 君
〃	川崎 祥司 君
〃	前田 哲也 君
〃	友田 吉泰 君
〃	山本 啓介 君
〃	坂本 浩 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時31分 開議 —

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

企画振興部長	古川 敬三 君
市町村課長	黒崎 勇 君

総務部長	吉浜 隆雄 君
総務部次長	神崎 治 君
総務部参事監 （県庁舎担当）	高宮 茂隆 君
総務文書課長 （参事監）	徳永 一俊 君

【吉村(洋)分科会長】 おはようございます。

分科会を再開いたします。

これより、議事に入ります。

本日上程されました第82号議案「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

なお、理事者の出席については、本議案に係る範囲とし、お手元に配付しております配席表のとおり決定いたしたいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

企画振興部長より、予算議案説明を求めます。

【古川企画振興部長】 おはようございます。

企画振興部関係の議案について、ご説明をいたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第82号議案「平成29年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」であります。

予算額は、歳入予算で国庫支出金9億3,749万円の増、歳出予算で選挙費9億3,749万円の増を計上いたしておりますが、これは第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査の執行、並びにこれらの啓発に要する経費について緊急に実施する必要があるため、ご審議をお願いするものであります。

以上をもちまして、企画振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【吉村(洋)分科会長】 次に、市町村課長より、補足説明を求めます。

【黒崎市町村課長】 それでは、お手元にお配りしております補足資料に基づきましてご説明申し上げます。

2ページをお開きください。

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する経費についての補正でございます。国会議員の選挙、最高裁判所裁判官の国民審査に関する事務は、公職選挙法等に基づき県と市町の選挙管理委員会がこれを行い、これに要する経費は国からの法定受託事務であるとの位置づけから、全額国が負担することとなっております。

その執行経費につきましては、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」というものがございまして、その法律に基づきまして投票所経費、開票所経費、期日前投票所経費等の種類ごとに基本額が定められておりまして、そのルールに基づきまして積み上げたところの額が、今日ご審議いただく9億3,749万円でございます。

この予算は、5つの項目から構成されております。

まず、一番上の①市町村交付金6億6,907万9,000円であります。これは選挙の投開票事務の実働部分は市町が主体となりますことから、市町の選挙の運営全般に要する経費に対しての交付金でございます。例えば、投開票に要する経費2億7,153万9,000円につきましては、県内の投票所、開票所の運営に要する経費に対し措置するものでございます。具体的には、投開票の管理者、立会人の費用弁償でありますとか、投開票事務の事務従事者の超過勤務の手当、もしくは賃金職員のアルバイト費、投開票所の会場借上料などに対する措置でございます。

同様に、期日前投票所に要する経費として、1億2,400万5,000円、ポスター掲示場に要する経費として7,684万9,000円となっております。

選挙公報発送・配付費1,955万8,000円でございますが、選挙公報は、公職選挙法で、これは県が印刷・作成することとなっております、各家庭への配送を市町に担っていただくこととしております。この経費は、その分の経費でございます。

その他、国民審査に要する経費、演説会施設公営負担金、印刷製本費、通信費、市町選管職員の時間外経費など、選挙執行に要する経費として1億7,712万8,000円を計上いたしております。

続いて、②番の県分事務費2億5,358万4,000円でございますが、県の選挙管理委員会は、選挙全体を管理する役目を担うとともに、その一環といたしまして投票用紙の印刷・輸送、それから選挙公報の作成、候補者に対する選挙事務所の標札の作成・交付などの事務も担うこととされております。これらに要する経費が2つ目

以降の「・」の部分でございます。

併せて、1つ目の「・」になりますけれども、選挙運動費用のうち、新聞広告、ポスター作成、選挙運動用自動車使用等につきましては、その一定部分を公費で負担することとなっております。その経費といたしまして、選挙公営に要する負担金1億7,282万3,000円となっております。

次に、大きな③でございますが、これは選管の書記室及び県内に5カ所ございます地方書記室の職員等の時間外経費でございます。衆議院の解散以降、短時間に万全の準備を整えること、公正な選挙の執行を図る必要があること、及び公示日や投開票日は早朝から深夜まで多くの職員が選挙事務に従事いたしますことから、その分の時間外経費を計上させていただいております。

④番、⑤番につきましては、今回の総選挙に伴う啓発にかかる経費でございます。

以上、よろしく願いいたします。

【吉村(洋)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【山田(朋)委員】 今回、急遽の選挙という形になるかと思いますが、前回の参議院選挙の際に、高校、大学、商業施設等、有権者が投票しやすい環境づくりということで新たに何カ所か設置されました。私が知る限りでは、松浦市のハイマート、大村市のイオンというのを商業施設で把握しておりましたが、あと何カ所かあったと思います。新たに今回増えるところ、長崎大学、県立大学、長崎短大等、平戸の方の高校とか、一部いろいろあったかと思いますが、そのあたりが今回どういうふうになっているのかをお聞かせください。

【黒崎市町村課長】 予算上は、前回の参議院議員選挙の時の数を取りあえず基礎にいたしまして積み上げをしておりますが、当然どんどん広めないといけないということもありますので、今、各市町の選管、実は昨日、委員長・書記長会議を開きまして、積極的なご対応をお願いしたところでございます。

【山田(朋)委員】 具体的には、もう今から、どこで期日前投票ができるとか、学校や商業施設等も含めたところで各市町にお任せというか、広く投票しやすい環境づくりということでは、県としてもそういうお願いはするんですね。わかりました。

もう一点、今回、4区、3区、2区においては一部区割り変更等が行われていると思いますが、その区割り変更地域に対する特別な広報をされるのか。今回、街頭啓発物資、広告料等ということで予算も計上されているようでありますが、有権者に対して非常に周知が足りてないと思うんですけれども、特別にそういった地域に対しては予算配分が大きかったり、こういうふうに取り組んでくださいというお願いをしているなど、何かありましたらお聞かせください。

【黒崎市町村課長】 区割り改定の周知の徹底というのは、今回の啓発の中でも一つの大きな項目として捉えております。直接関係するのは西海市と小値賀町になります。そのこの団体に対して、特に予算的に上乘せをしてお願いをするといったことは予定いたしておりません。ただ、いわゆる通常行う臨時啓発の中で、いろんな取組をいたしますけれども、可能な限り区割り改定が今回あるということで周知を図るということは、特に意を用いて執行したいと思っております。

例えば、タクシーへの啓発ステッカー貼付、

それから県庁懸垂幕、浜町アーケードや夢彩都のタペストリー、あるいは新聞広告、パレード啓発、街頭で使用する啓発物資としてポケットティッシュやマスク、モバイルクリーナーを考えておりますけれども、そういったところに、今回、小選挙区の区割り改定があります、西海市が2区から4区へ、小値賀町が4区から3区へ変わりますということを広く徹底をしておりますし、繰り返しになりますが、昨日、委員長・書記長会議を開催した際に、小値賀町、西海市の選挙管理委員会に対しましては、特に、その周知徹底をよろしく願いますということで特段のお願いをさせていただいたところでございます。

【山田(朋)委員】 わかりました。前回の参議院議員選挙の際に、コンビニのレジで金額が出るところあたりに、あれは総務省の取組でしょうか、選挙に行こうという投票率向上のための取組をされていましたが、そういったものをまた考えていらっしゃるんですか。

それと、今回、18歳選挙権になって初めての衆議院選挙となります。今、10月になろうとするので、高校3年生の半分ぐらいの子が投票できるようになるかと思いますが、教育委員会とどのような話をしているのか、そのあたりも教えてください。

【黒崎市町村課長】 まず、国の方でやっていただきますコンビニでのレジの表示は、今回もすると聞いております。

それから、高校に対する新たな啓発の取組ということで、今回、衆議院総選挙としましては18歳選挙権になって初めての選挙となりますので、教育庁と協力、連携をいたしまして、高校のご協力も得て、今のところ全クラスに啓発ポスターを掲示させていただきます。

それから、高校生の保護者あてに投票参加の依頼文を出したいと思っております。これは有権者になったお子さんには投票に行くように、そうでない場合は、保護者が子どもを連れて投票に行くこともできるようになっておりますので、そういう投票体験をさせていただきたいと。

それから、校内放送のレジュメを私どもが作りまして、校内放送で適宜選挙啓発を期間中に行っていただくということで教育庁の方とは申し合わせをさせていただいているところです。

【坂本(浩)委員】 今の件とも関連するんですけども、啓発の関係です。今、18歳選挙権で、今回、衆議院選挙では初めてということで、学校とかを含めて参議院選挙並みの啓発をされると。もちろん社会人もおりますので、ぜひ社会人も含めてお願いしたいんですが、若い人たちの投票率の問題で、多分去年の参議院選挙、前回の衆議院選挙ぐらいで、参議院の選挙の時は10代の投票率はまあまあだったけれども、20代の前半が極端にぐんと下がる傾向が長崎県の選挙のまとめであります。そういう若い人たちへの投票率向上の取組というのは、特に、前回の参議院選挙を経験して、今回あるのかどうか、いかがですか。

【黒崎市町村課長】 高校に在学をしている18歳につきましては、学校という場所を通じまして啓発が比較的容易にできるんですけども、学校を離れた19歳から20代後半は、なかなか直接啓発のターゲットになりにくいという部分もございまして、啓発には少し苦慮しているというのが実態でございます。

ただ、私どもの方は、今回も18歳から39歳の方の携帯電話、ドコモとソフトバンクに限ってはおりますけれども、その携帯電話会社の協力を得まして、選挙期日をお知らせするメール

を10万通発信することにいたしております。

それから、大学生にも周知を図らないといけないということで、大学の学生食堂のテーブルに、これは参議院議員選挙の時もやったんですけども、選挙啓発のミニ幟のツールを用意したしまして、置かせていただくということを考えております。

【坂本(浩)委員】若い人向けにメールということですが、メールだけじゃなくて、SNSほかのいろんな通信手段があります。県もそういうアプリがあるじゃないですか。このアプリにいったら、選挙のことがぱっとわかるような、先ほど言いたいいわゆる投票所だけでなく、いろんな商業施設でも投票できますよということを、若い人の投票行動につながるようなことを、今回は短期間ですからなかなか厳しいと思いますけれども、ぜひそのことはよろしくお願いしたいと思います。

それで、この事業内容の投開票に関するところで、投票所、開票所、それから期日前投票所、ポスター掲示場とか書いてあります。これは基本的に前回と同じなのか、増えたのか、その辺はどうでしょうか。

【黒崎市町村課長】これは、先ほどの山田(朋)委員への回答でも申し上げましたけれども、前回の参議院議員通常選挙の時の実績値を用いております。ただ、今まさにそれを照会中でございまして、最終的にはここは若干変わる可能性がありますし、期日前投票所につきましてもできるだけ増やすような方向で、今、お願いをしているところでございます。

【坂本(浩)委員】わかりました。

最後ですけれども、この予算は前回比で、この補正予算が2,700万円増の9億3,749万円ということですが、全国的には今回の選挙に

伴ってどのくらいかかるか、もし、わかれば教えてください。

【黒崎市町村課長】予算というよりも、実績になろうかと思いますが、私が聞いていますのは、衆議院議員の総選挙で、全国で約600億円要したというふうに伺っております。

【田中委員】先ほど区割り変更の選挙の話がちょっと出たけれども、前回の区割り変更は大変だったんだよ。2年半ぐらい前、3年近く前になるけれど、選挙の後の反省会みたいなものをあなたたちはするの。そこに区割り変更の時のそういう問題は出てこなかったのかどうか。早岐地域は大変だったよ。私が一番被害者と言えど被害者だったけど、何かあったのか、資料でもあれば聞かせてください。

【黒崎市町村課長】申し訳ございません、手元に用意いたしておりませんので、早急に調べさせていただきます。

【田中委員】数字で言えば投票率がどんと落ちた。無効票がどんと出てきた。そして、前候補者の名前を書いたのが結構あった。だから、本当に大変だったという反省があつて、今度新しく区割り変更がある西海市と小値賀町で、ほかにも何カ所があるかもわからないけれども、取り組んでいるのかなという気がするけれども。

【黒崎市町村課長】今、田中委員がおっしゃるとおりでございまして、分区になりました佐世保市におきましては投票率も低下しましたし、いわゆる棄権をされた方も多かったというデータが出ております。これは後ほど数字をご報告したいと思います。

そういうことがございましたので、今回の区割り変更が生じる小値賀町と西海市につきましては、候補者を間違えないように、あるいは選挙公報を、長崎、佐世保は2つに分かれますか

ら、過去には選挙公報を間違っただけで配ったというミスも実際生じたということがございますので、そういったことがないよう、しっかり投票区の住民に正確な情報が伝わるように、そこは特に注意をして進めたいと思っております。

【田中委員】 私は一番の被害者だけれども、県議会議員も大体の縄張り、地盤があるんです。私は早岐地区だけれども、大体で言うと私の票のちょうど半分、3区、4区が大体50%、今もって困っているけれども。

具体的な話を聞きたいんだけど、従来、早岐支所で期日前投票ができた。ところが、3区と4区の関係で、有福町は早岐支所にそれこそ500メートルぐらいで行けるから、そこで期日前投票ができていた、1キロ以内でね。ところが、選挙区が別だから期日前投票ができなくなった。だから、例えば早岐支所などというのは、昔からの流れで言うと、3区と4区の期日前投票ができるようにしてもらわないと。期日前投票に行っても投票できなかったとなったら、それでもう行かない。それが、今度は我々の地方選挙にまで響いた。近くで投票できないなら、もう行きませんと。私の選挙の時も投票率は40%だった、委員長のところは60%ぐらいあるんだけどね。同じ選挙区で投票率40%のところと60%のところがあるんだ。大変な弊害なんだよね。

具体的に言うと、期日前投票なんかが早岐支所で3区、4区両方できるのかどうか。多分3区だけしか受け付けないと思うんだ。4区も受け付けるのか。そうしないと、投票率はものすごくゆがんだ形になってしまうので、そこら辺を検討してほしいと思います。佐世保市選管なんかと相談して、できるかどうか、後日聞きたいと思います。

【黒崎市町村課長】 衆議院の選挙区の関係で分区になったところにつきましては、それぞれの分区で投票の環境に差があつてはおかしいとは思いますが、そこは佐世保市選管ともよく協議をして、その是正が図られている、そういう配慮がなされているかどうか、そこはしっかり聞いて、後日ご報告をさせていただきたいと思っています。

【田中委員】 だから、境界線近くの方は、市が別ならともかく、同じ佐世保市の中だから、3区、4区の期日前投票を早岐支所でできるようにしてもらおうと、ぐっと違うし、我々も助かる。ぜひ佐世保市選管と話し合ってください。

【川崎委員】 今、田中委員からお話があった事例は、東京でやっているみたいですよ、今回区割りがあったところで。それはぜひ有権者の目線に立って、しっかりと検討してください。

お尋ねは、今回、10月22日で衆議院議員選挙があるということですが、その当日に平戸市長選挙が予定をされていまして。雲仙市議会議員選挙は前倒しで同日にやるということになっているようです。

先ほど、市町村交付金6億6,900万円という数字を説明されましたが、重複する経費があるかと思います。とりわけ人件費がそうかなと。この辺は、市と今回の県の補正予算、いわゆる費用はどのような形で分担をされるのかお尋ねいたします。

【黒崎市町村課長】 まず、この衆議院の選挙経費につきましては、先ほど申し上げた選挙執行経費基準法という法律に基づいて淡々と積み上げをして、それを交付するという形になっております。国に申請をして、国から県にきて、県から市町村の方に交付金を出すという流れになっておりまして、当然それを前提にして、平戸

市、それから雲仙市がそれぞれの単独の選挙を一緒にやるわけですが、その国政選挙の経費を前提にして、一緒にやることによる不足する経費、その部分を単独の経費で予算化をされるものと考えております。

【川崎委員】 そうすると、当然重複した形でコストが出続けるということはないんでしょうから、もう一回すみません。要するにこちらの経費を充当して、そして、市町はその圧縮につながると、そういう認識でよろしいですね。わかりました。

あと一点、これはぜひ啓発の一環としてお願いしたいところなんです、必ずあるトラブルなんです。特に、今回、平戸市、雲仙市については合計4票ですね。衆議院の小選挙区、比例区、裁判官の国民審査、（発言する者あり）平戸は市長と市議会議員で5票、雲仙は4票ですね。申し上げたいのは、この高齢化が進む中において、なかなか一つひとつのことに對して、きちんと決めて行くんでしょけれども、なかなかそれが混乱するといえますか、そういった中で票を渡される時に、「何々をやってください」というお声がけをされるんですが、正確にお伝えをしてミスがないように、有権者が混乱しないようにやっていただきたいと思います。

同時に複数の票をやるとか、間違った教え方をするとか、それが必ずトラブルとしてあるんです。マニュアルを徹底していただいて、ミスがないように、伝達を厳しくやっていただきたいと思いますが、ご所見を。

【黒崎市町村課長】 選挙事務のミスが出ないように、毎回、通知で注意喚起をしておりますけれども、トリプル選挙、ダブル選挙のところがありますので、特にその自治体に関しては直接電話もして、市町選管の方に注意を促し、必

要によってはこういう事件の事例があったというのがありますので、そういうのも参考としてお示ししながら、周知徹底を図りたいと思います。

【小林委員】 初歩的な質問でまことに申し訳ありませんが、例えば、投票率をアップさせなければいかんという一つの至上命題があるわけですよ。そのために相当な経費を使われておりますが、先ほど山田朋子委員から、例えば投票所をあちらこちらに幾らか増やしていると。特に、18歳以上からということで、高校生や大学生、そんなようなこともあって投票所を幾らか今よりは多く開設をすると。これは要するに県の選管じゃなくして、各市町の選管に一任しているというお話がございました。

そこでお尋ねしますけれども、市町の選管は、どこでも自分たちの方で、例えば何カ所増やすとか、どこに新規に投票所をつくるとか、そういうことは何か法令で定めるようなところとか、県の選管で指針というものを出さずして、すべからず市町に全部任せるといったことなのか。いわゆる投票所をたくさんつくことは、市町選管の考え方一つでそれができるものか。

では、それをたくさんつくるとすれば、それに伴うところの経費が当然かかります。その予算というのはどのようにしていくのか、まず、この点をお尋ねしたいと思います。

【黒崎市町村課長】 小林委員がおっしゃるように、最終判断するのは各市町の選挙管理委員会でございます。ただ、投票率をアップさせなければいけない、若者の投票率を上げなければならないというあるべき方向性というのはありますので、それについてはそういう配慮をぜひお願いしたいという、お願いベースになりますけれども、そこは機会あるごとに強く要請をさせ

ていただいているという状況が実態でございます。

それから、経費につきましては、今回、あるいは参議院議員選挙であれば、当然国政選挙ということで全額が国庫委託金になります。それから、県知事、県議会議員は、基本的には県の単独選挙でございますので、これは県の一財になります。市町も市長、町長、それから議員も同様でございます。

ただ、その一般財源につきましては交付税で、包括算定経費の中に算入されますので、普通交付税で措置されるということになっております。

【小林委員】 もう一回確認をしますが、市町でやっていいということで、最終的に市町でやるんだよと。投票率アップとか、投票所に行くのが非常に不便と。若い方だけではなくして、高齢の方とか、あるいは車を持ってないとか、そういうことで非常に投票所が遠くなったという事例もよく耳にすることなんです。

そこで、市町で、例えば50カ所投票所があります、これを100カ所にしましょうとか、予算は伴うけれども、それをやろうと思えば、市町の選挙管理委員会でその方向で決まれば、そしてその予算が議会で認められれば、いわゆる大村市なら大村市単独、長崎市なら長崎市の単独、そういうことでやっていいのか。投票所を幾らにしなければいけない、人口がこれくらいで、有権者数がこれくらいだから、投票所は有権者数から割って何カ所でなければいけないとか、そういう決まりは全くないんですか。

【黒崎市町村課長】 今、正確には申し上げることができないんですけども、おおむねの基準というのは国の方が示しております、人口に対してこれぐらいのと。（発言する者あり）有権者数か人口か、いずれかに基づいて、大体これ

ぐらいの投票所を設けなさいという大きな基準というものはあります。それをさらに投票しやすい環境に資するということで、市町のご判断でそれを上積みするということについては、国の方は何ら制限を設けていないという仕組みになっております。

追加で申し上げますが、予算の方は通ったとしても、今度、選挙に従事する投票立会人だとか、選挙事務従事者だとか、最近はどういった選挙事務にかかわる方々の人集め、これが実は非常に確保が困難だと、市町からの報告を聞きますと、そういうことで簡単には増やすことができませんというご意見を聞いたこともございます。

【小林委員】 要するに市町で決めるということは、市なら選挙管理委員会で決めるわけだね。選挙管理委員会にその権限があると。そこに伴う予算は議会で認めるか、認めないかと、このやり方ですね。

だから、さっき事例を言ったように、50カ所を100カ所にする、2倍にすると。なんといっても利便性が最近めちゃくちゃ悪いと。そういうことで交通手段がない人たちは投票に行かない。だけど、身近なところにあれば、当然投票率は高まるであろうということは容易に推測できるわけです。だから、さっきから何度も言うように、投票率をアップさせるためのいろんな手だてをやられております。

広報とか相当なお金だろうと思うんです。空からいろいろチャーター機を飛ばしてそこからやってみたり、市町の独自のものがあると思うんですけども、それにかかる経費も並大抵じゃないと思いますよ。だから、投票所を増やすことが、かなり具体的に一番結果につながるんじゃないかと、そう思う時に、それは当該市町選

挙管理委員会に権限があり、そこに伴う予算を議会が認めれば、それはオーケーなんだと。

場所等についてどこに増やすかと、これも市町の選挙管理委員会で決めればよろしいと、こういうことですね。この辺のところを、あとは有権者数か人口の比率で何カ所と決めると、こういうことでございますから、後で資料をお願いします。

それから、衆議院議員選挙、知事選挙、市町長の選挙、県議会議員選挙、市町議会議員選挙、かれこれ各種の選挙がありますけれども、いわゆる期日前投票の投票箱の管理のあり方について伺います。期日前に投票した投票箱の管理の仕方については、当然市町の選挙管理委員会で責任を持ってやらなければならんことだろうと思いますが、この辺の扱いについて、アルバイトに行った人とか、あるいはその関係筋から、扱いが非常に、こんなやり方でいいのかというような話が以前にあったので、それを参考にしながらお尋ねします。

期日前投票というのは、公示とか告示の翌日からできるようになります。だから、1週間単位、10日単位、あるいは20日以上単位とか、今回の衆議院議員選挙でいけば十何日間ですね。その間、期日前投票の投票箱を投票現場に置いておく期間が長いですね。その管理の仕方については、例えば選挙管理委員会のロッカーの中にそのまま置いていて誰も見張る人がいないと。そのロッカーは誰でも開けることができると。こんなような話が実は届いていて、非常にこの辺のところが不用意に過ぎるんじゃないかと。

それから、投票に不正があつてはいかんわけけれども、投票用紙というのは、その有権者数だけの枚数しか刷らないのか。少し多めに刷って、市町選挙管理委員会で幾らか管理して

いるのか。いわゆる投票用紙の枚数は幾らかオーバーして印刷をすると、その枚数は制限があるのかないのか、そこはどうですか。

【黒崎市町村課長】必要と思われる枚数にやや上乗せをして、多めに配っているというのが実態でございますが、そこにどれだけ幅を持たせていいのか、制限があるかということなんですけれども、それは調べさせてください。

【小林委員】これは大事なことだと思うんです。いわゆる限られた予算ということからしてみても、仮に有権者数が1万人とする。その投票用紙を2万票仮につくったとしても、それは何ら予算の範囲内であるならば問題にならないと、こういう受け止め方でいいのかどうか。

【黒崎市町村課長】委員がご懸念されているのは、必要以上に余分な票が悪用されないかということだろうと思います。そこについては、全くの野放しということは考えられませんので、何らかの制約があると思いますが、すみません、それもちよっと調べさせてください。

【小林委員】それはよく調べてもらって、1万人の有権者数に対して2倍の2万票ということはないだろうと思うけれども、ここのところの基準は基本的にはないわけだ。

それから、幾らか余分に刷っておくという理由は、失うということはないんだろうけれども、要するに破れるとか、いろいろ不備があった場合があると。余分に刷らなければいけないという理由は、過去の事例からしてどういう場合に余分に刷らなければいけないのか。当然そうやって破れるとか、濡れるとか、何か不備があるかどうかだけでも。

それから、選挙が終わってから、その使わなかった余分の投票用紙はどういうふうになっているのか。そのところは、あんまりきっちり

やっていないみたいだね。そういう問題点もあるということ。これはまた、別途の総務委員会等で質疑をしながら、選挙のあり方、投票率アップ等、いかに厳正中立な、きちっと公正な選挙の結果を踏まえるかと、そういう点から見て、いま一つ投票用紙の問題。

それから、もう一つは期日前の投票箱の管理のあり方。今申し上げたように、公示後翌日から、告示後翌日からということで結構期間が長い。期日前に投票されて投票箱の中にそのまま保管されているわけです。その保管のあり方が、厳正にきちんとされているか。厳しく言う人は、ガードマンなんかを雇ってそこをぐるぐる回らせろというぐらいの話もあるんだけど、これはうがった考え方をすれば、投票用紙が余分にある。期日前投票箱がいつでも誰でも開けられると。こんなようなことになったら、期日前投票の投票用紙を、新たに書き換えるということは朝飯前になってくるわけだ、やろうと思えば。だから、そういう疑問が残るような、疑いを持たれるようなことは絶対に整理しておかなくちゃいかなと思うんです。そういうことについて、きちんとした決まりがないようだから、その辺のところは総務委員会で、もし時間があればお尋ねをするけれども、その間、何かあなたの方の答えが出るかどうか、その辺のところ、今の段階においてはよくわかりました。後日の総務委員会等で、もしその辺について明快な答弁ができるのであれば、再度お尋ねをしたいと思います。

【前田委員】 先ほどの質疑の中で、投票率アップについて、いろんな取組をされているということで、特に高校生の保護者に対して呼びかけるとするのは非常にいい取組だと思います。頑張ってください。

その上で、いろんな投票率アップの方策を打っていると思うんですが、小さな事例になりますけれども、2つだけ気になっているので質問させてください。

大学生で県外にいる方については、投票はできるんでしょうけれども、その方法や呼びかけ、意外と方法はあってもご本人にそのことが通じてないということもあるかと思うので、それをどうやっているのかというのが一つ。

それと、在宅の場合で、高齢者の方が家から出られない、自力では投票所まで行けない方等については、今、どんな配慮がなされているのか。この際、この2点だけ確認させてください。

【黒崎市町村課長】 今、住民票を親元に残されたまま県外の大学等に行かれています若い方につきましては、まさにそこは我々の課題でもございます。今のところ、これは不在者投票でやるしか方法はないのでございますが、これが手続的に、今のルール上非常に煩雑なものですから、それでもなおかつそれしかないということで、「不在者投票で投票できますから、投票をよろしくお願いします」という啓発を県内の親御さんに対してやっているだけです。何らかの形で不在者投票の制度の活用について、もうちょっと周知を図らないといけないかなとは思っています。ただ、これは臨時啓発ではなくて、通常の啓発の一環の取組として、今、模擬投票なんかやっていますけれども、不在者投票の仕方なんかを親元にいる間に体験してもらうことも必要ではないかということを考えております。

それと、2番目の在宅の方で投票に行くのがなかなか難しい県民の方に対する配慮ですけれども、郵便による不在者投票という制度はあります。ただ、それは身体障害者の1級の認定を受けている方だとか、あるいは介護保険の介護

度で5を受けている方とか、ある程度客観的にこの方は投票所に出向いて投票するのが無理だという方に限っては郵便による不在者投票の制度がございすけれども、基本的にはやはり投票所に出向いて1票を投じていただくというのがルールでございまして、目下我々はそういった歩行困難者等に対する投票所のバリアフリー化を配慮いただくように、市町選管に対してお願いをしているところでございます。具体的に申し上げますと、車いす、あるいは車いす用の投票の記載台、それから目が見えなくなりますので、拡大文字とか、あるいは点字、虫眼鏡、老眼鏡、それから手が使えない方もいらっしゃいますので、投票用紙をしっかりと押さえる文鎮、それから滑り止めのマットなど、ちょっとした設備で大分投票しやすくなるというものもございすので、そこら辺の配慮。それから投票所の近くまで車で来て、投票所まで歩いていく、そこに段差があれば行きにくいことになるわけですから、スロープを設置するとか、あるいはそこまで人的な介助を、選挙事務従事者がその方の状況を見て適宜対応するなどの配慮をしていただくようお願いをしているところでございます。

【前田委員】 前者の質問については、本来ならば、大学生といえども住民票を移すというのが基本だと思うんですが、実態としてそうじゃないのが多々あると思います。ですから、市町村課長がおっしゃったように不在者投票の制度しかないと思います。その制度も非常に煩雑というか、手間だということも承知しています。ただ、そうは言いながらも、やはり長崎県から県外に出ている方も結構いらっしゃいますので、ぜひそこについては新聞広告等含めて呼びかけるようなこともご検討いただきたい。

長崎でも、例えば長崎大学とか、外語大とか、大学がありますよね。そういうところにも掲示をしてもらって、県外だけじゃなくて、選挙区が違う県内から来ている子なんかは、往々にして住民票を移していない人がいると思いますので、大学側にも張り紙をする等々含めて、できる限りのことをしてほしいと思います。

それと、在宅の場合については、市町村課長がおっしゃったとおりだと思いますが、しかしながら、長崎市の場合は介護保険の横出しのサービスとして介護支援の移送サービスをやっています。それは多分介護に特化しているのかもしれませんが。それを選挙に関して適用できるのかどうかわかりませんし、仮にできないとしても、今後の課題として、介護支援の移送サービスをやっているところがありますので、そこについては、今後、ぜひその移送支援の対象となるように検討並びに今後取り組んでほしいということをお願いしておきます。

【吉村(洋)分科会長】 本日の日程は非常にタイトでございすので、そろそろ質疑を終了させていただきたいと存じますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)分科会長】 これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第82号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、第82号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時21分 休憩 —

— 午前11時21分 再開 —

【吉村(洋)分科会長】 分科会を再開いたします。

これをもちまして、第82号議案の審査を終了いたします。

午前中の審査はこれにてとどめ、午後3時より委員会を再開し、総務部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時22分 休憩 —

— 午後 3時 1分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

昨日に引き続き、総務部関係の審査を行います。

これより、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【徳永総務文書課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております総務部関係の資料について、ご説明いたします。

資料の1ページをお開き願います。

1,000万円以上の契約状況一覧でございます。平成29年度6月から8月までの実績は、計5件であり、1ページに各契約の内容を一覧でお示しております。

また、2ページから4ページにかけて、入

札結果一覧表を添付いたしております。

5ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、6月から8月までに県議会議長あてにも同様の要望が行われたものは、一般社団法人長崎県身体障害者福祉協会連合会からの「長崎県新庁舎における自動販売機設置に関する要望書」など計4件であり、それぞれに対する県の取扱いは、5ページから10ページに記載しているとおりでございます。

11ページをご覧ください。

最後に、附属機関等会議結果報告でございますが、6月から8月までの実績は、「長崎県行政不服審査会」など、計9件となっております。それぞれの会議の結果につきましては、12ページから20ページまでに記載のとおりでございます。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【吉村(洋)委員長】 次に、管財課企画監より、補足説明の申し出がっておりますので、これを受けることといたします。

【荒木管財課企画監】 それでは、新庁舎における食堂出店者につきましてご説明させていただきます。

お配りしております「新庁舎食堂出店者の決定について」という表題の資料をご覧ください。

さきの6月定例会総務委員会の部長説明におきまして、新庁舎の食堂について、公募の手続を進めている旨ご説明しておりましたが、その後、公募を行い、このほど出店者が決定し、選定結果を県のホームページ上で公表いたしましたので、ご報告いたします。

公募期間は7月7日から8月18日までの43日間とし、募集を行いました。この間、公募要項の内容に対する質問の受け付けを2回実施し、複数の企業から具体的な質問が寄せられていたため、一定応募者は確保できるものと見込んでおりましたが、結果的に1者の応募にとどまりました。

応募者は1者でございましたが、当該応募者が出店者として適当であるかの審査を行うため、外部有識者と県職員5名で構成する選定委員会を設置し、透明性を高める観点から、記載のとおり外部有識者を過半数といたしました。

9月12日に開催いたしました選定委員会におきまして、サンプル試食審査、応募者によるプレゼンテーションと委員の質疑応答を行い、事前に公表しております評価項目について厳正に採点、審査を行っていただきました。

裏面をご覧ください。その結果、応募がございました「有限会社さかもと」は、複数の施設で運営実績があり、会社自体の財務状況も良好であることから、安定した管理運営が期待できること、長崎県内産の食材を使用し、長崎らしさを意識したメニューを開発するなど、長崎県の食の魅力を感じる取組が期待できること、との評価があり、選定委員会において出店者として適当であるとして選定されました。

選定委員会の選定結果を踏まえ、県におきまして検討を行い、9月15日付で「有限会社さかもと」を新庁舎における食堂出店者として決定したところであります。

今後とも、新庁舎における維持管理につきましては、適切に進めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、新庁舎食堂出店者の決定について、説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【吉村(洋)委員長】 以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

何かご質問等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【前田委員】 議案外で質問させていただきます。

以前から、歯科保健行政の推進に向けて、各保健所に歯科医師もしくは歯科衛生士等を配属してほしいということで会派の方から要望しておりますが、今までのやりとりの中では、なかなか専門職については全体のバランスも含めて難しいということできています。

今回お尋ねしたいのは、そうした中で、今、県の職員がどれぐらいおられて、いわゆる職種別というか、専門職の方がどのくらいいるのかについて、まずお尋ねをしたいと思います。

【大瀬良新行政推進室長】 ただいま、前田委員からご質問がございました県の職員数と専門職の人数、こういったところにどれくらいいるのかということでございます。

県の職員数、そのうち知事部局の範疇で申し上げますと、おおむね4,100人程度になっております。そのうち、専門職種、例えば水産職であったり農業職であったりというような職種がございますけれども、その職種につきましては1,937人となっております。

【前田委員】 ありがとうございます。私も別途資料をもらっていたので、その1,937人という数字は把握しているんですが、要は、今答弁があったように、4,000人のおおむね半分ぐらいは専門職の方々がおられると。それ以外の方は一般職でしょうから、普通に私たちが考えるには、通常の業務の中でいろんな部署に異動されるという感じを持っています。しかし、その専門職であるがゆえに採用された方というのは、多分異動されるところが、その専門職の知識を活かせる職場ということで、かなり一般の方と比べたら限定されているんだろうと思っております。そのことが悪いという話ではないんです。しかし、時代の流れの中で、当時、この職が必要だということで専門職を雇われていても、だんだん時代の変遷とともに、事業や施策が変わったりする中で、そこまでその専門職の方が必要なかというところは変わってくるんだと思うんですね。

例えば、1,937人の中に、一番多いのは土木職の方で450人います。今までのやりとりの中でも、当然土木職の方は必要というか、仕事は十分いただいているし、仕事のボリュームもあるということなんです。さっき言ったように、これからいろんな専門職が求められる中で、こういった過去において採用した方は、当然、もうずっと定年になるまで働くということを前提に採用されているんでしょうから、そういう方がおられる中で、じゃ、新たなニーズを求め

た時の専門職という方の採用をどうしていくべきかというのは、一度検討がなされていていいんじゃないかということをお聞きしております。土木職で450人、農業で328人というふうにかなり多い数字です。過日、人事委員会で求めた獣医師なんかも、人材不足とはいえ121人もいらっしやるというデータも出ています。ですから、今の時代がどうかということではなくて、今後、求められる専門職を採用するに当たって、ここらを整理しないと、なかなか難しいので、例えば、期限付きの任用ということがあってもいいのかなと。例えば、歯科保健に特化して、この10年で少し長崎県の数字を向上させたいと、そのためには歯科衛生士が必要なので、募集してくるかどうかは別として、10年任期という形で募集をかけるとか、そういうやり方も一つの例示としてあっていいのかなと思うんですが、そういうことについて、今後、どのようにお考えになれるか、認識と取組についてお答えいただきたいと思います。

【大瀬良新行政推進室長】 専門職について、どういう形で検討しているかというのを、まずご説明申し上げたいと思います。

専門職員の採用につきましては、毎年の業務量、業務の継続性の問題、そういったところを考えながら、例えば、職種に応じまして法的に配置をしないといけないような職、もしくは特殊な専門的知識等を持って、業務遂行上、いないと支障が出てくるようなところがあるかどうか。また、逆に配置することによって、より効果的、効率的な業務遂行が期待できるかどうかということを毎年度検討しながら配置を考えていっております。それに基づきまして、今年度の退職等を勘案しながら、次年度、採用職種として採るべきなのかどうか、数を含めまし

て検討をしているという状況でございます。

その上で、時代に応じてということで、毎年毎年の見直しをしているところでございますけれども、中には委員おっしゃるように、例えば短期的な部分で必要とされる職種が場合によって出てくるということでございますので、その中で、県としまして、例えば非常勤の職員で医師等を一部置いていたり、もしくは、委員からもご指摘がございましたけれども、任期付きで採用したりということも進めながらやっております。いずれにしましても、今後につきましてもそういった時代の流れ、業務量、業務の性質等々を見ながら、職種については採用等を検討していくということでございます。

【前田委員】今の答弁で了としますので、ぜひこれから、いろんな県民のニーズに応える中、もしくは県の施策の中で少し底上げをしなきゃいけない部分については、専門職の採用ということについては、今のようなことも含めて重々検討しながら進めてほしいと思います。

もう一つだけ質問します。事前に質問しますよということもお伝えしておりましたし、6月定例会でも質問しておりましたので、その検討状況について答弁いただきたいと思います。

貸付金です。一例として6月に挙げたのは、交通局に対する貸付金でした。年度の初めに5億円を貸して、年度の終わりに一旦5億円を返してもらって、その5億円を、また次の年度の初めに貸すということを、もう数十年続けていると、こういう貸し付けのあり方はいかなものかということ。交通局に対しては、平成29年の中で経営計画が一旦いい形で終わることが見込まれる中で、改めて、昔からこういうことが続いているような貸付金があるようであれば、一旦、もう県の財政支援として、こういうやり

方は改めていいんじゃないかということで問題提起をしていたんですが、その進捗状況並びにそういった貸し付けをやっている実態というか、実績というか、どのくらいの団体に幾ら貸し付けているのか。私が言っているのは、もうずっと長く、今言ったような形で貸し付けているところについて求めていますので、必要な答弁をいただきたいと思います。

【古謝財政課長】県が交通局に対して、運転資金として毎年度短期で貸し付けております5億円についてでございますけれども、6月にも答弁させていただきましたとおり、当該貸付金については、不採算路線も含めて地域の生活交通を維持確保している交通局の一時的な資金不足を回避し、経営の安定化を目的として実施しているものでありまして、現時点では、まだ必要な経費だと認識をしております。

したがいまして、6月も答弁いたしましたとおり、今後の経営状況の改善等を踏まえて、この貸付金についてはどう見直していくべきか検討を図ってまいりたいと考えております。

なお、その他の短期貸付金、1年以内の短期貸付金でございますけれども、昭和47年から森林組合に対しての貸付金を、現在3億円貸し付けているところでございます。

【前田委員】そうしたら、今のような貸付金のやり方というのは、交通局と森林組合だけという認識でいいんですか。

その上でですけれども、今、森林組合には昭和47年からという話もありましたが、交通局同様、長い年数そういったことでやっている。今の財政課長の答弁では、交通局に関して言えば、まだ必要な貸付金だという認識、並びに、しかし、今後については将来の経営状況も含めたところで勘案しながら考えていきたいという答弁

であったと思います。

ということは、今現在の交通局の経営状況というのはまだ厳しいと判断しているんですか。中期財政計画5カ年間で終わりましたね。その総括も含めて、私はもう必要ないと思っているんですよ。公営企業でありますから、それであるならば、私は、まず交通局が銀行に直接そういったお金を借りるということをして、それが難しいとなったら、おっしゃるような形でもいいと思うんですが、一旦区切りとしてリセットすべきかと思いますが、いかがですか。

それと併せて、別に交通局だけ責めるわけじゃありませんけれども、交通局の長期の貸付金11億円貸し付けたものが、今、10億5,000万円ぐらい残が残っていて、毎年3,000万円しか返還されてないというのは、これはこれから先も、この3,000万円ずつの返還ということで進めていくわけですか。何年かかるのかなと思っているんですけれども、ちょっとやっぱり交通局に対しては、財政当局から見た時の考え方、認識というのが非常に甘いと思うんですが、その点はいかがですか。

【古謝財政課長】 まず、交通局の経営状況についてでございますけれども、県独自補助金の終了ですとか、平成27年度決算では4年ぶりに純利益を計上するなどの経営努力を重ねてきておりますけれども、依然として厳しい状況であるという認識でございます。

ただ、現在、交通局においては、さらなる収支改善、経営改善について検討を行っているところでございますので、その状況について、しっかり注視をしていきたいと考えております。

なお、長期の貸付金についてでございますが、こちら6月にお答えをさせていただきましたけれども、営業運転資金と退職給付金にかかる

長期貸付金につきましては順調に返済をいただいているところでございまして、残り10億5,000万円の分でございますけれども、こちらは昭和56年度から62年度までの準用財政再建計画に基づきまして、長崎ターミナルの土地を一般会計で購入する予定であったところを、当時の県の財政事情等から購入を延期して、その代替措置として長期の貸付金に振り替えたものでございますので、そういった経緯も踏まえまして、今後の償還にかかる協議については交通局と話し合っていきたいと思っております。

【前田委員】 また後で、個別でご相談したいと思っていますけれども、公営企業であるがゆえに、当然税金を使って支援しているという側面がありつつ、知事とかの答弁を聞いていると、交通局といえども一民間事業者であるというような答弁も知事自身がやっているように、民間であり、なおかつ公営企業と、非常に使い分けていて、私は正直言って、都合のいい場面、都合のいい場面でそうやっていると思うんですね。ずっと前からあり方を検討してほしいと言っているけれども、そこはされない。なぜそこをされないのかがよくわかりませんが、公共施設等総合管理計画を今立ててもらっていますけれども、それについても、これも前回指摘しましたが、車両の購入とか、建物の更新等で数十億円というお金が今後発生するわけですね。それはやはり民間と照らしてみても本当に、今走らせている区域と、やっているサービス等を含めて、一事業者なのか、公営でやるべき必要性があるのかというのは、昨日の川崎委員からもそれに類したような質問が出ておりましたけれども、これはぜひ一度、これからの交通局のあり方として、そこは一定、第三者も含めてきちんと精査してもらうという作業が私は必要だと思って

います。何も民間移譲しなさいとか、この際、なくしなさいという話が前提ではなくて、本当に必要ならば必要なのあり方を、これだけ多額の費用がこれから発生するんですから、考えたらどうかという提案なんです、その点改めて聞きますけれども、検討されるお考えはないですか。

【古謝財政課長】あり方についてでございますけれども、過去に平成16年ではございますけれども、県営交通事業のあり方について検討を行っておりまして、その中で、地方独立行政法人への移行ですとか、民間企業への移譲等について、さまざまな課題、完全民間移譲等については不採算路線の維持及び職員の雇用確保が困難であるといったような課題があるということで、あり方の見直しは行っておりません。そういった課題については、現在も変わっていないという認識をしております。

ただ、一方で、企画振興部の方からも答弁があったかと思えますけれども、現在、それぞれの市町において地域公共交通網をどうやって形成していくかという検討をなされておりますので、そういった中で交通局の行うバス事業についても、こういった形であるべきかという検討を行っていきたいと考えております。

【前田委員】要望にしておきますが、各地域の地域交通網計画の中に参画はしておられますけれども、そこに県営バスが主体的に入っているわけじゃなくて、その中に県営バスがあるか、ないかという話であって、その中で、じゃ、県営バスは要るか、要らないかという議論までしていいという理解をしておいていいですか。私はそうじゃないと思うんですね。そうじゃなくて、県全体として、全国の中で東京都と長崎県だけで走らせている都道府県の公営バスについて、今、

まさに財政課長から答弁があったように、過去においては、当面は財政の再建に努めなさいと、しかし、将来的には路線の民間移譲等も含めたところでの検討が必要じゃないかという提案がなされているわけですよ。それからやっていないわけですし、今まさに、平成29年度までの5カ年で交通局が努力した中でいい結果が出ているのであれば、さらにこれから5年先の計画を立てる時に、一定そこは外部の方に見てもらうべきだと私は思っております。

何ゆえこれを言うかということ、これは6月の一般質問でも述べましたけれども、最終的にはやはり交通局の職員の定年退職以外の自己都合による若い方の退職が非常に多いということ。それから、40歳以下の職員の割合が6%にも満たないという現状を考えた時に、そういう若い職員の方の将来を、しっかり交通局で頑張ろうと、県営バスとして頑張っていこう、地域に貢献しようという自覚とか、やる気とか、働きたいを感じさせるためにも、一定この先どうなるんだろうかという不安を持って働くということではなくて、やっぱり胸を張って、使命感を持って働いてほしいという気持ちも持っています。私が言うと、一概に一方の方から見ているように見られるかもしれませんが、そういうことも含めて発言をしておりますので、重々そのことは協議をしながら、適時に行ってほしいということを改めて要望しておきます。終わります。

【小林委員】私の手元に「長崎県中期財政見通し（平成30年度～平成34年度）」、この試算がこうして届いております。この中期財政見通しについては、毎年出されているわけでございます、そういう面から長崎県の財政が非常に厳しい中において、毎年こうやって見通しを立てながら緊張感を持ってやっていただいているの

ではないかと、そういう意味でこれを真剣に眺めさせていただきたいし、また、いろいろとわからないところについては教えていただきたないと、こういう考え方を持っているわけでありませう。

我々も長崎県議会議員として、長崎県の一番の台所であるところの財政、ここのところに余り関心を持たないというわけにはいかないと思っているんです。だから、長崎県の財源が、あるいは財政が、どういう形の中でこれから推移していくのかと。それによって、長崎県のいろんな公共投資とか、あるいは地域を元気にさせるところの投資とか、いろんなことを考えながらやっていかなくてはいかんと、こう思っております。

ただ、私にもわか勉強でもありますし、いろいろと教えていただきながら勉強させていただいているわけだけでも、要するに毎年出している中期財政見通しが、5年間ということやっていくわけです。今、平成29年度、例えば昨年度と今年度という形の中で、昨年度立てたものが大体どれくらいの基金残高になるよと、こういうことが明らかになっている。申し訳ない言い方をすれば、少しというか、何十億円の単位だから、かなり見通しが違うのではないかと、こんなようなことをあえて言うのも申し訳ないが、そんな感じもするわけでありませう。

それくらい見通しが、毎年やりながら、財政の基金残高がこうも違うのかと、こういうことを考える時に、その見込みというのがどれくらいのデータを取り、どれくらいの将来的な見込みの中において、毎年毎年の基金残高というものをお出しになるのかと、こんなことを考えるわけでありませう。

そんなことを含めて若干質問をさせていただ

きますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、これを見させていただいて、歳入歳出が当然あるわけですが、歳入歳出の主な動向ということの中で、まず県税の平成29年度が1,112億円だと。5年後の平成34年には1,274億円になるんだよと。162億円のプラスになると、こういうかなり強気の読みが出ているやに思うわけです。これから、国の推計の名目経済成長率と、こういう国が推計しているところの名目経済成長率、これを参考にして一定の伸びを見ることがはわからんわけでもないわけあります。しかしながら、本当に5年後、162億円の県税がプラスになっていくのかということについては、先ほども言うようにかなり強気だなという感じがいたすわけでありませう。

それから、2番目の地方法人特別譲与税の中で、これは消費税が8%から10%という形で上がっていく。こういう状況の中で大分変わっていくだろうということで、これは平成29年度207億円が5年後は241億円、プラス34億円ということで、ある意味では景気が伸びる。景気が伸びれば法人税も伸びるよと、こういう見通しをありがたく立てていただいているということ、非常に力強く感じませう。

こういう状況の中で、県税も伸びる、そして地方法人特別譲与税についてもこれだけ伸びるよと、こういうことでかなりよくなっていくのではないかと、こんな中期の見通しをお立ていただいているわけだよ。

では、この3番目の地方交付税ということで、臨時財政対策債を含んで地方交付税はどうなっていくんだろうかと。平成29年度2,501億円、これが5年後に2,332億円ということで、これは足し算、引き算をやってみると、ここにも書いてあるけれども、約169億円の減ということに

なっている。ここのところがどういうものかということでお尋ねをしたいわけけれども、要するに長崎県の場合においては、人口減少というところが非常に厳しい現状であります。本当に一生懸命皆さん方が対策を講じていただいているわけであるけれども、その点から考えていくと、なかなか歯止めがかからないし、これからもなかなかうまくいかないのではないかと、そういうこと等、以前にも議論があっているだろうと思いますけれども、地方交付税との関係がどうなっていくのかと。当然のことながら、人口が減少していけば地方交付税が減っていくだろうと、こういう形であるわけけれども、同時に、これは先ほどから言っているように、法人税とか、こういう形の中で県税も伸びていくぞと、こうなっていく時にも、また地方交付税が減額になる可能性があるわけですね。

だから、そういうところから地方交付税だけ見た時に、景気がよくなったことで県税が伸びた、あるいは地方法人特別譲与税がいろいろと伸びてきたと。こういう形の中で、人口は減って、本当に景気がよくなっているかどうかというところから見た時に、地方交付税がこれだけ減っていくということ、169億円も減となる5年後の見通しをお立てになっていると。

こういうことの中で、財政が厳しい時に、我々長崎県の命綱であるところの地方交付税が169億円も減って、果たして今後どうなっていくんだろうかと、基金残高にどんな影響を与えていくんだろうかと、こんな感じがしていますが、その辺のところについて財政課長、ご答弁をお願いできればと思います。

【古謝財政課長】中期財政見通しの歳入についてのご質問でございます。

委員おっしゃいますとおり、県税につつま

しては5年間でプラス162億円、地方法人特別譲与税についてはプラス34億円、こちらは国推計の名目経済成長率を参考に、成長率そのままを掛けているわけではございませんで、長崎県においては経済成長率よりも一定下がるだろうという見込みで伸びを試算しております。

一方で、臨時財政対策債を含む地方交付税につきましては、169億円の減ということになっておりますが、地方交付税の算定につきましては、基準財政需要額と基準財政収入額というものを算定しまして、その差し引きで地方交付税の額が決定するわけでございまして、県税や地方法人特別譲与税が伸びるという予測を立てておりますので、その分基準財政収入額の方が上がっていくというところでございます。

一方の需要額につきましては、税の伸びほどは伸びていかないわけでございますので、そうしますと、差額でございます普通交付税については、県税が伸びる分落ちていくという予測を立てているところでございます。

【小林委員】だから、そういう予測の中で、要するに1番目の県税で伸びると、こうなっているわけだよ。同時に地方法人特別譲与税も伸びると、こうなっているわけだ。人口は減っていくんだよ。人口が減ったら、当然交付税は減ってくるだろうという形で受け止めておるわけだけれども、要するに県税が減ったら、地方交付税が増額になると。また、県税が増えたら地方交付税が減額になると、一つの方程式があるわけでしょう。1番と2番の県税と地方法人特別譲与税がこうしてプラスになっていくと。そういう中において、地方交付税が169億円も減額になるという見通しをお立てになっているということは、人口減少と同時に景気を、上の1番と2番を見ると、プラス要因で見えておられるから、

そういうことから考えていけば、これだけ地方交付税が減るという形の中で受け止めて、やっぱりこれだけ減っていくと相当厳しいんじゃないかという感じがするわけだけれども、そのところは、要するに今言ったように、その他のことで十分やっていけるという形の中で、この169億円は心配ですか、そんなに心配ではないんですか。どういう受け止め方で我々が169億円の減額を見ればいいのか、明確にお答えをしていただいて、心配は要らないとか、心配だとか、厳しいとか、厳しくないとか、そういうようなところで明快にお答えいただければ我々もわかってくると思いますが、いかがでしょうか。

【古謝財政課長】県税と地方法人特別譲与税が伸びていく、その相対で地方交付税が減っていくということでございまして、合計した県税と地方法人特別譲与税と地方交付税等を合算した額というのは、今後5年間そこまで変わっていないだろうと考えております。

そういった意味では、歳入について、地方交付税の影響で明らかに下がっていくという心配はございません。ただ、現状が続けばいいのかということで申しますと、現状既に収支不足が毎年度発生している状況ですので、そこは当然見直しを図っていかないとけないと考えておりますけれども、国の地方交付税の額によって、県の歳入がどんどん下がっていくという心配を持っているわけではございません。

【小林委員】 だから、いわゆる地方交付税というのは75%という枠があるだろう。つまり、25%については、頑張ったら頑張っただけ、それは十分地方交付税で引いたり足したりしなくてもいい。そこで頑張っても、つまり利益を上げても、あるいは豊かになっても、そこは地方交付税で左右されないというのが25%。75%の

数値、これはいわゆる交付税算定の基礎数値ということになるわけだろう。ここのところが問題になるわけだな。

だから、頑張れば、長崎県がそうやって県税の収入を上げるとか、あるいは税収のプラス要因をつくっていくと。そうなれば全額地方交付税が減ってしまうのかと。そうではなくして、今言う25%と75%の、いわゆるこの交付税算定の基礎数値というものはあるんだと。だから、25%については、まさに留保財源としてやっていくんだと、そう教えてもらっている。

だから、そういう点から考えてみますと、やっぱり頑張れば頑張るだけ、25%の枠内の留保財源でしっかりここは稼いでいかないといかん。あとは今言うように、75%の枠については、人口減少になったとか、あるいは何がどうなったとかいうことで、いわゆる地方交付税の査定が行われるけれども、全体的に県税も上げる、税金も上げる、こういう形の中で頑張って、地方交付税というものを減額されないような方向に持っていくということ、こんなような取組が必要ではないかと、こう受け止めておりますけれども、そういう基本的な考え方でよろしいんですか。素人だから聞いているんだが、そういう考え方でよろしいのか。全然、あなたの言うことは間違っているというのか、どちらですか。

【古謝財政課長】 委員ご指摘のとおりでございまして、県税がそのまま地方交付税の減につながるわけではございませんで、県税のうち75%については基準財政収入額に算定されまして、留保財源である25%については、増えれば増えるほど県の財政は潤うという形になります。

【小林委員】 では、そういう考え方でいいということですね。

そうすると、この歳出を見ます。歳出の中で

一番重きを得るのが人件費だ。この人件費を見ても、平成29年は1,766億円、5年後の平成34年は1,669億円ということで、これがなんと97億円減額になっておるわけだ。これは職員の数が減るということを言っているのか。この人件費が約100億円近く減るということ、減額できるということ、そしてまた、反対に退職手当が平成29年度は170億円、これが5年後は178億円ということで8億円増える。こういう見通しでございますが、この人件費については、いわゆる97億円という払わなくてもいい、減額になるということ、これは職員の方々が少なくなるということであろうと思いますけれども、このところはどういう分析をされていますか。

【古謝財政課長】 職員数の削減につきましては、行財政改革推進プランに基づきまして算定しておりまして、一般職においては平成27年度から平成32年度末までの間に100人程度の減少を織り込んでおります。

また、教職員、警察も含めた全体でございますと、児童生徒の減少等に伴う教職員の減がございますので、一般職も含めて約430人の職員の減を見込んで算定をしております。

【小林委員】 430人の方々が5年後までにいわゆる退職をされる見通しと。やっぱり減になるわけだな。そして、退職をしていくということで退職手当が8億円ぐらい増えると。こういうような見方の中で、人件費を歳出で抑えていただいているわけだ、見込みとしてね。

そうすると、今度は社会保障関係費ということになりますけれども、これはもう何と言っても高齢化率が長崎県はいよいよ30%台になって、後期高齢者の医療費、それから介護保険の介護にかかる費用、高齢化社会になって、高齢化率がすこぶる高くなるということになれば、

やはりここの社会保障関係費がどうしても上がらざるを得ないと。これが頭の痛いところの第2点目ということになってくるわけですね。ここのところの伸びが104億円ということで、かなり社会保障関係の支出が増大をすると、この覚悟はしておかなければいかんということではないかと思います。

そうすると、今度は3番目の公債費です。この公債費が平成29年度1,060億円、これが平成34年度は976億円ということで84億円これが減額をします。ここのところはどういう考え方でこういう数字が上がっていますか。

【古謝財政課長】 公債費につきましては、今まで借りてきた借金の返済でございますので、実際にどういった動きをするかということを見込んで算定しております。

平成34年度にかけて減少していく要因といたしましては、平成27年にさらなる収支改善対策という形で公債費の平準化を図っております。具体的には、それまでは全ての県債につきましては20年で返す、20年債で発行しておったわけですが、交付税措置が一部30年を想定した起債がございますので、それに合わせる形で一部の県債について30年で返すような形に変更しております。その影響で若干公債費が今後下がっていくという見込みを立てております。

【小林委員】 公債費のここのところが、5年後84億円ぐらいの減額になるということの理由としては、公債費の平準化ということですね。平準化というのは何だろうかと思ったら、今ご答弁がありましたが、起債を起こすとか、銀行からお金を借り入れるとか、こういうことの中で確かに20年間ぐらいでやってきておったわけだ。この20年間で国との協議の中で30年間に延ばすと。30年間に延ばすとすれば支払金額は、

10年間足すわけだから、20年間で払う金額と30年かけて払う金額では、その支出の金額はおのずから少なくなってくると。そういうことで、借金自体が減るわけではなくして、払う期間を長くすることによって、例えば今まで100万円払っていたのが75万円ぐらいで済むとか、そういう考え方の中でいわゆる一時的な支出が減ると。その減る分を他の事業等々必要なものに回すことができる。こういうことで平準化と、こんなことをやろうとしているわけですね。これはいつぐらいからやっているんですか。

【古謝財政課長】 平成27年にさらなる収支改善対策という形で実行しておりますので、平成27年から20年を30年に一部延長しているところでございます。

【小林委員】 そういう工夫というのがいろいろあって、この平準化のやり方、それだけ利息はちょっと払わんといかんけれども、銀行等々においてはウエルカムだろうと思うんだよ。絶対間違いないところが20年間の利息と30年間の利息、そういうことを考えれば、お互いにこちらも助かる、あちらも助かると、こういうことですから、この平準化の考え方はぜひ今後ともひとつやってもらいたいと思います。

それから、財源調整のための基金というのを見た時に、ここがいわゆる昨年度の中期財政見通しとの差が幾らかあるんじゃないかという冒頭言ったところではないかと思うんです。この中では、いわゆる昨年試算時より収支悪化と。平成33年度末基金残高は193億円だと思ったけれども、これが96億円にしかないと。これはこの下の方に書いてある、昨年度の中期見通し、平成33年度193億円の年度末残高になりますよと、こう言っておったんだけど、これが現実に今年やってみたら、平成33年度末は

確かに96億円と書いてある。ここの見込み違いが約100億円近くある。ここのところは要するに主な要因として、県税や地方消費税の伸びの鈍化による減、人件費が昨年度の見通し策定時には、人事委員会勧告による給与改定を見込んでいないため、それからまた扶助費、さっき言った社会保障費等々が国の制度拡充等に伴い地方負担が増となったんだと。こういう形になって、193億円という昨年度の見通しが、いわゆるここで100億円ばかり違うと。96億円になっていると。そういうところから見れば、これはずっと、昨年度のを見れば、実際的に平成29年度も年度末の残高190億円が226億円、平成30年度の135億円が139億円、132億円と思ったら平成31年度は88億円ぐらいしか見込めないと。平成32年度は154億円だと思ったら88億円。平成33年度が193億円だと思ったら96億円ぐらいと。こういう形の中で、先ほどの要因の中でこういう見込み違いというのがかなり出てきているような感じがするけれども、これは毎年やりながらも、そういう状態があるのかということで、かなり見込みというのが厳しいという感じがするわけですね。ここの見込み違いを、要するに何でやるかということ、財政調整基金を取り崩すしかないということになるんですか、どうですか。

【古謝財政課長】 委員ご指摘のとおり、昨年度の中期見通しから比べますと、平成33年度末基金残高で約100億円の違いが出ているような状況でございます。

中期財政見通しというのは毎年つくっております、これほど毎年変わるといえるのは大変申し訳なく思っているところでございますけれども、なかなか県税の伸びが、見通し時には経済成長率を参考に策定をしておりますが、実際ど

うなるかというところをなかなか見通せないという部分ですとか、人事院勧告を踏まえての給与改定ですとか、国の制度についてもなかなかその時点では見込みができないというところでございまして、大きな違いが出てしまっているものでございます。この差額につきましては、委員おっしゃるとおり、財政調整基金を使って対応すれば、基金がこれほど減っていくということになるのでございますけれども、こういった状況を踏まえて、来年度当初予算編成に向けても、さらなる改善に取り組まなければならないと考えております。

【小林委員】最後の質問にいたしますけれども、一般的に言うところの公債費比率があります。今、長崎県の公債費比率はどのくらいで、そして、この公債費比率が大体どこまでがセーフでどこからアウトか。その間に教育的指導、レッドカードにいくまでのイエローカード、そんなものがあるのではないかと思います。

長崎県は、現在、公債費比率というのはどれくらいか財政課長はおわかりになりますか。これは12.8%と聞いているけれども、本当ですか。

【古謝財政課長】委員ご指摘のとおり、本日、総務省の方から全国の数値が公表されておりますけれども、昨年度、平成28年度の健全化判断比率でございまして、実質公債費比率は12.8%でございまして。

【小林委員】イエローカードとレッドカードがあるだろう。どこまでいったら、いわゆる総務省あたりから注意を受け、そして、どこまでいったらレッドカードでアウト、それこそ赤字再建団体になりかねないと、全部、国の方にお伺いを立てながらお金を使わないといかんということになるけれども。今、12.8%というところの実質公債費比率、これが健全に、まだ心配が

要らないかどうかとか、そういうところは率直に、単純な話だけれども、これが我々にとっては大事なことです。どこまでがイエローカードで、どこからはレッドカードで絶対あってはならないことだと、このパーセンテージをしっかりと教えてもらって、今後、この12.8%はまだ大丈夫だということになるのか。もうこれからの見通し、5年間の中期財政見通しを立てながら、この日に18%とか、25%等々にくるようなことがあるのではないかと、そういう感じがする。これは私が率を言ってしまったけれども、もう一回答弁してください。

【古謝財政課長】イエローカード、レッドカードとおっしゃいましたけれども、早期健全化基準という一つの尺度が25%でございまして、これを超えますと財政健全化計画を策定しなければならないということになってございます。また、財政再生基準が35%でございまして、この35%を超えますと、財政再生団体となり、起債の制限がかかる見込みでございまして。12.8%という数字は、まだそこには多少余裕があるかなと考えております。

【小林委員】12.8%だから、まだそこにいくまでには、今のままで何の対策もしなければということになるかもしれないが、これはなる可能性はないのか、全く心配が要らないのか。地方債の発行に国の許可が必要となる18%ぐらいは、下手したらそこに行き着いてしまうのではないかということを心配する向きもあるわけだけれども、今の財政のかじ取りの中で、本当にいろんな改善策をやっている。よくまあここまで改善策ができるものだと思うぐらいやってもらっているわけだよ。だから、これからの数字を見た時に、まず、イエローカードまで到達することがあるかないか。あったらいい

かんわけだけれども、そこのところの見通しをもう一回。

【古謝財政課長】実質公債費比率につきましては、どれだけその当該年度について元利償還金及び準元利償還金が発生するかというところでございまして、中期財政見通しで見通しております5年間ににつきましては、先ほど公債費比率がなぜ減っていくのかという公債費の平準化の話をさせていただきましたけれども、この5年間で言えば、公債費自体は下がっていきますので、この比率が上がってイエローカードに引かかるということはございません。ただ、長期的に見れば、この公債費平準化の効果も薄れてまいりますし、また、これからさまざまな起債の償還が始まりますので、長期的に見れば、全くひっかかることは考えられないのかと言われれば、そこはしっかり取組を続けなければ、そういうことも考えられますので、収支改善に引き続き取り組んでいきたいと考えております。

【田中委員】せっかく小林委員から財政問題で質疑があつておりましたので、私もちょっとだけ加わりたいと思います。

この資料の最後の方で持続可能な財政運営の取組、「行財政改革推進プランの着実な実施及び毎年度の予算編成時における取組内容の見直し」、これはどういうことを言うのか。行財政改革推進プランの着実な実施というのはわかる。その後の「毎年度の予算編成時における取組内容の見直し」というのは、具体的に1つ2つぐらいどういうことを考えているのか、わかれば聞かせてください。

【古謝財政課長】毎年度の予算編成等における取組でございますけれども、いわゆるシーリングといいますか、予算編成のガイドライン、今回の中期見通しを踏まえた上でさらなる収支の

改善を目指してガイドラインを策定するということが一つございますし、また、財政課における査定においても、一般質問において知事から答弁がありましたとおり、効果が出ているのかどうかというのをしっかり判断しまして、効果の薄い事業についてはやめるということも踏まえて、しっかりと事業の選択と集中に取り組んでまいりたいという趣旨でございます。

【田中委員】ちょっとわからん点もあるけれども、毎年度毎年度、マイナスシーリングでやっていくことには不満があるけれどもね。

その次の地方税財源の充実強化ということで、「今後増加が見込まれる社会保障関係費等に適切に対応するため、財政需要額の地方交付税への確実な反映」、これは反映したいというだけで、確実に国が保証して反映させてくれるということではないんだよね。そういう要望をしたいというだけで、確実性はないと思うんだけど、どういうことなのか。

【古謝財政課長】委員おっしゃるとおり、社会保障関係費の増に対応した形で地方交付税の算定をしていただきたいという政府要望をしっかりと出していきたいということでございます。

【田中委員】政府要望をしっかりとやっていきたいと、あなたの力でもっていつてくれれば、これに越したことはないけれどもね。

それで、「地方交付税の本来の役割である財源補償機能と財源調整機能の強化」、これは言葉だけでもんね、今までずっと言われたことだからね。「必要な地方交付税の総額確保について、国に対して」、この必要な地方交付税の総額確保は、ずっと今まで頑張ってきたけれども、国と地方のせめぎ合いだけど。言葉では書いてあるけれども、そんな簡単にいかない。強く求めていくんだから、今度は成果があらわれるの

かなと期待しておきたいと思います。

最後に、「より長期的な視点に立った財政運営」ということですが、「実質的な公債費の長期的なシミュレーションを踏まえ、財政構造改革を推進し」と。この財政構造改革は、具体的にどういうことを言うの。「財政構造改革を推進する」、言葉はいいけれども、具体的にどういうことを言うの。

【古謝財政課長】財政構造改革でございますけれども、現在、財政構造改革のための総点検という形で全庁的に見直しを図っているところでございます。例えば、職員のさらなる削減を目指して総人件費についてでございますとか、公有施設、公共施設の統廃合も含めた見直しでございますとか、これまでずっと続けてきました県単補助金、継ぎ足し単独等についても、九州水準等を踏まえた上での見直し、そういった形でさまざまな財政上の改革を図ってまいりたいと考えております。

【田中委員】言葉は言葉で、財政構造改革というから、何か特別なことをやるのかなと思っていただけども、そうでもない。財政構造改革というと漠然とした感じですね。中長期的には、基金取り崩し、多様な持続可能な財政運営を目指しますと。これはもう優等生的な文言だけれども、これでずっとやってきて、はっきり言うと少しずつ財政が悪化してきたわけです。悪化しているとは私は思わないんだけどね。借金が増えれば悪化しているというのは、私は賛成しない。私の持論からするとね、借金はどんどんしていいというのが私の持論だから。それでやりとりしたって進まないの、最後に「平成30年度の予算編成において、財政健全化のための対策を集中的に実施する」と。あなたたちがやってくるのは公共事業を減らすのが目的

たいな結果しかあらわれてない。

だから、例えば、予算規模に対して公共事業のパーセントあたりが減っている。総額が減っているだけじゃなくて、パーセントが減っているというのは承服できない。予算の中で公共事業の占める割合というのは、地方はある程度右肩上がり当たり前だ、中央はわからんけれども。それだけ需要があるんだから。だから、公共事業のパーセントが10%から12、13%ぐらいで上下しているのかな。昔はというとおかしいけれども、もっとあったんだ。なぜこんなに減らされるのかというのが私には理解できないものだから、一般質問でも質問したんだけど。これはもう堂々巡りになるので、また11月定例会でもう少し私も資料を集めて、全国の都道府県の資料というのがあるのはあるんだね、ちゃんと長崎県の立ち位置みたいなものが。そういう資料があるので、その資料で11月定例会でやってみたいと思います。

要は、その25%の柔軟性なんだよ。75%は地方交付税で返ってくるから。需要額と収入額の差額の75%を国からもらって、25%は柔軟性がある。そういう同じ方程式をやっている、長崎県だけはなぜそんなに厳しいのか。佐賀県の財政を比較してみると長崎県よりもいいよ。なぜなのかなというのを少し検討してみる必要がある。また11月定例会、楽しみにしておくということで終わりたいと思います。

【小林委員】さっき言い忘れておりました。田中愛国委員からお話がありましたので、私の方からももう一回言うておくけれども、一番のポイントは、知事が我が会派の代表である西川議員の質問に答えた趣旨は何かというと、当初予算を編成する時に、この財源不足を、基金を取り崩さないで当初予算の編成をすることができ

ればと、こういうことがまさに全ての財政改革につながるわけだよ。だから、今、こうやって長崎県の場合は、先ほど言ったように県民税の伸び率も限りあるところであるし、何といても製造業が少ないわけだろう。だから、法人県民税とか、あるいは法人事業税とか、そういうところからなかなか収入として上がってこないというところで、やっぱりこれは収入をどうやって確保するかということがとても大事なことであって、ただ、地方交付税だけに頼っておく長崎県の財政じゃなくして、県税プラス、そういうもろもろの国の制度は国の制度としながら、やっぱり我が長崎県で収入が得られるような、特に今言ったような製造業とか、そういうことで法人県民税、法人事業税等々がもっとも収入として上がってくるような展開をやらなければ、基金を取り崩さないで当初予算を編成するというのがなかなか難しいのではないかと、こういうところが一番の最大の課題ではないかと思えますから、知事が答弁された「基金を取り崩すことなく当初予算を編成する」と、そういうところに向かうことができるように、最後に財政課長、もう一回きちっとどうですか。

【古謝財政課長】小林委員おっしゃいますとおり、本県につきましては、製造業が少ないということもございまして、法人税関係が他県に比べて非常に少ないと。県民一人当たりでいいますと、九州の中では最も低い位置にいるような状況でございます。そうした状況を打開するためにも、県外からの企業誘致の方に取り組んでおりまして、税源の涵養に努めてきているところでございますし、また、実際今の県税の徴収率を上げるような取組もやっておりまして、徐々に徴収率も毎年上がってきているような状況でございます。そういった取組を含めて、し

っかり収入を確保し、基金の取り崩しに頼らない財政を、長期的にとはなるかと思えますけれども、目指していきたいと考えております。

【友田委員】大分時間が過ぎていますから、手短かにやりたいと思えます。

県の広報の件でちょっとお尋ねしたいと思うんですけども、県としてもさまざまな媒体を使っていろんな施策の広報をなさっていますし、マスコミの皆さんもご協力いただいて、特徴的な点は新聞等の紙面で扱っていただいたり、あるいはテレビのニュースや特集で出していたり、あるいはいろんな情報の提供に努めておられることは十分承知はしているんですが、一方で、県民に利用していただくさまざまなサービスを、そういったものを通じていかに認知していただくか。だから、県の広報の認知度というのが、果たしてどのくらいあるのかということについての調査分析をこれまでなさったことがあるのか、まずその点についてお聞かせください。

【佐古広報課長】県の広報媒体の認知度につきましては、こちらはウェブのアンケートにはなりますけれども、毎年行っております。

具体例で申し上げますと、例えば、毎月全世帯に配布しています広報誌につきましては、平成28年度の回答で、「読んだことがある」という方が75%弱、4人のうち3人の方は読んだことがあると。そのほか、ラジオやテレビ、いろいろございますけれども、そういったものについてもそれぞれ調査をしております。

【友田委員】広報誌に取り上げられて、広報誌そのものは読んだことがあるということなんだろうと思うんですね。その広報誌の中に書いてある住民サービスにかかわるものがどこら辺に効果があるのかというところが一番知りたいところで、別に総務部の広報課のみならず、いろ

んな部局でいろんな施策を出していますよね。そういったものもいかに効果的にできているのかというのはフォローをしないと、せっかくいい施策を講じていても、実際にそれが県民に直接周知されてなくて、利用が不十分な点があると思うんですね。

この点は、所管が総務部じゃないので、一つひとつのことは差し控えますけれども、ある施策で、その地域の人口割りとかで利用率を見ると、極端に高いところがあったんですよ。なぜそうなるんだろうと担当者とお話をしたら、それぞれの自治体の担当者が非常に熱心で、そのことを自治体の広報誌に載せて周知をされていると。その結果がこういったことじゃないかというお話なんですよ。

ということは、やはり県の施策を市町の皆さんにも、必要なものはちゃんと周知をしてもらうという努力は必要なんじゃないかと思うんですよ。市町の取組に差があると、まさに結果できっちり出ているんですよ。だから、そういった意味では、やはりこういった情報はしっかり市町にも、県の広報誌だけではなくて、重複していいからしっかり広報してもらおうという努力が必要だと思うんですが、そういった県の施策に対する広報という流れというのは、市町の皆さんと十分連携をとってこれまでやられてきたのか、そのあたりをお聞かせください。

【佐古広報課長】市町の広報担当の皆さんとも年に1回、これは担当者レベルにはなりますけれども、協議の場を設けております。

それから、私も毎月、市町の広報誌についても目を通しています。県が出した広報と同じものが、確かにある市によっては取り上げられているということもございます。県庁のそれぞれの所管課が、別途また市町にも依頼をしている

のかなとは判断しております。そういった取組をもう少し強めるといいですか、大事な施策については県の広報誌でも取り上げる、市町の広報誌でも取り上げるというような形で進めたいと思います。

【友田委員】どうしても紙媒体にしても、いろんなコンテンツにしても限られているので、県がやっている多くの施策の中から、やはり選別しなきゃいけないと思うんですよ。

そういった中で、じゃ、住民の皆さんがどういった情報が欲しいかということも十分把握した上でそういったことをやってほしいという思いがあります。

そのテーマをどうやって決めていくかということについても、今後、いろんな住民アンケート等とっていただいたりして、せっかくやっても、そのことを県民に広く利用していただかなければもったいないわけですよ。ですから、そういった意味では広報の担うべき役割というのは非常に大きいと思いますので、そういった点でも不断の努力を重ねていただきながら、ぜひ住民の皆さんに知らせるべき情報を的確に、そして十分理解していただけるように広報に努めていただきたい、こう要望して終わります。

【吉村(洋)委員長】ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】ほかに質問がないようですので、総務部関係の審査結果について、整理をいたしたいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 4時11分 休憩 —

— 午後 4時11分 再開 —

【吉村(洋)委員長】それでは、委員会を再開いたします。

これをもちまして、総務部関係の審査を終了いたします。

引き続き、分科会長報告及び委員長報告の取りまとめなどの委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

— 午後 4時12分 休憩 —

— 午後 4時13分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

今定例会で審査いたしました内容について、10月4日（水）の予算決算委員会における総務分科会長報告及び10月6日（金）の本会議における総務委員長報告の内容について協議を行いたいと思います。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。

お手元に、今、配付しておりますものをご覧いただきたいと思います。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行うことといたしたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 それでは、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

— 午後 4時14分 休憩 —

— 午後 4時16分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

総務分科会長報告及び総務委員長報告については、協議会における委員の皆様のご意見を踏まえ、報告をさせていただきたいと存じます。

次に、予算決算委員会総務分科会の決算審査の日程については、お手元に配付しております

日程案のとおりといたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、閉会中の委員会活動につきまして、協議をしたいと思いますので、しばらく休憩いたします。

— 午後 4時17分 休憩 —

— 午後 4時17分 再開 —

【吉村(洋)委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はございませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【吉村(洋)委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと思います。

これをもちまして、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を閉会いたします。

長期間大変お疲れさまでした。

— 午後 4時18分 閉会 —

総務委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

平成29年9月29日

総務委員会委員長 吉村 洋

議長 八江 利春 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 72 号 議 案	長崎県税条例の一部を改正する条例	原案可決
第 73 号 議 案	長崎県県有財産の交換、譲与等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 74 号 議 案	長崎県庁の位置を定める条例	原案可決
第 75 号 議 案	長崎県手数料条例の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 78 号 議 案	契約の締結の一部変更について	原案可決
第 79 号 議 案	和解及び損害賠償の額の決定について	原案可決
第 80 号 議 案	契約の締結について	原案可決
諮 問 第 1 号	退職手当支給制限処分に係る審査請求に関する諮問について	棄却すべき
諮 問 第 2 号	退職手当支給制限処分に係る審査請求に関する諮問について	棄却すべき

計 9 件（原案可決 7 件・棄却すべき 2 件）

委 員 長 吉 村 洋

副 委 員 長 大 場 博 文

署 名 委 員 小 林 克 敏

署 名 委 員 坂 本 浩

書 記 中 崎 直 美

書 記 藤 澤 英 忠

速 記 (有)長崎速記センター

配 付 資 料

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

文化観光国際部

文化観光国際部
企画振興部
危機管理監
総務部

文化観光国際部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第71号議案 平成29年度長崎県一般会計補正予算（第2号）のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、歳出予算で、

企 画 費	2,290万 8千円の増
この結果、平成29年度の文化観光国際部所管の歳出予算総額は、	43億4,018万 9千円

となります。

歳出予算の内容について、ご説明いたします。

佐賀県で開催される「肥前さが幕末維新博覧会」に長崎館を設置し、佐賀藩と長崎とのつながりや本県の魅力を広く発信する取組に要する経費として、

明治150年記念事業費	1,544万 1千円
-------------	------------

ラオス路線の新規就航を支援し、国際定期航空路線を活用した交流人口の拡大を図る取組に要する経費として、

国際定期航空路線維持・拡大事業	746万 7千円
-----------------	----------

を計上いたしております。

（債務負担行為について）

次に平成30年度以降の債務負担を行うものについてご説明いたします。

「肥前さが幕末維新博覧会」への出展経費に係る平成30年度までの債務負担行為として、

1,047万 9千円

を計上いたしております。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。
よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

企 画 振 興 部

企画振興部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第71号議案 平成29年度長崎県一般会計補正予算（第2号）のうち関係部分であります。

補正予算は、歳入予算で、

国庫支出金	2,772万	円の増
合 計	2,772万	円の増

を計上いたしております。

この歳入予算の内容については、地方創生推進交付金事業の追加に対応するものであります。

以上をもちまして、企画振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

危 機 管 理 監

危機管理監関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、
第71号議案 平成29年度長崎県一般会計補正予算（第2号）のうち関係部分
であります。

歳出予算は、		
防災指導費	3,310万	円の増
合 計	3,310万	円の増

となっております。

この補正予算の内容についてご説明いたします。

（防災行政無線整備事業費について）

長崎県防災行政無線高度再整備事業の工事請負契約において、国等関係機関との協議に伴う機器変更等内容変更による増工のための経費として、

3,310万 円

を増額いたしております。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。
よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

総務部

総務部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第71号議案 平成29年度長崎県一般会計補正予算（第2号）のうち関係部分であります。

歳入予算は、合計で 3億 3,895万 2千円の増となっております。

この内訳は、

地 方 交 付 税	7,805万	2千円の増
県 債	2億 6,090万	円の増

であります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。



総務委員会関係議案説明資料

警察本部

警	察	本	部
出納局・各種委員会事務局			
文化観光国際部			
企画振興部			
危機管理			
総務			
監部			

警察本部関係の議案について御説明いたします。

今回、御審議をお願いいたしておりますのは、第80号議案「契約の締結について」であります。

これは、長崎市尾上町に整備する「新長崎警察署（仮称）」の建設工事に係る請負契約を締結しようとするものであります。

次に、議案外の報告事項について御説明いたします。

（和解及び損害賠償の額の決定について）

これは、公用車による交通事故について和解が成立いたしましたしました9件の合計182万1,293円を支払うため、8月22日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

この損害賠償金は全額保険から支払われることになっております。

公用車による交通事故を減少させるため、事故の発生が多い若手職員に対する新たな対策として、今年から警察学校の学生に対する交通事故防止研修会を実施するとともに、警察署等におきましても安全運転指導員による運転未熟者への教養や訓練を強化し、事故防止に取り組んでおります。

今後もし引き続き、交通事故をはじめとする損害賠償事件を起すことがないよう、指導を徹底してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、その他の所管事項について御説明いたします。

（犯罪の一般概況について）

平成29年1月から7月末までの県内の刑法犯認知件数は2,545件で、前年同期と比較しますと175件、6.4パーセント減少しております。

これは、全刑法犯の半数以上を占める窃盗犯の認知件数が前年同期より195件、

10.6パーセント減少したことが主な要因となっております。

人口10万人当たりの犯罪率は186.2件で低い方から全国第3位となっております。一方、検挙率につきましては70.3パーセントで高い方から全国第3位となっております。

犯罪抑止対策の成果として、刑法犯認知件数は戦後最少記録であった昨年を下回るペースで推移しているなど、全国トップレベルの治安水準を維持しているところでありますので、引き続き、県内の犯罪情勢を把握・分析の上、的確な犯罪抑止対策を推進していくとともに、その効果を上げるため、警察、知事部局及び県教育委員会の主唱により推進している「カギかけんば」「ひと声かけんば」「見守りせんば」をサブタイトルとする「犯罪なく3ば運動」の県民への更なる浸透、定着を図り、県民の自主防犯意識の向上に努めるなど、関係機関・団体、事業者との連携を強化しながら犯罪の起きにくい社会づくりに努めてまいります。

また、事件が発生した場合には検察防止の観点からも、迅速かつ的確な捜査を実施し、検挙の徹底を図ってまいります。

（ストーカー及び配偶者等暴力事件の認知状況について）

平成29年1月から7月末までの県内におけるストーカー事件は、147件を認知しており、前年同期と比較しますと4件増加しております。

認知した事案に関しては、ストーカー規制法による検挙が5件、同法に基づく書面警告が34件、禁止命令が2件、住居侵入等他法令による検挙が12件となっております。

また、配偶者等暴力事件は、213件を認知しており、前年同期と比較しますと14件増加しております。

認知した事案に関しては、暴行・傷害等他法令による検挙が29件となっております。

これら「人身安全関連事案」に迅速かつ的確に対処するため、引き続き、全警察官が危機意識を共有して緊密な連携を図り、被害者の安全確保を最優先とし、加害行為者に対しては、早期警告の実施や各種法令を積極的に適用して検挙するなど、犯罪の予防、被害の拡大防止を徹底してまいります。

(特殊詐欺の被害防止対策について)

平成29年1月から7月末までの振り込み詐欺をはじめとする特殊詐欺につきましては、認知件数が64件、被害総額は約1億2,900万円となっており、前年同期と比較しますと認知件数は4件の増加、被害総額は約4,300万円の増加となっております。

認知件数、被害総額ともに増加しており、依然として厳しい状況であるため、検挙活動と併せて被害防止対策を推進しております。

被害防止対策としては、多種多様な特殊詐欺の手口及び発生状況等についての確に分析の上、「被疑者からの電話がつながりにくい環境づくりの推進」、「予防に資する広報啓発活動」、「金融機関等における対策の推進」を柱とする各種施策を積極的に推進しているところであります。

今後も、これらの対策を官民一体となって強力に推進し、振り込み詐欺をはじめとする特殊詐欺の撲滅に取り組んでまいります。

(暴力団対策について)

県内の暴力団勢力につきましては、平成28年12月末現在、指定暴力団傘下組織など10組織と約290人の暴力団員等を把握しております。

全国的には、六代目山口組傘下組織の一部が離脱し神戸山口組を結成して以降、両団体構成員等による抗争事件が続発するとともに、双方の団体では移籍の動きが頻発するなど極めて不安定な様相を呈しております。

そのような中、神戸山口組においても主要幹部等が傘下組織30数団体と共に離脱し「仁侠団体山口組」の結成を表明するなど、指定暴力団を取り巻く情勢は更に混沌とする一方で、組織の潜在化・不透明化が進み、資金獲得活動もより巧妙になってきております。

こうした情勢において、平成29年1月から7月末までにおける暴力団員等の検挙人員は、34人で、暴力団対策法に基づく行政命令は2件を発出しており、前年同期と比較しますと、検挙人員は4人の減少、行政命令は4件の減少となっております。

今後も引き続き、あらゆる情報収集・分析して取締りを徹底するほか、暴力団対策法及び暴力団排除条例の効果的な運用を図るとともに、長崎県暴力団放逐運動推進センターをはじめとする関係機関・団体と連携して暴力団排除活動を推進してまいります。

一方、薬物事犯の検挙につきましては、平成29年1月から7月末までに、覚醒剤事犯で24人、大麻事犯で13人、麻薬・危険ドラッグ事犯で3人を検挙するなど薬物事犯全体では40人を検挙し、前年同期と比較しますと6人の増加となっております。

今後とも関係機関・団体と緊密に連携を図り、実態把握と広報啓発活動を一層推進し、覚醒剤や危険ドラッグなどの薬物事犯の取締りを徹底してまいります。

(少年非行の概況について)

平成29年1月から7月末までに、県下で検挙・補導した窃盗等の刑法犯少年は194人で、前年同期と比較しますと68人の増加、軽犯罪法違反等の特別法犯少年は17人で、前年同期と比較しますと18人の減少となっております。

また、喫煙、深夜はいかい等で補導した不良行為少年は1,513人で、前年同期と比較しますと277人の減少となっております。

県警では、問題を抱え非行に走る可能性のある少年及びその保護者に対して積極的

に連絡し、指導・助言や、少年の状況に応じて体験活動等への参加、就学・就労等の支援を行う「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進しているほか、繁華街等における街頭補導活動や少年の規範意識向上を目的として、年齢に応じた非行防止教室・薬物乱用防止教室を実施するなど、非行少年を生まない社会づくりに取り組んでおります。

今後、ボランティアや関係機関・団体と一層の連携を図りながら、将来を担う少年の非行防止、健全育成に努めてまいります。

(生活経済事犯の取組み状況について)

平成29年1月から7月末までの生活経済事犯につきましては、検挙件数42件、検挙人員57人であり、前年同期と比較しますと件数で7件増加、人員で12人増加しております。

引き続き、県民生活に直結した事犯、特に高齢者等を対象とした特定商取引等事犯及び利殖勧誘事犯並びにヤミ金融事犯を重点にした取組みを推進するとともに、関係機関・団体との連携を図りながら、被害の未然防止に努めてまいります。

(交通事故の発生状況について)

平成29年1月から7月末までの県内の交通事故は、発生件数2,974件、死者数25人、負傷者数3,826人で、前年同期と比較しますと、発生件数及び負傷者数は減少していますが、死者数は前年と同数となっております。

交通事故の主な特徴点としては、

- 高齢者の死者数は19人で、全死者数の76.0パーセントを占めていること

- 前方不注意などの安全運転義務違反による死者数は19人で、全死者数の76.0パーセントを占めていること

- 道路横断中の死者数は4人で、前年同期より3人減少していることが挙げられます。

このような情勢を踏まえ、今後、交通死亡事故を抑止するため、「高齢者の交通安全対策」、「脇見・ぼんやり運転防止対策」、「飲酒運転根絶対策」の3点を重点として、

- 交通指導取締りや交通監視などの街頭活動
 - 交通安全教室の開催や高齢者宅訪問活動による交通安全指導
 - 関係機関・団体、交通ボランティア等と連携した広報啓発活動
- を引き続き推進してまいります。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。
よろしく、御審議を賜りますようお願いいたします。

人事委員会事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

(平成29年度県職員採用試験について)

大学卒業程度の「行政」など15職種にかかる試験については、第2次試験を7月14日から7月28日にかけて実施し、8月14日に最終合格者を発表いたしました。469人が受験し、137人が合格、競争倍率は3.4倍となっております。

また、警察官I類(男性・女性)の第1次試験を7月9日に、第2次試験を8月9日から24日にかけて実施し、9月4日に最終合格者を発表いたしました。304人が受験し、67人が合格、競争倍率は4.5倍となっております。

短大卒業程度及び高校卒業程度の試験については、第1次試験を9月24日に実施し、第2次試験を10月中旬から下旬にかけて実施することとしております。

警察官I類(男性・一般)〔第2回〕の試験については、第1次試験を9月17日、第2次試験を10月中旬から下旬に実施し、また、警察官Ⅲ類(男性・女性)試験については、第1次試験を10月15日、第2次試験を11月上旬から下旬にかけて実施することとしております。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

出納局・各種委員会事務局

出 納 局
監 査 事 務 局
人事委員会事務局
労働委員会事務局
議 会 事 務 局

労働委員会事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

(調整事件について)

前回説明以降、新たに申請があった事件は2件であり、この間、2件は解決により
終結しており、現在調整中の事件は2件であります。

(審査事件について)

前回説明以降、新たに申し立てられた不当労働行為事件は1件であり、現在審査中
の事件は4件であります。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

文化観光国際部

文化観光国際部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、

第75号議案 長崎県手数料条例の一部を改正する条例のうち関係部分であります。

この条例は、通訳案内士法及び旅行業法の改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

(文化の振興について)

長崎県美術館及び長崎歴史文化博物館においては、去る7月15日から9月3日まで、美術館では「スタジオジブリ・レイアウト展」、博物館では「チームラボアイランド 学ぶ！未来の遊園地」をそれぞれ開催し、夏休み期間中、多くの方が来館され、家族連れ等で賑わいました。今後は、美術館では10月6日から、県民榮譽受賞者のさだまさしさんの多彩な活動と魅力に触れる「さだまさしの世界展」を、博物館では10月7日から、江戸時代後期に出島出入絵師として活躍し、日本の植物を正確に写した写生図を数多く残した「川原慶賀の植物図譜」展を開催いたします。

「孫文・梅屋庄吉と長崎」の取組については、今年度も、小中学生を対象に児童書「長崎の偉人 梅屋庄吉」の読書感想文を9月15日まで募集し、「孫文・梅屋庄吉友情月間」である11月に「長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアム」がある長崎市旧香港上海銀行長崎支店記念館で表彰式を行うこととしております。また、同時期に県立口加高等学校、私立長崎南山高等学校で生徒向けの講演会も予定しており、梅屋庄吉の顕彰を通して、引き続き若い人たちに国境を越えた友情や夢と志を持ち続

けることの大切さを伝えてまいります。

「長崎の歴史」の調査・研究を深め、研究成果の発信による地域文化振興の推進を目的として実施しております「長崎学術文化研究費補助金」については、若手研究者や郷土史家から応募のあった111件のうち7件を選定いたしました。また、県が提示するテーマとして、「黄葉文化と長崎」についての研究を進めることとしました。

広く県民の皆様は美術作品の発表と鑑賞の機会を提供する「第62回長崎県美術展覧会」については、県内各地から1,500点以上の作品の応募をいただき、長崎県美術館において9月17日から10月3日まで入賞・入選作品の展示を行っております。10月6日からは佐世保会場、10月19日から諫早会場で開催するほか、東彼杵町、南島原市、新上五島町でも移動展を開催することとしております。

この秋、出島表門橋が完成する歴史的な機会を迎えるにあたり、11月23日には、本県や長崎市、オランダ国大使館、長崎日蘭協会をはじめとする民間団体等で構成する実行委員会の主催により、世界最高峰のオペラ「ロイヤル・コンセルトヘボウ管弦楽団」による長崎公演を開催いたします。この記念事業を契機として、引き続き本県とオランダとの文化交流に取り組んでまいります。

本県では、地域の特徴を活かしたダンスや音楽等、新しい若者視点の文化創造により、交流人口の拡大に結びつくような「若者が選ぶまちづくり」を推進しております。9月17日、18日には、佐世保ダンスフェスティバル2017を開催し、世界的ブレイクダンサーで佐世保観光名人大使のT'AI S'UK'Eさんを招き、ワークショップや市民参加型のダンスショーイベント等を実施することとしております。

また、「描いてみんな！長崎」事業では、今年度既に3回、出版社やマンガ作家、小説家を取材旅行に招待し、本県を舞台とした作品を創作するための支援を行いました。引き続き、若者をはじめ県内外の人々が集い賑わう地域づくりに取り組んでまいります。

(世界遺産登録の推進)

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、主に保全体制等を確認する国際記念物遺跡会議（イコモス）の現地調査が9月4日から14日まで11日間の日程で実施されております。

本調査は、県内と熊本県天草市にある12資産において行われ、国、県及び関係市町村が一体となって対応に当たっているところであります。

イコモスにおいては、今後、既に提出されている推薦書並びに今回の調査結果をもとに、来年5月頃を目途にユネスコに対し、世界遺産登録に関する勧告を実施する予定であり、県としては引き続き、イコモスからの追加情報の提出要請等には速やかに対応するなど、万全を期してまいります。

また、海外に向けて「潜伏キリシタン関連遺産」の価値を幅広く発信するため、去る9月4日から8日までパリのユネスコ本部で行われた「日本へのクリエイティブな旅」展に参加しました。各国のユネスコ関係者をはじめパリ市民の方々などにご来場いただき、多くの方々に長崎県におけるキリスト教の歴史及び「潜伏キリシタン関連遺産」の価値についてご理解いただくとともに、深く興味を持っていただけたものと考えております。

今後とも、国内外に広く「潜伏キリシタン関連遺産」についてアピールするとともに、平成30年世界遺産登録実現へ向けて、引き続き関係者の皆様のご支援とご協力を賜りながら、全力を傾注してまいります。

(観光の振興について)

国境離島地域における滞在型観光の促進につきましては、“しま”にもう1泊していただくよう旅行会社との連携による誘客や、各種メディアを活用した魅力発信に取り組んでいくところであります。具体的には、8月末現在、19の旅行会社において、様々な滞在プランを組み込んだお得な旅行商品の販売によって、目標の3万4千人泊

を上回る約4万6千人泊分の送客が見込まれております。また、県観光ホームページ「ながさき旅ネット」内に特集ページを設け、これらの旅行商品のほか、食や体験プログラム等の“しま”ならではの魅力を紹介するとともに、福岡都市圏や長崎県内にあって、タレントを起用したテレビコマーシャルを放映するなど、長崎のしま旅の認知度向上を図っているところであります。

さらに、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録を見据え、滞在・周遊を促進する着地型旅行商品の開発・販売を推進する民間組織として、県内旅行会社や交通事業者、観光関係団体等44の法人が参画した「長崎めぐり旅ビューロー」が去る8月31日に設立されました。今後は県としても、本組織と連携し、共に現地に赴き、魅力ある着地型旅行商品や体験プログラムづくりに取り組むとともに、旅行商品等の予約・精算等を一括して行うことができるシステムを導入し、観光客の利便性向上を図るなど、滞在型観光の推進に力を注いでまいります。

また、長崎空港国際航空路線の利用につきましては、定期路線である上海線・ソウル線を利用した8月から12月までの長崎空港を発着とする旅行商品が販売されております。これは、一般社団法人日本旅行業協会（JATA）長崎支部加盟の旅行会社13社が共同で企画・販売するものであり、全国的にも例が少なく、県内では初の取組であります。さらに、11月にはシルクエアの運航による本県とシンガポール間のチャーターが実施される予定であります。シンガポールからの国際チャーター便は平成27年12月以来、およそ2年ぶりの運航であり、インバウンドとアウトバウンドの双方による初めてのツーウェイ・チャーターが実現することとなっております。

今後、国際航空路線を活用した海外との交流人口の拡大を図ってまいります。

(県産品のブランド化と販路拡大について)

首都圏における本県の情報発信拠点「日本橋 長崎館」では、県産品の販売、観光情報発信や各種イベント等を通して、本県の歴史・文化、観光、食等の魅力発信に努め

ているところである。イベントスペースでは、県内企業による試食・実演販売や、市町による各地域の観光・物産のPRを実施しており、8月には、離島4島が連携して商談会と試食販売を行う「おいしい国境離島」が開催されるなど、新しい取組も行われています。引き続き、県産品のブランド化・販路開拓や、本県への誘客に結びつくよう、県内市町や企業等の更なる活用を促し、運営事業者とも連携を図りながら、しっかりと取り組んでまいります。

県産品のブランド化の推進については、首都圏・関西圏の百貨店やホテル・料飲店等において県産食材等を使った「長崎フェア」の開催や店頭でのプロモーション活動を実施しております。9月16日から11月まで新横浜プリンスホテルにおいて「長崎フェア」を開催し、本県の食材を使用したメニューや郷土料理を提供し長崎の味を楽しんでいただくこととしております。今後も、市町、関係団体等と連携を図りながら、「長崎フェア」等、県産品の効果的なプロモーションに取り組んでまいります。

また、首都圏・関西圏を中心とした県外において、県産品を取り扱う販売店及び料飲店を「食べてみんな！長崎県産品応援店」として認定してまいりましたが、この度応援店制度を拡充し、更に県産品の認知度向上・利用拡大、観光等の情報発信に努めていただける料飲店を「^{PR}糧」として認定することといたしました。これまでに7店舗を認定しており、引き続き応援店と連携しながら本県及び県産品の魅力発信に取り組んでまいります。

また、関西地域においては、9月から3ヵ月間、伊丹空港南ターミナル制限エリア内において映像やパネルを利用した観光・世界遺産等のPRを行うとともに、10月の各週末には、県内の酒造メーカーと連携し、全日空ラウンジにおいて県産酒の提供とPRを実施することとしております。また、9月17日、18日に開催される「こづべ食の博覧会」においても、県産品や観光・世界遺産のPRを行うこととしております。

今後市町、関係団体や関係部局とも連携しながら、引き続き、本県の文化・観光・

物産の魅力の総合的な発信に努めてまいります。

(県産品の輸出促進について)

県産品の輸出促進については、関係部局、輸出関係機関や県内商社等と連携しながら、海外への販路拡大に取り組んでおり、商談会の開催やバイヤーを招へいしての商談、販促フェア等を実施しております。香港においては、7月21日からの2週間、現地高級スーパーでの県産品フェアを開催したほか、6月から8月にかけて中国上海市や韓国ソウル市等の飲食店においても県産食材フェア等を開催したところです。

今後も、海外における本県及び県産品の知名度向上を図るため、海外の百貨店等における県産品フェアや海外メディアによるPRを実施することとしており、引き続き、東アジア地域、東南アジア地域を中心に、関係部局や団体等とも連携を図りながら県産品の輸出促進とブランド化に努めてまいります。

(国際交流の推進について)

去る7月15日、県民の皆様様の韓国への理解及び関心を高め、交流を促進することを目的に、「カジャ！(行こう！)韓国ふれあいDAY」を長崎ブリックホールにて開催いたしました。

当日は、県民約400人の皆様が来場し、韓国の伝統文化や芸能等に触れていただいたほか、現在進められている朝鮮通信使に関する記録のユネスコ「世界の記憶」登録に向けた取組や長崎・ソウル間の国際定期航空路線の利用についてもPRを行いました。

また、去る7月24日から29日まで、日韓海峡沿岸8県市道の中学生在が相互にホームステイ等の交流を行う「グローバル人材育成事業」が開催され、本県から5名の中学生が参加しました。このほか、去る8月18日から25日まで、日韓の大学生が相互理解を深め、今後の更なる交流拡大について意見を交わす「日韓未来塾2017」

を開催いたしました。

次代を担う青少年が直接交流する機会を設けることは大変意義深いものと考えており、今後積極的に取組を進めてまいります。

また、去る7月28日から30日までベトナム・ダナン市において、ダナン市人民委員会外務局主催で開催された「ダナン越日文化交流フェスティバル」に昨年度に引き続き参加いたしました。フェスティバルでは、本県の観光、留学、御朱印船プロジェクトに関するPRを行ったほか、ダナン市人民委員会との共催により、「日本語スピーチコンテスト」や本県で撮影された映画「くちびるに歌を」の上映を行ったほか、今年度は、フェスティバルにあわせて現地飲食店において「長崎ナイト」を開催し、長崎和牛、素麺を使用した料理の提供や焼酎を販売するなど、本県の魅力をPRしました。

また、去る8月23日から27日まで、知事が、キリスト教徒が国民の約9割を占め、今後本県への巡礼ツアー等の観光客誘致が期待されるフィリピン共和国を訪問いたしました。

今回の訪問では、フィリピン・マニラ大司教区のタグレ枢機卿とお会いし、世界遺産登録を契機とした交流の活性化について協力を求めるとともに、フィリピン航空のアルパレス上席副社長と面会し、国際チャーター便等の誘致活動等を行ってまいりました。

また、かねてよりフィリピンの教育環境向上のため、学校の校舎建設等にご尽力されているR K清水（長崎）財団が、フィリピン共和国教育省に対し、学校用の机・椅子を寄贈されたことから、その記念式典へ出席しました。寄贈にあたっては、県が県内市町へ呼びかけを行い、小・中学校の統廃合等により不要となった机・椅子が提供され、それがR K清水（長崎）財団によって再生されたものであります。

これらの取組とその成果を活かし、今後の本県と海外との一層の関係強化に努め、経済的実利の創出に結び付けてまいりたいと考えております。

（日中国交正常化45周年事業について）

今年は、日中国交正常化45周年に当たることから、各種記念事業が実施されております。

去る8月4日から6日まで、中国北京市において、日中友好交流都市中学生卓球交歓大会が開催されました。本大会では、日中両国間で友好交流関係にある都市が合同してチームを編成し、あわせて67の参加チームが4つのブロックに分かれて順位を争いました。本県からは、中学生14名が7チームに分かれて参加し、2つのブロックで優勝を飾るなどの好成績を収めました。

また、去る9月7日から9日まで、中国人民対外友好協会および中国日本友好協会からの招きにより、知事が八江県議会議長とともに日中国交正常化45周年記念レセプションに出席されました。日本国内の数ある地方自治体の中から本県が招待されたのは、これまでの本県の友好交流の取組を高く評価されたものと考えております。

今回の45周年記念事業を契機として、引き続き中国との友好交流に努めてまいります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

企画振興部

企画振興部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第79号議案 和解及び損害賠償の額の決定について
であります。

事件議案についてご説明いたします。

第79号議案 和解及び損害賠償の額の決定について

この議案は、平成28年11月28日、長崎市西山台の市道上において、企画振興部の職員が公用車を運転中、交差点で一時停止後に直進した際、右方向の安全確認不十分により、右方向から進行してきた原動機付自転車と接触したものであり、乗側の過失90パーセント、賠償金148万4,530円として、和解及び損害賠償の額を決定しようとするものであります。

なお、この損害賠償金は全額保険から支払われることになっております。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

これは、公用車による交通事故のうち和解が成立した1件につき、損害賠償金合計22万6,600円を支払うため、去る8月22日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

なお、この損害賠償金は全額保険から支払われることになっております。

公用車による交通事故防止については、事故内容等を踏まえうえて、職員に対して安全運転の指導・注意喚起等に取り組んでいるところであり、今後も引き続き、職員の事故防止に努めてまいります。

次に、所管事項についてご説明いたします。

(特定複合観光施設区域整備の推進について)

特定複合観光施設 (IR) 区域整備の推進については、政府が設置したIR推進会議の取りまとめに係るパブリックコメント及び全国9箇所での説明会・公聴会を経て、現在、政府において、いわゆるIR実施法案の次期国会への提出を目指して準備が行われているところであります。

この間、IR導入を目指す本県としては、パブリックコメント及び説明・公聴会で意見を表明するとともに、8月31日には、知事、朝長佐世保市長、前田佐世保商工会議所会頭、石原九州経済連合会副会長、澤田ハウスデズンボス社長がそろって、政府の関係機関や超党派の国会議員で構成するIR議連の役員等を訪問し、法制度の早期整備や地方都市へのIR導入等を提案・要望してまいりました。

一方、8月21日に候補地でありますハウスデズンボスで開催された西九州統合型リゾート研究会総会には、行政、議会、経済界の関係者が一同に会し、改めてハウスデズンボス地域へのIR導入に向け、一丸となって取り組むことが確認されたところであります。

現在、県では、長崎IRの基本構想策定に取り組んでいるところであり、佐世保商工会議所から7月末にいただいた提言書も参考にしながら、今後、本県での事業展開を検討している海外のIR事業者やIR事業に関心のある国内事業者など幅広い皆様からご意見を募集し、構想策定を進めてまいります。

また、ギャンブル依存症対策については、法整備や対策強化に向けた検討など、国における議論も深まってきており、本県としても、引き続き、依存症に対する支援体制の整備などを進めてまいります。

(UIターンの促進について)

UIターンの取組については、遠方で長崎になかなか来ることの難しい都市部にお住まいの方を対象に、より詳しい情報をお伝えするための各種相談会等を開催してお

ります。去る8月26日には東京都千代田区において、本県への移住をイメージしていただくための先輩移住者によるセミナーを開催し、8月27日には大阪府大阪市において、相談の中でも最もニーズが多い就職に特化した個別相談会を開催いたしました。

また、県内においても、県内に住む親や祖父から県外に住む子・孫に対し、本県への移住を呼びかけていただく「子・孫ターン」の取組として、県・市町の広報誌や県政テレビ番組等による情報発信を行うとともに、お盆の帰省にあわせ、長崎空港や県内主要駅のほか、離島の港、空港で、UIターンを呼びかけるチラシ等の配布を行いました。今後とも、ターゲットを絞った取組も展開しながら、UIターンのより一層の促進を図ってまいります。

(国境離島地域の振興について)

国境離島地域の振興については、本年4月の有人国境離島法施行からこれまで、雇用機会の拡大をはじめ、住民の航路・航空路運賃の低廉化や輸送コストの支援など、関係市町とともに、国の施策を最大限活用しながら、地域社会の維持に全力で取り組んでいるところであります。

このうち、雇用機会拡充事業については、7月末までに、国から2回の交付決定がなされ、全体で356名の雇用が見込まれております。

これに加えて、関係市町においては、8月末までに、新たな事業者の公募を実施し、現在、国に対して第3次交付決定に向け申請を行っているところです。

この事業の活用により、対馬のインバウンド観光や老枝のテレワーク、五島の海洋再生エネルギーといった各地域の強みを最大限に活かした取組などが進められており、今後も市町と一体となって支援しながら、人口減少の抑制や地域経済の活性化につなげてまいります。

航路・航空路の運賃低廉化については、4月の法施行と同時に実施しており、4月

から7月の利用者数は、航路は全体で約78万人、そのうち国境離島割引利用者数は約33万3千人、航空路は全体で約13万4千人、そのうち国境離島割引利用者数は約5万1千人となっております。

利用者数全体に係る前年度との比較においては、航路が約5万5千人、7.6%の増、航空路が約1万6千人、13.7%の増となっております。

引き続き、雇用機会の拡大や運賃低廉化等の各種施策を積極的に展開し、国境離島地域の振興を図ってまいります。

(地域商社の取組について)

去る8月3日、4日の2日間、長崎県アンテナショップ「日本橋 長崎館」において、4月から新たに商社機能を充実させている五島市、新上五島町、壱岐市、対馬市の地域商社が産品の取引拡大を目指し、首都圏の飲食店のオーナーやシェフ、食品卸・販売店のバイヤー等をお招きし、取扱商品の説明や商談を行いました。

また、8月23日から3日間、東京ビッグサイトで開催された魚介類の国際商談会である第19回「ジャパン・インターナショナル・シーフードショー」に、同様に4市町の地域商社が合同でブースを設けて出展し、商談を行いました。

2つの商談会では、343件の商談が行われ、食品卸や飲食店などを中心に既に6件の商談が成立したほか、現在においても、個別の商談が進められているところであり、今後の取引拡大に一定の効果があつたものと考えております。

さらに、商談等で得られた産品の評価を、しまの総括支援員を通じて生産者にフィードバックすることにより、今後の商品開発や品質、デザインなどの商品力の強化に結びつけ、さらなる販路拡大につなげてまいります。

(九州新幹線西九州ルートの整備促進)

九州新幹線西九州ルートに導入予定のフリーゲージトレインの不具合対策につい

て、これまで、国において様々な対策や検証が行われ、去る7月14日、国の「軌間可変技術評価委員会」が開催されました。

同評価委員会において、

- ・摩耗対策については、車軸の交換周期を延伸するための新たな対策を講ずる必要がある

- ・経済性については、フリーゲージトレイン特有の部品を再利用する場合においても、一般の新幹線と比較して、約1.9倍から2.3倍のコストが見込まれると評価されたところであります。

こうした結果を受け、7月25日に開催された与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」において、営業主体であるJR九州は、安全性及び経済性の検討の結果、フリーゲージトレインによる西九州ルート

の運営は困難であるとの見解を示されました。

本県としては、こうした事態を重大に受け止めるとともに、西九州ルートにフリーゲージトレインを導入することは、現実的な選択肢として困難な状況になったものと考えております。

本県が西九州ルートに求めるものは、公共交通機関としての「安全性」はもとより、暫定的な姿である対面乗換方式が固定化することなく、平成24年6月の認可・着工の前提である山陽新幹線への直通運行ができる「利便性」を実現することであります。

こうしたことから、7月28日の同検討委員会による本県へのヒアリングにおいて、フリーゲージトレイン以外の選択肢による整備についての検討を求めるとし、現在整備中の武雄温泉～長崎間のインフラを十分活用できる最善の選択肢として、多くの県民の皆様の声であるフル規格により西九州ルートを整備することを要請いたしました。

今後、フル規格の議論については、建設財源の確保をはじめ、新たな地元負担や費用対効果の検証等、様々な課題があることから、国の検討状況を注視するとともに、

県議会や関係自治体等と連携を図り、国に対して、早期に西九州ルートの整備の道筋を示していただくよう求めてまいります。

(オリエンタルエアブリッジ (ORC) の新規路線について)

離島航空路線は、離島住民の移動及び交流人口の拡大のため、重要な高速交通手段であり、オリエンタルエアブリッジ (ORC) では、長崎県離島航空路線再生協議会において策定された維持スキームに基づき収支改善に努め、路線維持に取り組んでいくところであり、

このようなか、ORCにおいては、維持スキームに掲げる項目の「新規路線の検討」について、関係者と調整を行いながら、新たな路線の運航の実現に向けて準備を進めてまいりましたが、今般、10月29日から、福岡一宮崎間（新規路線）と福岡一五島福岡間（増便）を運航する予定となりました。

機材については、全日本空輸株式会社 (ANA) からQ400型機（74人乗り）をリースにて調達するとともに、同社にロードシェアと一定の座席買取りを依頼することにより、離島路線を含む全体の収支改善を図ることとしております。

県としては、新規路線の円滑な運航を含め、引き続き離島航空路線の維持・安定運営に努めてまいります。

(県庁舎の跡地活用について)

県庁舎の跡地活用については、これまでの検討経過を踏まえ、去る2月定例会において、賑わいを創出する広場と交流・おもてなしの空間を中心に、整備に向けて更に具体的な検討を進めることとし、文化芸術ホールについては、適切な時期に今後の方向性を判断してまいりたいとの考えをお示ししたところです。

このため、本年度においては、広場、交流・おもてなしの空間を中心に、県庁舎跡地に相応しい機能の具体化に向けて、先行して検討を進めております。

このうち広場については、利用目的別の比較をはじめ、整備が考えられる設備ごとに利点や課題などの比較検討を行っており、また、交流・おもてなしの空間についても、他県における類似事例の調査など機能の具体化に向けた検討を進めております。

引き続き、県議会をはじめ関係者の皆様からのご意見をいただきながら、賑わいの創出につながる活用策となるよう取り組んでまいります。

以上をもちまして、企画振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

危 機 管 理 監

危機管理監関係の所管事項についてご説明いたします。

(防災推進員養成講座の開催について)

地域防災力の向上を図る取組として、県では、平成21年度から毎年県内2箇所では、防災推進員養成講座を開催しており、平成28年度までの8年間で、1,018名が講座を修了されています。

平成29年度においては、この取組の更なる充実を図るため、開催箇所を3箇所を増やし、7月に荏岐市で、8～9月に松浦市で、9月に長崎市で養成講座を開催することとしており、7月15日、16日、17日に開催した荏岐市での養成講座では、36名の方が修了証を手に入れました。

また、養成講座の修了者には、特定非営利活動法人日本防災士機構が実施する防災士試験の受験資格が与えられ、平成28年度まで8年間で、受験された方のうち、821名が防災士試験に合格されています。

今後とも、地域防災力の向上のため、地域や職場の防災の担い手となる防災推進員の養成に取り組んでまいります。

(国民保護訓練の開催延期について)

国民保護訓練については、平成17年度以降、県内の1つの市町と共同で実施しており、今年度は、国並びに雲仙市との共同により武力攻撃事態想定のもと、弾道ミサイルの発射・落着事案を想定した訓練を、7月20日に実施する予定でしたが、本年7月上旬に発生した九州北部豪雨災害への関係機関の対応を優先すべきとの判断のもと、7月11日に延期の決定をしたところです。

この間、延期後の開催日程について、関係機関との調整を鋭意進めてまいりましたが、今般、11月22日(水)に実施することと決定いたしました。

今後とも、関係機関と連携し、県民の安全・安心を守るため、国民保護体制の充実・

強化に努めてまいります。

(平成29年7月九州北部豪雨に係る緊急消防援助隊の派遣について)

去る7月5日から6日にかけて降り続いた豪雨により、福岡県及び大分県を中心に甚大な被害が発生し、2ヵ月を経た現在でも多くの被災者の方々が不自由な生活を余儀なくされております。

今回の豪雨災害の発生に伴い、7月6日0時30分に、消防庁長官から長崎県知事へ緊急消防援助隊の出動要請があり、第1次派遣隊として県内の消防本部から24隊79名が出動し、その後、19日間にわたって福岡県東峰村(とうほうむら)及び朝倉市において、人命救助、検索活動及び被災地での傷病者対応にあたりました。

この間、長崎県防災航空隊を含め延べ459隊1,513名の隊員が、災害現場での活動に従事したところであります。

現在、本災害への派遣対応・活動内容等について検証を行っているところでありますが、多発する大規模災害等に対し迅速かつ適切に人命救助活動等を実施できるよう、さらに関係機関と連携して、支援体制の強化に取り組んでまいります。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

総務部

総務部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、

第72号議案 長崎県税条例の一部を改正する条例

第73号議案 長崎県有財産の交換、譲与等に関する条例の一部を改正する条例

第74号議案 長崎県庁の位置を定める条例

第78号議案 契約の締結の一部変更について

であります。

はじめに、条例議案についてご説明いたします。

第72号議案 長崎県税条例の一部を改正する条例

この条例は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律及び関係省令が、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律及び関係省令として改正されたことに伴い、同法に基づき課税免除に係る県税条例を見直すものであります。

第73号議案 長崎県有財産の交換、譲与等に関する条例の一部を改正する条例

この条例は、新庁舎駐車場棟の外来者駐車場を有料とするため、行政財産の使用料の額を定める規定について、所要の改正をしようとするものであります。

なお、用務で来庁された方につきましては、これまでどおり無料で駐車できることとしております。

第74号議案 長崎県庁の位置を定める条例

この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第4条第1項の規定に基づき、

長崎県庁の位置を定めようとするものであります。

次に、事件議案についてご説明いたします。

第78号議案 契約の締結の一部変更について

この議案は、平成29年2月定例県議会で報告した長崎県庁舎行政棟新築工事について、請負代金額の変更契約を締結しようとするものであります。

変更の内容は、効率的な施工を行うため、他の工事で当初予定していた一部の工事を本工事で行うこととしたほか、執務室のレイアウト変更や現場調整等による工事の追加により、請負代金額を

12,905,962,200円から99,231,480円増額し、

13,005,193,680円に変更しようとするものであります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

(契約の締結の一部変更について)

これまで、定例県議会でそれぞれ可決された長崎県庁舎行政棟電気工事(通信・情報)ほか2件の工事について、地方自治法第180条の規定に基づき輕易な事項として専決処分させていただいたものであります。

変更の内容は、長崎県庁舎行政棟電気工事(通信・情報)については、関係課との調整に伴う電話機の数量変更により、請負代金額を

1,056,375,000円から16,760,520円減額し、

1,039,614,480円に変更したものであります。

長崎県庁舎議会議棟電気工事については、各種設備の仕様変更及び削減により、請負代金額を

590, 419, 800円から13, 795, 920円減額し、
576, 623, 880円に変更したものであります。

長崎県庁舎議会議棟新築工事については、労務単価改定への対応により、諸費代金額を

1, 829, 150, 640円から5, 655, 960円増額し、
1, 834, 806, 600円に変更したものであります。

次に、議案以外の所管事項についてご説明いたします。

(新県庁舎建設工事の進捗状況等について)

新県庁舎建設工事の進捗状況は、8月末時点において、行政棟、警察棟ともに内装工事及び外構工事を行っており、行政棟建築工事の進捗率は約92%、警察棟建築工事の進捗率は約97%となっております。

本年8月末現在の県内企業の下請の状況については、行政棟及び警察棟建築工事に
おいて、約49%となっております。

また、新県庁舎の落成記念行事として、12月24日の午前中に落成式を、12月24日の午後と25日の終日、県民見学会を予定しており、現在、式典の開催に向け準備を進めております。

移転につきましては、平成29年末からの移転に向け、引き続き、詳細スケジュールについて検討を行っているところであります。

引き続き、平成30年1月の開庁に向けて、工事等の進捗を図ってまいります。

(平成29年7月九州北部豪雨災害について)

去る7月5日からの「平成29年7月九州北部豪雨」により、福岡・大分両県にお
きましては甚大な被害が発生したところであります。

このため、九州地方知事会の会長県である大分県からの要請により、副会長県である本県が職務代行として九州・山口9県被災地支援対策本部を7月7日庁内に設置するとともに、両県ヘリエゾンを派遣し、被災状況や必要な支援についての情報収集を行いました。

また、今回の被災地である福岡県、大分県などからの人的支援要請に基づき、九州・山口各県や全国知事会に対して職員派遣の依頼を行ったところであり、本県からは、9月1日付けで4名、9月4日付けで1名の派遣を行っております。

今後も、九州・山口9県被災地支援対策本部の業務を代行している立場からも、引き続き被災地の一日も早い復旧・復興に向け、全力を挙げて支援してまいりたいと考えております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

総務委員会関係議案説明資料(追加1)

出納局・各種委員会事務局
危機管理総務部
監理部

出納局・各種委員会事務局

出納局
監査事務局
人事委員会事務局
労働委員会事務局
議会事務局

【総務委員会関係議案説明資料 出納局・各種委員会事務局の2頁2行目から4行目
までを削除し、次のとおり挿入】

(調整事件について)

前回説明以降、新たに申請のあった事件は3件であり、この間、調整事件5件中
2件は解決により終結しており、現在調整中の事件は3件であります。

危 機 管 理 監

【総務委員会関係議案説明資料 危機管理監の1ページ2行目から14行目を削除し、次のとおり挿入】

(防災推進員養成講座の開催について)

地域防災力の向上を図る取組として、県では、平成21年度から毎年県内2箇所で防災推進員養成講座を開催しており、平成28年度までの8年間で、1,018名が講座を修了されています。

平成29年度においては、この取組の更なる充実を図るため、開催箇所を3箇所に増やし、7月に荏岐市で、8～9月に松浦市で、9月に長崎市で養成講座を開催しました。7月15日～17日に開催した荏岐市での養成講座では、参加者36名のうち30名の方が、8月26～27日、9月2日に開催した松浦市では参加者56名のうち51名が、9月6～7日に開催した長崎市では、参加者42名のうち41名が修了証を手にされました。

また、養成講座の修了者には、特定非営利活動法人日本防災士機構が実施する防災士試験の受験資格が与えられ、平成28年度まで8年間で、受験された方のうち、821名が防災士試験に合格されています。

今後とも、地域防災力の向上のため、地域や職場の防災の担い手となる防災推進員の養成に取り組んでまいります。

【総務委員会関係議案説明資料 危機管理監の2頁14行目の次に、次のとおり挿入】

(原子力防災訓練の実施について)

去る9月3～4日、玄海原子力発電所での事故発生を想定した原子力防災訓練を国、佐賀県、福岡県と実施いたしました。今回の訓練は避難対象範囲を原発から30km圏内に拡大して以降、本県では初めての国との共同訓練となりました。

訓練には、自衛隊、海保、警察、消防など118機関が参加し、松浦市、佐世保市、平戸市及び荏岐市の住民の方々約290人が、長崎県地域防災計画に基づき、松浦市は原発から半径30km圏外の波佐見町の避難所に、平戸市大島地区、度島地区、大久保地区は平戸市の避難所に、それ以外の市は同様に30km圏外の避難所等に避難していただくとともに、情報伝達訓練、緊急時モニタリング訓練及び緊急被災医療訓練などを関係機関と連携して実施いたしました。

離島からの避難とともに施設入所者の避難が課題であります。今回は、松浦市の特別養護老人ホーム「海光園」から川棚町の特別養護老人ホーム「くじゃくの家」への入所者の避難訓練や、平戸市の障害者厚生施設「草笛が丘」から佐世保市の障害者支援施設「桜が丘学園」への避難訓練等を実施しました。

また、このほか、国、福岡県及び佐賀県と連携し、各々の災害対策本部間で情報共有を行うテレビ会議や、県域を越えた広域的な避難訓練として、荏岐市の住民が陸上自衛隊のヘリで福岡県内へ避難する訓練なども行いました。

今後、今回の訓練を十分に検証し、その結果を地域防災計画と防災対策に反映させてまいります。

【総務委員会関係議案説明資料 総務部の４頁１０行目の次に、次のとおり挿入】

(中期財政見通しについて)

今後の収支見通しを踏まえた計画的な財政運営を行うため、平成３０年度から３４年度までの５年間の中期財政見通しを策定し、去る９月１２日に公表いたしました。

この中期財政見通しは、平成２９年度当初予算を基礎として、「長崎県行財政改革推進プラン」に掲げた取組を織り込むとともに、県税や地方交付税など一定の仮定に基づき、試算を行ったものであります。

その結果、昨年度の試算に比べ、歳入面では、県税が地方消費税の伸びの鈍化等により減少することともに、歳出面では、人件費が昨年度の見通し策定時には人事委員会勧告による給与改定を見込んでいないため、平成２８年度の給与改定分等が増加したことに加え、扶助費が国の制度拡充に伴い地方負担が増加したこと等から、約１００億円の収支が悪化し、財源調整のための基金残高は平成３４年度末に１０３億円となる見通しとなっております。

また、昨年度に引き続き、実質的な公債費の長期シミュレーションを行ったところ、普通建設事業の抑制等により昨年度の試算に比べ改善傾向にはありますが、平成３７年度には平成２７年度の水準を超え、依然として高止まりする見込みとなっております。

このため、持続可能な財政運営を目指して、より一層の地方税財源の充実・強化などを国に対して求めていくとともに、平成３０年度の予算編成において、財政健全化に向けて、集中的な対策を講じてまいりたいと考えております。

総務委員会関係議案説明資料(追加2)

出納局・各種委員会事務局
文化観光国際部
企画振興部
総務部

出納局・各種委員会事務局

出納局
監査事務局
人事委員会事務局
労働委員会事務局
議会事務局

【総務委員会関係議案説明資料 出納局・各種委員会事務局の1頁11行目から14行目までを削除し、次のとおり挿入】

警察官Ⅲ類（男性・女性）試験については、第1次試験を10月15日、第2次試験を11月上旬から下旬にかけて実施することとしております。

なお、第1次試験を9月17日に予定していた警察官Ⅰ類（男性・一般）〔第2回〕の試験については、台風18号の接近に伴い試験日程を変更し、警察官Ⅲ類と同じ試験日程で実施することとしております。

文化観光国際部

【総務委員会関係議案説明資料 文化観光国際部の３ページ２１行目の次に、次のとおり挿入】

本県の観光動向について、県内の主要な宿泊施設・観光施設を対象として四半期ごとに取まとめている「県観光動向調査」によりますと、直近の４月から６月の３ヶ月間の延べ宿泊者数は、対前年同期比で２３．６％増となっており、熊本地震の影響を受けた昨年から着実に持ち直してしております。また、県内の主要な観光施設についても、大型施設の利用者が回復してきたことなどにより、対前年同期比で３２．７％増となりました。外国人宿泊客につきましても、対前年同期比１８％増と一年ぶりに対前年増となり、特に韓国からの観光客が、対馬・長崎地域を中心に増加しております。

【総務委員会関係議案説明資料 文化観光国際部の５ページ１９行目から２４行目までを次のとおり改める】

また、関西地域においては、９月から３ヵ月間、伊丹空港南ターミナル制限エリア内において映像やパネルを利用した観光・世界遺産等のＰＲを行うとともに、１０月の各週末には、県内の酒造メーカーと連携し、全日空ラウンジにおいて県産酒の提供とＰＲを実施することにしております。

【総務委員会関係議案説明資料 文化観光国際部の８ページ１４行目の次に、次のとおり挿入】

（長崎県・福建省友好省締結３５周年記念事業について）

今年は、本県と福建省との友好省締結３５周年に当たることから、更なる交流拡大を図るため、様々な記念事業を実施しているところであります。

去る８月１８日から２５日まで、日中の大學生が相互理解を深め、今後の更なる交流拡大について意見を交わす日中「孫文・梅屋庄吉」塾２０１７を県内で開催したほか、９月１１日から１８日まで、福建省との友好省締結３５周年を記念し、日中の大學生が福建省においてホームステイ等の交流を行う「未来へつなぐ日中青少年交流事業」を実施いたしました。

また、去る９月１８日から２１日まで福建省廈門市で開催されました廈門国際投資貿易商談会（ＣＩＦＩＴ）に、これまでで最大規模の長崎県ブースを出展し、長崎県の観光、県産品等のＰＲのほか、県内企業も参加して商談会を行いました。初日には、長崎県産のマグロの解体ショーも実施し、長崎鮮魚の販路拡大に向けたＰＲとともに本県の認知度向上を図ることができました。

一方、来月中旬には、県議会、市町、経済界、友好団体等の皆様とともに福建省を訪問し、福建省から長崎へ渡り日本の食材や生活、文化に多大な影響をもたらした隠元禅師の足跡をたどる黄興文化交流等の記念事業を実施することとしております。

今回の３５周年記念事業を契機として、今後も、福建省内の市などと友好関係にある県内の５つの市をはじめ、関係団体の皆様とも連携を図りながら、文化、観光、物産など様々な分野において、歴史的に本県との関わりが最も深い福建省との交流拡大に努めてまいります。

(地価動向について)

去る9月20日、国土利用計画法に基づく「平成29年長崎県地価調査の結果について」を公表いたしました。本年は、県下482地点の調査基準地における7月1日現在の価格について、調査を行いました。

その概要を申し上げますと、県下の地価は、全用途の対前年平均変動率がマイナス1.3%で、前年のマイナス1.8%と比較すると0.5ポイント下落率が縮小しております。

緩やかな景気回復基調が続く中、地価の上昇地点数は昨年より増加したものの、全体としては下落傾向が続いております。

住宅地の対前年平均変動率は、マイナス1.5%で、前年のマイナス1.9%と比較すると0.4ポイント下落率が縮小しております。人口減少と高齢化による住宅地に対する需要の減退等により平成11年以来19年連続でマイナスとなっておりますが、大村市、時津町及び佐々町の住宅地においてはプラスの変動率となっております。

商業地の対前年平均変動率は、マイナス0.8%で、前年のマイナス1.4%と比較すると0.6ポイント下落率が縮小しております。平成5年以来25年連続でマイナスとなりましたが、長崎市、大村市及び時津町の商業地においてはプラスの変動率となっております。

【総務委員会関係議案説明資料 総務部の1頁6行目の次に、次のとおり挿入】

諮問第1号 退職手当支給制限処分に係る審査請求に関する諮問について

諮問第2号 退職手当支給制限処分に係る審査請求に関する諮問について

【総務委員会関係議案説明資料 総務部の2頁10行目の次に、次のとおり挿入】

次に、諮問議案についてご説明いたします。

諮問第1号 退職手当支給制限処分に係る審査請求に関する諮問について

諮問第2号 退職手当支給制限処分に係る審査請求に関する諮問について

この議案は、長崎県教育委員会が行った退職手当支給制限処分について、地方自治法第206条の規定に基づき、長崎県知事に審査請求があったことから、諮問するものであります。

総 務 部



なお、誘致活動等の強化を図るため、平成29年10月1日付けで、政策企画課内に「IR推進室」を設置することとしております。

新たな組織体制のもと、庁内や関係団体と連携し、IR導入の実現に向けて、一層の誘致推進に取り組んでまいります。

総務委員会関係議案説明資料（追加3）



【総務委員会関係議案説明資料 企画振興部の5頁23行目の次に、次のとおり挿入】

また、9月27日、同検討委員会が開催され、今後の検討方針については、

- ・フリーゲージトレインの技術開発は、国土交通省において、車軸のメッキ厚の増加等の新たな摩耗対策を進めること
- ・西九州ルートの整備のあり方は、フリーゲージトレイン、フル規格、ミニ新幹線の各整備方式に関し、多面的かつ定量的な比較検討作業（検討項目例：費用、投資効果、収支採算性、工期、山陽新幹線への乗り入れ、整備後の在来線ネットワークへの影響の可能性等）を行うこと

とし、また、これらについて、本年度末を目処に、国土交通省から報告を受け、関係者とのアリンドを行った上で、できる限り速やかに一定の結論を得るとされるところであります。

総務委員会関係議案説明資料（追加4）

【総務委員会関係議案説明資料 企画振興部の6頁2行目の次に、次のとおり挿入】

（オリエンタルエアブリッジ（ORC）便の緊急着陸について）

9月27日、長崎18時55分発、対馬行きORC61便が長崎空港に引き返し、緊急着陸しました。当機にご搭乗のお客様や関係者の方々には、多大なご迷惑とご心配をお掛けしたところであり、誠に遺憾であります。

原因は、現在調査中ではありますが、乗客の皆様は全員無事とのことであります。

県としては、ORCから直ちに報告を受け、万全な対策を講じるよう求めたところであり、引き続き、航空機の安全運航への支援に努めてまいります。

企 画 振 興 部

